

平成27年 第3回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成27年9月1日 開会

平成27年9月28日 閉会

東 御 市 議 会

平成27年東御市議会第3回定例会議事日程（第1号）

平成27年9月1日（火） 午前9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告 報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製について
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第12 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第13 議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定について
- 第14 議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結について
- 第21 請願・陳情の報告

出席議員（18名）

1番	窪田俊介	3番	横山好範
5番	蓮見喜昭	6番	山崎康一
7番	若林幹雄	8番	阿部貴代枝
9番	平林千秋	10番	依田俊良
11番	長越修一	12番	井出進一
13番	青木周次	14番	三縄雅枝
15番	町田千秋	16番	依田政雄
17番	柳澤旨賢	18番	堀高明
19番	清水新一	20番	櫻井寿彦

欠席議員（1名）

2番 佐藤千枝

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちお知らせいたします。佐藤千枝さんから所用により本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから平成27年東御市議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、三縄雅枝さん及び町田千秋君を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月28日までの28日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告 報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成27年6月、7月及び8月実施分の例月出納検査結果並びに平成27年度における定期監査等の結果、及び指定金融機関等に対する監査結果の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製についての報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。ただいま上程となりました報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製につきまして、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製について。

平成26年度東御市一般会計予算について、別紙のとおり繰越明許したので、地方自治法施行令146条第2項の規定により再調製し、報告するものでございます。

この施行令の規定では、地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならない旨の規定となっております。平成27年の東御市議会第2回定例会におきまして、報告第1号で報告申し上げました平成26年度繰越明許費のうち、平成26年度東御市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の翌年度繰越額及びその財源に一部誤りがございましたので、再調製し、ご報告申し上げるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。平成26年度東御市繰越明許費繰越計算書、一般会計補正予算（第8号）分でございます。

説明は別紙の説明資料でございます。お手元に別紙で報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製について説明資料というA4判の1枚ものの資料がございますが、こちらをご覧いただきたいと存じます。

この資料につきましては、平成26年度東御市繰越明許費繰越計算書の再調製分の再調製前と再調製の後につきまして、抜き出してお示したものでございます。給食センター建替事業につきまして、再調製前、これは報告第1号で報告したものでございますが、3,630万円を翌年度繰越額として繰越計算書を調製したところでございますが、この3,630万円の中に26年度中に執行済みの額1,458万7,000円を誤って含めていたものでございます。再調製後、今般報告する報告第2号でございますが、こちらについては執行済みの額を差し引いて、実際に繰り越いたしました2,171万3,000円を翌年度繰越額とするものでございます。また、これに伴いまして合計については7億9,017万円となりまして、財源内訳は記載のとおりとなるものでございます。

本件につきましては、確認不足によるものであり、あってはならない誤りと認識はしております。深くおわび申し上げます。

再発防止につきましては、改めて基本に立ち返り、緊張感を持って財務規則等に基づき行っております事務処理の再点検を全職員で実施するとともに、管理職員による責任体制の再確認をいたす所存でございます。大変申しわけございませんでした。

以上、報告第2号 平成26年度繰越明許費の再調製につきまして、ご報告申し上げます。

◎日程第 4 市長招集あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

お盆休みが終わるところから厳しかった残暑も徐々に和らぎ、9月の声を聞くここ数日は朝夕の涼しさとともに、さわやかな秋の気配が感じられるころとなってまいりました。

今年の夏は、ことのほか暑い夏でした。関東甲信越地方が梅雨明けをした7月19日以降、連続して真夏日を記録するなど厳しい暑さ続きに、例年にも増して熱中症対策が求められました。

今年はまた戦後70年の節目となる夏でもありました。先の大戦以降も地球上では数多くの紛争が繰り返されています。そうした中でも、我が国は一貫して平和で戦争のない世界を願って、今日までの歩みを進めてまいりました。今次我が国の平和と繁栄の礎となられた方々の尊い犠牲に思いをはせるとともに、原子爆弾による惨禍を被られた方々やご遺族が抱かれる恒久平和への悲願が一日も早く成就すべく、8月6日8時15分、平和の像に向かいこうべを垂れました。

6月以降、梅雨前線の活発化による豪雨に続き、全国各地で竜巻や記録的な降雨を伴う河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、想像を絶する災害が発生しております。県下、市内においても不安定な大気の状態による落雷や降ひょう、風雨による被害が続きました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、7月に運用を開始した東御市防災気象情報システムを有効に活用しつつ、防災体制には万全を期してまいり所存でございます。

農林水産省が8月28日に発表した本年度産米の8月15日現在の作柄概況は、早場地帯の大半がやや良か平年並みとなり、県内はいずれの地区も平年並みと示されました。農業を基幹産業として位置づける我が市にあって、巨峰をはじめとしたブドウを含め、これから迎える実りの秋への期待が高まるところでございます。

本日ここに、平成27年東御市議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多端のところご出席いただき、ここに開会できますことを厚く御礼申し上げます。平成27年東御市議会第2回定例会において報告申し上げました平成26年度繰越明許費のうち、平成26年度東御市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の翌年度繰越額及びその財源に一部誤りがございました。再調製の上、先ほど担当部長からご報告申し上げたところでございます。

また、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度による保育料算定において、国から示された市町村民税所得割額に係る控除の取り扱いに一部誤りがあり、2世帯、3名の方の保育料を多く徴収してしまいました。

いずれの事案も市民の皆様の信頼を損なう事態を招きましたことは、誠に遺憾でございます。ここに議員各位をはじめ市民の皆様に改めておわびを申し上げます。

さて、我が国を取り巻く環境は、経済面では一昨年から続く政府の経済対策並びに円安傾向を受け、緩やかな回復基調が続いているとされているものの、地方にあってははまだその効果を肌で実感するまでには至っておりません。また、急速に進む人口減少と少子高齢化への対応については、国を挙げての様々な試みにもかかわらず、根本的な解決策を見出せない状況にあります。我が国の人口が平成20年をピークに減少傾向に転じる中、国では昨年から将来にわたって活力ある日本社会

の維持を目標に、人口減少と地域経済縮小の克服と、まち・ひと・しごとの創生による好循環の確立を目指す地方創生の取り組みを本格化させたところであります。

この地方創生の取り組みは、地方の創意工夫と努力を促し、地方と大都市圏がそれぞれの強みを生かすことによって、国を挙げて地方の活性化に取り組むものであり、幅広い分野から意見を伺いながら、本年度中にその基本となる人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めているところであり、自治体にとっては喫緊にして最大の課題となっております。

東御市におきましては、産・官・学・金・労及び市民の皆様からなる有識者委員会とまちづくり審議会の審議を経て、8月26日に人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。この間、両会の委員各位はもとより、議員各位、まちづくり懇談会における地域住民の皆様ほか、多くの皆様のご協力を賜りましたことに、この場をおかりして感謝とお礼を申し上げます。

今後は、この総合戦略をもととし、人口減少克服のため若者の流出抑制と新たな定住者を誘う等の施策を現在、地区ごとに策定を進めていただいている地域ビジョンの実現に向けた魅力ある地域づくりとあわせて推進してまいりたいと考えております。

こうした状況の中、市民生活に直結する行政を担う市長の責務や果たすべき役割も重要度が増しております。私が市政をお預かりして2期目の任期も既に1年を切る時期となり、市民の皆様とのお約束の実現に向け、一つ一つを確固たるものにすべく、施策への取り組みをしてまいりました。今定例会はいわゆる決算議会でありますので、市として平成26年度に実施いたしました事業に係る決算の認定をお願いいたします。あわせて補正予算と条例の一部改正には、今後取り組んでまいりる施策に関する私の考えの一端をお示しさせていただいております。議員各位をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、ここで前回6月定例会以降の市内の主だった動きを振り返ってみますと、6月議会閉会日のあいさつでも触れさせていただきましたが、6月23日の夕方、市内において降ひょうとともに豪雨がありました。降ひょうは局地的に農作物に影響を与えたものの、幸い大きな被害には至りませんでした。豪雨の影響による農道や用水施設の破損、農地ののり面が崩れるなどの災害が市内各所で発生いたしました。これらの農地、農業施設の復旧に関して、至急の復旧が必要と判断された14カ所を市単独の土地改良情報補助事業により予備費を充当し、復旧を行っておりますので、ここにご報告申し上げます。

6月29日、田中保育園の園庭芝生化工事の完成セレモニーを行いました。4月21日に園児が芝の種まきをして2カ月余り、鮮やかなグリーンが映える立派な芝生の園庭ができ上がりました。歓声を上げ、はだして駆け回り、寝転がって遊ぶ園児の姿がありました。県道からもその鮮やかな芝の状況を見ていただけます。市では未来を担う子どもたちの豊かな情操を培うとともに、園児の健康づくりの一環として園庭の芝生化を保育園改築事業と一緒に進めてまいりました。今回の田中保育園をもって、市内5地区すべての保育園の建設事業は完結しましたが、次年度以降、北御牧保育園の園庭についても、芝生化を進めてまいります。

千曲川ワインバレーエリア内の上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町、坂城町の8市町村により、本年5月1日付で内閣府に申請しておりましたワインの構造改革特区について、6月30日付で認定がされました。8月11日には構成8市町村が参集、上小地方事務所長をお招きして千曲川ワインバレー特区認定披露会が行われ、無事認定がされたことを関係者で祝いました。

ワイン特区の広域化により、原料のワイン用ブドウの調達区域が広がることにより、原料の安定供給が図られ、ワイナリーの経営の安定化や品質の高いワインの安定生産によるブランド力の向上、新規ワイナリーの参入の促進等、多方面にわたる効果が期待できます。今後は広域化したワイン特区内の市町村が連携して、地域のワイン産業をより一層振興していくため、連絡協議会を設けて活動してまいります。

ワイン特区にあわせまして、東御市の標高差を生かした地場産業・観光の創出による「地域活力再生計画」につきましても、6月30日付で認定を受けることができました。これに伴い、明神館の改修に着手することができますことをここに改めてご報告させていただきます。

国の緊急経済対策として、地域における消費喚起を促すため商工会が主体となり20%のプレミアム分を含む1億9,980万円分のとうみプレミアム付商品券を発行いたしました。7月5日の発売初日は、大きな混乱もなく並ばれたすべての皆様にご購入をいただきました。また、初日に購入ができなかった方のために翌日からは商工会事務所での販売分を用意する中で、延べ3,721人の方にご購入いただき、7月22日をもって完売となりました。

このとうみプレミアム付商品券が東御市の消費拡大に大きくつながるものと期待するところであります。

7月20日、21日と日本くるみ会議の視察研修に参加させていただきました。大正4年に当時の和村産業組合と滋野村農会において、大正天皇即位御大典記念として、クルミの苗木を全戸配付して栽培を推奨してから、今年で100年となります。これは東御市がクルミの産地に発展する契機となった出来事であり、今回の視察は東御市で集団栽培が始まって100周年を記念し企画されたもので、県内の東信・北信地域、また群馬県みなかみ町など、クルミ栽培の歴史に関するゆかりの場所、また、クルミを活用した施設や取り組み団体を視察いたしました。これまでの100年を礎として、これからも東御市が日本一のクルミの産地として末永く続くよう、気持ちを新たにすることができました。

8月1日、田中商店街において、2015東御市民まつり「どすこいSANSAN」を開催いたしました。待ちわびた踊りには、区や企業に加え、誰もが自由に入って踊れる飛入り連にも大勢の参加をいただく中で、53連が参加し、4,000人余の踊りの列が商店街をところ狭しと埋め尽くしました。山車やのぼり旗、法被や衣装にも趣向が凝らされ、市民の心が連帯し1つになった姿は、明るい東御市を象徴するように元気と熱気にあふれていました。

企画から運営まで携わっていただいた実行委員や運営スタッフ、協賛をいただきました企業の皆

様、団体の皆様には、改めて敬意を表し、感謝を申し上げるところでございます。

8月5日、春の叙勲において、農業振興功勞により旭日双光章を受章された永井忠様の受章を祝う会が開催されました。永井さんは高校卒業と同時に家業の農業に就農され、以来53年間、これまでに経営を法人化されるとともに、稲作、酪農、果樹、野菜を複合させた営農形態、また生産、加工、流通販売を一体的にした先進的な取り組みを実践され、農業における新たなビジネスモデルを確立されたことが高い評価を得たものであり、後に続く皆さんの大きな励みとなりました。

8月15日、すっかり定着した感のあるお盆の成人式が中央公民館で開催され、211人の新成人が参集しました。新成人の代表からなる実行委員会主催による式典は、東御市に練習拠点を置く上田アンサンブルオーケストラのすばらしい演奏で始まりました。続く市民憲章の唱和によって成人の仲間入りをしたという自覚を胸に刻んでいただきました。

意見発表の場では、現在、学んでいることを将来東御市のために役立てたいといった決意をお聞きすることができ、大変心強く感じました。

私からは、新成人の皆さんに対し、8月15日がお盆であり、終戦記念日でもあります。その日に成人式が挙行されることが持つ意義を考えることともに、平和な社会をつないでいく自覚を持った大人であっていただきたい、加えて、類的存在としての行動を改めて認識する日にしていただきたいとお願いしました。

8月20日、阿部守一長野県知事、櫻井寿彦東御市議会議長をご来賓としてお招きし、その他の来賓を含めて当市を会場として第137回長野県市長会総会が開催されました。地方創生元年、各市から提出された議題等に関する討論や意見交換がなされました。

採択された議題のうち、国に係る案件に関しては、今後北信越市長会を経て国への要望を、県に係る案件に関しては、県知事や県議会議長へ要望・陳情が行われます。

このたびの総会は関係皆様方のご協力により、成功裏のうちに終了することができましたが、市制施行後10年を経て、この間、県レベルの会合等の当番が順次めぐってきております。今後も当番に際しましては、東御らしさのおもてなしを心がけてまいりたいと思います。

8月23日には、林芳正農林水産大臣をはじめとする同省の幹部の皆様による視察団を当市にお迎えいたしました。6次産業の先駆者としてのチーズ工房、ワイン特区に代表される各種ワイナリーの先進的な取り組み、そして木材をふんだんに活用した公共施設をご覧いただくことができました。地方創生に関する各種事業が胎動する中、市にとっても大変名誉なご来訪であり、誇らしさと同時に標高差を生かしたワイン振興、農業の6次産業化にますます拍車がかかるものと感じております。また、今後の取り組みが地方創生を推進するモデルとなるべく、自覚を新たにする契機ともなりました。

8月29日には、ユニバーサルスポーツ講演会として、湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員会の作業部会員でもあり、日本水泳連盟理事、そして日本障がい者水泳協会の会長でもあられる全盲の金メダリスト、河合純一先生をお招きし、「夢への努力は今しかない」と題した講演を東御市

湯の丸高原高地トレーニング施設誘致推進市民会議の主催により開催いたしました。

パラリンピアンとして日本人最多メダル獲得者である河合先生ご自身の夢へ向かって努力してきた人生について、熱くお話しいただき、聴講された200人を超える大勢の皆さんの感動を誘うとともに、明日へ向かう元気をいただいた気がいたします。先生には今後も高地トレーニング施設誘致にご協力をいただくとともに、ますますのご活躍をご期待するものであります。

また、昨日8月31日には、岐阜県の飛騨御嶽高地トレーニングセンターを誘致推進市民会議の皆さんと一緒に視察してまいりました。施設の概要や利用状況など、視察によって得られた事柄を今後の誘致活動の参考としてまいりたいと思います。

二百十日、防災の日を前に、一昨日8月30日に防災訓練が行われ、防災ラジオ（エフエムとうみ）とメール配信による緊急情報伝達に基づいた避難を実施するとともに、各区では避難経路や避難場所の確認、初期消火訓練などが実施されました。

今年度の訓練では、大雨洪水警報時に発生した大規模地震により、一部地域で土砂災害の前兆現象が確認され、更に家屋の倒壊等、被害の拡大が予測されるため、市内全域に避難指示が発令されるという想定に加え、新たに市内の中小河川に氾濫の危険性が高まったという想定により、各区や消防団では危険箇所点検を実施する訓練を行いました。訓練には、市内全域にわたって66区、総勢で約4,700人余の参加を得て、所期の目的を果たすことができました。

災害時の混乱や被害を最小限に食い止め、市民の自助・共助の体制の構築を推進するため、こうした防災訓練の繰り返しの実践により、地域防災力の向上を図っていくことの重要性を再認識したところでございます。

東部中学校と北御牧中学校から、柔道において北信越大会へ4名の選手が出場し、優勝や準優勝の好成績をおさめるとともに、函館市で行われた第46回全国中学校柔道大会では、個人戦に出場した2年生の唯野己哲さんが55キロ級で並み居る全国の強豪を抑え、見事優勝の栄に輝きました。

更に社会体育分野では、長野救命医療専門学校バレーボール部が埼玉県で開催された第24回全国専門学校バレーボール選手権大会に北信越ブロック代表として出場いたしました。

一方、田中小学校の吹奏楽部は、今年も県大会を突破し、10月に岐阜市で行われる東海大会へ3年連続での出場が決定いたしました。

また、東部中学校の給食が地域の食材を生かし、素材の味のわかる給食づくりに取り組んできた成果として、本年度県下3校に授与された学校給食優良学校表彰の1校に選ばれました。地域と連携する中で、地域食材を活用した食育環境の充実が図られているものと大変うれしく思うところであります。

この3カ月ばかりの間の主な動向について申し上げましたが、「小さくともキラリと光る東御市」づくりに取り組む上で、欠くことのできない出来事は枚挙にいとまがありません。

引き続き初心を忘れずに、市政に携わってまいり所存でございますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず議案第64号から議案第71号まで、平成26年度の各会計の決算について申し上げます。

国によりますと、日本経済は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的推進により、デフレ脱却と経済再生に向けた大きな前進が見られ、景気回復が雇用の増加や賃金の上昇につながり、それが消費や投資の増加に結びつくという、経済の好循環が回り始めているとしております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されます。ただし中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、日本の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

今後については、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の着実な実行や賃金上昇を定着させ、投資を促進させるための環境整備の取り組み等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれているとしております。

県内の経済情勢においても、引き続き持ち直しているとしておりますが、今後も個人消費や生産活動等の動向を注視していく必要があります。

平成26年度の東御市一般会計におきましては、緩やかな景気回復基調により、個人市民税及び法人市民税は増額となりました。固定資産税は土地価格の下落修正措置による土地課税分の減等により減額となったものの、市税全体では前年度に比べ増額となりました。

景気回復基調はあるものの依然として厳しい経済情勢が続く中で、引き続き行財政の簡素・効率化を図りながら、一層の経費の節減、合理化と重点配分に徹し、田中保育園建設事業、給食センター建替事業などをはじめとする実施いたしました。

平成25年度からの繰越事業につきましては、和・田中保育園建設事業、給食センター建替事業、社会資本整備総合交付金事業（滋野446号線、橋梁長寿命化修繕計画及び海野地区・県地区整備事業）などを実施してまいりました。

また、各特別会計、公営企業会計におきましても、ほぼ順調な事業運営がなされ、地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計及び病院事業会計を除いてはいずれも黒字の決算となりました。これもひとえに議員各位をはじめ市民皆様方の格別のご理解とご協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。

各会計の詳細な決算状況につきましては、後ほど副市長及び関係部長等から申し上げますので、私は一般会計決算につきましては、その概要を申し上げます。

平成26年度の一般会計予算は、当初148億9,500万円でスタートしました。その後、8回の補正を行い、前年度からの繰越明許費を加えた最終予算額は179億2,963万円ほどになりました。これは前年度に対し29億8,163万円余り、率にして14.3%の減となっております。

歳入決算額は171億8,304万円で、前年度に対し25億7,055万円、率にして13.0%の減となり、歳

出決算額は165億7,490万円で、前年度に対し24億3,040万円、率にして12.8%の減となりました。

歳入歳出の差引額は6億814万円となり、27年度への繰越明許費の繰越財源を除いた実質収支は4億8,339万円の黒字決算となりました。このうち2億4,17万円を地方自治法等の規定により財政調整基金へ繰り入れることといたしました。

一般会計の市債残高であります。26年度に新たに24億940万円を借入れ、14億5,951万円ほどを返済したことから、26年度末の起債現在高は220億10万円ほどとなり、対前年度比9億4,989万円ほどの増となりました。

また、基金残高は67億4,198万円ほどとなり、前年度に比べ2億7,374万円ほどの減となりました。なお財政健全化判断比率につきましては、後ほどその詳細を報告いたしますが、いずれも基準を下回っており、おおむね良好な状況と考えております。

次に、議案第72号及び議案第73号の2件は、一般会計及び介護保険特別会計に係る補正予算でございます。

まず議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算に3億1,024万4,000円を追加いたしまして、総額を147億2,905万8,000円といたすものでございます。その主なものとして、浅間山麓総合開発株式会社の株式の取得、子ども・子育て支援新制度による認定こども園の施設給付、地域密着型サービス施設である小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業補助などを行うため、増額補正をお願いするもので、国、県の補助金や市債等を財源として充当するものでございます。

次に、議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、前年度介護保険給付費負担金の精算に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、条例等の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第74号から議案第77号までは、既存条例の一部改正でございます。

議案第74号及び議案第76号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴う条例の一部改正であります。

また議案第75号及び議案第77号の2件につきましては、それぞれ関係する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第78号につきましては、明神館改修増築工事の請負契約に関し、条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

条例改正、契約案件の詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

議案第79号につきましては、人事案件として法務大臣に対する人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員会の規定により、議会のご意見をお聞きするものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

以上、定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を申し上げます。十分なご審議をいただきまして、それぞれの案件につきまして認定、ご決定を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

地方創生元年、本市が置かれている状況は必ずしも安穩としておれず、今後も一層厳しさを増すことが予想されます。しかしそのような中にあっても、常に遠くの夢、目標を見据えつつ、難局に対し全力で立ち向かう勇気と、ピンチをチャンスにつなげる柔軟な発想力を持って、私たちは困難を一つ一つ克服していかなければなりません。

その道しるべでもある第2次東御市総合計画にうたわれた、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現を目指し、私自身が現下の情勢を的確に見極めながら、前例にとらわれない柔軟な発想と、現状を打破する勇猛果敢な行動力で、市民の皆様から寄せられた声にしっかり耳を傾けながら、市民生活の現場に生じている様々な課題にスピード感を持って解決していこうという意志を発露し、引き続き持続可能な美しいまちづくりに向け、職員と一丸となって今後の市政運営に全身全霊を尽くして取り組んでまいることがここにお願い申し上げます、本定例会招集のあいさつといたします。

◎日程第 5 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

東御市鞍掛、土屋哲夫。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法の定めるところにより、市町村長が法務大臣に対して議会の意見を聞いて適任と認める候補者を推薦することになっております。

現在、人権擁護委員としてご苦労いただいております金井の土屋哲夫さんは、平成27年12月末日

をもって、任期が満了することになります。

土屋さんは、現在、2期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいております。県職員を経験され、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解がある上、協議会の副会長を務めておられます。人格、識見とも申し分なく、委員として適任であり、引き続き推薦をするものであります。

なお任期は3年であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎日程第 6 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第10 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第6 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長(田丸基廣君) おはようございます。

ただいま上程となりました議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての5議案につきまして、一括提案説明を申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほど市長の招集のあいさつで申し上げてございますので、直接決算書、並びに決算附属書及び決算説明資料により説明を申し上げます。また提案説明につきましては決算数値と執行実績の概要のみとさせていただきます、細部につきましてはそれぞれの常任委員会におきまして、担当部課長より詳しく説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、平成26年度一般会計決算書をご覧いただきたいと思っております。2ページ、3ペー

ジをお願いいたします。

平成26年度の歳入歳出決算総括表でございまして、一般会計と特別会計の決算の状況でございます。各会計につきましては、3ページの歳入決算額、歳出決算額、差引残額の順に申し上げます。

初めに一般会計でございますが、歳入決算額171億8,303万5,641円、歳出決算額165億7,489万5,633円、差引残額6億814万8円でございます。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入決算額33億8,234万6,348円、歳出決算額32億629万212円、差引残額1億7,605万6,136円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額26億7,741万5,156円、歳出決算額26億5,562万2,334円で、差引残額2,179万2,825円でございます。

次に、地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額が315万6,747円、歳出決算額が1,141万8,069円、差引残額826万1,322円の不足額が生じ、翌年度会計の繰上充用金で代用をいたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額2億8,197万8,199円、歳出決算額2億7,222万3,242円、差引残額975万4,957円でございます。

下段の合計欄、5会計の合計は歳入決算額が235億2,793万2,094円、歳出決算額227億2,044万9,490円、差引残額8億748万2,604円の黒字決算となりました。

6ページからは一般会計の款項ごとの決算額、おめくりをいただきまして20ページからは事項別明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。なお特別会計も同様に省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、決算附属書及び決算説明資料をお願いいたします。最初に表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいというふうに思います。

決算附属書及び決算説明資料の内容について申し上げます。目次の第1は実質収支に関する調書、第2は財産に関する調書、第3は主要施策の成果及び予算の執行実績報告書でございまして、2が一般会計決算について、3から6が特別会計決算についてでございます。第4は地方財政状況調査による資料となっております。

それでは1ページをお願いいたします。一般会計ほか4会計の実質収支に関する調書でございます。区分1、2、3につきましては、先ほど申し上げました各会計の決算額でございます。区分4は翌年度、27年度へ繰り越すべき財源でありまして、一般会計での繰越明許費繰越額は1億2,475万円となりました。5の実質収支額は3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございまして、一般会計では4億8,339万円、それぞれの特別会計については3の歳入歳出差引額と同額でございます。

5の実質収支額のうち、地方自治法233条の2の規定等による基金繰入額は、一般会計で2億4,170万円、国民健康保険特別会計で8,802万9,000円でございます。

6の基金繰入金は一般会計、国民健康保険特別会計では5の実質収支の2分の1に相当する額を

繰り入れ、介護保険特別会計では年度中の国庫支出金や支払基金交付金精算還付金、精算追加交付金の実質差引額である680万6,000円を繰り入れるものでございます。

2ページをお願いいたします。第2、財産に関する調書でございまして、26年度中の増減を示したものであります。

1、公有財産（1）は土地及び建物でございまして、初めに土地の欄の決算年度中の増減高で内容の説明を申し上げます。消防の25.73平米の増につきましては、鞍掛地籍、中八重原地籍で防火水槽用地の寄附によるものでございます。

次に公有財産、その他2,797.00平米の増につきましては、海野宿駐車場の整備によるものでございます。

次に山林の4,081.00平米の増につきましては、屋惣道路関連用地や自然探求の森など、土地開発公社からの買い戻しによるものでございます。

下段、その他の1万2,330.02平米の増につきましては、自然探求の森など、土地開発公社からの買い戻しによるものが1万3,876.50平米、畑かん組合貯水槽用地、ぶどう組合調合水槽用地として寄附された441.00平米、道路用地の残地となり、用途廃止した97.70平米の増のほか、用途廃止に伴いまして不要な公有地として公募等により売却した旧常田住宅団地用地など、2,085.18平米の売却に伴う減によるものでございます。

次に、建物でございまして、公共用財産の公営住宅の非木造134.07平米の減につきましては、市営住宅日向が丘団地4戸の解体によるものでございます。同じく公共用財産その他木造35.66平米の増につきましては、湯の丸キャンプ場トイレ整備によるものでございます。

下段、その他の木造2,006.26平米の減につきましては、旧和保育園園舎624.47平米、旧西部保育園園舎730.32平米、旧東保育園園舎596.47平米と、切久保教員住宅55平米の解体による減でございます。同じくその他、非木造1,251.13平米の増につきましては、旧湯の丸高原荘2,028.43平米の増と、解体した旧和保育園物置4.66平米、旧滋野保育園園舎770.69平米の減によるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。（2）山林のア、一般会計分の上段の所有分の面積につきましては、前ページ、（1）土地及び建物総括表の下から3行目、山林の決算年度末現在高58万684.73平米と合致しなければならないわけでありまして、決算年度中増減高は土地開発公社から買い戻した4,081平米のほか、過年度分を含めた7万2,461.73平米としたものでございます。なお立木の推定蓄積量につきましては、増減がございませんでした。次に、イの滋野財産区分についても増減がございませんでした。

（3）の物件につきましても年度中の増減がございません。

（4）の出資による権利につきましては、上田地域広域連合ふるさと基金出資金863万1,000円の減額でありました。上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業であります信州大学等との連携による医師確保事業、医師研究資金貸与事業、病院輪番制病院等緊急搬送収容事業、病院群輪番制病院後方支援事業に充当したものでございます。

4 ページをお願いいたします。2、物品でございます。決算年度中の増減高で申し上げます。普通自動車3台の減につきましては、リースへの異動による1台減と、社会福祉法人に2台払い下げたことによる減でございます。軽自動車の2台の減と特殊自動車1台の減につきましては、いずれも社会福祉法人への払い下げによるもので、消防用自動車につきましては、姫子沢部の解散に伴う1台減によるものでございます。

次にスチームコンベクションの2台の増につきましては、北御牧給食センターと滋野小学校に整備したものでございます。食品洗浄機1台の増につきましては、東部中学校に整備したものでございます。

次に消毒保管庫2台、冷蔵庫2台、電気回転釜4台、ブラストラチラー1台、天吊り式コンテナ消毒装置6台につきましては、北御牧給食センターの改築に伴い整備をしたものでございます。

中段にございますトラクター2台の減につきましては、サンファームで使用していましたが、老朽化により廃車したものでございます。

続いて下段の美術品でございます。美術品につきましては、絵画1点、書で2点の3点の増となっております。絵画につきましては、丸山晚霞の水彩画でありまして、購入（後刻訂正）によるものでございます。書の2点につきましては金澤翔子さんから寄附によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。3の債権でございます。決算年度中の増減高と決算年度末現在高を区分ごとに申し上げます。まず地域改善地区住宅資金等貸付金でございます。上から5行目の決算年度中増減高の小計の欄をご覧くださいますと、それぞれ貸付金の返済によりまして、278万4,000円の減、決算年度末の現在高は4,644万3,000円であります。

次に、一般貸付金の浅間山麓総合開発株式会社への貸付につきましては、年度中の増減はございませんでした。

育英資金貸付金につきましては、年度中に31万2,000円の返済がございまして、年度末現在高は99万6,000円であります。

次に、平成21年度から実施しております医学生等奨学金貸付金につきましては1,200万円の増、年度末現在高は7,200万円でございます。

以上、債権の合計額は決算年度中の増減高890万4,000円の増となりまして、決算年度末現在高は5億1,943万9,000円でございます。

下欄の会計間の貸付金につきましては、市民病院への貸付金1億8,000万円でございますが、年度中に6,000万円の返済があり、決算年度末現在高は1億2,000万円でございます。

6 ページをお願いいたします。4の基金であります。初めに（1）積立基金アの一般会計関連でございますが、12の基金のうち年度中に増減のあった主なものを申し上げます。

中ほどの年度中積立金欄の積立金の計は5億1,078万1,000円でありまして、減債基金で2億6,640万5,000円、滋野財産区運営基金144万4,000円、職員退職手当基金2億2,793万5,000円、合併振興基金1,468万5,000円であります。なお人材育成基金の積立金につきましては、5 ページで申し上げ

ました育英資金貸付金の貸付返済金を積み立てたものでございます。

隣の歳計剰余金処分につきましては、財政調整基金に2億5,008万円、利子分では12基金で3,019万5,000円となりまして、年度中の積立金の合計は7億9,105万6,000円でございます。

次の年度中の取崩し額につきましては、総額で10億6,479万1,000円となりまして、内訳は財政調整基金4億6,845万7,000円、公共施設等整備基金3億9,025万6,000円、職員退職手当基金1億9,858万6,000円が主なものでございます。

この結果、年度中の積立金の額から、年度中取崩し額を差し引いた年度中増減額の計は2億7,373万5,000円の減となり、一般会計関連の26年度末現在高は67億4,197万5,000円でございます。

なお表中下段にあります合併振興基金につきましては、合併特例債を財源として12億1,468万5,000円を基金積立額としており、普通交付税の一般算定の財政運営に備えているものでございます。

次にイの特別会計関連では、2つの基金がございます。主なものを申し上げますと、年度中積立金欄の歳計剰余金処分では、国民健康保険財政調整基金の1億1,341万3,000円、利子分で131万1,000円となり、年度中積立金の合計は1億1,472万4,000円でございます。年度中取崩し額は、国民健康保険財政調整基金1億9,000万円でありまして、年度中の積立金の額から年度中取崩し額を差し引いた年度中増減額の計は、7,527万6,000円の減となり、26年度末現在高の合計は2億4,023万円でございます。

7ページをお願いいたします。(2)運用基金でございます。土地開発基金につきましては、年度内の運用実績はございませんでした。次の肉用牛飼育型事業基金につきましては、近年本基金による貸付希望者がおらず、代替事業の創設によりまして設置の必要が薄れたことから、決算年度中に134万9,219円を払い出しまして、年度末現在高は0となり、清算をいたしましたので、本基金の条例を廃止いたしました。

次の8ページをお願いいたします。ここからは各会計の平成26年度主要施策の成果及び予算の執行実績報告書でございます。

1の一般会計・特別会計の決算額表につきましては、それぞれの会計の歳入歳出予算額に対する比較増減と執行率を記載したものでございます。右下の全会計の合計の執行率は、歳入が96.5%、歳出が93.2%となりました。

次に9ページをお願いいたします。一般会計決算についての総括でございます。朗読して説明とさせていただきます。なお文章中の括弧書きについては省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

平成26年度の一般会計予算は、当初148億9,500万円ですスタートいたしました。その後、雪害対策による経営体育成支援事業補助金、湯の丸キャンプ場内トイレ改修工事、海野バイパス工事、中央公園ローラーすべり台改修工事、日向が丘団地建設工事、土地開発公社先行取得用地買い戻し、病院事業会計繰出金、とうみプレミアム付商品券発行補助金、減債基金の積み立てなどを内容として8回の予算の補正を行いました。

また、保育園建設事業、給食センター建替事業、社会資本整備総合交付金事業などの事業に係る繰越明許費13億7,483万2,000円を含め、最終予算総額は179億2,963万3,000円となり、前年度最終予算に対して29億8,163万4,000円、14.3%の減となりました。主な減額要因としましては、東御市土地開発公社債務代位弁済金の減によるものでございます。

平成26年度一般会計決算額は、歳入総額171億8,303万6,000円、歳出総額165億7,489万6,000円となり、歳入歳出差引額は6億814万円で、次年度への繰越明許費の繰越財源1億2,475万円を差し引いた実質収支は4億8,339万円の黒字決算となりました。これにより地方自治法第233条2等の規定により、財政調整基金へ2億4,170万円を積み立てることとし、残り2億4,169万円を平成27年度に繰り越しをしたものでございます。

平成26年度一般会計決算の特徴といたしまして、①合併特例債の活用と、②合併に係る地方交付税の特例措置がでございます。その概要は次のとおりでございます。

①として、合併特例債による平成26年度は全7事業、起債額で2億8,330万円の事業を実施しました。主なものは田中保育園建設事業2億1,410万円、合併振興基金積立金事業1,390万円などがございます。

東御市まちづくり計画に基づき、合併後の市町村の一体性の速やかな確立、均衡ある発展のために平成26年から活用してきた合併特例債は、平成26年度で終了となりました。この11年間における合併特例債の活用実績は、建設事業分で59事業、起債事業が73億5,430万円で、起債限度額に対する借入率は99.8%となりました。また合併特例債による基金造成した合併振興基金の額は11億5,390万円、基金総額は12億1,468万3,000円となり、一本算定後の財政運営に備えているものでございます。

②といたしまして、普通交付税は新市として算定した一本算定による東御市の基準財政需要額69億2,182万3,000円、基準財政収入額34億2,510万9,000円、交付基準額34億9,671万4,000円に対し、合併による特例措置として算定した額は、基準財政需要額74億4,818万7,000円、基準財政収入額34億2,567万8,000円、交付基準額40億2,220万9,000円となりまして、一本算定額に比べ交付基準額で5億2,549万5,000円上回っております。

以上2点が今期決算の特徴となっております。

次に、歳入決算額は対前年度比25億7,055万3,000円の減となりました。これを科目別に見ますと市税は景気の回復基調によりまして対前年度比7,345万2,000円の増、地方交付税は1億8,418万6,000円の減、市債は第三セクター等改革推進債などの減により30億9,950万円の減、繰入金は3億7,34万円の増、国庫支出金は2億1,567万6,000円の減、県支出金は2億7,420万7,000円の増となりました。

次に、歳出決算額であります。対前年度比24億3,040万2,000円の減となりました。これを目的別で見ますと、衛生費は対前年度比2億682万5,000円の増、農林水産業費は3億2,174万7,000円の増、土木費は10億7,101万2,000円の増、教育費は8億3,999万9,000円の増となりました。それぞれ

の増加要因として、衛生費では病院事業会計補助金、クリーンセンター負担金等の増、農林水産業費では経営体育成支援事業補助金、保全松林緊急保護整備事業等の増、土木費では社会資本整備総合交付金事業等の増、教育費では給食センター建替事業、小・中学校非構造部材耐震補強事業等による増が主なものでございます。

一方、総務費では、対前年度比11億8,673万3,000円の減、民生費では2億6,980万7,000円の減、商工費では5億3,073万4,000円の減、災害復旧費では904万6,000円の減、諸支出金では31億3,910万円の皆減となりました。それぞれの減少要因として、総務費では中央公民館改築事業、伝送路光ケーブル化事業等の減、民生費では和・田中保育園建設事業等の減、商工費では土地開発公社先行取得用地買戻費、重要文化財建造物等公開活用事業等の減、災害復旧費では農業施設災害復旧事業費等の減、諸支出金では土地開発公社債務の代位弁済金の皆減が主なものでございます。

普通会計ベースでの決算統計における主な財政指標は、標準財政規模が90億3,287万6,000円、実質公債費比率9.4%で、前年度比0.4ポイントの微増となり、将来負担比率は73.7%で、同11.2ポイントの増となりました。

財政力指数は0.492で、対前年度比0.01ポイントの微増となり、経常収支比率は88.1%で、前年度を5.1ポイント上回りました。

基金の取り崩し及び積立てにつきましては、一般財源充当のため財政調整基金から4億6,845万7,000円、公共施設整備のため公共施設等整備基金から3億9,025万6,000円などの取り崩しを行う一方、財政調整基金へ2億5,837万9,000円、減債基金へ2億7,076万5,000円、職員退職手当基金へ2億2,823万1,000円、合併振興基金へ1,946万6,000円などの積立てを行い、平成26年度末の積立金残高は67億4,197万5,000円となりました。

地方債につきましては、合併特例債、公共事業等債、全国防災事業債、臨時財政対策債など24億940万円の借り入れを行い、平成26年度末の地方債現在高は220億9万7,000円となりました。

平成26年度の決算において依然厳しい財政状況が続く中ではありますが、田中保育園の建設事業、給食センター建替事業などをはじめとする市重点事業を推進してまいりました。

また、財政運営に当たりましては、土地開発公社から代物弁済等で市へ所有権移転となった土地の管理に係る寄附金を受け入れたほか、第3次東御市行政改革実施計画に基づき、市税の収納率の向上に取り組むとともに、行財政の簡素・効率化を図りながら、経費の節減、合理化と財源の重点配分に徹した結果、基金の一定額の確保や有効的な活用ができ、財政運営の安定が図られました。

今後の市政は、景気が緩やかに回復しつつある中で、個人市民税及び法人市民税の増収は見込めるものの、市税全体では土地価格の下落傾向などもあり、安定的、継続的な税収確保という点で不透明な状況にあります。

また、合併特例措置として上乗せされている普通交付税が平成27年度から段階的に縮減されますが、国の制度見直しによりまして特例措置の7割程度が継続して交付されることになっております。

このような状況の中で、今後の財政運営に当たって、引き続き健全な財政運営が堅持できるよう、

活力ある市づくりのために必要とされる施策に予算の重点配分を行うとともに、より一層の経費節減に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） それでは説明資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計目的別の決算額でございます。歳入の科目ごとの状況と執行率等を記載してございます。次の14ページにつきましては、歳出の科目ごとの状況と執行率等を掲載してございますので、内容につきましては後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

次に15ページは23年度からの一般会計決算額の推移でございます。

次に16ページ、17ページは一般会計歳入歳出決算の前年度との科目ごとの対比でございます。内容につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。

次の18ページをお願いいたします。18ページは歳入歳出決算額の割合を円グラフにしたものでございます。上段は歳入決算額でございまして、1位は地方交付税26.6%、2位が市税23.8%、3位が市債の14%の順となっております。下段の歳出決算額では1位が民生費の27.6%、2位が土木費の17.1%、3位が総務費の11.9%、4位が教育費の11.5%、5位が公債費の9.8%の順となっております。

次のページからは市税の状況を記載してございます。19ページは市税の収納実績表でございます。26年度の税全体の収納率は下段右から2行目の94.8%でありまして、前年度より0.6ポイント上回っております。

次の20ページでございますが、市税収入の前年度対比でございます。次の21ページ、22ページは課税の状況でございます。23ページは目的税の充当状況でございます。24ページは収納の状況を記載してございます。後ほどご覧いただければというふうに思います。

次の25ページは、26年度末の市債の現在高でございます。年度中の異動状況と年度末現在高を申し上げます。一般会計小計（A）の欄の中ほど、平成26年度中の異動、発行高（b）は24億940万円、隣の元金償還額（c）は14億5,950万9,000円でございます。26年度末現在高は220億9万7,000円となりました。

特別会計の地域改善地区住宅改修資金等貸付事業では、年度中の発行はありません。元金償還額は88万5,000円で、年度末現在高は566万2,000円でございます。

下段、一般会計と特別会計の26年度末現在高の合計は220億575万9,000円でございます。

参考として公営企業会計の状況を下段に申し上げますが、企業会計分を含めました26年

度末起債残高の総額は、下段右の381億390万6,000円となっております。

26ページをお願いいたします。合併特例交付金及び合併特例債の状況でございます。初めに合併特例交付金でございます。合併後、総額5億円の交付を受けることができることとなっているもので、平成26年度は3事業を実施しておりまして、対象事業費は5,056万5,000円、交付額は3,200万円でございます。これによりまして合併後の交付額の累計は2億4,864万円となりまして、交付枠5億円の49.7%となっております。

27ページをお願いいたします。平成26年度の合併特例債による事業は4事業を実施いたしました。表中ほどの起債対象事業の小計は6,788万7,000円、起債充当額は4,190万円でございます。

下欄は25年度の合併特例債繰越事業分でございます。25年度の繰越事業分を含めた合計額は下段の記載のとおり7事業で対象事業費5億4,732万3,000円、起債充当額は2億8,330万円でございます。

次のページをお願いします。28ページからは科目別歳入決算額でございます。めくっていただきまして33ページからは歳出決算の執行実績及び成果を記載したものでございます。

これらにつきましてはそれぞれの常任委員会におきまして、担当課より詳細な説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

以下、特別会計につきましても同様にお願いをいたします。

飛びまして116ページをお願いいたします。特別会計でございます。

初めに、国民健康保険特別会計について申し上げます。決算の概要について朗読いたしますので、よろしくをお願いいたします。なお括弧書きにつきましては省略をさせていただきます。

国民健康保険特別会計決算の概要。

平成26年度の決算額は、歳入総額33億8,234万6,000円、歳出総額32億629万円で、差引1億7,605万6,000円の黒字となりました。

歳入決算額は前年度に対し1,794万円の減となりました。主なものは国民健康保険税は6億6,093万6,000円、国庫支出金が7億1,334万4,000円、療養給付費交付金が2億7,391万1,000円、前期高齢者交付金が8億1,644万9,000円、繰入金が3億6,656万3,000円、繰越金は1億1,341万3,000円でありました。このうち国民健康保険税は前年度に対しまして1,475万5,000円の減で、収納率は現年課税分で95%、前年度と同率でありました。一般会計からの法定外繰入金3,800万円を含む繰入金は3億6,656万3,000円で、うち財政調整基金から1億9,000万円を取り崩し、繰り入れいたしました。

歳出決算額は前年度に対し3,282万9,000円の増となりました。主なものは保険給付費が21億4,934万6,000円、後期高齢者支援金が4億3,959万2,000円、介護給付金が1億9,316万円、保健事業費が3,668万8,000円、諸支出金が5,608万4,000円ございました。このうち保険給付費は前年度に対しまして544万1,000円の減で、1人当たりには要した医療費は31万9,660円で、前年度に対し1万1,797円の増となりました。また、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は3,544万1,000円で、前

年度に対し169万1,000円の増、特定健診受診率は43.1%、前年度に対し0.8ポイントの増となりました。

次に124ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。決算の概要を朗読いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額26億7,741万5,000円、歳出総額26億5,562万2,000円で、差引2,179万3,000円となりました。ただし翌年度精算となる国庫支出金及び支払基金交付金の精算還付金2,488万1,000円を差し引き、精算追加交付金989万4,000円を加えますと、実質差引額は680万6,000円となりました。

歳入は、歳出の保険給付費に係る負担基準に基づき保険料負担50%、公費負担50%分が保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び繰入金としてそれぞれ歳入となっております。

歳出では、総務費4,696万7,000円のうち3,490万3,000円が介護認定審査会費、保険給付費のうち居宅介護・予防サービス費が12億3,542万6,000円、施設介護サービス費が9億4,083万8,000円、地域密着型介護サービス費が1億9,445万9,000円でした。地域支援事業費のうち4,268万円は介護予防支援のため、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護業務の実施、2,903万6,000円は包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施いたしました。諸支出金は2,574万6,000円のうち、2,525万9,000円は前年度国庫支出金等の精算をしたものでございます。

なお第5期の期間において、介護保険支払準備基金の取り崩しはございませんでした。

飛びまして134ページをお願いいたします。地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計でございます。決算の概要について朗読をいたします。

平成26年度の決算は、歳入総額315万7,000円、歳出総額1,141万8,000円で、差引826万1,000円の不足となりましたので、翌年度歳入充用金で歳入不足を補てんいたしました。

歳入の主なものは、諸収入300万4,000円で、貸付金元利収入でございます。

歳出の主なものは、貸付事業債の償還元金である公債費が108万8,000円でございます。また諸支出金として1,017万7,000円を平成25年度へ繰上充用いたしました。

平成26年度末の貸付金の未納額は4,033万3,000円でありまして、催告や納付相談を行いまして、債権の回収に努めてきたところでございます。

次のページをお願いいたします。135ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。概要の説明を申し上げます。

平成26年度決算額は、歳入総額2億8,197万8,000円、歳出総額2億7,222万3,000円、差引975万5,000円は、出納整理期間に収入のあった保険料であるため、翌年度へ繰越をするものでございます。

歳入決算額は、前年度に対し2,731万2,000円の増でありました。主なものは後期高齢者医療保険料が1億9,772万円、繰入金が7,529万1,000円でございます。このうち後期高齢者医療保険料は前年度に対し2,041万4,000円の増、収納率は99.2%で、前年度に対し0.1ポイント増となりました。一般会計からの繰入金は、前年度に対し548万4,000円の増、事務費繰入分で571万1,000円、保険基

盤安定繰入金分で6,958万円を繰入をいたしました。

歳出決算額は、前年度に対し2,554万5,000円の増で、主なものは後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

平成26年度の被保険者数は4,343人、1人あたりに要した医療費は79万5,875円で、前年度に対しまして1万1,669円の増となりました。

次の137ページをお願いいたします。ここからは地方財政状況調査による資料でございます。地方財政状況調査の規定に基づきまして算定した内容を資料として添付したものでございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、議案第64号から議案第68号までの5議案の決算につきまして、一括提案説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、認定賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第11 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎日程第12 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第11 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第12 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(橋本俊彦君) ただいま一括上程となりました議案第69号、第70号の2議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、別冊の平成26年度東御市公営企業会計決算書の4ページ、5ページをご覧ください。決算報告について申し上げます。なお数値につきましては、消費税込みの数値となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出。収入につきましては、表の右から3列目の決算額欄にありますように、第1款水道事業収益で7億5,324万4,520円となりました。内訳は第1項営業収益で6億8,811万5,070円、第2項営業外収益で6,512万9,450円であります。支出につきましては表の右から4列目の決算額欄にありますように、第1款水道事業費用で6億3,623万9,439円となりました。内訳は第1項営業費用で5億1,517万8,458円、第2項営業外費用で1億1,360万4,930円、第3項特別損失で745万6,051円であります。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出。収入につきましては、表の右から3列目決算額欄にありますように、

第1款資本的収入で1億7,796万7,824円となりました。内訳は第1項企業債1億5,400万円、第3項補助金で460万円、第4項負担金及び分担金で1,887万5,224円、第6項固定資産売却代金で49万2,600円であります。

支出につきましては、表の右から6列目決算額欄にありますように、第1款資本的支出で6億7,007万4,892円となりました。内訳は第1項建設改良費で3億9,586万3,922円、第2項企業債償還金で2億7,421万970円であります。

なお資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億9,210万7,068円につきましては、損益勘定留保資金2億2,259万8,782円、減債積立金2億5,000万円、当年度消費税資本的収支調整額1,950万8,286円で補てんをいたしました。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表です。8ページ、9ページは損益計算書です。なお8ページ以降の数値につきましては、消費税抜きの額でありますので、よろしくをお願いいたします。

1、営業収益は合計で6億4,069万1,817円、2、営業費用は合計で5億277万6,686円となり、営業利益は1億3,841万5,131円となりました。3、営業外収益は合計で6,508万2,621円、4、営業外費用は9,998万6,030円で、マイナス3,490万3,409円となり、経常利益は差引1億351万1,722円となりました。5、特別損失は合計738万2,959円で、マイナス738万2,959円です。当年度純利益は差引9,612万8,763円となり、前年度繰越利益剰余金6,263万3,098円と、その他未処分利益剰余金変動額11億555万8,631円と合せまして当年度未処分利益剰余金は12億6,432万492円となりました。

10、11ページをお願いいたします。剰余金計算書です。資本剰余金、表の下段右から7列目、当年度末残高で合計1億8,425万358円となります。利益剰余金表の下段右から2列目当年度末残高で合計13億4,610万2,953円となり、資本合計では24億2,237万8,953円となりました。

12ページをお願いいたします。剰余金処分計算書（案）でございます。議会の議決をお願いする内容でございます。

未処分利益剰余金、当年度末残高12億6,432万492円のうち、減債積立金に1億1,000万円、自己資本組入に2億5,000万円と8億5,555万8,631円、合計12億1,555万8,631円を議決により処分し、処分後残高4,876万1,861円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に13ページから15ページをお願いいたします。貸借対照表です。13ページ、資産の部、1、固定資産は合計で65億3,111万5,889円となり、2、流動資産は合計で4億1,840万4,225円となりまして、合せた資産合計は69億4,952万114円となりました。

次のページをお願いいたします。負債の部、3、固定負債は合計で30億307万6,238円となり、4、流動負債は合計で3億3,315万626円となり、5、繰延収益は合計で11億9,091万4,297円となりまして、合せた負債合計は45億2,714万1,161円となりました。

次のページをお願いいたします。資本の部、6、資本金は合計で8億9,202万5,642円となり、7、剰余金は合計で15億3,035万3,311円となりまして、合せた資本合計は24億2,237万8,953円となりま

す。負債と資本の合計は69億4,952万114円となりまして、13ページの資産合計と同額となります。

続きまして16、17ページをご覧ください。注記でございます。会計に関する基本的な方針を掲載してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

次のページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。説明申し上げました決算報告及び財務諸表の内容をお示しした附属資料でございます。

18ページから30ページにおきましては、水道事業報告書です。

18ページ、1、概況、(1)総括事項、朗読いたします。

営業。給水人口は水道料3月調定時2万8,106人で、前年度に比べ101人減少しました。また年間の総配水量は373万7,030立方メートル、1日平均配水量は1万239立方メートル、前年度と比較して年間の総配水量は5万3,643立方メートル、1日平均排水量は147立方メートルとなりました。また料金の対象となるほど有収水量は315万2,381立方メートルで有収率は84.36%となり、前年度に比べ0.1%上昇いたしました。

建設改良。「安全で安定した水の供給」を図るため、新水源の西入第3水源を活用し、西入水源浄水場の完成を図りました。また近年増加傾向にある落雷による停電から断水を避けるため、八重原配水池へ緊急用発電機の設置を実施しました。その他の事業としましては、石綿管の更新として赤岩にて424メートル(石綿管212メートル、塩ビ管212メートル)をダクタイル鋳鉄管へ布設替を行い、漏水防止と安定供給を図りました。また、海野バイパス関連により配水管の布設替を265メートル実施し、既存管の更新を図りました。

経理。地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿って予算を編成し、設備の維持補修等の経費節減に努めた結果、決算においては消費税抜きで収益的支出では事業収益7億577万4,438円、事業費用6億964万5,675円で、差引9,612万8,763円の当年度純利益となりました。また資本的収支の収入は補助金、負担金及び分担金を合せ収入総額は1億7,699万3,178円でした。支出は建設改良費3億7,538万990円、企業債償還金2億7,421万970円で、支出総額は6億4,959万1,960円となり、差引4億7,259万8,782円の不足を生じました。この不足額は損益勘定留保資金、減債積立金で補てんしました。

なお平成26年度は、地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに大幅に改正されたことに伴い、経営実態をよりの確にあらわす会計情報を提示するための会計移行処理及び新会計基準に基づく適正な処理に努めました。

工事内容、業務内容、会計、附帯事項を20ページ以降に掲載してあります。後ほどご覧いただきたいと思えます。

31ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書です。32ページから43ページまでは収益費用及び資本的収支の明細になります。前段で説明申し上げました決算の明細です。後ほどご覧いただきたいと思えます。

44、45ページをお願いいたします。固定資産の明細でございます。

次に、46ページから48ページまでご覧いただきたいと思えますが、企業債の明細でございます。

49ページからはその他参考資料でございます。49ページにつきましては、先ほど説明申し上げました貸借対照表の明細でございます。ご覧をいただければと思います。

50ページは補てん財源計算書、51ページは経営分析であります。後ほどご覧いただければと思います。

以上、水道事業の利益の処分及び決算を説明申し上げます。

続きまして、議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、提案説明を申し上げます。

54、55ページをお願いいたします。事業決算報告書について申し上げます。なお数値につきましては、消費税込みの数値となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出。収入につきましては、表の右から3列目の決算額欄にありますように、第1款下水道事業収益で15億5,296万2,101円となりました。内訳は第1項営業収益で4億7,504万3,942円、第2項営業外収益で10億7,791万8,159円であります。支出につきましては、表の右から4列目の決算額欄にありますように、第1款下水道事業費用で14億2,885万188円となりました。内訳は第1項営業費用で11億1,106万8,921円、第2項営業外費用で3億1,197万5,193円、第3項特別損失で580万6,074円であります。

次に56、57ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出。収入につきましては、表の右から3列目の決算額欄にありますように、第1款資本的収入で5億2,927万9,678円となりました。内訳は第1項出資金で4億2,300万円、第3項補助金で6,458万1,000円、第4項負担金及び分担金で4,169万8,678円あります。支出につきましては、表の右から6列目の決算額欄にありますように、第1款資本的支出で10億1,078万8,881円となりました。内訳は第1項建設改良費で1億5,921万7,148円、第2項企業債償還金で8億5,157万1,733円あります。

なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,150万9,203円につきましては、損益勘定留保資金3億4,198万2,300円、減債積立金1億3,039万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額913万6,903円で補てんをいたしました。

次のページをお願いいたします。ここからは財務諸表です。

58、59ページは損益計算書です。なお58ページ以降の数値につきましては、消費税抜きの数値ですので、よろしくをお願いいたします。

1、営業収益は合計で4億4,272万5,226円、2、営業費用は合計で10億9,091万6,787円となり、営業損失は6億4,819万1,561円となりました。3、営業外収益は合計で10億7,795万4,783円、4、営業外費用は合計で3億213万720円で、7億7,582万4,063円となり、経常利益は差引1億2,763万2,502円となりました。

59ページをお願いいたします。5、特別損失は合計で576万956円となり、マイナス576万956円です。当年度純利益は、差引1億2,187万1,546円となり、前年度繰越利益剰余金は227万2,982円で、その他未処分利益剰余金変動額5億8,617万5,782円と合せて、当年度未処分利益剰余金は7億

1,032万310円となりました。

60、61ページをお願いいたします。剰余金計算書です。資本剰余金、表の下段右から7列目、当年度末残高で合計992万1,944円となります。利益剰余金、表の下段右から2列目、当年度末残高で合計7億2,512万3,310円となり、資本合計は33億34万1,254円となります。

62ページをお願いいたします。剰余金処分計算書（案）でございます。議会の議決をお願いする内容でございます。

未処分利益剰余金当年度末残高7億1,032万310円のうち、減債積立金に1億1,926万6,000円、建設改良積立金に237万6,000円、自己資本組入に1億3,039万円と4億5,578万5,782円、合計7億781万7,782円を議決により処分し、処分後残高250万2,528円を翌年度に繰越するものです。

次に63ページから65ページをお願いいたします。貸借対照表です。資産の部。1、固定資産は合計で255億9,420万413円となり、2、流動資産は合計で5億5,047万2,638円となりまして、合せた資産合計額は261億4,467万3,051円となりました。

次のページをお願いいたします。負債の部。3、固定負債合計で101億4,795万7,528円、4、流動負債合計で10億3,866万8,649円、5、繰延収益合計では116億5,770万5,620円となり、負債合計は228億4,433万1,797円となりました。

次のページをお願いいたします。資本の部。6、資本金合計で25億6,529万6,000円となり、7、剰余金合計で7億3,504万5,254円となりまして、合せた資本合計は33億34万1,254円となり、負債と資本の合計は261億4,467万3,051円となりまして、前のページの資産合計と同額となります。

続きまして66ページから68ページをご覧ください。注記でございます。会計に関する基本的な方針を掲載してありますので、後ほどご覧ください。

続きまして69ページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。説明申し上げました決算報告及び財務諸表の内容をお示しした附属資料でございます。

69ページから81ページまでは、事業報告書です。

69ページ、1、概況。（1）総括事項、朗読いたします。

営業。平成20年度より地方公営企業法を適用し、適正・迅速な執行と管理体制及び事務処理、経費の効率化を図るため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業、大型合併浄化槽事業を1つの会計で処理し、経営の合理化と健全化を図りました。

市総人口は3万841人で、前年度に比べ180人減少し、処理区域内人口も2万8,521人と前年に比べ116人の減少となりました。水洗化人口は2万6,466人で、前年度に比べ167人減少し、水洗化率は92.8%で、0.2%低下しました。また料金の対象となる有収水量は259万2,542立方メートルで、前年度と比較して1万4,529立方メートル減少となりました。

建設改良。工事の実績としては、公共下水道区域で77メートル、農業集落排水区域で15メートルの本管延長工事と市内全域で45カ所の公共ます設置工事を行いました。また東部浄化センターの安

全かつ継続的な稼働維持のため、中央監視制御設備の設備更新工事（平成25年度からの2カ年一括事業）を実施しました。

業務委託の実績としては、東部浄化センター管理棟の耐震対策に係る耐震改修工事の実施設計、公共下水道や農業集落排水の処理・管路施設等の長寿命化に係る基本計画や最適化整備構想の策定を実施しました。

また、近年の集中豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水排水整備（常田排水区）の基本設計業務を実施いたしました。

経理。地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿って予算を編成し、設備の維持修繕等の経費節減に努めた結果、決算においては消費税抜きで、収益的収支では事業収益15億2,068万9円、事業費用13億9,880万8,463円で、差引1億2,187万1,546円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支の収入は、費用負担の軽減を図るための補助金を活用し、支線の延長及び新規公共ますの設置についての費用負担、一般会計からの繰入金を含め、収入総額は5億2,925万9,918円でした。支出は建設改良費1億5,006万485円、企業債償還金8億5,157万1,733円などで、支出総額は10億163万2,218円となり、差引4億7,237万2,300円の不足を生じました。この不足額は損益勘定留保資金、減債積立金で補てんいたしました。

なお平成26年度は、地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに大幅に改正されたことに伴い、経営実態をよりの確にあらわす会計情報を提示するための会計移行処理及び新会計基準に基づく適切な処理に努めました。

工事内容、業務内容、会計、附帯事項を72ページ以降に掲載してあります。後ほどご覧いただきたいと思います。

82、83ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。

84ページから95ページまでは、収益費用及び資本的収支の明細になります。前段で説明申し上げました決算の明細です。後ほどご覧いただきたいと思います。

次に96、97ページをお願いいたします。固定資産の明細でございます。ご覧ください。

次に98ページから120ページまでは、企業債の明細でございます。ご覧いただければと思います。

103ページからはその他参考資料です。103ページにつきましては、先ほど申し上げました貸借対照表の明細でございます。ご覧をいただきたいと思います。

104ページは補てん財源等計算書であります。

次に105ページは経営分析、106ページは他会計補助金等の使途です。ご覧をいただければと思います。

以上、議案第69号、第70号を一括して申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、利益の処分ご決定及び決算の認定を賜りますようお願い申し上げます。

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいま上程となりました議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

引き続き公営企業会計決算書の108、109ページをお願いします。

初めに、平成26年度東御市病院事業決算報告書でございます。この報告書につきましては、表の中ほどでございます決算額の数値を消費税込みの金額で申し上げます。

まず収益的収入及び支出の決算報告でございますが、上の表の収入決算額につきましては、第1款病院事業収益が19億9,017万9,398円で、内訳といたしまして第1項医業収益が15億56万6,102円、第2項医業外収益が4億8,961万3,296円でございます。

次に、下の表の支出決算額でございますが、第1款病院事業費用が20億6,763万3,933円で、内訳といたしまして第1項医業費用が19億7,790万6,813円、第2項医業外費用が3,700万2,400円、第3項特別損失が5,272万4,720円でございます。なお第3項の特別損失でございますが、賞与の支給及び引当に關しまして会計制度が変更となったために計上した数値でございます。

次のページをお願いします。こちらは資本的収入及び支出の決算報告書でございます。上の表の収入決算額につきましては、第1款資本的収入が1億1,265万7,000円で、内訳といたしまして第1項企業債が7,000万円、第2項出資金が4,265万7,000円でございます。また下の表の支出決算額でございますが、第1款資本的支出が3億725万2,243円で、内訳といたしまして第1項建設改良費が1億522万7,976円、第2項企業債償還金が1億4,202万4,267円、第3項他会計借入金償還金が6,000万円でございます。

次のページをお願いします。ここからは財務諸表でございます。

初めに損益計算書でございますが、決算額の主な項目につきまして消費税を除いた数値で申し上げますので、金額欄の中ほど、または右側の列をご覧いただきたいと思っております。

1の医業収益の合計額は14億8,761万3,704円、2の医業費用の合計額は19億1,995万7,947円となり、差引の医業損益は4億3,234万4,243円の損失でございました。また3の医業外収益の合計額は4億8,762万2,806円、4の医業外費用の合計額は8,000万8,378円となりまして、差引の医業外損益は4億761万4,428円の利益を計上した結果、経常損益は2,472万9,815円の損失でございました。

次に5の特別損失につきましては5,272万4,720円を計上しており、先ほどの経常損失と合せて当年度の純損失は7,745万4,535円でございます。また最下段の当年度未処理欠損金でございますが、前年度までの繰越欠損金に当年度の純損失を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引きした結果、8億9,130万5,307円の累積欠損となりました。

次に少し飛びますが、121ページをお願いします。このページの下の方に2といたしまして、報

告セグメントごとの医業収益等という表がございますが、ただいま申し上げました病院事業会計全体の損益状況に関しまして、施設ごとの内訳を千円単位で載せたものでございます。表の中段に太字でお示しいたしました経常損益の欄をご覧ください。市民病院では、一般会計からの繰入金を反映した結果、71万8,000円の損失となり、みまき温泉診療所は2,358万4,000円の損失、助産所とうみは42万8,000円の損失となり、合計で2,473万円の経常損失となったものでございます。

次に116ページにお戻りください。平成26年度東御市病院事業剰余金処分計算書の案でございます。表の最下段の処分後残高をご覧ください、資本金におきましては18億162万7,833円を、また欠損金におきましては損益計算書に基づき8億9,130万5,307円を翌年度に繰り越すという処分案でございます。

次に右側の117ページをお願いします。貸借対照表でございます。この表も決算額の主な項目につきまして、消費税を除いた数値で申し上げますので、金額欄の一番右側の列をご覧ください。

初めに資産の部でございますが、1の固定資産の合計額が27億2,641万2,523円、2の流動資産の合計額が3億9,875万6,185円、最下段の資産合計額は31億2,516万8,705円でございます。

次のページをお願いします。負債の部でございますが、3の固定負債の合計額が17億672万1,424円、4の流動負債の合計額が5億812万4,755円で、最下段の負債合計額は22億1,484万6,179円でございます。

右側のページをご覧ください。資本の部でございますが、6の資本金の合計額が18億162万7,833円、7の剰余金の合計額が8億9,130万5,307円の欠損で、資本の合計額は9億1,032万2,526円となり、負債合計と資本合計を合せた金額は最下段の31億2,516万8,705円で、資産の合計額と一致するものでございます。

次に少し飛びまして124ページをお願いいたします。ここからは決算附属資料でございます。平成26年度東御市病院事業報告書を載せてございますが、(1)の総括事項につきまして、施設ごとに要旨を説明させていただきます。

初めに、東御市民病院でございますが、当病院につきましては「地域に密着した小規模多機能型のプライマリ・ケア病院」という位置づけを行い、外来、入院、ドック健診、リハビリ、透析、手術、救急、在宅診療など、できるだけ多くの市民ニーズにこたえられるよう多岐にわたる医療サービスを提供しております。

平成26年度の状況でございますが、医業収益におきましては患者数が若干減少したことに伴い、対前年比1,300万円余り、約1%の微減となり、医業費用では人件費、一般経費、減価償却費などの増加に伴い5,800万円余り、約3%の増加という結果になりました。

次に、みまき温泉診療所でございますが、この診療所は保健、医療、介護等の分野におけるセンター的な機能として重要な役割を果たしており、併設している関連施設との連携を図りながら、その特性を生かした医療サービスの提供に努めております。

平成26年度の状況でございますが、医業収入におきましては患者数の減少に伴い、対前年比200

万円余り、約3%の減少となり、医業費用では人件費などの増加に伴い100万円余り、約1%の微増という結果になりました。

次に、助産所とうみでございますが、安心してお産のできるまちを目指しながら、平成26年度は139件の分娩を取り扱いました。医業収益におきましては、分娩件数の減少に伴い、対前年比1,700万円余り、約17%の減少となり、医業費用では人件費などの増加に伴い400万円余り、約5%の増加という結果になりました。

以上、平成26年度における施設ごとの概況について申し上げましたが、これ以降の決算附属資料につきましては、これまで説明をしましりました収入や支出にかかわる数値の具体的な明細、及び固定資産や企業債の明細等をご載せてございます。説明等につきましては、省略をさせていただきますので、後ほどご覧をいただきたいと思ひます。

以上、議案第71号につきまして、提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） ここで平成26年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足比率について報告を願ひます。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） 東御市の健全化判断比率及び資金不足比率について、報告をさせていただきます。

お手元に「健全化判断比率及び資金不足比率について（報告）」という、市長から議長あてに報告をいたしました写しを配付いたしましたので、ご覧をいただきたいと思ひます。

この報告書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございまして、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために定められた指数を用ひまして、地方公共団体の財政の悪化度を判定し、財政の早期健全化及び財政の再生、並びに公営企業経営の健全化を図るための制度を定めたものでございます。この法律につきましては、地方公共団体の長は毎年前年度の決算に基づいて比率を算定いたしまして、その比率を議会に報告するとともに、監査委員の監査にも付さなければならないということになっているわけございまして、あわせて市民の皆さんにも公表が義務づけられているものでございます。

それでは報告文書に沿って申し上げます。

まず記の1の健全化判断比率の状況でございます。区分のとおり健全化を判断する4つの比率がございまして、

まず実質赤字比率は、普通会計を対象としての実質赤字の標準財政規模に対する比率をいひますが、当市には実質赤字額が生じておりませんので、実質赤字比率は該当がございせん。

次の連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象にした実質赤字額及び資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率をいひますが、当市では実質赤字額及び資金不足額が生じておりませんので、この比率についても該当がございせん。

次の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する借入返済額の元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する割合でありまして、過去3年間の平均でございます。この比率は9.7%（後刻訂正）、前年度は9.0%でございましたが、土地開発公社の抜本的改革に伴う第三セクター等改革推進債の元利償還が始まったこと等によりまして0.4ポイント上回りました。下段に早期健全化比率が25%とありますけれども、この実質公債費比率が18%を超えますと起債を発行する場合の許可が必要となり、25%を超えますと一部起債発行が制限されることとなります。

次に将来負担比率につきましては、標準財政規模を基本とした額に対する一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な負債の割合でございまして、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかということを示す指数でございます。この比率は73.7%でございます。前年度は62.5%でしたので、11.2ポイント上回ったわけでございます。これは交付税措置のない第三セクター債を借り入れたことに伴い、地方債の将来負担額に対する交付税算入額の減少によるものでございます。下段の早期健全化基準は350%ということでありまして、基準の範囲内でございます。

申し上げました4つの比率が1の下段の早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画の策定を行わなければならないということでございますが、いずれの比率も基準を下回るという結果でございました。

次の2の資金不足比率でございます。この比率は各公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率でございまして、経営健全化比率の20%を上回った場合は、経営健全化計画を策定しなければならないというものでございます。

東御市水道事業会計以下3会計は、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当がないということでございます。

先ほど私が実質公債費比率、健全化判断比率、実質公債費比率の健全化判断比率を9.4を9.7と申し上げたようでございますが、9.4の誤りでございます。

それぞれの比率は基準を下回っておりますが、昨今の経済情勢や今後の事業の推進等を勘案しますと、今後とも経営の改善や経費の節減に努めまして、さらなる健全化に努める必要があると考えているところでございます。

以上、報告させていただきました。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。副市長から先ほどの決算説明資料での発言について、一部訂正したい旨の届出がありましたので、これを許可します。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） 先ほどの説明の中で、決算附属書及び決算説明資料の4ページをお願いしたいと思います。

下欄にごございます美術品の増につきまして、先ほど申し上げたわけでごございますけれども、数字に変わりはありませんが、丸山晚霞の水彩画を購入によるものというふうに説明を申し上げましたけれども、個人からの寄附によるものでございまして、発言を訂正させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ここで平成26年度各会計の決算について、審査報告を願います。

代表監査委員。

○代表監査委員（竹内春彦君） それでは平成27年7月より盆明けまで、今年度監査計画に従いまして、議会選出の柳澤旨賢監査委員と26年度決算に基づく定期監査、決算審査等を実施してまいりましたので、その結果につきまして監査委員を代表してご報告をいたします。

それでは議席に配付してあります定期監査、決算審査等報告資料により、できるだけ丁寧に報告してまいります。報告時間が従来よりも長くなることが予想されますが、あらかじめご了承をお願いいたします。

では、報告資料の表紙の裏に1ページ、はじめにというところから申し上げてまいりたいと思いますが、報告書の体系は3つに区分をしてあります。まず、はじめには一般的なことでありまして、今回の監査・審査の実施に当たっては、監査委員監査の基準となる監査基準が時代の要請にこたえられるようにと現在、全面改正の検討が全国レベルでされております。したがってこれらの大幅改正の趣旨も参酌して、従来とは少しく監査視点を変えて行いました。

主なものは、従来の批判的機能のみならず、適切に指導的機能の発揮にも心がけ、初歩的ではありますが、分析手続きを取り入れ、意見表明をするように改めました。

また、監査委員が合議し、報告書を決定する前に、監査・審査対象部局等の長から弁明、見解等を伺う機会を持ち、正当性の確認に留意をいたしております。

更には客観的制約等により監査ができず、監査意見を表明するための合理的な基礎を形成することのできなかつた事業については、報告書にその旨の内容、理由等を記載しておきました。

今回は特に公営企業の経営の現状、課題等を的確に把握し、今後の施策の検討をする際の重要な情報とするための必要性から、平成27年7月に総務省から通知があった「公営企業に係る経営比較分析表の策定等について」の内容も参考にいたしました。

この比較分析は経年比較、他の地方公共団体との比較、類似団体区分等の活用であります。定期監査ではこの一部を取り入れて、現状の認識を簡便に行うとともに、経営戦略の策定に資することを第一目的とするべく心がけました。これが初めのくくりであります。

それでは、2つ目のくくり、これを受けまして平成27年度定期監査で特に考慮した視点を申し上げます。

第1点、今回の定期監査実施に当たり、過年度定例議会延べ25回における市長施政方針・所信表

明と議員の一般質問を事業ごとに仕分けし、重点項目を洗い出しました。

その結果の主な視点区分は4つでありまして、まず1つ、多く取り上げられ、活発な議論がなされた舞台が丘公共施設整備事業等大型公共事業成果の検証であります。2つ目、今までに行われた事業の後始末のために予算執行された公金、すなわち市民の税金の価値の検証、3つ目、26年度市長施政方針や所信表明に掲げた事業で、達成されていない事業の検証、4つ目、過年度定例議会における市長施政方針・所信表明と議員の一般質問の少ない事業の検証、これらを区分いたしまして視点に据えております。

監査書のまとめにつきましては、実績数値を極力一覧表にして目で確認をしていただいて、小学校区単位の地区別に表示をして、現在、進めている地域づくりの糧にさせていただきたいところであります。

3番目の監査での検証結果であります。まず舞台が丘公共施設整備事業等大型公共事業の成果であります。主たる事業費77億5,709万1,000円、このうち一般財源総額は11億3,536万2,000円の総額に対して14.6%相当であります。海野宿関連は、2つの事業費合計が11億4,131万1,000円で、一般財源総額が2億3,509万6,000円でありまして、20.7%相当であります。

ここで課題の洗い出しをしたところ、舞台が丘公共施設整備事業等大型公共事業については、一般財源が少額で効果が大という1つの結果を見受けたところでありまして、詳細は後ほど申し上げてまいります。

観光拠点海野宿に先行投資をされましたが、それは多額であります。しかし26年度観光客の実績は低調であります。これらについても後ほど触れてまいりたいと思います。

2つ目、後始末のため予算執行された公金、市民の税金の価値であります。土地開発公社の2号用地の処理に伴う市の債権放棄額が11億5,407万4,000円、病院事業繰出金が20年度から26年度までの累計が9億3,000万円、この2つの合計が20億8,407万4,000円ということで、後始末のために使われた公金でございます。このほかに病院事業会計未処理欠損金が8億9,130万5,000円、いまだ処理方針が未確定でありまして、この9億3,000万円と8億9,130万5,000円というのは、密接な関係を持っておりますので、増加しない歯止めがいつかけられるかというのが1つはポイントとなっております。

課題の洗い出しであります。土地開発公社2号用地処理に伴う市の債権放棄額は、時宜かなった措置でありまして、年を重ねるごとにこの結果がいい面で、プラスの面であらわれてきておるところであります。したがって公金11億円の価値というものを再認識をしていただいて、明暗を分けていることの認識をここでお願いをいたしたいところであります。

3つ目、過年度定例議会における市長施政方針・所信表明と議員の一般質問の少ない事業であります。幾つかあります中に病院事業の少ないのが目につくところであります。土地開発公社や振興公社は比較的多く取り上げられております。しかし病院事業には経営上の課題が大きなものがございます。

課題の洗い出しとして、監査結果、公的病院の実態と比較してあります。当院患者の地区別実態表で、当院の構造上の課題が鮮明になっております。これも後ほど詳細に申し上げてまいります。

病院事業の構造的要因・課題の解消に本腰を入れた体制づくりが急務であります。現場の病院長、事務長レベルでなくて、全庁的な議会の対応も含めた取り組みが重要であるという段階にあることを改めて申し上げておきます。

4番目、監査指摘事項の限定であります。4温泉施設指定管理料9,447万3,000円にかかわる分野は、意見を限定いたしました。これについては22ページをご覧くださいたいところであります。

それでは、こういった重点的な視点のもとで、監査をいたしました結果の骨子を3ページからご説明申し上げます。

まず定期監査の結果でございます。総括意見といたしましては、財務に関する事務の執行、経営にかかわる事業の管理、否とする事項は存在しておりません。

個別意見として、まず1つ、市長施政方針・所信表明に対する実績の評価と課題であります。舞台が丘公共施設、保育園、海野地区都市再生、海野宿観光施設整備等の評価であります。

まず主な事業費と財源調達であります。この4つの事業の事業費総額が77億5,709万1,000円あります。この総事業費に対する財源調達は、国、県の交付金が12億2,610万6,000円で、15.8%、地方債、23億3,870万円の舞台が丘をはじめといたしまして合計50億3,680万円で65%であります。地方交付税の対象となっているものであります。特定財源が3億5,882万3,000円で、4.6%、一般財源は一部基金の取り崩ししたものも含まれておりますけれども、11億3,536万2,000円の14.6%ということで、大変持ち出しが少なく済んでおることが、この表でおわかりいただけるのではないかと思います。

なお市道県東深井線道路改良事業は、いまだ完成をいたしておりませんので、この事業費等からは除いてありますことを申し添えておきます。したがって土地開発公社2号用地の処理に伴う市の債権放棄額の11億5,400万円、病院会計への繰出金の9億3,000万円、あるいは未処理欠損金8億9,130万円、これらの後始末の金額と一般財源の持ち出し分、負担したものをお比べいただけますと、すべてここでご判断いただけるのではないかと思います。

それでは舞台が丘公共施設の利用者の数でございますが、カウントされておるところを合計してみますと、中央公民館、図書館、子育て支援センター、JA市役所出張所で29万9,658人でございます。昨年の25年度に比べますと12万4,479名の増ということで、大変な実績であります。ただ、一般来庁者につきましては、把握がされておられませんので、対象から外してありますけれども、流動人口は大変大きな数値になっているということが予想できるところであります。

そこで事業の評価であります。17年度保育園建設工事に着手以来、大型公共施設の建設に当たっていただきました。建設原材料、労務単価の高騰、消費税率引き上げ等の厳しい経済情勢の中、市政の停滞を招かないような配慮をなされて重点事業が予定どおり完了しております。大型公共施設の財源調達は国、県の交付金、有利な起債を活用し、市一般財源の充当を極力抑えた中で完成をし

ておりますし、この大型公共施設建設の議会の対応も含めた決断と実行はタイミング的にも時宜に
かなったもので、また各施設利用者数は予想を超えて市民や利用者の便益に大きく貢献をしており
ます。したがって関係各位の労を多として評価をいたします。

次に施政方針で目標数値を掲げた主な事業の検証であります。特に重点としている事業の目標、
実績の実態は次のとおり一層の取り組みが必要であります。

まず1点、特定健診の受診率50%目標であります。平均43.1%でありまして、受診者2,556人
の地区別割合にはばらつきがあり、平準化と底上げが必要であります。全体の43.1%の平均受診率を
上回っているのは、滋野が46.33%ということで、やはりしげの里づくりの会等の成果がこういう
面にもあらわれておるのではないかと推測をいたしておるところでございます。

次に、海野宿観光客22万人目標であります。代表的観光拠点として海野宿交流人口の増加を目指
し、滞在型交流施設建設、海野バイパス開通、駐車場の増設と無料化、トイレの水洗化等すべての
事業が完了いたしております。26年度観光客は19万4,400人で、25年度実績の95.9%にとどまって、
目標を大きく下回っております。今後誘客に向けましては、海野宿周辺住民の受け入れ態勢づくり
や北国街道北陸方面の誘客等、具体的な方途が必要であることは申し上げるまでもないわけであり
ますが、市役所の全庁的な対応も必要であります。市長部局では、冬場の観光客を迎え入れるとい
うことで力を注いでおります。また教育委員会部局では、冬場は観光客が来ないと言って2つの資
料館はクローズしております。極めて対応に差があるということで、このような中では22万人目標
の達成はほど遠いというふうにかがうことができます。

次に、大きな柱で公営企業の事業実績等と課題であります。まず病院事業の刷新が急務でありま
す。経営健全化のため一般会計繰入金は25年度比1億3,000万円増の2億3,000万円繰り入れがされ
ておりますが、更に当年度純損失は7,745万4,535円計上せざるを得なかったというような大きな課
題を含んでおります。

そこで構造的な要因として、まず1点、病床利用率と、2つ目の要因、労働分配率について当院
の実態と市民とかかわりの大きい県内の公的病院の実態とを比べてみたところでありまして、ご覧
のように一目でこの2つの要因がおわかりいただけるのではないかと思います。特に労働分配率と
いうのは、企業会計用語であります。医業収益に占める給与費、人件費の割合でありまして、典
型的な公立病院の姿がかがわれるところでございます。

それから（注）のところに書いてありますが、公的病院等につきましては入院・外来・老健施
設・訪問看護等すべて医療保険、介護保険報酬を組み合わせる複合経営の中で収支バランスをとって
おります。当院の場合には、介護保険報酬というものは一切カウントがされていない、この構造的
な要因が3つ目として言えるところでございます。

構造的な要因の4つ目、市民病院の患者の構成比率の格差であります。そこにお示しいたしまし
たように、いずれにいたしましてもこの地元の柵津地区が極めて低い。それから北御牧地区につき
ましては診療所を持っているということと、小諸、北佐久というかつてからの1つの強いブロック

制のかかわりがあったというようなこともありまして、全体的に市民病院として盛り上げるような体制になっておらないというのが、この数字でご覧いただけたかと思えます。

4つの要因、いずれも大変な大きな課題でありまして、一朝にして解決はできないものでありますので、早めの対応が必要であるということを改めて申し上げておきたいと思えます。

5ページの方に経営課題の主なものを8項目申し上げておきました。まず第1点、経営形態の在り方の決断時期ではないかと。地方公営企業法一部適用の現状どおりの直営方式で、その都度決算に多額の繰出金をしていくのか、独立行政法人病院機構にして、独立方式で経営の健全化を図るのか、あるいは地方公営企業法全面適用をして、任期4年の事業管理者を置いて、権限を移譲した方式でいくのか、その選択と責任経営体制の構築が重要でありまして、この辺の対応が遅れますと、最終局面の指定管理者、あるいは経営の譲渡、事業の縮小、事業の廃止といったところまで行き着いてしまうのではないかとこの危惧の念を持っております。

2つ目の課題、地域医療連携による当院の機能発揮と近隣老健施設、介護福祉施設の連携であります。26年度地域連携のもとで当院の受け入れ実績は25年度比101件の11.6%の減少であります。

それから3つ目、地域包括ケア病床、この7月から8床認可されておりますが、今後60床のうちこういう地域包括ケア病床を何床まで増やすかの方向づけが重要であります。医業収益の安定を図る意味からも、検討をすべきだというふうに判断をいたしております。

4つ目、病院施設・医療機器の更新計画策定と実行の必要性であります。平成15年10月、新築移転して13年目、あちこち施設の老朽化によりまして、改修等が必要になっておりますし、昨今の医療機器の目覚ましい発展によりまして、更新をしないといかないと患者が来ないというような大変相関的なかかわりもありますが、こういった医療機器の新しいものへの更新というものが急務であるということでもあります。

5つ目、一般会計から経営健全化繰入金のある在り方の整理が避けられないということで、現状のように予算・決算予測なり、あるいは結果による変動性の繰り入れていくのか、あるいは年度当初の固定性かの選択が迫られております。財源には限界がありますので、この辺が重要なポイントであると思えます。

6つ目、未処理欠損金8億9,130万5,000円の解消時期の決断であります。医者の確保に当たっても対外的に及ぼす心理上のマイナス面を解消する必要も多分にあるわけであります。

7つ目、昨年6月成立した医療介護総合確保推進法への対応が新課題として浮上しております。これは2025年に向けた対応でありまして、具体的に手をつけなければいけないという段階に差し至っております。

8つ目、救急患者受け入れ態勢の構築でございます。26年1年間の東御消防署の救急車出動件数1,247件、当院収容人数は301人の25.1%、4分の1であります。当院の都合で収容謝絶件数が87件7.0%、市民に対する救急医療の充実が急務であるということは、この数字からもお読み取りいただけるのではないかとと思えます。

これら詳細につきましては、定期監査報告書17ページから19ページに記述をしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に2番目の下水道事業会計の消費税節税の効果であります。従来の特設会計方式から21年度よりすべての下水道事業を複式簿記の公営企業会計に移行しております。それまでは収支簿記の特設会計でありましたので、一般会計から起債償還元金が繰り入れられますと、受ける方は特別会計の歳入になりますので、消費税がかかっておりました。しかし複式簿記を採用されたことによりまして、償還元金相当は負債勘定に仕分けがされますので、歳入ではありませんので、消費税が非課税になったという、このところが大きな改革でありまして、6年間の試算結果では2億3,523万9,000円の節税効果が発生しております。この金額は西入水源工事が総額2億6,300万円余でありますので、1万2,000人の市民の命の水として、この工事の結果、大きく貢献しておる金額に匹敵するような多額の税効果の節税が見受けられるところであります。このことは消費税の段階的引き上げの時期、意欲的な公営企業会計方式への革新の成果は大であることを改めてご報告をさせていただきます。

次に、事務事業の光と影の問題であります。まず第1点、収入未済額、未収金であります。それと不納欠損金が大変減少しております。これは一般会計・特別会計・公営企業会計全体の金額でありまして、収入未済は26年度4億5,798万7,000円、不納欠損額は2,820万8,000円でありまして、ピーク時の20年度に比べますと収入未済が1億9,486万3,000円、29.8%減少しております。不納欠損は1,655万7,000円減額になって、37%の減少率であります。適切な事務事業を継続して行っておることの成果が数字で確認できた点でございます。

次に6ページの方に、「寒蟬古木を抱きて鳴き尽くして、頭をめぐらさず」という例えがございます。一生懸命やっても目的を失ったものは哀れな結果を招くという1つの戒めの言葉でございますが、これを反面教師としての自覚が必要であることを改めて申し上げておきたいと思っております。事務事業に当たり従来からの延長や慣行、前例、事なかれ主義でなくて、恒常から変化が求められていることを認識しておかなければいけないわけでありまして。

礼節は公家の気品、公務員の倫理。コンプライアンスを含め、日常の業務についての綱紀を肅正して、誤りのない日常の対応が求められているところであります。

行動は野武士のたくましさ、使命感を持って当たっていただくこと。

経営は町人のそろばん、効率性、経済性、有効性に十分配慮をしていかなければいけない。

やる気は百姓の粘り強さということで、市民の信頼を得られるような対応をしていただきたいことをあえてエールとして送っておきたいと思っております。

2つ目の決算審査の結果であります。総括意見、各決算は客観かつ総合的に勘案して、適切で正確で良好でありました。ただ、個別意見として、当初予算は議会の予算特別委員会の審議を経て決定した重みがあります。したがって当初予算と差額の生じた科目は補正予算手続きをとる等、厳格な予算統制が必要であります。今回、歳入面にその手続きの不備なものも散見されましたので、

改善を求めておきます。

3つ目のくくり、基金の運用状況の審査であります。基金の運用は安全かつ堅実に重点を置き、平均利回りは0.4%を超えている大変すばらしい実績を上げていただいております。

4つ目のくくり、財政健全化・経営健全化比率の審査の結果であります。比率の算出は適切で正確でありました。財政は健全でございます。先ほど来ご説明がありましたが、今回の個別意見では、一番下のウの審査における所見を3つに分解してございます。

まず地方債の償還期限の適否であります。地方債の償還期限の決定とその結果は、実質公債費比率及び将来負担比率に大きく影響するものであります。地方財政法第5条の2では、当該地方債を財源として建設した公共施設または公用施設の耐用年数を超えて償還期限を超えることはできないというふうに規定をしております。今回はそれらの規定を遵守しておるかということ、しっかり審査をいたしましたところ、すべて適合しておることを確認いたしましたところであります。

2つ目の視点、第三セクター等改革推進債、俗に三セク債といっておるものであります。各比率への影響度合いを点検いたしました。25年度土地開発公社第2号事業の廃止のため、三セク債を31億3,910万円を借り入れたところでありますが、26年度から元利償還が始まったので、各比率への影響度合いを点検いたしましたところ、そのような結果でございまして、算出比率9.4%なり、あるいは73.7%であります。三セク債の部分が0.8%、41.6%ということでありますから、差し引いた修正の比率は8.6%、32.1%ということで、大変健全化が一層高まっておるということがうかがわれるところであります。三セク債の26年度償還額は1億6,504万3,000円、残高は29億8,214万円でありまして、年を重ねるごとにこういった後始末の効果があらわれてきているというのが、この部門でございます。公金の投入のメリットというのが数字で感じられるところであります。

それから舞台が丘の公共施設整備事業に当たって、市民説明会で財政の状態についての説明をされた中に、各比率の推移が説明資料に入っているところでありますが、この23年度からの推定比率について検討をしてみますと、大変各比率とも説明会での推定比率を下回る健全な実態にありまして、市民説明会で示された各比率の推定につきましては、的確な中で算出がされているということがうかがわれたところであります。

したがってその表にありますように、推定比率については9.2%なり92.3%に26年度末はなるということでありましたが、三セク債を除く比率が8.6%、32.1%でありますから、比率の差異はこのように大きく離れておまして、結果的には大変財政は健全な中で大きな事業ができたという評価につながる所であります。

5つ目のくくり、指定金融機関等の監査の結果であります。指定金融機関、JA信州うえだ、指定代理金融機関JA佐久浅間とも収納誤りは皆無、適切で正確になされております。

特に個別意見として、JA集団検診結果が特定健康診査に連動して受診率アップをしております。チャレンジデーの積極的な参加もされておまして、市の事業と融合一体の取り組みが顕著にあらわれておることを申し上げておきます。

以上、定期監査、決算審査等の概略を申し上げました。よろしくご検証をお願いいたします。
以上で報告終わります。

◎日程第14 議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第14 議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成27年度一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の概要につきましては、市長が招集あいさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度東御市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,024万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億2,905万8,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正につきましては、限度額の変更でございます。臨時財政対策債につきまして、27年度の起債額の決定に伴う変更で、補正後の限度額を5億7,970万円とするものでございます。

5ページから7ページにつきましては、省略させていただきます。

飛びますが12ページをお願いいたします。初めに歳出から説明を申し上げます。

款2 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費17万円の増額につきましては、第77回全国都市問題会議への参加負担金の増額補正でございます。なお、この会議は毎年全国の都道府県の持ち回りで開催されておりまして、本年度は長野県での開催となりまして、当市に20名の参加要請があったことから、この要請に応じるものでございます。

目5 財産管理費1億8,300万円の増額につきましては、浅間山麓総合開発株式会社の株式の取得に要する出資金でございます。これは浅間山麓総合開発株式会社が東部湯の丸インター建設負担金として借り入れていた借入金が、今年度完済する見込みとなったため、この会社の主たる設立目的でありましたインターチェンジ建設関連事業について、完了することとなります。そこで今後東御

市の主導によりまして、浅間山麓総合開発株式会社の整理を進めるに当たりまして、東御市以外の株主が所有する全株式を市が買い取らせていただくための補正でございます。

目6企画費(4)地域政策推進事業費19万円の増額につきましては、東御市国土強靱化地域計画策定に係る検討委員会賃金等の費用に係る補正でございます。

(6) シティプロモーション事業費のうち(1)移住定住推進事業費65万円の増額は、旧北御牧村若者定住促進助成金でございます。これは既に廃止済みの助成金制度であります。子どもの出産後に半額支給できるという経過措置の該当者から申し出があったことから補正するものでございます。

(2) シティプロモーション推進事業費1,174万8,000円の増額につきましては、ふるさと納税の実績が増加していることから、ふるさと納税への謝礼に要する補償費等の増でございます。

目9情報化推進費のうち(1)基幹業務用事務諸経費193万2,000円の増額は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への対応に必要なシステム環境整備に要する委託料の補正でございます。

14ページをお願いいたします。(2)庁内LAN事務諸経費231万1,000円の増額は、セキュリティ対策機器リース料でございます。これは近隣自治体等へのサイバー攻撃の状況も踏まえまして、市の庁内LANシステムの保護を強化するものでございます。

目10生活環境費52万1,000円の増額は、不法投棄処理に係る委託料の増額補正でございます。

項3戸籍住民登録費目1戸籍住民基本台帳費83万7,000円の増額は、マイナンバー制度に伴い発行される通知カード等の裏面へ住所等の記載事項の変更について印字する機器購入費などでございます。

款3民生費項1社会福祉費目2老人福祉費のうち(1)老人福祉事務諸経費260万円の増額は、劇団ZANGEによる認知症介護をテーマとした演劇の公演に取り組む実行委員会への補助金でございます。なお、この公演は10月28日にサンテラスホールで予定されておまして、この劇団の座長は東御市出身のブッチー武者さんでございます。

(17) トロンセンター管理運営費6万5,000円の増額は、ふれあいトロンセンターの備品購入費でございます。

(18) 高齢者生活支援事業費216万円の増額は、高齢者共同住居「ふるさと」の外構、擁壁の修繕に要する工事請負費でございます。

(27) 老人福祉施設等整備事業費3,572万6,000円の増額は、地域密着型サービス等整備事業及び介護施設等施設開設準備経費等支援事業に要する補助金でございまして、財源は全額県補助金でございます。これは介護保険事業の地域密着型サービスを提供する事業所の施設の新築、及び開設準備に要する補助でありまして、補助対象は社会福祉法人ちいさがた福祉会が田中地籍に新築し、平成28年4月に開所予定の小規模多機能型居宅介護施設でございます。

目3医療給付金2,000円の増額は、16ページをお願いいたします。(1)医療給付事務諸経費で、

長野県国民健康保険団体連合会の福祉医療費給付事業審査集計システムの改修に伴う負担金でございます。

目7母子父子福祉費87万1,000円の増額は、母子家庭の母等の資格取得費扶助に要する補正でございます。

項2児童福祉費目2保育園費100万円の増額は、保育園の芝生用スプリンクラーの修繕に要する工事請負費でございます。

目3児童館費78万7,000円の増額は、児童館施設整備の修繕等に要する補正でございます。

目4子育て支援費のうち、(1)子育て支援センター運営諸経費253万3,000円の増額は、東部子育て支援センターの臨時職員賃金、及び前年度国庫補助金の精算金の補正でございます。

(5)放課後児童クラブ事業費250万5,000円の増額は、児童クラブ臨時職員賃金及び需用費の補正でございます。

18ページをお願いいたします。(8)家庭的保育事業費につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴う財源補正ございまして、国、県補助金が家庭的保育事業費補助金から子どものための教育・保育給付費負担金に移したものでございます。

(10)子どものための教育・保育事業費644万円の増額は、認定こども園の入園に係る施設への給付費負担金でございます。

項3人権同和対策費目3人権啓発センター運営費48万9,000円の増額は、東部人権啓発センター施設管理に要する費用の補正でございます。

款4衛生費項1保健衛生費目2要望費8万7,000円の増額は、20ページをお願いいたします。

(1)予防接種事業費で、県外での里帰り出産により生まれた乳児が定期予防接種を受けた場合の補助金の増額補正でございます。

款5農林水産業費項1農業費目2農業総務費のうち(2)農業総務事務諸経費94万2,000円の増額は、農政事務に係る臨時職員賃金等でございます。

(7)農業振興施設管理運営費437万4,000円の増額は、道の駅雷電くるみの里の空調設備等の施設修繕に要する工事請負費でございます。

目3農業振興費のうち(1)農業振興事務諸経費736万円の増額は、雪害対策資金利子助成及び経営体育成支援事業に係る補助金の補正でございます。この経営体育成支援事業補助金729万円につきましては、認定農業者等が経営の拡大や多角化を図るため必要な農業用機械の導入に対して経費の30%を300万円を限度に補助するもので、財源については全額県補助金でございます。

(3)果樹農業振興対策事業費201万円の増額は、農作物のハウス栽培施設設置に要する補助金でございます。

(5)農業近代化資金利子補給事業費5万4,000円の増額は、利子補給対象者増に伴う補助金の補正でございます。

(7)新規就農・経営継承総合支援事業費600万円の増額は、青年就農給付金の対象となる新規

就農者増に伴う補正でございまして、財源は全額県補助金でございまして。

22ページをお願いいたします。項2 林業費目2 林業振興費につきましては、県補助金の交付決定に伴う財源補正でございまして。

款6 商工費項1 商工費目1 商工総務費507万1,000円の増額は、羽毛山工業団地の温泉井埋め立てに要する工事請負費でございまして、羽毛山工業団地内にあります廃止済みの温泉の井戸施設の埋め立てを行い、その区画の一体的な売却を進めるものでございまして。

目4 観光費のうち(1) 観光事務諸経費100万円の増額は、大河ドラマ「真田丸」に係る観光誘客事業に要する東御市観光協会への補助金でございまして。

(2) 湯の丸高原観光対策事業費13万円の増額は、湯の丸自然学習センターのインターネット接続環境整備に要する費用でございまして。

(3) 海野宿観光対策事業費20万円の増額は、海野宿駐車場の修繕に要するに需用費でございまして。

目7 温泉施設運営費のうち(2) 温泉複合施設管理運営費112万7,000円の減額は、ゆうふる t a n a k a 駐車場ゲートシステムのリース契約期間満了に伴う減額補正でございまして。

(3) 御牧乃湯管理運営費17万4,000円の増額は、御牧乃湯の源泉施設の修繕工事等に伴う補正でございまして。

(4) 芸術むら公園管理運営費200万9,000円の増額は、旧ガラス工房周辺整備工事等に伴う工事請負費でございまして。

24ページをお願いいたします。款7 土木費項2 道路橋りょう費目2 道路維持費1,060万円の増額は、市道の支障木伐採、市道の維持管理用の資材費、市道の緊急修繕及び小規模舗装修繕等に要する費用の増でございまして。

目3 道路新設改良費1,000万円の増額は、(2)の小規模土木事業費で小規模土木事業工事費の増額補正でございまして。

款9 教育費項1 教育総務費目2 事務局費のうち(6) 学力向上対策事業費120万円の増額は、外国語指導助手等加配更新に係る賃金でございまして、英語教育の充実及び人材確保のためのものでございまして。

(8) 幼稚園教育支援事業費につきましては、幼稚園型認定こども園への施設給付に伴う国、県負担金の財源補正でございまして。

26ページをお願いいたします。項2 小学校費目1 学校管理費のうち(3) 小学校管理諸経費24万7,000円の増額は、田中小学校階段昇降機に係る保守点検委託料でございまして。

(6) 滋野小学校諸経費50万円の増額は、指定寄附金に伴う児童図書購入費でございまして。

目2 教育振興費140万円の増額は、田中小学校吹奏楽部の東海小学校バンドフェスティバル出場の伴う補助金でございまして。

項4 社会教育費目2 公民館費50万円の増額は、公民館施設整備補助金の補正でございまして。

目7文化財費26万円の増額は、市の指定文化財の施設等修繕に要する需用費でございます。

28ページをお願いいたします。項5保健体育費目1保健体育総務費10万円の増額は、全国スポーツ大会出場者の増に伴う参加補助金でございます。

目3体育施設費61万6,000円の増額は、今後の体育施設のあり方検討会及び体育施設最適化計画策定に要する費用でございます。

以上、歳出でございます。

恐れ入りますが、8ページに戻っていただきたいと思っております。歳入について申し上げます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金1,086万2,000円の増額は、子ども・子育て支援新制度に伴う子どものための教育・保育給付費負担金でございます。その内訳の地域型保育給付費につきましては、国庫補助金の家庭的保育事業費補助金からの移行によるものでございます。

目3教育費国庫負担金8万1,000円の増は、子どものための教育・保育給付費負担金、施設型給付で、これは幼稚園型認定こども園が対象でございます。

項2国庫補助金目1民生費国庫補助金698万5,000円の減額は、家庭的保育事業費補助金の国庫負担金への移行による減などでございます。

款15県支出金項1県負担金目1民生費県負担金529万8,000円の増額は、子ども・子育て支援新制度に伴う子どものための教育・保育給付費負担金でございます。その内訳の地域型保育給付費につきましては、県補助金の家庭的保育事業費補助金からの以降によるものでございます。

目3教育費県負担金4万円の増は、子どものための教育・保育給付費負担金、施設型給付費で、これは幼稚園型認定こども園が対象でございます。

項2県補助金目2民生費県補助金3,334万8,000円の増額は、母子家庭自立支援給付金事業補助金、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）の補助金、保育緊急確保事業費補助金の増のほか、家庭的保育事業費補助金の県負担金への移行による減でございます。

目4農林水産業費県補助金1,343万9,000円の増額は、新規就農・経営継承総合支援事業補助金、経営体育成支援事業補助金、雪害対策資金利子助成補助金、野生鳥獣総合管理対策事業補助金でございます。

款16財産収入項1財産運用収入目2利子及び配当金16万円の増額は、株式会社信州フォーレストの解散に伴う配当金でございます。

10ページをお願いいたします。項2財産売却収入目1不動産売却収入1,246万4,000円の増額は、上川原工業団地内の市が所有する土地の売却収入金でございます。この土地は、中古車リサイクルセンターと一般廃棄物最終処分場との間に隣接しておりまして、中古車リサイクルセンターからの購入申し出があり、現在、市として使用する予定がないことから、売り払うこととするものでございます。

目3財産売却収入150万円の増額は、株式会社信州フォーレストの解散に伴う出資金の返還金でございます。

款17寄附金項 1 寄附金2,350万円の増額につきましては、ふるさと寄附金及び教育振興寄附金でございます。

款18繰入金項 1 基金繰入金5,416万3,000円の減額につきましては、財政調整基金からの繰り入れの減でございます。

款20諸収入項 2 貸付金元利収入目 5 総務費貸付金元利収入 2 億円の増額は、浅間山麓総合開発株式会社に対して市が事業運転資金として貸し付けております4億円のうち2億円の回収金でございます。

款21市債項 1 市債目 2 臨時財政対策債7,070万円の増額につきましては、今年度の額の決定によるものでございます。

以上が歳入でございます。

次に30、31ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。最下段の合計欄をご覧いただきたいと思っております。前年度末現在高220億9万7,000円に、当該年度中の増減の見込みと元金償還見込額、更にこの表の欄外にございますが、繰越明許費に係る地方債を加算減算いたしまして、この表の右側の一番下の欄になりますが、当該年度末現在高見込額は215億7,495万5,000円となる見込みでございます。

以上、議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第15 議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第15 議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいま上程となりました議案第73号につきまして、提案理由をご説明いたします。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度東御市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,488万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,588万円とするもので、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

34ページから37ページは、省略させていただきまして、38ページをお願いいたします。

歳入でございます。款3 国庫支出金項2 国庫補助金目2、目3の地域支援事業交付金、合計で130万2,000円の増額は、前年度分交付金の精算確定に伴うものでございます。

款5 支払基金交付金項1 支払基金交付金目1 介護給付費交付金302万2,000円の増額、目2 地域支援事業支援交付金556万3,000円の増額は、いずれも前年度分交付金の精算確定に伴うものでございます。

款7 繰入金項2 基金繰入金目1 介護保険支払準備基金繰入金は7,000円の増額、款8 繰越金1,498万6,000円の増額は、前年度決算の確定に伴うものでございます。

おめくりいただきまして、40、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。款5 諸支出金項1 償還金及び還付加算金目3 過年度介護保険給付費精算金2,488万円の増額は、前年度分の介護保険給付費負担金の精算に伴うものでございます。

以上、議案第73号につきまして、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例

◎日程第17 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第16 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第17 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) ただいま一括上程となりました議案第74号及び議案第75号の2議案につきまして、提案説明を申し上げます。

最初に議案第74号について申し上げます。議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。まず議案書の21ページをお願いいたします。

議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。以下につきましては改正条文でございます。この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の1ページをお開きください。

東御市個人情報保護条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、個人番号をその内容に含む個人情報に関し、適正

な取り扱いを確保するほか、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要でございますが、個人番号をその内容に含む個人情報で、市が保有するもの、これを今回の改正で保有特定個人情報といたしますが、この保有特定個人情報に関しまして、国に準じて適正な取り扱いの確保と個人情報の保護という観点から、目的外利用及び外部提供については番号法との整合を図るための規定を追加するというほか、開示請求等の手続に関しては代理人の要件を定める等の改正を行うものでございます。

4の施行期日については番号法の施行に合せて、一部を除きまして平成27年10月5日でございます。

2ページから12ページにつきましては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして議案第75号につきまして提案説明を申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以下につきましては、改正条文でございます。この説明につきましては別冊の条例案に関する資料で行いますので、こちらの資料の13ページをお開きください。

条例の名称については、申しましたとおり東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。関係条例は、ご覧のとおり2つの条例がございます。

2の改正の理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律におきまして、地方公務員等共済組合法の一部改正が行われたため、これらの規定を引用している条例について所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要といたしまして、改正する2件の条例ともに、年金制度の一元化に伴いまして国の法改正がございました。これまで根拠法令として引用してございました地方公務員等共済組合法の部分を厚生年金保険法の該当条項に改めるものでございます。

4の施行期日は法の施行に合せまして、平成27年10月1日でございます。

14、15ページにつきましては条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第74号及び議案第75号の2議案について説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第18 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例を議題と

します。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第76号をご説明いたします。

議案書29ページをお開きください。

議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例です。

以降、改正条文でございます。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の条例案に関する資料をご覧ください。この資料の17ページをお開きください。東御市手数料条例の一部改正の概要についてです。

1、条例の名称は、東御市手数料条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3、改正の概要は、通知カード並びに個人番号カード、それぞれ初回の発行手数料は無料ですが、再交付について手数料を定めるものでございます。また不要となる住民基本台帳カードの手数料の規定を削除するというものでございます。

4、施行期日は通知カードにかかわる手数料の規定は、平成27年10月5日、個人番号カード及び住民基本台帳カードにかかわる規定は、平成28年1月1日とするというものでございます。

18ページ以降、新旧対照表ですので説明は省略させていただきます。

以上、議案第76号につきまして提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第19 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいま上程となりました議案第77号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正の概要につきましては、別冊の条例案に関する資料で行いますので、別冊の資料21ページをご覧ください。

1、条例の名称につきましては、東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由につきましては、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3、改正の概要につきましては、引用している法律に条ずれが生じたため、必要な条文の整備を行うものです。

4、施行期日は、公布の日といたします。

次のページからは条例の新旧対照表があります。下線の部分が改正部分でございます。

以上、議案第77号につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結について

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第20 議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第78号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。

議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結について。

明神館改修増築工事について請負契約を締結するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、明神館改修増築工事の実施でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございまして、市内建築A級の7者から応札があり、去る8月6日に開札を行い、入札参加要件等の確認をさせていただいた上で、8月12日に仮契約をしました。

契約の金額は2億8,436万4,000円で、建築、機械、電気工事を含め一括発注したものでございます。

契約の相手方は、長野県東御市鞍掛18番地、株式会社竹花組東御支店支店長、木村啓二であります。

なお工期につきましては、契約日から平成28年1月20日まででございます。

以上、提案説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第21 請願・陳情の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第21 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において、8月21日までに受理したのは陳情5件です。写しはお手元に配付したとおりです。本陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時20分）

平成27年東御市議会第3回定例会議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦	選挙管理委員会委員長	池田昭雄

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 安全保障関連法案についての認識について、受付番号2 社会保障制度について
①国民健康保険について、受付番号3 社会保障制度について ②介護保険制度について。9番、
平林千秋君。なお平林千秋君から受付番号2に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これ
を許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） おはようございます。今回は一番手でやらせていただきます。

今、安倍内閣のもとで、国民の目から見て暴走とも映る政治が続いております。大問題になって
いる安全保障関連法案、戦争法案とも呼ばれていますが、圧倒的な国民の反対にもかかわらず、来
週にも強行採決しようという動きがあります。

国民生活をめぐるでも最近の法人企業統計に見られるように大企業の収益は史上空前といわれ、
内部留保の積み増しが続いているにもかかわらず、国民の給与所得は下がり続け、諸物価の上昇が
国民生活を圧迫しています。大幅な負担増となる介護保険改悪が施行となり、医療保険の全面的な
改定が強行されております。いずれも国民、東御市民の生活、平和の願いに大きな影響を及ぼし、
地方行政の対応がまた問われております。今回はこうした問題を中心についてお尋ねしていきたい
と思います。

第1は、安全保障関連法案についての認識についてであります。

市長は6月議会で安全保障関連法案について、日本を取り巻く安全保障環境が変化しているから、
国の平和を守るための平和安全法制等の整備は必要ではないかとの認識を示されました。その後3
カ月、国会での審議が進展し、国民的規模で議論が深められ、同法案が憲法違反であり、日本を戦
争をする国へと導くおそれがあることが浮き彫りになっております。現在でも市長の認識に変更は
ありませんか。

2番目は、社会保障制度についてであります。まず国民健康保険についてです。

5月に医療保険制度改定法が成立し、一連の国民負担増とともに平成30年度からの国民健康保険

の広域化が進められることになりました。市民の命の安全にかかわる制度始まって以来の大きな改定、変更となります。これから具体化への準備が始まりますが、市民が安心して医療を受けられ、負担が現状以上に重くならないようにしていかなければならないと思いますが、市としてどのような基本姿勢で臨むのかをまず伺います。

また、この制度移行に当たっては、政府は地方との協議の場で被保険者の保険料負担の軽減や、その後伸びの抑制のために毎年3,400億円の公費拡充を行うと表明しています。うち27年度からは低所得者対策の強化として1,700億円を充てることにしております。東御市への配分はいくらになるでしょうか。また目的に沿ってこれを活用し、保険税を下げるべきではありませんか。

3番目は社会保障制度について、介護保険制度についてであります。

介護保険制度が大幅改定となり、今年度から実施されています。東御市では要支援1、2の通所・訪問の総合事業への移行は猶予期間を設け、29年4月からとしています。市民が安心して切れ目なくサービスが受けられるよう従前の準備が必要であり、今年度の取り組みが重要となりますが、現状と今後の方向はどうでしょうか。

更に保険料は現在の第6期介護保険事業計画では基準額が6万6,600円となり、2025年度には年10万円を大きく突破すると推計されています。現状でも高いという批判が強く、負担は限界になりつつあります。今後安心の老後へ国の負担割合の増加とともに、市としても一般会計からの繰り入れも課題になってくると思います。

伺いますが、現行制度で一般会計からの繰り入れに法的な障害はあるのでしょうか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。受付番号1番、平林千秋議員の安全保障関連法案についての認識についてのご質問につきまして、私の方からお答えします。

ご質問の安全保障関連法案につきましては、国会において審議が進められておりますが、前回答弁させていただきました6月と、世界情勢が大きく変化しているという認識はありません。我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容している現実として、グローバルなパワーバランスの変化や技術革新の急速な進展に加え、大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロなどの脅威により複雑かつ重大な課題に直面しているとともに、これらの脅威が世界のどの地域で発生しても、日本の安全保障に直接的な影響を及ぼし得ると言われている状況に変化はないものと考えております。

したがって私としましては、このように日本を取り巻く安全保障環境の変化が続き、平和と安全の根幹を揺るがしかねない状況を踏まれば、国民を守るための平和安全法制等の整備は必要ではないかと考えており、この認識に変わりはありません。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。

受付番号2、平林千秋議員の社会保障制度について、①国民健康保険についてのご質問に、市長

にかわりお答えいたします。

ご質問の前段の平成30年度からの国保の広域化に市としてどのような基本姿勢で臨むのかのご質問ですが、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村は保険料の賦課徴収、資格管理、保険給付の決定などの役割を担い、被保険者の実情を把握した上で地域におけるきめ細かい事業を行うものと法律に規定されています。

後段の低所得者対策の強化として充てられた1,700億円についてのご質問ですが、今回の国保法の改正では、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、公費拡充等による財政基盤が強化されました。これに基づく国の保険者支援1,700億円が各市町村に配分され、当市では約3,000万円ほどを見込んでおります。また当市の26年度の国保会計の決算は、歳出の療養給付費は前年度と同額程度に推移しているものの、収入となる国庫支出金や療養給付費交付金、高額共同事業交付金等が昨年に比べ減額となったことで、収支の赤字が増加し、それを補てんするため基金積立金の取り崩し額が増加し、単年度実質収支は1億6,500万円の赤字となりました。市といたしましては、国保加入者の保険税負担をできるだけ増やさないという考え方から、基金の取り崩しを行い、27年度は更に1億円の法定外繰入をして運営を図ってまいります。したがって今回の財政支援策による国保税の引き下げは考えてございません。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号3、平林千秋議員の社会保障制度について、②介護保険制度についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、総合事業への移行についての現状と今後の方向はどうかのご質問でございます。介護保険制度の改正により、本年度から要支援者の訪問介護、通所介護について地域支援事業に移行され、介護予防、日常生活総合支援事業として、地域の実情に応じた多様なサービスを提供できる仕組みへと変更されております。

市におきましては、この事業の取り組みに猶予期間が設けられていることや事業移行に際し相応の期間が必要であるとの判断から、平成29年4月からの移行を目指して取り組みを進めているところでございます。

現在の移行準備状況と方向性でございますが、現行ご利用いただいているサービスにつきましては、そのまま移行できるよう検討を進めたところであり、加えて訪問型、通所型事業において多様な選択できるサービスの可能性を模索している状況でございます。

これから地域資源の洗い出し、確認作業等を行い、条例改正等も行っていかなければならない中で、市民の皆様への周知につきましても市報等を通じて行ってまいりたいと考えております。

なお総合事業の推進体制につきましては、地域の事業者や住民による協議体の設置を行い、地域全体で事業に参加いただける機運を高めまいりたいと考えておりまして、また多様なサービスの提供を実現するため、事業者や団体等に対しまして各事業等の説明会を実施してまいりたいと考えております。

次に、介護保険特別会計への一般会計からの繰入について、法的障害はあるかのご質問でございます。国の通知では、介護保険給付費に充てる市町村の負担割合は政令で定めるところにより12.5%と定められており、これを超える繰入は適切でないと言われておりますが、法定分以上の繰入を禁じる法令上の規定はございません。しかしながら市におきましては一般会計から保険料軽減のための繰入を行った場合に、常態化すると財政を圧迫し、他の福祉施策等にも支障を来す可能性があること、また保険料の免除は適当でない、保険料の一律減免は適当でない、一般財源による保険料減免分の補てんが適当でないとした、いわゆる保険料減免の三原則の重視を求める通知もあることから、法定分以上の繰入は行っていない状況でございます。本年度の介護保険制度の改正におきましては、予防事業の充実や利用者の適正負担に向けた改正が行われており、介護給付費の増加を根本的に抑制するための方策がとられております。

市といたしましても、今後高齢化が一層進むことや介護保険給付費の増加等を見定める中で、適正な保険料をお願いするとともに、互助の精神を持った保険制度が存続できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ここからは一問一答でお願いします。

今、安全保障関連法案の認識についてですが、市長のご答弁は改めて昨年7月の閣議決定の文書が私、手元にありますが、市長が述べられたことは、いろんな文脈がありますけれども大体同じ、閣議決定文書の引用といいますか、引き写しといいますか、それと同じ認識を表明されました。

そこでこの安全保障環境の変化というのは、安倍首相がこの閣議決定で解釈変更で集団的自衛権を容認した中では、ほぼ唯一の理由とされたものです。これが今現在、問題になっている戦争法案のもとになっておりまして、ここが革新的な論点であり、同時に最も弱点となっている論点でもあります。国会で様々な議論になりました。衆議院段階の憲法調査会で自民党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授が、こう断言して注目されました。すなわち集団的自衛権の行使が許されるという点について、私は憲法違反だと考えている。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかないし、法的な安定性を大きく揺るがすものだ。立憲主義に反するということでもあります。与党自民党推薦の憲法の専門家の証言であり、大きな反響を呼び、これを契機に憲法学者がこぞって法案反対を表明し、歴代内閣法制局長官も違憲だと表明し、注目されました。これにより国民の世論も一気に広がりました。

そこで長谷部教授は、安全保障の環境の変化に関連して、8月に入って「信濃毎日新聞」をご覧になったと思いますけれども、こういうふう言っているのですね。安全保障環境の変化ということで、憲法を変えるという基本的な枠を変えるなら、憲法を改正しなければならない。しかし現在の日本を取り巻く環境を見ても改正の必要があるほどの緊急事態とは思えません。集団的自衛権が必要になったという意見もありますが、日本を取り巻く環境はむしろ冷戦時代の方が危機的でしたというふう言っていて、今、いろいろ安全保障環境が変化していることは事実ですが、それが憲法原

則をゆがめて集团的自衛権行使に突き進むということは許されないのだというのが一致した見解になっております。

つい最近では、山口繁元最高裁長官も集团的自衛権の行使を認める立法は違憲と言わなければならないということを言って、今、法曹界挙げてこの問題を憲法違反だというふうに指摘しております。

時間がないので、市長が触れた核心の論点だけ取り上げましたが、これまでの国会の論議ではこの憲法問題とともに様々な角度からこの安全保障法案が平和と安全の名称とは全く裏腹に、自衛隊が米軍の戦争に戦闘地域まで行って、兵隊を担い、武力行使と一体となることになる危険性、可能性が浮き彫りになって、国民の批判が更に広がっています。東御市を代表する市長としては、こういう点をよく熟慮して対応していただきたいなというふうに思います。

そこでどの世論調査でも、この法案を憲法違反だとする人が6割以上、この国会で成立させることには6割、7割が反対しております。東御市議会は先の6月議会で安全保障関連法案については、今国会での成立を急ぐことなく、国民の理解が得られるよう十分論議し、慎重審議を求めるとの意見書を採択しています。

ところが安倍内閣、与党自民党、公明党は来週にも参院で強行採決し、強引に成立させようとしていると伝えられています。憲法の基本原則、この国の今後を左右する重大問題を力づくで押し通すことは、民主主義、国民主権の立場から許されないことだと思いますが、市長はこの点についてどういうふうに認識されているのでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ご質問に関しまして、国会で判断されるべきことというふうに認識いたしております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 国会で判断するのは当然であります。この問題をめぐって国民的大論議が行われております。その点を踏まえて、首長としてもよく考えていただきたいなというふうに思います。

それで更に指摘しておきたいことがあります。安全保障法制というのは国の基本問題とともに地方自治体の課題でもあると私は思っています。集团的自衛権行使にかかわる存立危機事態に関連しては、自治体が深くかかわる国民保護法制が動きます。これの発動は日本に武力攻撃がなくても政府の判断で行われるようになっております。この点に関連して、阿智村の岡庭一雄前村長が「信毎」のインタビューで述べられたことが、私は非常に重要だと思って読みました。岡庭さんはこのインタビューで自治体には政府が決めたことに反対しにくいという風潮があるが、これは間違いだということを前置きしまして、今度の武力攻撃事態法、それと今の保護法制で、政府が判断すれば自治体は対応せざるを得ないという仕組みになっていることを指摘しております。そこで岡庭さん、こう強調しています。私たちは憲法が定める地方自治の理念をどれだけ理解しようとしたか、地方

自治は戦争遂行を容易にした大きな原因が中央集権にあると捉え、国民主権を実効あるものにするため、戦争放棄とともに盛り込まれた切り札だ。単なる制度や組織ではなく、住民が築く民主主義運動だというふうに地方自治をとらえておられます。これはやっぱり戦前の地方自治体が戦争遂行の下請け機関にされ、動員組織となったという教訓を踏まえて、住民の皆さん、国民の皆さんが平和の願いを持ったときに、地方自治体が独自にどういうふうに対応することが必要なのかということ踏まえた制度なんだという強調だと思います。

今、私は安倍内閣のもとで進められているこの法制の強行というのは、国の道を誤らせるものだというふうに思っております。この点をやっぱり私たち地方自治に携わる者もよく踏まえて、地方自治を守る立場、住民の生命と安全を守る立場から真剣に対応していかなければならないというふうに私は考えます。こういうことを踏まえて、地方自治に携わる者として働いていく必要があるなというふうに思います。

そこで国会会期末となり事態は緊迫していると思います。私は強行は絶対に許されないと考えます。先日、国会へ12万人包囲行動をはじめ全国での反対運動の動きは空前の広がりを見せております。東御市でも多くの市民が事態を心配し、声を上げています。過日8月9日には、中央公民館で160人の方々が平和の命をつなぐ市民の会の呼びかけで、160人を超える方が集会にお集まりになりました。そして8月30日には35年ぶりと言われる戦争法案反対を掲げたパレードも行われました。また、この命をつなぐ市民の会の呼びかけで、市民アピール署名には20日前後の間の取り組みの中で東御市民から1,666筆の賛同が寄せられました。こうした声がかかることは、東御市でもかつてないことだとも言われています。私はこういう声も受けて、日本を戦争をする国にさせない、民主主義を守る声を一層広げ、廃案に向かって頑張っていきたいなということを改めて表明しておきます。

それでは次の課題に移ります。介護保険制度関連であります。今回の医療制度の改定で、国保制度は大きな変更になりました。国保の財政運営の主体を市町村から都道府県に移すことが求められています。施行は平成30年度からとされていますが、市民生活に深いかかわりを持っていくので、冒頭申しましたように、どう準備していくかを中心にお尋ねします。

そこで前提としてお伺いします。今度の法改定で国保の目的、第1条であります。これはそのまま存続する、そのまま踏襲されていると思いますが、どういう規定になっているのでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご指摘の国民健康保険法第1条は、この法律の目的と見出しをつけまして、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると規定しております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） これは新国保法になってからずっと踏襲されている立場で、改定法でもそのとおり規定されております。つまり国民健康保険制度というのは、社会保障の制度だという位置

づけであります。そこで戦前にできた旧国民健康保険法では、その1条で国保は相扶共済の、つまり助け合いですね、相扶共済の精神にのっとり、疾病、負傷、分娩または死亡に関し、保険給付をなすというふうにしておりまして、この規定の仕方、規定ぶりが根本的に違っております。相互扶助、助け合いから、社会保障の制度というふうになっているところが根本的に違うわけであります。

そこで国保は、民間保険と性格を全く異にしてしております。民間保険はまさに助け合いであります。国保には社会保障の制度として、保険原理とともに、社会原理というものが伴っております。その社会原理とは、自己責任や相互扶助では対応できない病気、失業、老齢、障がいなどの問題に対し、社会的に対応するというものです。これが国庫負担や事業主負担の根拠になっております。

この根本のところは、我々運用する立場から忘れてはならないなというふうに思います。

そこでお尋ねしますが、この制度、国保制度について厚生労働省はどのように国民に向けて説明しておりますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の国民健康保険の概要の説明では、国民健康保険制度は原則として被用者保険の適用者以外の国民すべてを被保険者として、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとされております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） これは国保法の第1条と同じ精神で書かれております。

ところで東御市はどういうふうに説明することに、ちょっと調べさせていただきました。ここに市民の皆さんにお配りして、利用をお願いしているパンフレットがありまして、一番最初のページに国保の仕組みというところがあります。「国保は病気やケガをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるよう、日ごろからお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です」という表現になっております。

これ、先ほど旧国保法の第1条を紹介しましたが、全く同じなんです、書きっぷりが。ここはやっぱり先ほど一番大事な点だよとご指摘したんですが、現在の国民健康保険制度というのは、今、紹介いただきましたように社会保障及び国民保健の向上に寄与するところが主たる目的になっております。もちろん保険というのがありますから、助け合いという要素もありますよね。しかし基本はそこなんだというところを踏まえて対応する必要があると思いますので、市民に対する説明でも、この制度について正確にご説明するようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の市民に対する説明でございますけれども、市のホームページには「国民健康保険とは」の説明に、「私たちが病気やケガをしたとき、安心してお医者さんにかかるようにする医療保険制度です。お互いに出し合った保険税と国、県の補助金で医療費

の負担を軽くすることを目的としています」と表記されておりますけれども、今、ご指摘のとおり市民の皆様にお配りしているパンフレットでは、より多くの皆様にご利用いただくことから、平易な表現と具体的な数字等の情報を多く盛り込む趣旨で作成しており、国保の仕組みの説明にみんなで助け合う制度という表記を使わせていただいております。

ご指摘の社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると表記すべきとのことにつきましては、近隣市町村で使用されているパンフレット等も参考に、今後わかりやすい表記方法の検証とともに、検討してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひ、より正確になるように検討していただきたいと思います。とりわけ制度も大きく変わるだけに、そのときにやはり法のとおり、そして厚生労働省も説明しているとおり正確になっていますので、それを踏まえて、わかりやすさというのは大事ですけれども、本質を外したわかりやすさというのは道を誤りますから、本質を踏まえてわかりやすい表現ということで市民に説明していただきたいと思います。

それでは制度改定について伺ってまいります。今回、よく都道府県単位化というふうに言われます。どうかすると全部県に、都道府県に行っちゃうのかなという感じになっておりますが、今度の改定法で保険者についてはどういうふうに規定しますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の改正国保法による保険者につきましては、都道府県は当該都道府県内の市町村（特別区も含む）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。と規定されております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ご紹介いただいたように保険者は都道府県と市町村、この文章でいくと同列になっております。ただ、役割についてはそれぞれ分担というふうになっておりまして、お手元の資料の2ページに、これは政府の説明であります。端的に整理されております。都道府県は財政運営の主体、中心的な役割を担うということで、運営方針の策定だとか、それから市町村ごとの分賦金、市町村はこれだけ医療費がかかったからこれだけ納めてくださいねということ、それから保険料については標準的な税率を示すという役割を担っております。

そこでその都道府県の中心の役割とともに、市町村はどのような役割を担うことになるのでしょうか。そしてそれは現行の果たしている役割、それとの相違というのはどんな点がありますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の市町村の役割でございますが、改正法では市町村の役割として地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行うものと規定されております。

具体的には、保険料の賦課徴収、資格管理、保険給付費の決定、保健事業、レセプト・健診情報

を活用したデータ分析に基づくデータヘルス事業などでございます。

現行との違いであります、最初にお答えした事柄に加え、県と市町村の役割が明確になり、詳細な制度設計がされる中で明らかになるものと考えておりますが、市は市民に身近な業務を行うものと認識しております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 私はここで規定している市町村の役割ですね、保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かな事業を行うという、このところが非常に大事だなというふうに思っております。

そこで実際の運用ではいろいろこれから具体化されてくると思いますが、制度の仕組みについていきますと、大枠は都道府県が示してきますが、例えば具体的に保険税をいくりにするのかという決定権は各市町村が担うこととなります。それに基づいて保険税を徴収するとか、それから市民の健康維持、身近なところでやるということも市町村の役割であります。

そこで保険税についてですが、県が標準保険税率を示すことになってはいますが、これはあくまでも参考という位置づけになっていると思っておりますが、そうですね。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の標準保険料についてでございますが、先ほども申し上げましたが、今後県と市町村の協議の中で、こうした具体的な詳細設計について明らかになるものと考えております。ですので現在の中であくまでも参考という表現に該当するかどうか、今の段階ではお答えできないというふうに認識しております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ちょっとあやふやなお答えだったんですが、お示しの資料に市町村の役割で保険料の賦課徴収のところに、標準保険料を参考というふうに書いてあります。これは国会でも大分論議になりまして、参考ですと、従ってもらいたいですけれども、独自にお決めいただきたいというふうに厚生労働大臣がお答えになっておられますので、そこはよく踏まえていただきたいというふうに思います。

財政運用については、現在、市町村レベルでは現在の国保特別会計が基本になっていくと思えます。そこで制度的には、制度的にはですよ、国保運用の必要性で設けている基金も存続するし、市民の負担が過重にならないように一般会計からの繰入も制度的には継続されるというふうに私は理解していますが、そうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 具体的な制度の質問でございますが、先ほどから申し上げておりますように詳細な制度設計がされる中で、収支についても試算等が明らかになってまいるというふうに考えてございます。その中で、繰入金議論は、ここでは控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、一般的には改正後も繰入についての繰入をしてはいけないという規定はされ

ていないと認識してございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今、制度上の規定としてお尋ねしました。実際の運用は30年度になっていくと、県からの分賦金どれだけと、標準保険税がどれだけというのが提示がありまして、それを踏まえて具体的な制度設計に入りますので、それはそのときに具体的な事案に即してお尋ねしたいと思います。しかし基金も存続するし、繰入も制度的には可能であるという制度の仕組みはよく踏まえた対応が必要だろうと思います。

それでは東御市の国保の今の現状について若干、皆さんの方からいただいた資料ももとにしながらお尋ねしてまいります。

資料の1ページ目に、いただいた資料をもとにちょっと分析的な情報処理して掲げてございます。東御市の国保は平成20年度に1世帯当たり19.8%、大幅なアップがありまして、その後26年度まで足かけ6年たちます。この間に保険税率の改定がなかったというのは近隣市町村にない状況だと思えます。これは市及び担当者のところで大変な会計上の努力がされた結果でもあるし、東御市民の皆さんも健康保持のために相当な努力して、例えば中段に保険給付費の推移がありますが、若干伸びておりますが、極端な増減がないということにも安定的な状況というのは示されていると思えます。ただ、被保険者数が減少したり、やっぱり収入の低迷の中で保険税の税収が低下しているということで、これは全国共通している構造的な要因に根ざしているなというふうに思えます。しかし全体として健全に維持されているというのはよかったことではないかと思えます。

これは平成20年度の引き上げがかなり大きすぎたと、その何というのか、余波がきているなというふうにも思いますが、しかしながら安定的に維持されたというのはいい方向で、今後も市及び市民が一致して努力していくことが必要だろうと思います。

ただし市民の皆さんの実態を見ていくと、なかなか大変な事情というのはこのデータからも浮かび上がってまいります。被保険者世帯ですね、右側の下の方にありますが、所得でいいますと200万円以下が75%を超えている。100万円以下が半数を超えているという実態であります。それでそのご家庭が納めている保険税の負担率はどうなのかというのをデータをいただきました。左側の下の方にありますように、平均的にいうと所得に対して11.何%、何がしということですが、2割、5割、7割の負担軽減措置をとっている世帯の保険税率、保険の負担の割合が一般よりも多いんですね。2ポイントなり3ポイント多いということは、いかに市民の皆さんにとって負担が大きいかと。これ軽減措置をとらなかつたら大変な負担になって、生活が立ち行かないという実情なんですね。こういうのが今の東御市の国保税の実態であります。

それを踏まえて、ちょっと若い世代はどうなのかということをお尋ねしたいと思います。若い世代、35歳の夫婦、子ども2人、小学生と就学前の世帯、仮に仮定いたします。年収で夫が給与所得で200万円、妻がパート収入で50万円の借家住まい。普通ある家庭ですが、このご家庭の保険税はいくらになるでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問をいただきました世帯の事例で、その条件に限り試算をいたしますと、当該世帯は5割軽減世帯に該当いたしまして、応益部分の軽減額は5万6,800円で、保険税額は年間で12万6,100円と試算されます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 5割軽減世帯で12万6,100円ということでもあります。ちょっとメモをとっておいていただくとわかりやすいと思いますが、それで同じ規模の世帯、夫婦2人、それから子ども2人で借家住まい。やむなく生活保護を申請したいという申請があったとしますと、このご家庭の最低生活費はいくらになっていますか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいま平林議員が示された例につきまして、生活保護の基準であります最低生活費を試算いたしますと、月額18万4,890円、年額221万8,680円でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） そういう状態であるようであります。この若夫婦、先ほど冒頭に挙げました夫の年収200万円の世帯ですが、妻と合せて260万円の年収になります。そこで勤労者控除というのがありまして、それが夫22万円、妻12万円、合計で32万円余が控除した後が収入認定額となります。これは224万8,160円になります。ここから国保税、先ほど答弁がありましたように12万6,100円を払うわけですね。そして残りは212万2,060円というふうになります。この数字は先ほどお示しいただいた生活保護を受給した場合の世帯の221万8,680円を下回っちゃうんですね。ですからこういう実態なんですよ。ごく普通にある世帯も国保税を負担した場合、ほぼ生活保護水準、あるいは生活保護受給対象になるというようなのが今の国保税の実態です。それは収入全体が低いということも反映していると思うんですね。ですから私たちの国保の運営というのも、そういう市民の生活実態、財政問題は非常に大事ですよ、同時にそういう市民の生活実態を踏まえた対応が必要だと思います。

都道府県単位に移行して、新しい制度になっていくときの国保全体の運用の中では、こういうことも踏まえてぜひ考えていただきたいなというふうに思います。先ほど市町村の役割は身近な関係において地域におけるきめ細かい事業を行うという、そのきめ細かいという気配り、福祉の心を持った対応が重要だということを指摘しておきます。

その上で、今度は新たに国が対応している3,400億円、そして今年度からの1,700億円について伺います。

先ほどのご答弁で、東御市の配分3,000万円ということですが、この配分の根拠はどういうことをもとにしたんでしょう。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問の配分の根拠ではありますが、1つ目といたしましては平成

27年度から保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援として、全国で約1,700億円が配分されるものでございます。2つ目といたしまして、平成29年度以降にさらなる国費、毎年約1,700億円、同額でございますけれども、投入し、財政安定化基金の創設や精神疾患、非自発的失業者などといった自治体の責めによらない要因による医療費の増加に対する財政支援の強化、医療費の適正化に向けた取り組み経費等に配分されるもので、毎年ご指摘のとおり約3,400億円の財政支援の拡充等により、財政基盤を強化するというものでございます。27年度の当市の公費拡充額は先ほど申し上げたとおり約3,000万円程度を見込んでおります。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） いろいろとございましたが、算定の根拠は基本的には低所得者数、低所得者の数に応じて、いろんな算定方式で算定されるというふうに思っております。

そこでその使い道なんですけれども、財政基盤の強化に使うというお答えでありました。お配りした資料の3ページ目をご覧くださいと思います。これは厚生労働省保健局が出した制度改定に当たっての資料であります。ここには財政支援した効果として3,400万円の場合は被保険者1人当たり約1万円の財政効果というふうにありますし、下の欄にあります1,700億円についても被保険者1人当たり5,000万円の財政改善効果というふうになって、被保険者にどれだけ軽減があるかということ算定の根拠にしております。そこをよく踏まえた対応が必要だと思います。

そこで私はこの手元にあります。27年2月12日、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場で確認された文書があります。これには3,500億円について「財政支援の拡充等実施することにより財政基盤を更に強化するとともに、これに伴い被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能となる」というふうに記述しているんですね。明らかに財政基盤ということもありますけれども、明らかにその効果、その結果として被保険者の負担の軽減、伸びの抑制、それに資するものだという位置づけになっております。ここが非常に重要な点でありまして、東御市での運用についても先ほど財政基盤の強化のことを強調されていましたが、趣旨はそういうことなんだということ踏まえて、各自治体がどう判断するかということが問題になっております。

少なくない自治体でこの支援金を利用して、保険税率の引き下げを行っております。例えば京都市では、14億円の配分があるようですが、半数の7億円を国保税の引き下げに使って2.5%引き上げております。いわき市では配分が5,000万円を所得割税率の引き下げ、それに活用して保険税負担を軽減しているという措置もとっているんです。ですから国の趣旨を踏まえて、せっかく被保険者の負担軽減のためにお金をつけてきているのでありますから、その可能性を活用して、東御市でも税率の軽減に当たるべきだというふうに思います。それを財政基盤の強化ということで、こういう言葉がいいかどうか分かりませんが、横取りするような形で被保険者のせっかく国がつけたお金を被保険者の負担軽減に回さないというのはいかがなものかと私は思うんですが、そこで市長に伺います。国の方針も踏まえて国保税の引き下げに活用してはどうでしょうか。この点について来年度の予算編成でぜひ検討してもらいたいと思います。これは市側の意向であると同時に、国

保の審議会もありますので、その場で論議もしていただいて、方向性を出していただくようお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 技術的なこともございますので、私の方から見解を述べさせていただきますというふうに思います。

ご質問の平成27年度からの国費の充実ににつきましては、先ほど来申し上げているとおり、国保会計は歳入から繰入金、基金繰入金、法定外繰入金を除いたいわゆる単年度実質収支が当市においては毎年赤字となっております。また被保険者数の減少や経済の低迷による収入減少が続いていることから、ご承知のとおり法定外繰入を決断いたしまして、あわせて国保財政調整基金を取り崩して国保被保険者の実情、また国保税率改正を抑えるということで運営をまいりました。つまり財政基盤の安定を最優先するという運営をまいりました。

市といたしましては、27年度から配分されるご指摘の国の財政支援については、これらの経過に鑑み、国保会計の財政基盤安定のための財源として活用すべきと考えており、繰り返しになりますが、税率の引き下げについては考えておりません。

また、先ほどご紹介いただいた京都の事例では、今年度歳入超過による黒字決算が14億円という試算がありまして、大幅保険料の引き下げを行ったとお聞きしております。また京都市においては、70万3,000世帯余り、146万人余りの人口規模の市であり、東御市とはその運営方針も異なっているものと思われまます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 財政運用でいろいろ苦慮しているということは私も歴年この問題を調べていてわかります。そこで先ほどの資料の1ページにもありますが、単年度実質収支、確かに赤字になっています。26年度の決算では1億6,000万円ですか、大きくなっているのは事実です。ただ、これはお聞きしますといろんな特別の要因があってこれだけに膨らんだということでありまして、歴年で見ると4,000万円から7,000万円ぐらいが赤字になっていますね。これは先ほどちょっと指摘しましたけれども、収入の低迷や国保世帯の今の状況ですね、それを反映しているんですよ。構造的な要因なんです。ですから国保の運用がまずくて赤字が生じているというよりも、その構造的な要因が大きな作用をしまして、そこで東御市が一般会計からの繰入を平成20年度に1億円入れて、その後若干の調整がありますけれど、繰入ながら財政安定を維持していくということに尽くしてきたというのは、非常にこれは評価すべきだと私は思っているんです。

ですから先ほどる実情を申し上げましたように、市民生活の実態を踏まえて、私は引き続き市の財政支援、繰入を含めて、支援策というのは継続していくべきだと思うし、新制度移行に当たってもそうした対応をしながらも、市民生活への負担が過重にならないように制度設計していくということが非常に大事になってくると思いますので、今後の3,400万円の財政特別繰入というのが

ずっと歴年続きますから、その中で国保引き下げにも活用していくということを十分考慮していただきたいと思っております。市長に改めてお伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

市では、平成20年から基金積み増しを1つの目途としながら、1億円ずつ3年間にわたって積み増し、更に3億円の基金造成を図りながらも、なおかつ保険料率を極端な値上げに走らないようにということで、今年度を含めれば約5億円の法定外繰入を繰り返しながら、この保険制度を何とか維持しながら、更にちゃんとした制度になるように国、県に働きかけてきたということでございます。

したがいましてそれに向かって今、動き始めているということでございますので、この税率を何とか維持しながら、よりよい制度、それが完璧なものになるかどうかということに関しては、いろんな議論はあろうかと思えますけれども、まず保険者を拡大して、そういう中で一般的な国保体制が現在の時点の中で維持されるのか、更により大きな保険制度にしなければいけないのかということは今後判断していくことになろうという動きの中の一環でございますので、これまでどおりの形の中で市としては対応していきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 新制度の移行に当たっては、仕組みが変わりますから、国がどういうことを具体的に言ってくるか、県がこれから各市町村にどういうことを言ってくるかということを勘案しなければなりません。ただ、先ほどご確認いただいたように、制度的には基金も存続するし、繰入も存続するというので、自治体の裁量でできる部分というのはかなりあるんですね。財政全体のことを考慮しなければなりません、市民の実情を踏まえて、先ほど市町村の役割の中で身近なところできめ細かい事業を行うと、その精神を踏まえて対応していただくようお願いしたいと思います。具体化した段階で順次また取り上げていきたいと思えます。

あと4分ですから、済みません、介護保険について1点だけお尋ねします。

総合事業への移行というのは、平成29年度4月からとされています。それであと1年半程度なんですね。市民の皆さんに総合事業の中でどういうふうになっていくのか、とりわけ要支援1、2の方々は保険給付から外されますから、それがどうなっていくのかということは非常に心配なんですよ。先ほどのご答弁で引き続き現行のサービスが享受できるようにしますというふうになっておりますので、引き続き介護事業所に業務委託という形になると思いますが、そのことも含めて総合事業は支援対象者が、介護予防対象者ですね、それも含めての事業になりますから、事業の全体像をしっかりと示していくことが必要だと思うんです。それは遅くとも来年の秋口に総合的な方向を示して、移行に当たっても安心して継続的に介護が享受できますよというメッセージを市としても示す必要があると思えます。そのためには私は今年度の準備作業というのが非常に重要だと思うんです。それでこの4月から第6期介護保険事業計画が始まっているんですが、文章を読ませていただ

いたんですが、なかなかその次に、事業計画の中で移行しているんですよね。しかしながらまだどういうふうになったのかなというのがなかなか展望が見えてこない。課題がいろいろ並んでいますけれども、どうなるのかなというのが見えてこないというのが実情だと思うんです。そこでやっぱり今年度内にどういった事業展開を目指すのかという方向性をしっかり固めて、そして来年度の前半で肉づけをしていって、秋口には市民にお示しするということが大事だと思いますが、その辺、どんな手立てを考えているかということをお伺いしておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 総合事業について、本年度内にしっかり方向性を固める必要があるのではないかということでございますが、新しい総合事業において現行の介護予防給付となっている訪問介護、通所介護の各サービスが移行され、そのほかに介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業が地域支援事業として充実、修正されることとなります。現行介護予防給付として提供されているサービスにつきましては、そのまま移行する予定であります。また、その他の事業についても同様に考えておりますが、具体的な内容につきましてはこれからの検討課題でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 具体的なイメージが描けるような肉づけを急いでやっていただきたいし、そのためにはいろんな人たちの知恵を借りる必要があるかなというふうに私は思っているんです。やっぱり介護の現場の話ですから、現場から学ぶと。今、介護事業所においても対応が始まっておりますし、介護事業所の職員が地域にどう貢献できるかという模索も始まっている話も聞いています。そういう方と連携して、いい計画ができるようお願いしたいと思います。

そこ、今日はちょっとその移行に当たっての基本的な確認もしたかったり、介護保険への一般会計からの繰入の課題もありましたが、これは次の機会にやらせていただきます。よろしく願います。

終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号4 効率的な行政運営について。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。台風も近づいておりますけれども、本日も元気に一般質問、行ってまいります。

今回は、より効果的な、効率的な行政運営ということについて質問いたします。景気が上向ってきているという声がある一方で、全国各地の自治体は今後は可能な限り国からの交付税に頼らず、少しでも多くの自主的財源を確保して、少ない予算で効果のある事業というものを行っていく必要があると感じております。

財政状況が厳しい中、少ない予算で、より市民満足度というものを高めるために、これからも効率的な行政運営というものが期待されるわけですが、市役所の現在の取り組み状況について、複数

の項目に分けて質問をさせていただきます。

最初に、市での民間パワーの活用ということで、東御市は合併当初のころから指定管理者制度ですとか、業務の民間委託等を行ってきたわけでありませうけれども、現在の指定管理者、そして業務委託等の現状はどのようになっているか、お聞きをいたします。

続きまして、効率的な行政運営に関する2番目の質問でございますが、事業評価に関する質問です。以前も何度か東御市で過去に行った事業の評価をどのようにされているのかということ、一般質問を通じて質問をさせていただいたことがあります。最初はたしか6年ほど前だったと思うんですが、当時民主党の政権下で行われた事業仕分けという形の事業を評価する手法が、国ではもちろん多くの自治体でも住民を巻き込みながら評価するという手法が話題になった時期がありました。そこで東御市でも、市民が参加した形での事業仕分けみたいなことは行わないのかというような質問をさせていただいた記憶がありますけれども、そのときの答弁がいわゆる事業仕分けのように第三者的立場の方々に市の事業を評価してもらうのではなくて、市役所庁舎内で事業評価システムというものを活用して、その年度に行った事業を検証するという答弁でありました。そんな形での行政評価を平成22年度から、東御市の仕事の現状を認識し、課題を発見するための自己診断ツールとして行ってきた経緯があるように思いますが、この評価結果を公表して、多方面の意見を吸い上げながらよりよい制度にするため、これまで様々な改善を図ってきたという形で今日まで推移してきたのではないかなというふうに思います。

行った事業をよりよいものにするため、現在の事業評価の手法というものはスタート当時と少し変化してきたというふうに考えておりますけれども、現在の事業評価、どのように行っているのか、お聞きをします。

続きまして、行政運営に関する3番目の質問であります。市庁舎内のクラウド活用、電子化についての質問です。以前の私どもの日々の生活、そしてビジネスでもメールをチェックするのにわざわざ自宅や事務所に帰ってパソコンを開けてというのが普通でしたが、最近はメールもクラウド設定にして、メールチェックするのもスマートフォン、いわゆるスマホというものでチェックするという、そういったスタイルの変化が出てきたように思います。

市役所内でもクラウドコンピューティングを今後もしっかり活用して、効果的な市民サービスが提供できるようになればいいと思いますし、現在の庁舎内におけるクラウド活用というものはどの程度進んでいるのか、お聞きをいたします。

そしてそれに伴う各種手続きですとか、文書等の電子化ですね。私も市役所から多くの配付物等をいろいろいただきますけれども、週に何通かあるとしても、年間に換算したらかなりの量になるように思います。配付物の内容を見ると公文書系のものは郵便でなければまずいという意味はあるとは思いますが、内容を見てみるとただの連絡事項のようなものもありますので、そういったものも少なくないように思います。そういった形で住民の皆様のやりとりはもちろんです、庁舎内の中だけでも公文書に限らずいまだにマニュアル的な文書が多く使われているように思いま

す。

そこでお聞きをいたしますけれども、市庁舎内外での各種手続き、文書等に関する電子化というものはどの程度進んでいるのか、お聞きをします。

続きまして、行政運営に関する最後の質問ですが、民間からの市役所職員の中途採用、そして女性管理職の状況について質問します。民間からの中途採用の推進というものは、民間での勤務期間中に培われた知恵とノウハウを行政運営に反映でき、新しい風、そして効率的な行政運営の推進の後押しができるというふうに期待をしているところでありますけれども、現在の状況をお聞かせください。

そして男女共同参画が叫ばれる中、女性のさらなる職員登用も組織の活性化というものに寄与するというふうに考えています。そんな中で、現在の市役所における女性管理職の状況はどのようになっているか、お聞きをします。

以上が私の最初の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おようございます。

ただいまの受付番号4、蓮見喜昭議員の効率的な行政運営についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに1点目の現在の指定管理者、業務委託等の現状でございますが、まず指定管理者の現状につきましては平成16年4月に同制度を導入以来、指定管理者により管理運営を行ってきた主な施設といたしましては、湯楽里館などの温泉施設やサンテラスホール、第一体育館などの文化・体育施設、うんのわ等の滞在型交流施設など41施設でございます。

委託先につきましては、株式会社信州東御市振興公社や東御市体育協会等のほか、有限会社桜清水ビレッジなど各種民間法人等による企業努力によりまして、管理運営をいただいているところでございます。

次に、業務委託の現状でございますが、市民病院や上下水道事業などの公営企業の窓口業務のほか、庁舎の清掃、各種機械設備の保守業務、また各種計画策定などの専門的な知識やノウハウを要する業務の支援、工事設計など多岐にわたる業務委託をしております。

今後とも民間のノウハウを活用した効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目のより効果的な事業を行うための事業評価をどのように行っているかについてでございますが、当市における事業評価につきましては、平成23年度から導入しては、平成26年度から第2次東御市総合計画のスタートと合せまして、新たな行政評価制度として計画の進捗を管理する施策評価による手法に制度を改めて取り組んでおります。

当市における行政評価制度は、総合計画に掲げます64の施策について関係する各種事業とともに、その効果や進捗状況等を毎年評価・検証し、その結果を次年度においてより効果的な施策展開ができるようスクラップ・アンド・ビルド等改善につなげていく、いわゆるPDCAサイクルの手法に

よるものでございます。

評価結果につきましては、総合計画市民会議とまちづくり審議会へ報告し、第三者の目から今後の施策展開や事務事業の改善等の意見、提案等をいただくとともに、広報、市のホームページ等で公表することとしております。

次に3点目の市庁舎内でのクラウド活用、市役所内部の各種手続き、文書等に関する電子化の進捗状況でございますが、まず様々な情報システムやサービス等を外部のネットワークやデータセンターを通じて利用するクラウド活用につきましては、住民記録、市税、国民健康保険、福祉などの業務システムを災害に強い外部のデータセンターと専用の通信回線により運用しているところでございます。また各種手続き、文書等に関する電子化につきましては、市役所内の事務連絡や情報共有、文書データのやりとりや保管などを共通のシステムとネットワークで運用をしております。また各担当部署で管理する地図情報を電子化して、それぞれの情報システムで運用しております。

具体的には固定資産税の地籍管理、市道の道路管理、都市計画基本図、上下水道の管路管理、市有財産の管理などがございます。

今後におきましても、庁内事務の効率化によりまして市民サービスの向上が図れるよう、情報通信技術を活用した電子化について研究をしてみたいと考えております。

最後に4点目の市役所における民間からの中途採用と女性管理職の状況についてお答えいたします。まず民間からの中途採用の推進についてでございますが、行政職の新規採用について申し上げますと、平成20年度の採用から職員募集の年齢の上限を25歳未満から30歳未満に変更いたしました。ということで民間からの中途採用を考慮した職員募集をしております。更に平成26年度の採用からは、5年以上の社会人経験を条件とする社会人枠を新たに設け、年齢上限も35歳までに拡大いたしました。社会人枠による採用は、平成26年度で5人、27年度では4人、この皆さんにつきましては民間等で経験を生かした職務に当たっていただいております。

次に女性管理職の状況でございますが、現在、保育園、病院を含む係長以上の女性の管理職、監督職の職員数は23人、率にして22.3%でございます。男女共同参画を基本に性別にとらわれない個人の力量を適正に考慮した登用に努めておりますが、民間からの中途採用とあわせまして幅広い人材を適材適所に配置、登用することにより、多様な住民ニーズに対応した効率的な行政運営を行うための遂行力ある組織につなげてまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君）　ここで15分間休憩します。

休憩　午前10時22分

再開　午前10時37分

○議長（櫻井寿彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） それでは再質問をいたします。ここからは一問一答でお願いいたします。

最初に、指定管理、民間委託等に関しての再質問ですが、指定管理に関しては先ほどの答弁ですと現在41施設ですか、多岐にわたっているということで、そして民間委託については病院ですとか、上下水道事業、特に上下水道事業の窓口業務ですか、以前にも一般質問で質問した記憶がございますけれども、経費削減等に大きく寄与しているということで、やはり民間の活力というものを行政の中に上手に活用できれば、様々なメリットがあるのだなと改めて思いました。

もちろんあの事業もこの事業も民間でというわけではないのですが、民間でできるということは民間でと、よくある表現どおり、これからもぜひいろいろなことを研究して、民間の活力を行政で活用して、より効率よく効果的な事業にしてほしいと思うわけでありますけれども、今後、この東御市で指定管理、民間委託を検討している事業や施設等はあるのか、お聞きをします。

それとガバナンスの観点からちょっと質問をさせていただきますが、先ほども申し上げたとおり民間でできることは民間でお願いしたいというわけでありますけれども、何でもかんでも民間でということになると、いろんな問題が出てくる可能性もあると思います。指定管理とか民間委託が増えれば増えるほど、行政の管理下から離れていく可能性というものがあると思います。民間のパワーを活用すればするほど、ある程度のモニタリングというものも同時に必要になってくるというふうに感じますけれども、つまり指定管理、そして民間委託をした先が、しっかり仕事をしているかどうかというものも監視、検証しなくてはならないという、そういった作業も増えてくるように思うんです。そういった意味で指定管理、民間委託先のモニタリングということについてもどのようにお考えか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 最初に今後の指定管理、民間委託についてでございますけれども、現在、指定管理については新たなものは今のところありませんけれども、今後新たな公の施設をつくった際、あるいは今後の業務委託の必要性について、効率性等を検証して逐次対応していきたいというふうに考えております。

特にモニタリングの関係ですけれども、指定管理者制度につきましては多様化する住民のニーズに効果的、効率的に対応するために民間事業者等のノウハウを活用しまして、柔軟性のある施設運営を行い、住民サービスの向上及び経費の節減を図ることを目的として行っておるところであります。日常的、継続的な点検を行いまして、改善につながるモニタリングの実施につきましては、有効であると認識しておりますので、本年度中に実施を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） モニタリングは今年度中に実施することを検討していらっしゃるということで、できることは民間でと、しかしながら行政もしっかりモニタリングをしていくということで、そういったバランスが非常に重要ではないのかなというふうに感じております。

続きまして行政評価についての再質問ですが、先ほどの答弁の中では現在は施策評価にかえて評価をしているというお話でした。数年前、一般質問で質問させていただいたときは、私は市役所内だけの評価だけでなく、第三者的立場からも事業を評価した方がいいのではないかと申し上げたんですが、つまり市庁舎内の評価だけという、身内の事業を身内が評価するというような形で、どうしてもちょっと不透明な部分が見えてしまう可能性があるのではないかとということをお願いしたつもりではあったんですが、総合計画推進会議ですか、あとまちづくり審議会等にも報告をして、意見をもらったりですとか、「市報とうみ」ですとか、ホームページ等、そういった評価の結果を公表されて、様々な意見をいただく形になっているということは、当初と比べて大きく変わってきた、大きな進歩ではないかなというふうに感じております。

そんな中で、市が公開しております行政評価制度運用マニュアルというものがありますが、ちょっと見てみましたが、これは昨年の5月に出されたもののようですが、この評価システムのねらいというものが書いてありまして、大きく分けて4つあるとありました。1つ目が成果志向の行政経営です。これはどのくらいの時間、予算を投入したということだけでなく、この事業を行って何を達成することができるかということだそうです。

2つ目の行政資源の効率的配分を行う。これは人ですね、マンパワー、予算、そしてものを効率的に活用するためには、目的や必要性、効果を把握、評価しながら予算配分の適正化を進めるということ。

3番目が市民への説明責任ですね。市民にこの行政評価を通じての事業の状況を伝え、説明責任と透明性を確保するとあります。

最後4番目が職員意識の改革ということだそうです。職員自身がこの評価事業を通じて、どうしてこの事業を何のために行うのか、そしてどうやったらより効果的、効率的な事業になるかということ職員自身がしっかりと考えてもらい、その後の意識向上につなげることが大事ということだと思います。

どれもこの4つ、すべて大事なことだと思いますが、こういった評価制度のねらいが明確な運用マニュアルというものができたのは、評価システムがスタートをしたときに比べて、先ほど申し上げましたけれど、そういった意味でも前に進んできたのかなというふうに思います。

ただ、その過程において1つだけ確認させていただきたいのですが、事業によってはなかなか数値化しての評価というものが難しいものもあると思います。いくら評価しても、翌年の予算に反映するのが難しい、さんざん評価して、いわゆる評価疲れだけになってしまう可能性もあると思いますね。ですのでもちろん評価自体というのはとても重要だと思うのですが、更に重要なことは評価した結果をどうやって翌年以降の予算に反映させていくかということだと思うんです。でも評価だけに時間と労力を割いてしまって、本当に評価疲れだけで終わってしまうものもあるかもしれませんし、できるだけ事業評価にかかる時間と労力は可能な限り簡素化するべきだというふうに感じております。

今回の一般質問に当たって、私もいろんな自治体の例を見せていただきましたけれども、この評価疲れというものも結構課題になっている自治体もあるようですし、この事業の評価に労力を使い果たしてしまって、評価自体の質はできるだけ落とさないで、できるだけ簡素化して、日々の業務に支障が出ないようにできないかというふうに感じたところでもあります。

そういった意味で、この評価制度をできる限りシンプルにして、日々の業務への影響を少なくしていければいいなというふうに感じておりますけれども、この評価制度の簡素化という点についてどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 評価制度の簡素化についてのご質問でございますけれども、職員の負担が大きくなってきているのではないかとこの観点でのご質問かと思っております。実務におきましては、評価シートというものの作成を職員がやっております。その中で、内部評価ですとか、外部意見の聴取、意思決定といった様々な作業が伴うものでありまして、確かに職員の負担は少ないということには受けとめておるところであります。

しかしながら限られた予算と人材をもって、効果的、効率的な施策展開を行う上で、この評価制度は欠くことのできないものであるというふうと考えております。

職員負担の軽減という観点におきましては、今年度コンピュータシステムの構築によりまして、評価制度と予算管理システムとの連動を今年から来年にかけてですが、行おうと考えておりまして、そのことによりまして事務処理の効率化、簡素化を図るべく努力をしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） やはりそういった事業を評価するからには、できるだけ価値のあるもの、そして行った意義がしっかりあるものになるべきだと思いますし、この制度自体がここ数年、もともといわゆるスクラップ・アンド・ビルドを繰り返してできてきていると思いますので、先ほどコンピュータシステムでの簡素化というお話もありましたけれども、今後もいろんな方面から議論をしていただき、更によりよい制度にさせていただけたらというふうに思います。

続きまして、庁舎内でのクラウド活用、各種手続き、文書等に対する電子化についてでございますが、市役所の業務をより効率的に行うために、先ほどの答弁の中では各担当部署で管理する地図情報等を電子化したりとか、それぞれの情報システムで運用をされているというお話でした。でも同じようなことが住民の皆様も交えてできないかなというふうに思ったのですが、いわゆるクラウド化した技術を更に発展させて、住民の皆様とのまちづくりに活用させることができないかなというふうに思いました。つまりこういった技術は市庁舎内だけにとどまらず、地域住民といわゆる協働のまちづくり等にも応用できるのではないかなというふうに考えました。クラウド化、電子化というよりは、今のよく言われている言葉でいえば、いわゆるICTですか、情報通信技術をより推進していくべきだというふうに考えるわけですが、ICTを活用して行政と市民の新たな関係の構築に活用できると考えますし、例えば今、多くの自治体が直面しています人口減少ですとか、

人手不足といったようなことも、このクラウド化やICTの活用によって、ある程度カバーできる部分も増えてくるのではないかなというふうに感じております。

例えば千葉県の千葉市なんかでは、有名なところですが、千葉市民協働レポート、略してちばレポとっているらしいんですが、例えば公園や道路の不具合といった市内で様々な課題を発見した市民が、スマートフォンなんかで写真を撮って、そういったいわゆるICTを活用してレポートして、情報を共有するという、そういった仕組みがあるそうです。

こういったレポート自体はオープンな情報としてサイトの地図にも表示されているわけですが、行政もパトロール等で地域の点検等を行って、すべてを把握するという事は不可能であって、市民からの通報があって初めて知るということもあるとは思いますが、こういったスマートフォンを活用したやり方の方が、より写真等を通じて具体的にもわかるし、行政側も多くの情報が寄せられるということで、メリットがあるのではないかなというふうに思います。

もちろんこういったことは、ただまちづくりだけではなくて、防災とか防犯等にも応用は当然できますし、そういったいろんな利用法を考えると、その可能性というものは無限大に広がっていくのではないかなというふうに思います。市民の皆様でも、いわゆる当事者意識、まちをつくっているんだと、そういった意識ですか、そういったものを促して、地域コミュニティへの参画ですとか、協働のまちづくりに対する意識向上の高まりなどが期待できるのではないかなと思いますが、というわけで市庁舎内にとどまらず、地域をもっと巻き込んだ形でのクラウドコンピューティングというものは、まちづくりにも一役を担うことができるのではないかなというふうに思うのですが、東御市としてもそういったことについても、より研究をして、活用してもらえたらと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ICTの技術等を利用して、市民との協働のまちづくりを進めたらどうかというご提案というふうに考えておりますが、スマホですとか、クラウド環境を活用しました先進事例といたしましては、議員おっしゃいますような千葉県の千葉市のちばレポですとか、ほかには事例としまして愛知県の半田市で、マイレポはんだというものもあると聞いております。どちらも共通して、スマートフォンを活用しまして、市民と市が協働して課題や問題の解決を図るという仕組みでございます。

このようなシステムを導入するに当たっては、利用者のニーズやシステム運用にかかる経費、利用者に対する運用サポートなど様々な課題があります。それぞれ検討する必要があります。特に費用面におきましては、千葉市の事例といたしましてお聞きするところによれば、5年間運用にかかる予算額が6,600万円というようなことをお聞きしております。当市の規模であっても導入や運用には相応の費用が新たに発生することが予想されます。費用対効果も十分検討する必要があると考えております。

なおクラウドを活用したものではありませんけれど、先月実施いたしました市の総合防災訓練

におきまして、市の職員や消防団員がスマートフォン等で撮影しました各区における訓練状況を写真に撮りまして、電子メールで災害対策本部へ送信するという試験的な取り組みを行いました。現在、その結果を検証しているところであります。当面はこのような取り組みも含めまして、行政と市民の皆様が現状を共有する方法を研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 確かに費用面、費用対効果、そういったいろんな課題がありますけれども、そのあたりもいろいろ検討していただきたいというのと、あとやっぱりできるところからということで、先ほどの消防の防災訓練のときの写真を撮って本部に送るといったことですか、そういうできるところからやっていただいて、どういった形が東御市にとってベストなのかというのを検証していただけたらと思います。

庁舎内の連絡用とか、市民の皆様への通知の文書を電子化できないかと先ほど最初に質問させていただいたところもあるんですけども、つまり庁舎内のペーパーレス、あまり紙を使わない取り組みについてちょっとお聞きできればと思うのですけれども、最初の質問にもいろいろ申し上げましたが、私も市役所からいただく連絡事項のようなものは、できればメールでいただいた方がありがたいと正直いって思うところもあるんですけども、要はメールであったり、そのままスマートフォンでどこにいても見れますし、今、SNSなんかで最近仕事はすべて済ませてしまうような民間の会社もありますので、そういった紙を使った連絡事項をできれば電子化できれば非常に私とか、そういったスマートフォンを使っている者にとってはある程度使いやすいかというふうに感じるところであります。

あとファクスに関しても、それを電子化すれば用紙の節約になると思いますし、結局は紙1枚ですとか、切手1枚は大した金額ではないかもしれないんですけども、そういったことの小さな積み重ねですね。まずはそういった積み重ねで紙代や封筒代を節約して、郵便料金も節約できてくるのではないかなというふうに思います。もちろん公文書等、更にはスマートフォンやパソコンを使われない方、いろんな方がいらっしゃいますので、そして個人情報の問題とかもございますので、当然紙でなければいけないというのもあるとは思いますが、まずはできるところから、先ほどの話ではないのですけれど、できるところから可能な限り紙の使用を少なくして行って、いわゆるペーパーレスというものをもっと推進していくべきだというふうに私は考えるのですけれども、市役所業務の電子化、そしてペーパーレスの推進ということについて、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 庁舎内の連絡、もしくは市民への通知等の文書をできるだけ電子化できないかというご質問でございますが、庁舎内の連絡につきましては職員用の情報共有システム、いわゆるグループウェアを使用しまして、周知伝達、情報共有につきましては電子化しております。

それから市から市民への通知文書の電子化につきましては、メール配信ですとか、ホームページ

などの手段によりまして不特定多数の皆様に対しての周知はしております。更に特定の市民の方に対する通知を電子化するためには、取り扱える事務の検討ですとか、本人確認やなりすましの防止、文書の改ざん防止など、セキュリティ面の対策ですとか、電子文書の送信、受信に必要なシステムの構築、費用対効果など、様々な課題の克服が必要であります。

現時点では、このような仕組みを市が独自に構築するという計画はございませんけれど、先進地の事例を参考にしながら、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

それから庁舎内のペーパーレス化の取り組みにつきましては、従来紙媒体での通知、資料提供をしていたものを先ほど申しましたようなグループウェアを使いまして、電子メールによる情報交換、職員の情報共有、そのほか公用車や公共施設の予約、スケジュール管理もこのシステムで行っているところであります。それから庁内のファイルサーバーシステムによりまして、事務に必要な電子データ、各部署での共有を行って、ペーパーレス化を図っているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） いろいろセキュリティの問題ですとか、実際にEメールをされない方もたくさんいらっしゃいますので、いろんな課題はあるとは思いますが、やっぱり無駄を省く観点からでもできるところから少しずつ推進をしていただきたいと思います。

続きまして、民間からの中途採用、そして女性管理職に関する再質問ですが、まずは民間からの中途採用についてですか、先ほどの答弁ですと平成26年度からの採用ですか、5年以上の社会人経験を持った方々に社会人枠を設けて、年齢条件も35歳まで拡大したということで、いろんなバックグラウンドを持たれた方が市役所で働き始めたということで、職員の皆さんもいろんなタイプの方が増えたと思いますので、歓迎すべきことだと思いますが、そんな様々な出身大学、そして人生経験、そして民間でしばらく働いてから役所に転職するということが、それぞれの得意分野を持った職員が多様化する地域住民のニーズにこたえるということは、これからの時代のニーズに合っているのではないかなというふうに感じております。

ただ、それと同時に、世の中は少子高齢化時代となりまして、多くの企業でも定年の年齢を引き上げたりとか、中には定年そのものをなくしてしまったような会社まで出てきたということで、やはり我々の人生の先輩の方々である年配の方々の知恵と経験というものは、多くの業界にとって非常に貴重なものだと思いますし、働く意欲のある方々が地域で活躍する場というのもまだまだたくさんあるように思うんですね。

そこで定年退職された市役所職員の再雇用、再任用、それとは別の形で、一般の方々でも民間の会社を定年退職された方々を何かしらの形でもっと活用、活躍できるような場を提供できないかなというふうに感じました。例えばシルバー人材センターなんかもそうだと思うんですけども、定年退職された方々が民間会社に勤務時代で培った知恵とか経験を活用する目的で、中途採用するような形で、市役所の業務に何かしら携わるようなことができないかどうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 年配の方々の経験を活用するというようなことで、中途採用等を検討できないかというご質問でございますが、年配の方々の経験を活用することに関しては現在、臨時職員でありますけれど、保育キーパーですとか、あるいは児童館長、看護助手等におきまして年配者の採用をしているところであります。

加えまして、民間からの年配者の経験を考慮した採用をするならば、専門的な職種が考えられるところであります。今後の必要とされる職員配置の状況に応じまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） この少子高齢化時代において、年配の方々のやはり知恵と経験というのが非常に貴重なものだと思いますので、ぜひ様々な面から検討をしていただけたらと思います。

最後に、女性管理職に関してですけれども、先ほどの答弁の中で現在の市役所における女性管理職は23人ですか、割合にして職員全体の22.3%、保育園、病院を除くと9人ということでしたが、例えば私どもが今いるこの議場を見ても、行政側、理事者側の席には女性の方があまりいらっしゃらないということで、むしろ我々議員側の女性の数の方が多いというのが事実なんです。

それでやはりこの際、女性管理職数の目標設定というものをしてみたらどうかなと思うんですけども、例えば何年以内に全職員の占める女性管理職の割合を例えば25%にするとか、もちろん女性だから人数を増やすといった、そういった考え方ではないんですけども、あくまで適材適所で人員配置をされるとは思いますが、とはいってもいきなり女性管理者数をいきなり増やすというのは難しいかもしれませんので、まずは目標設定というものをしてみたらどうかなと思うんですが、どのようにお考えでしょう。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 女性管理職数の目標設定をしてはどうかというご質問かと思いますが、管理職の登用等につきまして、これについては基本的には性別にとらわれない個人の力量を考慮した登用に努める中でのということですので、女性管理職数の目標設定は特に現在は定めておりません。

一方で、先月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が成立いたしました。市も事業主という立場で、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを実施する責務が定められたところであります。今後国から詳細が示されることになっておりますが、法の趣旨に沿って管理職に占める女性の比率をはじめ、採用者に占める女性の比率や勤続年数の男女差等の課題を分析する中で、女性活躍の推進に関する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） やはり女性職員が増えると、市役所が華やかになるといいですか、明るくなって、活気も出てくると思いますので、ぜひそのあたりしっかり推進していただけたらというふうに思います。

そんな感じで、本日は効率的な行政運営ということで、多方面にわたり質問させていただきましたが、今後は今日質問したような様々な取り組み、事業等を通じて東御市民の満足度が高まるような施策を今後ともお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号5 市の施設の照明・防犯灯のLED化について、受付番号6 市民病院の経営・運営状況について。13番、青木周次君。

青木周次君。

○13番（青木周次君） 皆さんに冷やかされてしまいました。久しぶりの質問になりますが、よろしく願いいたします。

あらためて、こんにちは。議席番号13番、東翔の会、青木周次です。通告に従い、2項目についてお伺いいたします。

最初に、市の施設の照明・防犯灯のLED化についてですが、以前にも防犯灯のLED化について提案させていただきましたが、照明技術の分野においても1993年に青色発光ダイオードが発明され、3年後は白色LEDが開発され、その後多くの改良が加えられ、現在では省エネ用照明光源として需要が増えてきており、公共施設、住宅、街路灯、信号機、自動車等にもLED化がなされてきております。従来型に比べ、消費電力も少なく、器具の寿命も長く、CO₂の排出抑制や維持管理の負担軽減が図られ、最近では照明器具も低価格になってきております。

当市でも、庁舎や中央公民館の公共施設のLED化が進められてきております。また、防犯灯については、防犯灯等整備対策要綱が閣議決定され、全国的に明るいまちづくり運動が展開され、防犯灯が当市でも白熱灯から蛍光灯にかわり、更にLED化が進められてきております。

各区の管理する防犯灯の新設、移設、修繕は東御市防犯灯設置補助金交付要綱に基づき、補助金を交付されているが、防犯灯は夜間の街頭において通行者の安全確保や犯罪防止をするためにも、大変重要なことであると思います。次の3点についてお伺いいたします。

1点目として、舞台が丘整備に伴い、市の施設や街路灯等、LED化が進められてきているが、進捗状況と今後のLED化の計画はどのようになっているか。

2点目として、平成24年度と26年度に防犯灯台帳を更新し、市が管理する集落間における防犯灯のLED化工事が平成26年度に完了したが、電気料金はどのように推移したか。また管理、点検等はどのようにされているか。

3点目として、各区の長期事業計画ヒアリングに基づき、防犯灯のLED化にも補助金を交付しているが、どのくらいのLED化がなされたか、また、今後防犯灯の電気料金に補助金を交付してはどうか。

次に、市民病院の経営・運営状況についてですが、市民病院は「市民の皆様と手を携え、親しまれる病院にします」を基本理念に、1次医療機関であるかかりつけ医機能を担うと同時に、2次医療機関としての入院医療、救急医療を中心に、住民が安心して医療を受けられる医療を目指しているが、病院会計認定においては、公営企業である以上、医業収益で施設管理経費や職員経費などを

賄う努力をすべきであることや、未収金の回収に努力をされたい等々、様々なことを以前から経営改善に向け企業努力をするよう決算認定に議会から附帯意見が出されており、経営健全化計画を策定し、病院の経営に取り組んでこられたようだが、平成26年度東御市病院会計決算では、累積赤字が約8億9,000万円となっており、今後どのようにしていくかが大きな課題であります。

助産所とうみにおきましても、温かい心で寄り添う助産の提供、親しまれる助産所づくりを基本理念に、平成22年に開所して以来、順調に分娩件数を伸ばしてきたが、産科医師が退職されたことにより、分娩件数も減少してきております。

また我が国は平均寿命が男女とも80歳を超え、65歳以上の高齢者数は2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測のようだが、私たちはできる限り住み慣れた地域や自宅に必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を送りたいと願っております。また、国民の60%以上が自宅での療養を望んでいるのが現状のようです。

人は生を受けた限り、必ず死を迎えるのです。みとりまでかかりつけ医としての機能も果たしていただけることを願うものであります。これからは今以上に病院、介護施設等の連携を十分とっていただき、安心・安全な生活を送るためにも、市民から信頼される市民病院になっていただきたいと思っております。次の4点について、お伺いいたします。

1点目として、今年の2月に経営改善にむけ経営コンサルタント会社の提案を受け、病院長や市の幹部による経営検討会議が発足したようだが、どのような提案がされ、その提案を運営・経営にどのように取り入れ、改善に生かすのか。

2点目として、時間外や休日の急病対応、医師・職員体制、会計・電話受付等はどのようになっているか。

3点目として、昨年度看護師等の退職により、健診部門での受け入れ制限をされたようだが、その後どのような状況か。また産婦人科医の医師も退職され、助産所とうみでの受け入れ対応、分娩予約状況はとどのようなになっているか。

4点目として、訪問診療、在宅医療支援は今後大きな課題だと思うが、どのように取り組まれているか、お伺いいたします。

以上で最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号5、青木周次議員の市の施設の照明・防犯灯のLED化についてのご質問に、市長にかわりお答えいたします。

1点目の舞台が丘整備に伴う市の施設や街路灯など、LED化の進捗状況と今後の計画はどのようになっているかですが、これまでも庁舎や保育園、中央公民館など、各施設の新築、改修や照明器具の更新に合わせて照明器具のLED化等を進めてまいりましたが、市の主だった施設71施設の進捗状況は、全面LED化した施設が4施設、一部LED化した施設が19施設、LED以外の省電力器具へ交換した施設が5施設、計28施設、率にいたしまして約39.4%の施設においてLED化を含

めた省電力化を進めてまいりました。

今後のLED化等への改修計画につきましては、各施設の改修計画に合せましてLED化もしくは省電力の照明器具へ交換を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の防犯台帳を作成し、市が管理する集落間における防犯灯のLED化工事が26年度に完了したが、電気料金はどのように推移したか、また、集落間における防犯灯の管理、点検などはどのようにされているかでございますが、市の現在の防犯台帳は平成18年度に電子化を行い、その後2年ごとに更新を行ってまいりました。最近ではご指摘のとおり24年度と26年度にそれぞれ更新し、26年度末における台帳上の防犯灯基数は4,872基で、このうち市が電気料を負担するLED防犯灯基数は993基となっております。

ご質問の電気料金は、LED化修繕工事が完了した26年度には185万3,755円となっており、LED化を行う前の24年度に比べおよそ109万円、率にいたしまして約37%も年間の電気料金が減っており、LED化による節電の効果であります。

また、集落間における防犯灯の管理、点検などは2年ごとの防犯灯台帳の更新時においてすべての調査を行っておりますが、それだけでは不十分なため、断線や故障といった日常の損傷については市民や区からの通報を受けることで対応をしております。

なお今年度に入り集落間防犯灯の設置要望を複数いただいております、その必要性に鑑み改めて調査させていただき、来年度実施してまいりたいと考えております。

3点目の各区の長期事業計画に基づき、防犯灯のLED化も補助金を交付しているが、どのくらいのLED化がされたか、また今後防犯灯の電気料金に補助金を交付してはどうかでございますが、23年度からは区が実施する防犯灯の整備において、LED設置に対する補助金を新たに定めましたところ、23年度から26年度にかけて794基のLED防犯灯設置の申請がございまして、区管理の防犯灯におけるLED化率は平成26年度末で約22.3%となっており、LED照明器具の特徴でございます高輝度、高寿命、低消費電力により管理の負担が減っておりますことから、今後も各区防犯灯のLED化が進展するものと考えております。

更に27年度は区へのLED化補助の予算額を200万円増額し、各区の取り組みの推進を図っております。市といたしましても今後も区からのLED化の実施計画における要望をできる限り実施できますよう財政措置を行い、LED化の推進を図ることで、区電気料負担の大きな軽減につながるものと考えております。したがいまして現時点では電気料金への補助金は考えておりません。LED化工事への補助を中心に行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 受付番号6、青木周次議員の市民病院の経営・運営状況についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えします。

初めに、コンサルからの提案内容と経営改善に向けた取り組みに関するご質問でございますが、コンサルの経営分析によりまして、収入と支出の両面から経営改善の提案をいただいております。

まず収入面の改善でございますが、市民病院の外来部門におきましては、診療報酬の適切な加算措置や加算にかかわる新たな届出を行うことにより、収入増に結びつける提案がなされたので、関係部門におきまして既に取り組んでいるところでございます。

また、病棟部門におきましては、地域包括ケア病床を新たに導入しまして、入院単価の上昇によりまして収入増に結びつける提案がなされたので、数カ月間の準備段階を経まして、この7月から8床による本格運用が始まったところでございます。

次に支出面の改善提案でございますが、市民病院では人件費や減価償却費が他の同規模病院と比較して高いこと、また、みまき温泉診療所でも実質的な人件費が高いという指摘がなされたので、このことにつきましては中期的な視野の中で改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして2点目の時間外や休日の急病対応における職員体制にかかわるご質問でございますが、ご案内のように市民病院では入院や救急を扱っておりますので、1年356日24時間体制で関係職員が常駐をしている病院でございます。時間外や休日の急患対応といたしましては、病棟においては24時間体制で入院患者の対応を行っております看護職員以外に、医師1名、看護師1名、受付や会計を行う事務職員1名を、これとは別に配置をいたしまして、計3名の職員体制で外来対応を行うとともに、技師部門におきましても各科ごとに待機職員を置きまして、必要に応じて検査等が行える体制を整えているところでございます。

なお急患対応を行う医師の専門外の診療科目となってしまう患者さんに対しましては、診療可能と思われる他の病院をご案内いたしまして、極力ご迷惑のかからない対応に心がけているところでございます。

続きまして3点目の診療部門の受け入れ状況と、助産所とうみの受け入れ状況に関するご質問でございますが、ドック・健診につきましては昨年度担当職員が不足する事態となりまして、一時的に受け入れ制限を行いましたが、その後職員を雇用したため、現在では担当する職員が充足しております、例年並みの受け入れを行っている状況でございます。

また、助産所の受け入れ状況でございますが、平成22年4月の開所以来、順調に分娩件数が増加いたしました。特に平成25年度は年間175件の出産を取り扱いました。これは平均いたしますとほぼ2日に1人の新生児が誕生するという分娩件数がピークの年度となったわけでございます。その後、昨年の5月に産婦人科医の退職に伴いまして、26年度の分娩は139件に減少いたしましたというところでございます。

また、今年度におきましては8月までの5カ月間で40件の分娩を取り扱い、9月以降の7カ月間で60件余りの予約が入っているため、年間では約100件程度の受け入れになるものと予測をしているところでございます。

続きまして4点目の訪問診療や在宅医療支援の取り組み状況に関するご質問でございますが、訪問診療は加齢や障がい等の理由によりまして、医療機関への通院が困難な方への対応といたしまし

て取り組んでいるものがございますが、市民病院では月に30回ほど、診療所では月に22回ほど実施をしております、みとりにつきましても年間40件以上扱っている状況でございます。

また、在宅介護における医療的な後方支援といたしまして、市内の訪問看護ステーションと連携を図りながら、在宅医療支援にも取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） これからは一問一答方式で行います。

それぞれの回答をいただきましたが、最初にLED化についての再質問をいたします。市有施設71施設中一部LED化や省電力化が39.4%の施設において進んでいるようだが、舞台が丘関連の建物面積が増えているので、施設全体の電気料金の比較はできないが、LED化等による経費の削減効果について、市ではどのように考えているか、また全面LED化した施設が4施設とのことだが、その施設はどこか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） LED化等による経費の削減効果をどのように考えているか、また全面LED化した4施設はどこかのご質問ですが、経費の削減効果につきましては参考までに図書館を含みます市役所本庁舎について改修前と改修後を比較してみますと、改修前の平成22年度の電気、ガス、重油等の光熱費につきましては年間約1,371万円程度でございました。これに対しまして平成26年度の庁舎全体の電気料金等については年間約1,886万円となっております。金額だけ見ますと約1.38倍に増えておりますが、お話もありましたように改修前と改修後では面積が約1.45倍に増えていることや、LEDの照明は従来の蛍光灯や電球と比べても寿命が非常に長く、維持管理経費が従来よりも低く抑えられることなどを考えますと、LED化等の省電力化により一定程度の経費削減効果があらわれていると市では考えております。

また、全面LED化した施設でございますが、和保育園、北御牧給食センター、湯の丸キャンプ場の公衆用トイレ、海野宿第2駐車場の公衆トイレが全面LED化した施設でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 市でもLED化を含めた省電力化を進めておられるようだが、維持管理経費等の面から見ても、一定の経費削減の効果が出ているようですので、利用頻度の高いところや改修工事に合せ、今後もLED化を進めていただきたい。

また、26年度末で台帳上の市内防犯灯基数は4,872基で、市が電気料金を負担しているLED防犯灯基数は993基とのことだが、4,872基はどのように分類される防犯灯なのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 防犯灯の管理区分についてのご質問にお答えいたします。集落間防犯灯を含みます市の管理の防犯灯の総数は1,099基でございます。国、県が管理しております防犯灯数は173基、その他団体、佐久市、立科町、市内の商工会などでございますが32基、そして最後に区管理の防犯灯が3,568基、合計で4,872基となっております。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 区が管理する防犯灯は3,568基あるようだが、LED化率は平成26年度末で先ほど1回目の質問で約22.3%と、まだ低い状況だが、市でも27年度は区へLED化補助の予算額を200万円増額し、LED化の促進を図るようだが、おおむね防犯灯のLED化が完了するのは何年度ごろを目標にしているか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 区管理の防犯灯のLED化のご質問にお答えいたします。防犯灯がLED化されているのは794基ございまして、差引で2,779基がLED化されておりません。今年度の区からの申請見込み件数が402基となっております。仮に今年のペースでLED化が区で進んだ場合に、およそ7年後には完了するとの見込みを持ってございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 区の役員は毎年かわる区が多いので、各区への防犯灯LED化の周知をしっかりといただき、できるだけ早い完了を望むところでございます。

次に、従来の蛍光防犯灯は1カ月約270円でLED防犯灯は約131円と、約半分の電気料金となるが、電力会社に電気工事店からLED防犯灯にかえた申請がされていないために、従来の料金を払っていた区もあったようだが、市としてもLED化の補助金を交付しているので、区との連携を密にし、指導をしていただきたいが、どうか。また今まで防犯灯の設置については、できるだけ増やして明るくするという方向で進んできたが、最近ではそういうものの光害、光の害が出ているようなところもあります。また現在、その旧防犯灯のそばに道路照明がつき、不要になって撤去したい場合、市の規定では新設、移設、修繕には補助金が交付されるが、撤去に対してはどのように考えるか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） まず電気料金申請のご質問でございますが、1月開催の自治推進委員会の際に、資料をもとにLED化工事の際は電気料金の契約形態を従来の10ワットを超える区分からLEDに対応した10ワットまでの区分に変更するようお知らせしてございますが、各区にあっては今回改めて別の通知文とあわせて資料を同封し、お知らせをしまいいりました。

また、防犯灯の補助事業につきましては、東御市防犯灯設置補助金交付要綱第1条の規定により、区が行う防犯灯の新設、移転等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとなっておりますので、撤去の補助につきましても、一定の要件を満たしたものは補助対象に含まれると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 市から区へ通知文を出されたようだが、今後も連携を密にし、周知をしっかりとやっていただきたいと思っております。

なお撤去についても、補助対象になるということですが、よろしく願いいたします。

現時点では、電気料金への補助は考えていないようだが、安心・安全な住環境を確保するためにも、ある程度防犯灯のLED化が進んだら、他の自治体でも電気料金の補助金を交付しているところがあるので、当市でも実施できるようお考えいただきたいが、再度お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 先ほど来ご答弁申し上げておりますとおり、当面は区防犯灯のLED化工事を中心に財源を充ててまいりたいというふうにご考えてございます。先ほどご回答申し上げましたように、今のペースでいくと7年先になりますけれども、区の防犯灯のLED化がおおむね完了した時点で他市の状況、補助金の交付状況を見極めながら、電気料金の補助についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 検討していくとのことだが、できるだけ早い時期に防犯灯電気料金の補助金交付がされることをご提案申し上げておきます。

次に、市民病院について再質問をいたします。公立病院の健全な運営を図るために、収益に見合った適正な支出が必要であるが、一般企業とは異なり、多数の特殊な免許や資格を持った職員が必要となり、難しい面もあると思いますが、コンサルタント会社からの提案により収入面、支出面において経営改善に向け取り組んでいるようだが、さらなる提案をいただき、改善できるところから経営の健全化に向け職員一丸となって努力をしていただきたい。

平成26年佐久医療センターの開院に伴い、市民病院の在り方や診療体制が26年3月の全員協議会で説明があり、予約以外午後の一般外来を休診してきたが、今年の6月22日から平日午後の診療を再開したが、どのようなことで診療体制を変更したのか、変更したことにより外来患者数の推移はどのようになったか、また病棟部門において収益改善策として地域包括ケア病床を導入したようだが、その内容と取り組み状況、成果について、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 外来と病棟それぞれ1点ずつ再質問をいただきましたけれども、初めに外来部門の午後診療を再開したということではありますが、まず経過といたしまして、昨年2月に高度急性期医療を担う3次医療機関といたしまして佐久医療センターが開院したことは、ご案内のとおりでございます。そういった中で、市民病院の担う役割につきましてはやはり高度医療センターからは短期間で退院をしてまいりますので、その後の回復期医療を担う病院として市民病院では入院医療の充実を図ろうという目的で、少ない常勤医での対応となりますので、そういった中で昨年の4月から予約や一部の急患を除いて午後の診療を休止してきたという経過がございます。

しかしながら1年余りが経過する中で、やはり市民の皆様にご不便やご迷惑をおかけしていること、また、やはり一部患者さんも離れていってしまうということもございましたので、常勤医の先生方とお話し合いをして理解を得ながら、市民の皆様が困ったときにはやはり速やかに診療に結び

つける病院ということで、午後の一般外来を再開したという経過がございます。

そういった中で、6月の下旬から再開をしましたが、4月以降の午後の予約のない一般外来の患者さんの推移で申しますと、それまでの1.8倍ぐらいに増加をしたということでございます。このことが今後市民の皆様にも更に浸透していくことによりまして、より信頼される病院になるものというふうにご考えているところであります。

それから2点目の地域包括ケア病床にかかわるご質問でございますが、ちょっとこれは聞き慣れない言葉かというふうに思います。この病床の内容でございますが、昨年の4月から導入をされた制度でございまして、あくまで一般病床の中の内数として位置づけられている病床でございまして、療養病床等の方にくられる病床ではないということでございます。通常でございますと従来一般病床に入院した場合は状態が安定しますと早期に退院をしていくということになりますが、地域包括ケア病床に移った場合には、在宅復帰に向けたリハビリに重点を置きながら、入院期間を従来より長く設けることにより、退院先の調整作業等にも丁寧な対応ができるということがございますので、安心して退院していただける環境を整えていく、そういった目的でございます。

この取り組み状況でございますが、やはりこの運用におきましては制度で定められた一定の条件をクリアする必要があるということがございましたので、当院の方では3カ月間の試行期間を経まして、7月から本格運用が始まったということで、4床の多床室2部屋、都合8床をこの病床と位置づけて届出を行ったということでもあります。

利用状況につきましては、おかげさまでこの病床のご案内を入院時にすることによりまして、必要に応じてご利用いただける状況ということになりましたので、この2カ月間はほぼ満床状態が続いているということで、入院単価の上昇にも寄与しているということでございます。

なお、この病床の運用については、個室で使いたいというようなニーズもございますので、近いうちに個室2床をこの病床に変換をする届出を行いまして、都合10床で今後は運用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 午後の一般外来を再開されたことは、患者にとって利便性がよく、また患者数も1.8倍に増えているようなので、午後の診療を継続していただきたい。また地域包括病床は、患者にとってもリハビリ等行う中で、安心して在宅復帰ができ、病院にとっても病床利用率も上がり、収入増になり、経営改善の一役となっていると思います。

次に、佐久医療センターからの高度医療を終え、短期間で退院してくる患者さんの回復医療を担う目的で、これまで以上に入院医療の充実を図るために、午後の一般外来を休止した約1年余り、佐久医療センターからの患者紹介はどのような状況であったか、また病院の照明器具取りかえによるLED化が25年、26年度で約130万円かけて行ったようだが、電気料金はどのくらい削減できたか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいま2点の質問でございますが、初めに佐久医療センターからの患者紹介の状況でございますが、当院の場合はいわゆる高度急性期を担う複数の病院から患者の紹介をいただいております。そういった中では、25年度に比べまして26年度では全体とすれば紹介の件数は多少増えておりますが、その中で佐久医療センターに限ってのことで申し上げますと、期待したほどの増加はなかったということでございます。

それから照明器具のLED化による効果ということでございますが、当院の場合は冷暖房、もちろんそれから医療機器等ほとんどのエネルギー源を電力に頼っているという状況でありまして、26年度の電気料金につきましては昨年の4月からの消費税の増税、それと電気料そのものが値上がりもしたということがございましたので、金額ベースでは残念ながら26年度の電気料金は前年に比べて増加をしておりますが、使用した電力量で比べますと年間で約4万7,500キロワットアワー電力量は少なくなっております。この数字がすべてLED化による効果であるとは言い切れないところはありますけれども、全体とすれば3%近い電力量の減少実績を得たということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 今、佐久医療センターからの患者数も期待したほどではなかったというようですが、やはりそれを早いうちに見極め、午後の一般外来の再開時期の決断が私は遅かったと思います。もっと早くやれば売上も、収入にも結びついたのではないかと思うので、それは答弁は要りません。

福島第一原発以来、省エネに関心が寄せられ、LED化は多方面において進められてきておりますが、CO₂の削減にもつながるので、今後も利用頻度の多いところからLED化を進めていただきたい。

次に、分娩件数が年間多いときには先ほど申したように175件あり、100件程度では経営も大変になってくると思うが、どのような対応をお考えか、また産婦人科医がやめられ、分娩予約をどのように対応していくか、また出産後の母子を助産師が支えるということで、産後ショートステイを開始したという記事を7月25日の新聞報道で見ましたが、その内容と利用状況についてお伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 助産所に関する質問3点いただいたわけでございますが、初めに今後の経営状況の見通し等でございます。助産所につきましては、先ほどもお話がありましたが、平成22年に開所をいたしまして、初年度こそ300万円余りの損失を計上いたしました。翌年からは分娩件数の上昇によりまして黒字に転じまして、現在では約3,000万円ほどの累積剰余金があるという状況でございます。今年度の分娩件数を100件程度と見込みますと、確かに議員おっしゃいますように厳しい経営環境になるということは避けられないということもございますので、既に支出における削減努力は始めているということでございます。

また、分娩件数の増加、いわゆる収入増でございますが、助産所という出産形態にご理解のいた

だけの産婦人科医を就職いただくと、確保するということはもちろん欠かせないところではございますが、ただ、一方でこの1年余り、常勤医が不在だったという状況でございます。昨年の6月以降今日まで約150件ほどの分娩の実績がございまして、このことは助産所としてやはり安全・安心の出産ができるんだということを証明しているというふうにも考えてございまして、そういった実績については今後もPRをしたいというふうにも考えております。

したがって経産婦さんを中心に、家庭的な雰囲気が出産のできる助産所のよさに加えて、安全な出産も担保されているという、いわば満足度、それから安心感、この2つを兼ね備えているということがございますので、決して楽観視をしているわけではございませんが、今後におきましては分娩が徐々に増えていくものというふうにも考えているところであります。

それから現在の分娩予約の対応状況でございますが、妊娠の兆候があらわれた場合、助産所では妊娠の確定診断というものは行えませんので、信州上田医療センターなどの産婦人科外来を受診していただいて、助産所で分娩許可を得てから予約をしていただくということになっております。ただ、このことはこれまで市民病院に産婦人科医が常駐していた場合も全く同じ形でございまして、病院の方で確定診断をいただいてから、助産所の方に申し込むという流れになっておりますので、受診した病院と助産所との物理的な距離の違い等はございますが、予約をするという手続き面において産婦人科医の不在によって煩雑になったということはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから3点目の産後ショートステイの状況でございますが、7月から実施をいたしてございまして、日帰りと宿泊の2種類でございます。日帰りにつきましては、8時間で5,000円、宿泊は1泊1万5,000円ということで、それ以外に実費による食事の提供も行っているところであります。これまでに2名の方にご利用をいただきまして、1週間から2週間という、ある程度長い期間滞在をされておりましたが、とても評判がよく、安心して家庭に帰ることができたというようなお話をいただいております。そして特徴的なことといたしまして、この2名の皆さんは助産所で出産をされた方ではないということでありまして、そういった面でも産後ショートステイの必要性というものはある程度認知をされているというふうにも感じております。

しかしながらこの取り組み、まだまだ県内では少ない状況でございまして、今後におきましてもこの事業についても助産所として力を入れていきたいというふうにも考えているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） 経営改善に向け、既に支出の削減には取り組まれているようだが、さらなる改善に向け、努力をいただき、市民病院に産婦人科医師がいないということは不安面もありますので、産婦人科医不足の中、大変なことだとは思いますが、できるだけ早く産婦人科医の着任と安心・安全のためにも後方支援連携をしっかりとっていただき、また産後ショートステイは先進的な取り組みであると思う。核家族化が進む中、育児に不安を抱える母親は多いと思いますので、助産所とうみの特色である家庭的な雰囲気の中で、産後の育児不安解消のためにも育児に自信が持て

るようサポートをしていただきたいと思います。

次に、病院における時間外や休日の対応について体制が整っているというようだが、電話連絡がとれなかったり、夜間診療を受けたが会計は翌日になったりというようなことを市民からも聞くので、しっかり対応をしていただきたいと思います。

また、在宅医療支援取り組みについてですが、国の施策にも在宅を推進する中で、来年度からみとりを含む終末期医療の選択肢など、患者、家族、医療の対話の一助として必要な情報を提供する相談支援チームの整備事業が実施されるようだが、病院としても患者さんに寄り添っていただき、本人、家族、医療、ケアマネジャーの連携はもとより、病院、介護サービス事業者との連携も重要になってくると思うが、在宅医療支援にもなお一層のご努力をお願い申し上げます。

最後に、市長にお伺いいたします。年々医業収益は増加してきているが、医療の充実を目指し、医療スタッフ等の充実や医療機器、施設の老朽化による修繕等行っている中で、東部町ひまわり病院時代からの21年にわたる累積赤字が約8億9,000万円になるが、監査委員からのご指摘された経営形態の在り方や累積赤字の解消時期の決断をどのようにお考えかお伺いし、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 青木議員の市民病院の経営改善及び、その現時点における累積赤字の解消問題等に関しまして、代表監査からも大変貴重なご提言をいただいたところであります。抜本的な改革がなされた場合に、それが現実的にどう影響を及ぼすことができるかということに関しては、しっかりと検証し、そしていろんな選択肢がある中で、市が許容できる選択肢がどれがあるかということに関して、早急に今、詰めていただいている状況にあるという認識であります。副市長を先頭にしながら、現時点でいろんなシミュレーションをしていただいているという状況下でございます。

もう一つの累積赤字の処理方法、1つの処理の仕方として減資という形の提案をいただいておりますし、また現時点でも長期貸付金の返済を厳しい状況下の中でも返済いただいているという状況にあるわけでありましてけれども、その他の大きな負債の解消に関して、また市としてはその時期等に関してシミュレーションをする中で決断をし、議会にお諮りすることになろうというふうに思いますけれども、現時点では何よりも経営改善に向けての取り組みということを最優先させるべきというふうに思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますということを答弁させていただいて、ご了解いただければありがたいということでございます。

○13番（青木周次君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

受付番号7 子どもを中心におく東御市の教育を、受付番号8 一人ひとりの当事者の事を考える行政の施策を。8番、阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） こんにちは。議席番号8番、太陽と風の会、阿部貴代枝でございます。

終戦後70年が経過した今年は、戦争の体験について今まで心の中に沈んでいて、なかなか引き上げられなかった多くのことが語られて、テレビや新聞報道がたくさんされました。戦争に行かれた方々、戦死者やご家族の関係の皆さんは、70年たっても戦後が来ていないんだということをあらためて認識し、戦争は絶対にいけないという思いを強く持った暑い8月が過ぎました。

では、2つの事項について質問いたします。初めに、子どもを中心におく東御市の教育をについてです。

各小学校は、建設から三十数年経過する建物がほとんどです。田中小学校は41年経過しています。それぞれ耐震化の工事が行われ、災害時の地域の避難所に指定されています。老朽化が進む中、建設当時とは違った時代の変化で、現代の教育環境に配慮した整備が必要となっていると考えます。また児童・生徒が置かれている社会環境の中で、ネットの問題など課題も以前とは大きく変化をし、便利な部分、大きな危険をはらむ事態もたくさん報道されています。今、日本の教育は人づくり、国づくりを本気で考える崖っぷちに立たされているように思います。

子どもたちが社会で生きていく力や相手のことを気遣う思いやりの心などを培える、そんな人間として成長できるように支援することが必要な社会となっているような気がします。そこで次の質問をします。

①施設の老朽化対策として、4月に文科省から改築より安価な長寿命化改修についての手引の概要が示されたそうです。改修計画か、長寿命化計画か、財政的なこと、整備の優先課題、施設の実態や学校が果たす役割等を考える整備について、それぞれ各学校の目指す方向や基本的な考えがあるかとは思いますが、どのような検討がされているのか、お聞きいたします。

②最近の児童・生徒のゲーム機器やネット使用に関する弊害の実態と、心身ともに成長する児童・生徒のかかわりをどのように考え、どのような対策を講じているのかをお聞きいたします。

次に、受付番号8 一人ひとりの当事者の事を考える行政の施策をについて。

社会で生活することは日々いろいろなことがあります。一人ひとりが顔も性格も環境も違い、その生活も様々です。日々の社会生活を過ごす上で、乳幼児や高齢者、障がい者はたくさんの不利な条件に直面し、心を傷つけられたりすることが非常に多いのではと感じています。

8月8日に開催された社会福祉大会の座談会のお話にも、深く考えさせられ、次のことについて質問いたします。

①座談会のメインスピーカーの方から、障がいがあっても私たちは社会の一員として社会に参加

していきたい。私たち抜きで私たちのことを決めないで、一緒に考えてほしいとご意見がありました。市として多くの施策を行うとき、当事者に対しての配慮を行いながら、どのようなことに留意をし、事業を行っているのでしょうか。

②として座談会の中で、障がいがあり女性であるということで、複合的差別を受けることがあるという趣旨の話がありました。私たちは一般的に障がいということあまりにも一くくりに考えていたことが多いということに気がつきました。市として複合的差別がないように、常に当事者に配慮した行政を行っていくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

③以前精神に障がいがある方は市内で500人ほどとお聞きしました。今、そのころにも増し多くの場面で精神に多かれ少なかれ疾病を持つ人が大変多くなってきているのだと感じております。精神障がいに対する理解や施策の遅れなどで、当事者や家族は経済的にも将来的にも大きく不安を感じています。この障がいや疾患に対する当事者の気持ちを考える施策がどのように行われているのか、気軽に相談できる体制があるのか、市内の状況はいかがでしょうか。

初めの質問は以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号7、阿部貴代枝議員の子どもを中心におく東御市の教育をのご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

1点目の施設の老朽化対策についてでございますが、市内の5小学校につきましてはそれぞれの全面改築から30年ないし40年経過しており、中学校につきましては東部中学校が12年、北御牧中学校が14年を経過しているところでございます。小・中学校施設は子どもたちの学習、生活の場であり、何よりも安全性が求められることから、構造体の耐震補強工事を平成22年度までに終えて、昨年度から今年度にかけては非構造部材の耐震補強工事を集中的に行うなど、安全性確保を最優先に取り組んでいるところでございます。

しかしながら特に小学校施設は、いずれも老朽化が進んでおりますので、今後はその対策が必要となってまいります。学校施設に係る維持ないし整備の方針につきましては、平成28年度に策定予定の公共施設等総合管理計画に基づきまして、学校施設の長寿命化計画を策定する予定でございます。

次に2点目の児童・生徒のゲーム機器やネット使用に関する弊害の実態と対策についてでございますが、弊害といたしましては運動不足、夜更かしによる睡眠不足、それに伴う体調不良や生活習慣の乱れなど、身体への悪影響のほか、学習時間の減少による学力低下やネットいじめ、また性被害など、いわゆるネットトラブルなどが問題となってきております。

教育委員会では、これまで広報誌による啓発活動をはじめ児童・生徒へのリーフレット配付による啓発、意識喚起、小・中学校の全学年、全学級でのネットリテラシー授業、保育園保護者会や育成会を対象とした出前講座を開催するなど、県下でも先進的な取り組みを行ってまいりましたが、ネット環境は常に新たな機種やアプリの登場がございまして、子どもたちを取り巻く状況もそれに

つれて変化、深化してきておりますので、そういった対応の難しさも感じております。

また低年齢化に合せまして、就学前だけでなく、更には入園前の幼児の保護者を対象とした啓発も必要になってきておりますことから、今後は子育て支援センター行事等に合せた啓発活動も計画したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号8、阿部貴代枝議員の一人ひとりの当事者の事を考える行政の施策をのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の市として多くの施策を行うとき、当事者に対してどのような配慮をし、事業を行っているかのご質問でございます。市ではノーマライゼーションの理念のもと、東御市障がい者計画、東御市第4期障がい福祉計画を策定しておりますが、この2つの計画の理念にも盛り込まれておりますとおり、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、自立と社会参加の実現を図れるよう取り組んでおります。

これらの理念の基本として、福祉行政はもとより市の施策全般においても障がい者に配慮した施策を行っております。特に福祉行政においては計画策定時に障がい者団体に意見をお聞きしたり、アンケートを通じて当事者のご意見を反映される努力をしているところでございます。また各種障がい団体との意見交換会を定期的で開催し、一人ひとりの生の声をお聞きし、施策に反映させる努力をしております。

今後も行政側の押しつけにならないよう、障がい者の方々と常に対話を重ね、その要望を検討していく体制をとることに努めてまいります。

2点目の市として施策を行っていく中で、複合的差別がないよう配慮しながら取り組んでいくことが重要と考えるが、どうかのご質問でございます。複合的な差別については、その原因に違いがあることから、問題が複雑化する傾向にあると考えております。差別は基本的な人権にかかわることであり、あらゆる差別をなくすことを念頭に置きながら施策を推進しているところでございます。

3点目の精神障がい者の気持ちを考える施策はどのように行われているかのご質問でございます。当事者の気持ちを考える上で、当事者と十分な意思疎通を図ることが重要であり、課題に応じた専門家が相談に応じられるよう体制を整えることが必要と考えております。生活福祉相談につきましては、初期相談を経て一人ひとりの障がい状態から、ニーズや問題を把握し、関係機関と連携しながら、本人や家族等の希望を優先的にとらえながら、適切なサービスが受けられるよう取り組むとともに、サービス開始後も常に障がい者の気持ちに寄り添いながら適切な障がい福祉サービスの提供ができるよう努めております。

健康相談につきましては、精神疾患の治療や対応、考え方などについて直接精神科医師に相談が受けられる「こころの相談」の窓口を開設するとともに、精神疾患知識の普及としまして「こころの健康づくり講座」及び講演会等を開催しております。また、それぞれの部門間の連携を図りなが

ら、情報の共有化や支援等を行うとともに、様々な理由で来庁できない方のために電話相談や訪問相談・指導等を実施し、利用者が相談しやすい環境づくりに配慮しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ここからは一問一答で質問いたします。

初めに、学校建設ですが、長寿命化計画の策定というお話です。市内の学校が現代の教育内容、教育方法への適用がなされ、バリアフリーや省エネ等の対策がされる今日の社会に合った整備がどのくらいされているのでしょうか。近ごろ扇風機の台数をまた増やしたそうですが、お聞きしたところによると教室によっては暑くてたまらず、移動可能な扇風機を持って行って、置いて対処しているようです。ここ数年の5月ごろから始まる暑さや7月、8月の暑さはたまりません。扇風機の増設をするのではなく、根本的な冷暖房の機器の完備が必要ではないでしょうか。

また、各小学校のトイレにあっては、もういらい、建設からたっていますので、ほとんどが和式で、トイレが5つか6つある中の1つか2つが洋式トイレ、学校によっては和式トイレの上に洋式トイレの部分に乗せてあるということで、その中は狭くてあまり入りたがらないという、そういうこともお聞きしました。また、においのきついところもあります。

小学校の1階のトイレをおかりしたとき、ちょうどそこに低学年の先生が居合せまして、そこで洋式トイレが1個しかなく、「子どもたちが並ぶために授業に間に合わないときもあるんですよ」とお話しされていました。

別の学校では、この間、見せていただいたら、男女の入り口が同じで、そして途中では分かれているんですが、女子のトイレが右側に入るときに、左側で男子が立っておしっこをしているという、細かくあれですけど、そういうことがわかるトイレになっているんですね。何かちょっと、もっと早くに何とかしてあげられたらよかったなと思いました。

学校は地域の避難所にもなっていますので、長寿命化を考えると冷房や一番大事なトイレの整備を優先的に整備をしていただけたらいかがでしょうか。平成28年度に計画策定の予定ということですので、ぜひ学校の現状を一つ一つよく見ていただいて、現段階で今、考えられていることがもしありましたら、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問にお答えをいたします。学校施設のバリアフリー化、あるいは省エネ化は基本的な考え方として大変重要でございますが、各小学校とも昭和50年前後の建築であることから、根本的な対応ができておりません。田中小学校の階段に電動椅子3基を設置するなど、必要に応じて対応している実情でございます。空調環境につきましては、平成26年度までに普通教室への天井扇風機の設置を終えまして、来年度までに特別教室への配備も終える予定でございます。全国の小・中学校へのエアコンの設置状況を見ますと、関西の一部や首都圏では40%、50%といったところもあるようでございますが、北海道、東北地方、また長野県は冷涼でありますことから、

数%にとどまっている実情であります。また各校とも現状の受電設備では容量的にも無理がありますので、小・中学校へのエアコンの設置といった課題につきましては、中長期的な、将来的な課題というような位置づけをさせていただきたいと思っております。

トイレにつきましては、5小学校で合計274基の大便器のうち、洋式は58基、率にして21%でございますので、更に洋式化を進める必要があります。学校によっては数も足りないようなところもありますので、整備に努めたいと思います。また特に田中小学校、滋野小学校につきましては、以前も議会でもご指摘をいただきましたように、衛生環境の苦情が多いということも認識しておりますので、現在の設備では改修では無理があるというふうにも判断されておりますので、本年度の非構造部材耐震改修工事終了後は早急に、また長寿命化計画を待たずに改善をする必要があるというふうに認識をしております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当にトイレとか、今、長寿命計画を待たずにできるだけ早くに改修という、きれいにさせていただくという、そういうお話ですが、本当に大事な子どもたちです。できるだけ快適な学校で、生活ができるように、全体の使用状況をよく見ていただいて、ぜひ早急な整備をお願いしたいと思います。

次にゲーム機やネットの使用時間が長いために、生活の乱れや健康に大きく課題が出て、依存的になり病院へ受診されるケースが多くなっているということが報じられているネットの関係なんですが、先ほどお答えにもいろんな弊害のことがありましたが、私の周囲の子どもたち、いろいろ話をしたり、聞き耳を立てて聞くと、何か本当にいろんな現実があることを実感しております。

先日、中央公民館で行われたネットの研修会の中で、牛山教育長のごあいさつに、何か問題が2つとかあったというような話に、私、聞いたんですが、そんな話をされたかと思うんですが、ゲームやネット関係で注意しなければならなかったこととか、懸念されたケースなどがあつたら、ちょっと状況をお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ゲームやネット関係で注意しなければならないこと、懸念されることについて、お答えいたします。

もともとこれらの端末はルールがあつてと、あるいは厳重な法規制があるということではなくて、契約はこういうものを購入するとき等あるわけでありましてけれども、そういう自由性がある、そういうツールであります。したがって時間に制限は設けられていない点、自由に書き込める、言葉を発することができる、それから誰とでもコミュニケーションが可能である、いつでもどこでもできること等であります。これらの便利さを利用しますので、利用者によってやりとりする相手ですね、相互に約束をする、あるいは契約に従うという、そういったことで利用がなされる、これが通常であります。

心配されることでありますけれども、便利さの陰の部分、裏側であります。深夜まで続けて利

用する、他人を中傷する、あるいは知らない相手ともやりとりすることができる、したがっていわゆるなりすまし、そういうことに会うトラブル、危険性が常にはらんでいるということでありませぬ。

市内のこれまでの事例から申し上げますと、時間を超えて利用して困っている、それから返事を強要される、それから更新したところ何時までに答えを返してねというようなことで、トラブルになっている。それから悪口を書き込まれる。個人情報が出た等で、長時間使うとありますので、生活の乱れ、それから学習への集中力が欠如する、そういう姿が見られるということが懸念される、注意していかなければならないことということで申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 私、聞き違えたかもしれませんし、今、教育長がおっしゃっていたかどうかはあれなんです、この前の研修会のときに2件何か、問題だか、何かがあったということをごあいさつの中でおっしゃられたような気がするんですけど、でも今の回答はちょっと長かったので、また後でお聞きしたいと思ひます。たしか2件何かあったと、そんなあれだから、今、それをちょっと聞いたような気がしたんですが。

本年7月から8月にかけて、全国の市区町村の教育長を対象に、「日本教育新聞」が実施した調査で、インターネット上のあれがはじめにつながるほか、生活習慣の乱れにつながることから、携帯電話の普及に伴う課題が多く、利用時間に関するルールを設ける動きが広がりつつあるとしております。ルールづくりの状況は、市区町村内全体で共通ルールを設けた、または学校ごとに設けているという、その双方で約4割に近い市区町村で使用時間等に関するルールを設けているとありました。また別に2割の教育委員会が家庭に任せるといふ、そんな調査結果を目にいたしました。初めから私も子どもたちに押しつけるのではなく、たくさんの弊害や現実的な話を子どもたちが知る中で、児童・生徒が自分たちの問題としてとらえ、学校の中で生徒会とか児童会で話し合ったりするという、子どもたちの自主性の上でルール化ができないかと思ひているんですが、そういうことをするとき大人がそれを支援するといふ、そういうような取り組みができてこないか、その辺をちょっとお聞きしたいです。また、あくまでも家庭にそういうことを任せるといふ、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 先にご指摘の案件2点あったということについてお答えします。1点は相談であります。1点はトラブルということでありませぬけれども、解決済みであります。その内容につきましては、1点特定できますので、先ほど申し述べた中にございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

子どもたちの自主性の上でルール化ができないかということでございますけれども、当市で行っているネットリテラシーの出前講座、あるいは学校での授業です、これはもう、ほかには見られ

ない最善の取り組みというふうに思っております。こういったときに折を見て、そういった授業や出前講座だけでなく、リーフレットを作成して配付してございます。大事なときをとらえて配付しております。このリーフレットも大変よくできておまして、この末尾というか中に、家庭でルール化の推進をしますということであります。ここでは大事なこととして2点押さえてございます。1点目はルールづくりのポイントを示しているということであります。その1つは明確に目標を持つということ。それから2つ目は子どもと一緒に話し合っ、納得するように約束を定めましょうということ。3つ目は二重構造にしておきましょう。これはどういうことかという、守れないときにはどうしましょうねというルールもつくっておきましょうということであります。

それからもう1点は、家族のルールづくりの中で参考にしてほしい項目を示してございます。5つほどございますが、1つは使用時間を定めること、1日何分、何時までということでございます。2つ目は使用場所、これは家族のいるところで使ってね、使いましょう。それから自宅以外ではその反対として使わないということですね。3つ目は自分を守るために、それは顔写真を載せないとか、先ほども申し上げましたように個人情報を書かないということであります。4点目は個人を傷つけるようなことは書き込まない、悪口を書かないということであります。最後であります、困ったときには、この困った内容というのはかなりあるんですが、嫌なことを書き込まれたり言われたりする、あるいはゲームであってもお金のかかるゲームに進入とか購入する、そういうことに遭ってしまって困ったと、そういうときにはすぐに親に相談する。これらをもとに家族で話し合って守れるルールを決めていきましょう、そんなふうしております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） リーフレットや出前講座で一生懸命やっていたという話なんです、リーフレットを家庭でどのくらい熟読していますかね。それから出前講座なんですけれども、私、ある学校の出前講座、お聞きしました。保護者の方、50名ほどいました。半分ぐらいの方はとてもお疲れのようでしたから。それから何人かの方が、保護者がそれを聞きながら、こうやってやっているんですね。だから私はそういう本当の実態を見ると、子どものいろんな話の中で見たり、例えばうちの孫たちのことも見たりいろいろすると、本当にもっと積極的な取り組みが必要なのではないかと思えます。もうちょっと本当に先生方も、実態はもっとよくわかっていると思うんですね。例えば居眠りをしているだとか、いろんなことで、もうちょっと本当に突っ込んだことを皆さんで見てください、できるだけ積極的なやり方をお願いしたいと思います。ネット依存というのは、そういう相談できる家庭づくりができれば防げるとか、良好な親子関係が鍵であると専門家は確かに言っております。本当に先生がいつもおっしゃるとおり基本は家庭生活にあると私も思います。でも今の状況では、使用時間の制限等のルールをつくり、家族の中でお互いに見えながら、健全なネット利用ができる環境をつくるための対策が私は必要だと思っております。家庭でこのことを解決していけない、ルールづくりをやっているという、そういう状況は私は本当に限られた家庭であって、なかなか全部とか、少ないとか、そういうことは私もよく数えたわけではありません

からわからないんですけど、でも本当にそういう困った状況です。何しろ親も熱中していますからね。もう少し実態を詳細に把握していただいて、ぜひ早急な検討をお願いしたいと思います。

ちょっと時間がないので、これはお答えいただかないです。

次に、当事者のことを考える取り組みについてですが、以前に1、2級の重度の方に配付されるタクシー券について私、お聞きしました。重度というくくりの中で、視覚に障がいのある方は4級の障害者手帳であっても、視力はかなり厳しく、車の運転はできませんということで、ぜひタクシー券を配付してほしいという質問をしました。検討して下さるといふ、そういうお話でした。ところが本年度から4級の皆様へタクシー券が配付されることになりました。本当に一概に等級だけの判断でなく、障がい別のことをきちんと考えていただいた結果です。私は担当をしていただいた方々へ敬意とそのことを認めてくださった市長さんに本当に感謝を申し上げたいと思います。

そして視覚障がい者の会のゆるりの会の会員の皆様からも、ぜひ市長さんに感謝を申し上げてほしいという、そういう伝言がありましたので、今、私はお伝えしたいと思います。本当に私もありがたく思っております。

そこで私たちが抜きに決めないでというご意見が出る中で、具体的なことですが、市が行ったアンケートによると、公共施設で不便を感じている方は3割の上です。施設を建設し、改修されるときには障がい者団体の皆さんとの話し合いも確かなに行われております。実際にご意見をお聞きしながら行われた事業について、その後の調査や感想等をお聞きし、利活用の状況等をどのように確かめてこられたか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市の施設建設後、改修後に障がい者の皆さんの感想等を聞いて利活用の状況を確認しているかということでございます。最近では市役所庁舎や中央公民館の改修工事が行われましたが、バリアフリーの基準を遵守するとともに、各種障がい者団体の皆様のご意見をお聞きし、そのご意見を可能な限り設計に反映いたしました。竣工後に不具合等のご意見をいただいた場合は、基準等に照らし合せながら実施可能なものは追加工事を実施してきております。具体例といたしましては、市役所の改築工事において竣工後に車いす利用の方から、段差がきつというご意見をいただき、段差解消の追加工事を実施いたしました。また総合福祉センターの正面玄関のアプローチが経年劣化により段差ができてしまい、視覚障がい者や車いす利用者から段差解消を要望され、昨年度修繕工事を行いました。

このように公共施設の建設や改修に当たっては、各種障がい者団体の皆さんから様々なご意見やご要望をいただき、可能な改修・修繕を行ってまいりまして、今後もできる限り当事者の皆さんの意見を反映させる取り組みを行ってまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 可能な限り公共施設の不便さを解消させる取り組みがされていることです。一人ひとりの不便さは違うかもしれませんが、障がいのある方が使いやすいということは、

高齢の方など多くの方が使いやすいということにつながっていくと思います。

先ほどの回答の中に、障がい福祉計画がありました。障がい者の状況等、その計画の中では障がい別に記載されている、そういう箇所もありましたが、福祉サービスの必要量や見込み、確保などの方策を考える中では、何か1つのくくりで表としてあらわしています。障がいは大きく分けて身体、知的、精神などと分かれていますので、すべて厳密にとはいわないまでも、障がいの特性や市内の現状を考慮し、分けられる範囲で別々に見込みや目標量を立てることが大切ではないかと私は思いますが、そういうことが当事者のことに配慮した政策、支援につながっていくと考えます。これから計画等をまた立てていくと思いますが、そういうときにそのような検討をしていただくことはできませんでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 障がいの違いに応じて計画を立てていく検討をということでございます。市障がい者福祉計画においては、障がいの種別ではなく、サービスの提供種別で区分けしております。これは国、県、上小圏域、各市町村で連携を図り、福祉サービスの必要量や見込み、確保等の方策を計画しているものでございます。なお本年度、平成28年度から32年度を計画期間とした市障がい者計画を策定しておりますが、この計画では障がい種別ごとに目標や見込み量等の方策を盛り込んだものを策定してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ぜひ障がいのある方が納得できる計画の策定をお願いしたいと思います。

次に複合的差別についてですが、さきにD P I女性障害者ネットワークというところで、2011年に行った女性障がい者の生きにくさについてのアンケート調査で、女性であるために性の被害に遭う、家庭内暴力に遭う、家事・育児・介護等の場面でセクハラを受ける、出産を希望しても障がいがあるということで入院などを拒否されることや、就労や賃金の大幅な格差等があるという実態が浮き彫りにされたとありました。私たちは長い期間男女共同参画の推進をしていますが、障がいにかかわることの中に女性であるということで、更に複合的差別の実態があることを深く留意してきませんでした。障がいがある女性複合差別とあわせて、その他の多くのところで私たちが気がつかない複合的な差別の現状の実態を知り、すべての市民が人権に配慮されて、幸せに暮らす社会づくりを進めるために、複合的差別への配慮、周知を具体的な取り組みとしてぜひ行っていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 複合的差別の取り組みに関するご質問でございますが、複合的差別とは一般的に複数の差別が結びつき、個人が同時に複合的な差別を受けることであり、片方の差別だけに注目すると、他の差別が見えなくなり、被害が解決しにくくなると定義されております。

平成28年4月1日に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されます。この法

律に基づく基本方針が既に示されておりますが、この方針の中で複合的差別解消に関しての内容が新たに含まれたことにより、さらなる推進が図られるものと考えております。

市といたしましても、国の基本方針を踏まえて、すべての市民が人権に配慮され、幸せに暮らす社会づくりの実現に向けて、複合差別の解消に取り組んでまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 特に女性の場合は、女性特有のいろいろなことがあると思いますので、その辺をぜひ、ほかの複合的差別、いっぱいあるかと思いますが、特にそういうことなんかも配慮をした、そういう施策でいろいろやっていただければありがたいと思います。

次に精神に関することですが、ここ数年、しんたいの先生方の協力をいただき、心の健康づくりの講座や講演会、ゲートキーパー講座の卒業生の皆さんのゆるいつながり会が開催されておりますが、こういう心の健康とかは難しいので、極端に目に見える変化はないかと思われませんが、ここ数年の取り組みの中で、市民への浸透状況はいかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 講座等の市民への浸透状況ということでございます。市では平成23年度から精神保健に係る相談や啓発、人材育成等の事業を身体教育医学研究所に委託して実施しております。その中で、働き盛りのメンタルヘルス講演会は、精神科医師にも協力いただきながら年2回開催しており、昨年度からは商工会と連携して参加を呼びかけ、これまで延べ170人の方が聴講しております。

また心の健康や人との向き合い方を考える、心の健康づくり講座、向き合いワークショップへは延べ484人の参加がありました。ここからゲートキーパー育成講座へ参加された方もおられます。ゲートキーパー育成講座は、平成26年度までに6回の講座を開催し、126名が卒業されました。また、その後の卒業生が自主的に学び合う場として、ゆるいつながり会を開催しております。目に見えて成果があらわれるようなものではありませんが、心の健康に対する市民の関心を今後も高めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） いろんな形で少しずつ市民への浸透があるということで、よかったですと思います。

精神疾患についてのことですけれども、精神疾患の皆さんは慢性化することがあり、社会参加が困難なため、在宅生活では家族の手を借りながら、閉ざされた生活を過ごす方が多いのです。長野県精神保健福祉会というところで発行している「ニュースながのかれん」という、機関誌ですが、その現状アンケートで、精神疾患の当事者の年齢は50歳以上と、それからその下の40歳代を合せると70%、それからそこに一緒にいる家族なんですけど、家族の年齢は70歳以上が50%、それから60歳代が30%ということがアンケートでありました。そして家族や親との同居が81%で、ほとんどが親に対する依存度が非常に高いということが、そこからうかがえました。親なき後の、そうい

う精神疾患を持っている皆さんの両親や保護者の亡くなった後の心配は、経済面が75%で、就労が困難であって、障害年金も少なく、経済的な不安が非常に強いということ、それから自立した生活を望みながらも、いろんな不安を抱えているので、なかなかできないということ、それから同居する家族は疾患に対する社会の無理解や偏見と、それから当事者の病状などに気を使いながら生活や精神面に常に疲弊した生活を送っているという実態が、そのアンケートのところに記載されておりました。

当事者とあわせて、家族に対する支援の在り方がとても課題ではないでしょうか。親御さんたちが亡くなった後に残された皆さんは、その後どうなっていくのでしょうか。市の保健師さんをはじめ関係の皆さんたちは、そういうことを深く考えていただいたことはありますか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 親が亡くなった後に残された精神疾患者に対する対応ということでございます。市では、ご本人が現在及び将来に自立した生活を送るためにどのような支援が必要かを常に念頭に置いた上で、社会福祉協議会や医療機関、福祉サービス事業者等との連携の上、ケース会議を重ねて個々の実情に沿った支援を行っているところであります。支援の在り方はそれぞれですが、福祉、医療、介護をはじめ就労支援や生活支援など複合的に組み合わせ、ご本人の意思も尊重しながら、最終的にはご本人が1人で生活していくための必要な支援計画を立て、それに基づいて支援を行っております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 何か今の回答を聞いていて、確かにいろいろやっていただいて、来ればこういうこともやる、ああいうこともやるという、何か絵にかいた、きれいな回答だったような感じも私は失礼だけれどちょっとしちゃいました。本当に本当に問題なのは、もう、そういうことでどこかにかかわりができた方たちは、私はまあ救われるという言い方は語弊があるかもしれませんが、救われるかと思えます。でも、そういうこともできずに、相談にも行けないで、家族の中だけの生活をしておられる皆さん、そういう皆さんが私がいろいろお聞きする範囲の中でもたくさんいるんです。はい、本当に何の支援も、行き場もなく、状態の悪化が慢性化する、長期化することによって懸念されることがたくさんあります。心の悩みや精神的な病気、人との接し方でいろいろにつまずいた方、これはもう、いろんな理由があるかと思えます。そういう皆さんが引きこもっていて、支援が必要な皆さんへつながっていかない、そういう必要な皆さんへ何とか支援がつかないか、もう、そういうことを考えていくと、ただ、相談に来ることだけを待っているだけでは、いろんな状況は打開できないと思えます。

確かにゲートキーパーさんとか、そういう方たちのあれで数字、さっき40人とか、何か出てきた方たちがいると思いますが、本当に氷山の一角の人たちです。もちろんそれがつながったということとはとてもありがたいことです。でも本当に支援の必要な人の把握をぜひできるように、その把握をどういう形で行うかが、私はとても大きな課題だと思います。何か私もいろいろ考えても、よ

くわからないんですが、だけれどそういう形で家庭に閉じこもっていて、社会に参加できてこない大勢の皆さんの力を社会に生かしていけないということは、私は社会にとっても、もちろん東御市にとっても大きなマイナスであり、そういうことはとてももったいないことではないかと思うんです。ですからぜひ何かの形で支援がつながったり、病院に行けるようにとか、何かそういうことをみんなでできるように考える、そういうことを福祉部門とかそんなところではなくて、みんなで考えていったらどうかと思うんですが、例えば災害のときに支援を必要とする方々の支援者マップをつくっていますね。これは災害時のそういうことではなくて、市内全体の力の中でいろいろな支援が必要な人を把握するというは、虐待やいじめ、介護など、大きな課題や問題を全体的に把握ができるということで、また適切な支援につながるのではないかと考えて、ぜひそういう支援の人の把握をやる、そういう体制が考えられないか、ちょっとその辺のことをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 支援が必要な人を把握し、適切な支援をすることは重要なことであると考えておりますが、ご本人やご家族の意思、プライバシー等を考慮する必要があるものと考えております。したがって現状では総合福祉センター等に相談においでになる等、何らかのきっかけがあった方は確実に把握しておりますが、そのきっかけをつくるためにも、相談しやすい環境づくりを心がけているところであります。

なお相談先はどこでも、誰でも構わないということでありまして、例えば今年の5月にゲートキーパー育成講座の卒業生にアンケートをしたところ、講座修了後に何らかの相談にかかわったことがある方が46名おりました。受けた相談のうち3割が家族または親族、7割が友人や職場関係者など親族以外の人からの相談でありました。また、それを医療機関や市の窓口等につなげたケースが40件ありました。このように身近な誰かがキーパーソンとなって、支援につなげる意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりまして、また、どこかにつながったケースに対しましては早期かつ適切な支援を行えるよう、引き続き関係機関、団体等と連携してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当にゲートキーパーさんとかいろんな方のあれて四十数名の方がそうやってつながったということは、とてもよかったと思います。本当に声が上がってこない皆さんの把握、声なき声をどうしたら聞くことができるか、そのことを私はみんなで真剣に考えていかなければいけないときだと思えます。ぜひその辺をみんなで、役場だけで考えるわけではなくて、本当に地域の中でもみんなで考えていっていただくことだということで、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

そして家庭の中で困っていることを抱えている皆さんに、私、ぜひお話ししたいと思えます。ご家族の皆さん、ぜひ、もう本当に大変だろうけれども、何とかどこかにつないでいただきたいと思えます。本当に自分たちだけで困っているだけでは、それは決して解決にはなっていきません。私もそうですが、半歩を踏み出すことにより、大変楽になりました。東御市内には、精神障がい者の

家族の会があります。基本は偶数月の第2月曜日、10時から12時です。福祉センターの3階研修室で開催されます。ぜひ皆さんが同じ悩みや苦しみを抱えていて、そこで話ができる場所です。私もなかなか都合があつて年に数回しか参加できないんですが、ぜひその家族会に出かけて、皆さんのとても重い気持ちをちょっとでも出してみたらいかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号9 健康づくりについて、受付番号10 防犯カメラの設置について、受付番号11 18歳選挙権について。14番、三縄雅枝さん。なお三縄雅枝さんから、受付番号11に関し、事前に資料配付の申し出がありましたから、これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 三縄雅枝でございます。通告に従って質問をいたします。

外は雨が上がって明るくなってきましたが、長雨が続いておりました。この長雨で各地で被害が出ております。安全で安心して暮らせる地域づくりの必要性の思いを強くするところでございます。乾かない洗濯物を眺め、くさりつつ質問原稿を書く日々が続きましたが、今日で一段落いたします。睡魔が襲う時間帯です。心して質問をしていきたいと思っております。

それでは大きな項目で健康づくりについて、防犯カメラの設置について、18歳選挙権についてということで、通告に従って質問をさせていただきます。

まず健康づくりについてでございます。私はこの健康づくりについては、一般質問において何度か取り上げてきております。ここのところの社会状況を見る中で、各個人が健康であることが最大の社会貢献であるということ揺るぎないものとして実感しております。健康であることはまずその人自身が幸せであります。と同時に家庭も幸せであります。そして一人ひとりが健康であることが社会保障費の抑制に大きく貢献することになります。

過日の新聞報道では、国の医療費が40兆円を初突破し、過去最高を更新したとありました。伸び率は1.8%で、長野県においては2.4%だそうでございます。医療費だけでも毎年右肩上がりです。社会保障費全体でも同じことがいえます。一人ひとりが健康であるということは、社会全体の幸せにもつながってまいります。

当然健康づくりは各個人の問題であります。しかしながら今や国を挙げ、各自治体でも個人の健康づくりのための環境整備を主要施策と位置づけ、力を入れているのが現状であります。市においても健診、健康づくりに力を入れていることは十分承知をいたしております。

市は、この健康づくりの一環として昨年より、ずくだすポイント、10ミニッツ運動を近隣自治体に先駆けて取り組みを始めました。期間としては短いですが、実績、現状はどうでしょうか。また今後において健康づくり施策は大変重要であるという認識をする中で、新たな施策についてはどのように考えているのか、お聞きをいたします。

県においても、長寿日本一から、健康長寿世界一を目指し、県民運動としてACEプロジェクト

を推進しておりますが、県民一丸となってという中で、市としてもこの運動と連携をする形での健康づくりを考えてはというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきます。

次に、防犯カメラの設置についてであります。

昨今、何が起こるかわからない社会状況と認識するも、余りにも理不尽で悲惨な事件が多く起こっています。そのような中であって、事件の解決につながるものとして防犯カメラの存在が取り上げられることが多く、最近の中学生2人の事件もまさに防犯カメラがなかったら犯人の逮捕につながったかどうか、疑問です。今や防犯カメラは市民の安全・安心のためには必要であるとの認識を持ったところであります。

市においても、以前から何カ所かにおいて設置をしているかというふうに認識をしております。現在、市における防犯カメラの設置状況、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に、18歳選挙権についてお尋ねをいたします。

去る6月17日、国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立をいたしました。今回の公職選挙法を受けて、来年夏の参議院議員選挙から18歳以上の人が投票をできるようになります。新たに18歳、19歳の240万人が有権者となります。選挙権年齢が変更されるのは1945年に25歳男子から、現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、日本では歴史的な法改正といえますが、18歳選挙権は今では世界の主流であるようであります。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる大きな意義は、若者の声を政治に反映させることです。世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進む日本で、膨らみ続ける社会保障費の負担を支え続ける将来世代が、主権者として政治参画をする意義は大変大きなことだと思っております。

しかしながら近年の選挙における投票率を見たとき、若者の投票率は大変に低い状況にあります。選挙や政治に対する若者の関心、責任感をどう育てていくかは大きな課題ではないかと思っております。

そこでお聞きをいたします。市において過去の選挙における投票率はどうであったか。また有権者に対し投票行動を起こすための啓発活動をどのようにして行ってきたか、以上をお聞きして1回目の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号9、三縄雅枝議員の健康づくりについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目のすぐだすポイント、10ミニッツ運動の結果はどうかのご質問でございます。日常生活を大きく変えずに簡単に実践できる健康づくりとして、健康づくり事業、けんこうとうみ+10ミニッツ事業を昨年度から取り組んでおります。1つはポイントをため景品等と交換できる楽しみを通して、健康づくりにつなげようとする健康マイレージ事業と、もう一つはより短時間で、より安全に運動効果が得られるポールを使用したウォーキング教室の開催と市内ウォーキングマップの作成でございます。昨年度の実績は、ポイントカードを6,200枚配付し、ポイント達成者は191人、ウォー

キング教室は8回開催し、132人の参加がありました。ウォーキングマップにつきましては、まず手始めに和地区、北御牧地区で5種類作成し、各地区公民館、日帰り温泉施設等窓口に配置してございます。

本年度は子育て世代の皆さんも参加しやすいよう、マイレージポイント対象事業を広げ、またウォーキングマップは海野宿、湯の丸高原、田中商店街等6種類を作成する予定で実施しております。8月末現在で5,246枚のポイントカードを配付し、ポイント達成者は128人となっております。ウォーキング教室はこれまでに5回開催し、61人の参加となっております、10月以降も数回の教室開催を予定しております。

2点目の今後健康づくりのための施策をどのように考えるかのご質問でございます。市では健康増進法に基づいて第1次健康づくり計画、健康とうみ21を策定し、各種施策を進めております。この第1次計画が本年度までとなっており、平成28年度から始まる第2次計画を策定するに当たり、先般8月27日に健康づくり推進協議会に諮問をさせていただきました。来年3月には答申を受け、計画を策定する予定でありますので、今後はこの第2次健康づくり計画に沿って施策を進めてまいります。

なお県において、アクション一体を動かす、チェックー健診を受ける、イートー健康に食べるを柱とした健康づくり県民運動、信州ACEプロジェクトを展開しており、このネットワークに東御市も加入しましたので、県の健康づくり事業とも引き続き連携を図っていく予定であります。第2次東御市総合計画にあります「共に支え合い みんなが元気に暮らせるまち」を目指し、また第1次健康づくり計画の取り組み状況及び評価から見えてきた市の健康課題を踏まえて、自らの健康は自らつくることを基本に、市が健康づくりの環境を整えることはもちろんのこと、市民や地域、医療機関、事業所等がそれぞれの役割を果たし、一丸となって健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号10、三縄雅枝議員の防犯カメラの設置状況についてのご質問に、市長にかわりお答えいたします。

ご質問の市における防犯カメラの設置状況ですが、管理上必要と市が判断した建物等にビデオカメラを設置しております。設置数及び設置場所等の公表は、設置目的などを配慮し差し控えさせていただきます。

また、カメラ画像の利用につきましても、ルールに基づき個人のプライバシーに十分配慮し、厳格に取り扱っております。

市以外の防犯カメラは、金融機関やコンビニ、事業所等、それぞれ事業者の判断により設置したものがありますが、その実態については市では把握しておりませんが、警察では把握に努めておると認識しております。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） 選挙管理委員会委員長の池田昭雄です。

受付番号11、三縄雅枝議員の18歳選挙の質問についてお答え申し上げます。

まず1点目の市における過去の投票率についてでございます。無投票であった平成24年の市長選挙以来、選挙ごと男女合わせた全体の投票率で申し上げますと、平成24年11月の市議会議員選挙が68.00%、同年12月の衆議院議員総選挙が小選挙区で64.03%、比例代表で64.01%、平成25年7月の参議院議員通常選挙は長野県選挙区比例代表とともに59.08%、昨年8月の長野県知事選挙は44.47%、12月の衆議院議員総選挙は小選挙区で59.18%、比例代表で59.17%という結果でございました。

続きまして2点目の投票行動を起こすための啓発活動をどのようにしてきたかについてご質問でございますが、選挙期間中において広報車による市内の巡回や、市報、ホームページ、エフエムとうみ等の媒体を用いた広報活動に加え、各区、各施設へ啓発ポスターの掲示等を依頼し、投票所に足を運んでいただくよう呼びかけております。また各種団体の投票者を代表する明るい選挙推進協議会により、市内スーパーの駐車場において啓発チラシ等の配付を行い、直接有権者に投票を呼びかけているところでございます。

若年層への取り組みとしては、学校の生徒会へ投票箱や記載台を貸し出し、選挙や政治参加を身近に感じてもらうことで、主権者意識の向上や将来的な投票行動につながるような取り組みを進めているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） これから一問一答ですが、幾つかの項目をまとめて質問をさせていただきたいと思っております。

まず健康づくりについてです。実績等をお聞きいたしました。まず、この運動についてですけれども、昨年の議会報告会の折にチラシとカードを配らせていただきました。そのときにこの運動を知っていますかというふうにお聞きをしたところ、知らないという方が多かったように思います。議会報告会、出てきてくださる方、行政に多少関心があるのかなというふうに思っている皆さんですけれども、知らないということが多かったというふうに記憶しております。

これらの広報、要するに健康づくりについての広報、周知はどのように行っているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、次にすぐですポイントの特典、景品についてです。答弁を聞いていて配付枚数に対して達成者、景品を交換する人が少し少ないのかなというふうに思いました。時々耳にすることですけれども、もうちょっといいものをもらいたいねということです。私も正直そう思っています。運動は自身のためにするものですが、それに対してプレミアムをつけるというならば、やっぱりお得感のある方がいいわけで、目の前のニンジンはおいしい方がいいねということになるかというふうに思っております。プレミアムをつければいいということではないのかなというふうに思っています。特に今年度から、子育て世代も参加しやすくということなので、それぞれの世代でもらってうれしいものが違いますので、立場に立ってお考えをいただけたらということをお尋ねします。

今後の施策ということですが、これから策定をする計画の中でということですので、また県との連携、ACEプロジェクトとの連携もしていただくということなので、これもみんなが参加しやすい、なおかつ効果がある計画にしていきたいというふうに思っています。

以上、質問をいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 3点ほどご質問をいただきましたが、1点目の健康マイレージ事業の周知につきましては、市報5月号に事業内容と景品について2ページにわたり掲載いたしました。また6月中旬に事業のPRチラシを全戸に配付したほか、毎月エフエムとうみの市民情報広場のコーナーでお知らせをし、チャレンジデーや市民まつり会場でカードの配付を行っております。今後も巨峰の王国まつりや火のアートフェスティバル、健康づくり講演会等のイベント時をとらえて周知するとともに、各メディアからの取材につながるよう情報発信を行ってまいりたいと考えております。

あと2点目の景品についてでございますが、現在、オリジナルグッズといたしましてタオル、ペットボトルホルダー、携帯レジャーシートと市内の日帰り公共温泉施設の1回入館券の4つの中から選択していただき、年度内に1人1点を差し上げております。またダブルチャンスとしまして、全達成者の中から抽選で市内宿泊施設のペア宿泊助成券、これは1万円相当分でございますが、を差し上げておまして、昨年度はペア宿泊助成券、これは大田区休養村2組、明神館1組、海野宿ふるさと館うんのわ1組を191名の中から4名の方に差し上げております。

あと3点目のお得感を感じる景品ということでございますが、けんこうとうみ+10ミニッツ事業は長野県地域発元気づくり支援金活用事業の補助を受けていることから、商品券等の金券や飲食物関係を景品にすることができないということでございます。幅広い年齢層の市民に満足感が得られる景品を用意するということは、市民それぞれの受けとめの違いがあり、難しいと考えておりますが、今後予算の範囲内で作製できるものをオリジナルグッズとして加えることを検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） まず広報についてですが、いろいろな取り組みをしていただいているのは広報等いろいろ見ながら承知をしております。多くの方に伝えるということは、なかなか大変困難だということは私も理解をしておりますので、そのことを理解した上で努力と工夫を重ねてお願いしたい、広報についてはお願いをしておきます。

景品についてですが、予算の範囲というのは当然あるわけで、またオリジナルということについては、画期的かもしれませんけれども、これはコスト高になるということは否めないのかなというふうに思っています。

ちょっと紹介しますけれども、まず例えば東京ハンズで一番売れているよとか、IKEAで台所用品、これが一番売れているんだとかというのがテレビで報道されるわけですよ。そういう

キャッチフリーズをつけて、みんなが使っているんだというようなキャッチフリーズをつけて、ちょっと聞いた人が、えっ、そうなんだ、私も使ってみようかなというような、そういうものもそれほど予算をかけないであるのではないかなというふうに思います。

1つ紹介をします。これはハンガーなんです。これはハンガーで一番売れているよとテレビを見ていたら言ったんですね。この形だとちょっとおかしいんですけど、こうするんですね。それでこれで洗濯物をかけると、これでものをかけると乾きがあまりよくないんですけども、こういうお天気の悪い日は。こういうふうになると風通しもいいし、ここの幅がとってもあいて、とても主婦は便利だというふうに使っていて、ハンガーでは一番売れているよというふうに言って、ああ、使ってみたいなというふうに思っていましたら、市内のホームセンターで売っていましたので、買ってきて使っています。そんなにしないんです、300円もしなかったかなというふうに思うんですね。やっぱりこれは年代層は別として、いろんな家庭でも本当にハンガーというのは必需品なので、そこにちょっとしたキャッチフリーズ、一番売れているとか、乾きが速いよとか、そういうものをやっぱりちょっと情報を仕入れていただけたらいいのかなというふうに思ったものですから、紹介をさせていただきました。

そしてポイント達成ですけれども、年間1人1回ということなんですね。当然予算もあってしょうがないのかなというふうに思いますけれども、ちょっとそれが医療費の削減につながればというふうなこと期待しますと、1人2回ぐらいは、2枚ぐらいは交換してもらってもいいのではないかなというふうに思っています。

いろいろ参考までに申しましたので、答弁は求めませんが、今後の中でぜひ検討をしていただきたいというふうに思っていますので、このことについてはよろしく願いをいたします。

そして健康づくり、本当にいろんなところからの健康づくりがあるかと思うんですけども、以前にも取り上げさせていただきましたが、健康遊具の設置、再度提案をさせていただきたいというふうに思っています。健康遊具、以前よりもかなり進化をして、設置する自治体もかなり増えてきているということです。この10年近くで5倍の設置をするところが増えたというふうな報道もありました。これは健康づくりに対する意識の高まりのあらわれではないかなというふうに感じております。

今回、この質問をするに当たり神奈川県大和市へお話をお聞きし、現場も見せていただきました。大和市は平成26年から4年間で2億4,000万円ほどをかけて100カ所、300基の設置を計画しております。お話を聞く中で、費用対効果ということについては検証は難しいというふうにながらも、多くの人が散歩、ウォーキングをする中で、もう一つ健康遊具で筋トレをとの付加価値をつけて、楽しみながら健康づくりをしてもらいたい、そういう思い、また、このことをきっかけに筋トレ、公園へ行ってみようかということをつきかけに外へ出てきてもらえたら、また公園に人が集まることでコミュニティの中で健康づくりをしてもらえたら、そしてその結果医療費、介護費の抑制につながればというふうなお話を聞かせていただきました。市民の健康づくりについて真剣で、優しく、

心遣いのある思いを強く感じたところでございます。

この健康遊具について、大和市でテレビで放映された、その映像を見ると、本当にみんな楽しく、みんな集まってきた人が仲間という感じで、楽しくやっているという映像がありました。

また吹田市も、健康遊具を設置しているんですけども、これはもっともっとグレードが高くて、本当に筋トレマシンというようなものを何カ所かに設置しておりまして、大阪の吹田まで行くのは大変だなと思って大和市へ行って見てきたんですけども、本当にあったらいいなというふうに思った次第であります。

この健康遊具、加齢とともに衰える筋力アップにつながるものです。筋力を鍛えることの効果、筋力を鍛えるのがどんなことなのか、ちょっと調べてみましたら、それぞれなぜかという説明もあるんですけども、その時間があれなので省きますけれども、まず筋トレをすることの効果として、血行がよくなる、骨が強くなる、糖尿病改善、認知予防、がん予防、アンチエイジング効果、うつ病改善、ストレス解消、筋トレはこんなにも多くの効果があるんだなというふうに驚きました。筋肉は幾つになっても鍛えられると以前から聞いております。この健康遊具の設置、東御市でもできないかと考えております。

私が考える場所としては、中央公園の横にあるゲートボール場、あそこは多くの高齢者が集まって、本当に元気に活動しております。家も近くから見えるんですけども、本当に多くの方がゲートボールをしています。この場所は公園にはとても近いので、もしそこに設置をしてあれば、公園に来た方がそのついでにということも考えられるかなというふうにも思っていますので、最初にはそこへ設置していただけたらいいなというふうに考えています。

将来的には各地区の公民館に何台かあればいいかなというふうに思って質問をさせていただきます。このことについて答弁お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 議員がおっしゃるとおり筋力の低下と、これが引き起こすバランス能力の低下等を予防することは、日常生活が制限されることなく生活できる期間を長くすることであり、健康寿命を延伸させる重要な予防策と認識しております。

市民の健康維持や介護予防につきましては、公益財団法人身体教育医学研究所に委託実施しており、ストレッチ体操や筋力トレーニング教室等を開催しております。市民がより身近な場所で参加できるようにと、介護予防教室の地区公民館での開催を順次進め、本年度からは5つの地区公民館で開催しているところでございます。

ご提案の健康遊具につきましては、平成22年3月定例会において費用対効果や正しい遊具の使い方等の指導、維持管理の難しさ等から、当面設置しない方針である旨答弁しておりますが、その後健康づくり事業の状況も変化してきておりますので、市の財政状況を勘案する中で、今後先進地視察や市民の皆さんのご意見等をお聞きしながら、研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 健康づくりについて最後になりますけれども、健康遊具について以前とは違った前向きな答弁をいただけたかなというふうに思っています。本当に健康づくり、大事なことだというふうに認識をしておりますので、視察をしていただいて、現場を見ていただいて、ぜひ前向きに検討していただけたらというふうに思っています。

この健康づくり、その結果、どれだけお金をかけても目に見えないというのが実態で、費用対効果というのがなかなか検証をしづらいというふうなことはあるかもしれませんが、本当に大事な施策ですので、めげずに工夫と努力、努力と工夫をお願いして健康づくり施策、頑張ってくださいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

一日も早く健康遊具が設置されたら、頑張って私もやるようにします。

次に防犯カメラの設置についてであります。防犯カメラの設置については明言を避ける答弁をいただいたかなというふうに思っております。この防犯カメラが設置してあるかどうかは、いくら隠してつくってもちょっと意識をして周りを見渡せばわかることで、隠すことではないなというふうに思っています。防犯カメラがあるぞと思わせること、これが抑止力ではないかというふうに思っています。個人の家庭においては防犯抑止力のために、見えるようにダミーのカメラをつけるお宅もあります。冒頭に申し上げましたが、中学2年生をはじめ命を奪われるという事件が続いて報道されたのは記憶に新しいことであります。そこに必ず出てきたのは防犯カメラの存在です。今や防犯カメラは地域の安心・安全のためには必要なものではないかなというふうに感じておるところでございます。

そこで提案をさせていただきます。まず各小・中学校に防犯カメラの設置をしてはどうかということでもあります。そして不特定多数の多くの人が入り出る公共施設にも順次設置をしたらどうでしょうか。

また、まちぐるみでの防犯対策という意味で、商店街、企業等にも設置の依頼をしていただけたらというふうに考えておりますけれども、これらについて答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

まず最初に、学校はじめポイントとなる公共施設に防犯カメラを設置してはどうかというご質問でございます。市といたしましては、防犯カメラはほかに対応する手立てがない場合などに設置をするものと考えております。不特定多数の人の出入りが多くあり、犯罪のおそれのある箇所については防犯灯の設置、見守り隊の見守り、区や上小防犯協会、青少年補導委員会、PTA、警察等、関係機関と連携した防犯パトロールといった防犯活動により、地域の目を生かし、地域全体で犯罪を起こさない、起こさせない、寄せつけない、更には危険な場所には近づかない、危険な行為は行わないといった市民への啓発活動を重点に置いた活動をこれからも推進してまいりたいというふうに考えております。

また、商店街や幹線道路への防犯カメラの設置についてのご提案でございます。商店街や幹線道

路沿いなどの市街地のカメラ設置については、国の補助事業を活用し、商店街の皆様をはじめ地域の皆様により設置いただいたところでありまして、市といたしましては当面増設等の考えはございません。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 市としては、はっきりと防犯カメラの設置は計画していない、犯罪のおそれがあるというふうに思われるところもしない、人的活動を通して抑止をしていくとの答弁であります。

犯罪の抑止として、地域の力、市民への啓発、これらは当然のこととして行うべきものです。また、どこの地域でも行っていることであります。これだけで抑止、防止ができればそれにこしたことはありません。今や地域社会は想定外のことが多く起きています。そのことを認識すべきだというふうに思います。特に市民を守る立場にいる者はです。

防犯カメラをつけたからといって犯罪がなくなる、そんなふうにも思っていない。いわゆる抑止力ということで申し上げております。

この事件を受けて、寝屋川市では2,000万円をかけて40台の防犯カメラを増設するとの報道がありました。当該地域であるということもあるかとは思いますが、大変危機管理意識の高い行政だと感じました。また今回の事件を我がこととしてとらえた結果だというふうにも思った次第であります。計画はしていませんと言い切る東御市、事件を他人ごとにとらえているのではないかなというふうに私は思った次第です。

設置するしないは行政の判断ですが、市民は期待をしていると思いますし、私自身も今後の対応について期待をしているところであります。

また、企業等についても当然事業所、企業等の判断ですけれども、まちぐるみでの防犯対策というので、事業所の判断に行政として少し背中を押していただけたらという、そんな思いで申し上げたところであります。

市長にかわって答弁をいただきましたので、市長も同じ気持ちというふうに理解いたしますが、ずっと担当の皆さんと折衝してきました。市長にもお考えをお聞きしたいと思います。大変恐縮ですが、時間もありますので3分以内でお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 三縄議員のご質問にお答えいたします。

まず今回の事件を思っが一番感じることは、東御市の子どもたち、小学生が朝5時、6時まで夜間徘徊ができる、そういう地域であっていかどうかというふうにまず考えるところであります。東御市では、やはりそういうことを許さない地域を目指すべきだというふうに考えております。大人の目で、大人の口で、子どもたちだけが、もしくは保護者以外の親御さん、大人と子どもが夜外にいるようなことに関して、見過ごさない地域づくりを目指していくべきだというふうに考えておりますので、そのことについてひとつご理解いただきたいと。

それからカメラに関しましては、当然映像を受電といいますか、見る、そういうシステムが不可欠であります。そうしますと例えば市内の要所要所にカメラを設置して、どこにその映像を集めてきて、誰がそれを絶えず監視を続けていくかということが課題になりますので、そのことに関してはいわゆるロンドン型のIT型監視社会を日本社会が目指していくかどうかという、国民的議論があって、そしてそういうシステムを日本の中に導入していこうと、日本の警察力をそれによって更に増強していこうというような判断が必要であって、現時点で東御市の財力、また市民の考え方の中でそこに踏み込むという、市単独でそういう設置をやっていくということに関しては、現時点では難しいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） おっしゃることはよくわかります。本気で地域の子どもたちを守るといふこと、本当に必要なことだと思いますので、本当に地域の組織力を挙げて、市民の皆さんを啓発して、本気で子どもたちを守る体制、そういうものをつくるよう、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

また、カメラですけれども、本当に財源とかいろんな市長が今、おっしゃったこと、よくわかるわけですけれども、それでも抑止力ということについては防犯カメラ、ある意味、意味があるのかなというふうに思いますので、どこにでも、あちこちにでもということではなくて、検討していただいて、必要なところにはしていただく。常に誰かが見ているという、コンビニなんかはそうなんですけれども、今までいろんな情報の中ではやっぱり何かあったらそのところのカメラを見るところのような形ですので、常に誰かが見ていなければいけないということでもないかなというふうに思います。でも、いろいろ個人情報、いろんなことありますので、ぜひ検討をしていただいて、必要なところにはつけていただければ安心・安全のまちづくりにつながるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、18歳投票権についてであります。答弁では過去5年間の投票率の何ていうんでしょう、集計という形で答弁をいただきました。お手元に投票率の資料を配らせていただきました。担当に申しましたらとてもわかりやすい資料を出していただきましたので、ご覧いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

投票率については、全体的に低く、下がる傾向にあります。そして20歳代が一番低くなっています。投票行動は有権者としての義務であり権利であります。その責務を果たすべき啓発活動は、選挙管理委員会としても力を入れていくべきというふうに考えております。

そこでお聞きをいたしますが、啓発活動をするに当たって何か規制があるのでしょうか。と申しますのは、いわゆる独自の裁量で啓発活動ができるのであれば、大いに工夫をして啓発活動ができないものかなというふうに思っています。先ほど答弁をいただいたものは、今までどこでも一般的に行っている方法での啓発活動というふうに理解をいたします。独自の方法でできることがあれば、インパクトのある、心に残る、選挙に行こうかなというふうな思いにさせる啓発活動ができればい

いかなというふうに思っておりますので、そんなことができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また別な話ですけれども、ある調査によれば親と同居をしていない人のうち、実際の住所地に住民があると答えた人は、社会人では71.8%、ところが大学、大学院生、要するに学校へ通っている人では26.4%で、進学で親元を離れている学生は住民票を移していないケースが多い、そういう実態が明らかになったというふうにありました。市において、その実態の把握をしているか、また、この皆さんに対する啓発活動についてはどのようにしてきたか、するのか、どのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

また、啓発活動と同じく大事なことは、投票をしやすくすることだというふうに思っています。これは投票率のアップにもつながります。このことにかかわることとして、期日前投票があります。この期日前投票を通勤時間帯の駅で、また買い物客が多く集まるスーパーで投票ができるようにする、これができないか。これらは既に行っている自治体はあります。このことについてどうお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） 再質問につきましてお答え申し上げます。

まず有権者に伝わるような独自の啓発活動をとということにつきまして、このような状況でございますので、選挙管理委員会としてはできる限りの啓発活動を行わなければならないわけですが、これまでどちらかというと選挙時における啓発活動を中心に行ってまいりました。今回の選挙年齢の引き下げ等をきっかけに、選挙時以外における広報、啓発活動の重要性も改めて認識をしております。まずは広報活動の機会を増やすことを検討しているところでございます。選挙時以外の広報、啓発活動では、有権者の皆様に単に投票を呼びかけるだけの啓発というわけにはいきませんので、内容や手法、手段を工夫しながら、お伝えしていく中で、独自の啓発活動を行っていければと考えております。

次に、社会人や学生など、親元を離れて住居を移さない人が多いということにつきましてのお答えですが、議員のおっしゃるような理由が投票率を下げる一因であるかと思えます。まず投票率が低い一因となっていると言われている状況を把握しているが、この対策につきましては選管の考え方としては、まず今のところその人数について把握しておりませんが、対策としては同じようなケースとして選挙時に仕事などで市外に滞在している方が郵送による不在者投票により、滞在先の選挙管理委員会で投票できる制度があります。投票の機会を確保する1つの制度ではありますが、有権者であれば誰でも活用できますので、今後機会をとらえて周知してまいりたいと思っております。

期日前投票の件につきましてご質問がありましたけれども、なかなかこの企業に勤めておられる皆さんが時間的な余裕がとれないということで、期日前投票率も上がるはずなんでしょうけれども、現状は決して上がっていないということで、その対策には苦慮しておりますが、これからの選挙活動の

中において、検討していくつもりでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 啓発活動について、独自の啓発活動を今後検討していただけるということでしたので、これはよろしくお願いをしたいと思います。

予算措置を見てみると、本当に何もできないような予算措置ですので、今後については少し予算を増やしていただいて、本当に独自の啓発活動ができるように、そしてまた市外にいらっしゃる皆さんにもその独自の啓発活動という中でも、郵送によるとか、そういう何かとにかく投票していただくような形での啓発活動をよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

駅とかスーパーでの期日前投票ですけれども、これもぜひ、3万、2万何千の小さな市ですけれども、でもやって効果がないことはないなというふうに思いますので、いろいろ大変なこともあるかとは思いますが、ぜひご検討いただいて、投票率を上げて、本当に多くの方に政治参加をしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

この18歳選挙権についてということですが、視点を変えて質問をさせていただきます。

啓発活動を充実させることも大変に重要ですが、もう一方で有権者としての自覚、政治参加意識を向上させること、このことも大変重要であるというふうに考えております。そこで重要になるのが学校現場における主権者教育の充実であります。政治的中立を確保しながら、生きた学習をどのように行うか、これが課題ではないかというふうに思っております。

過日の新聞報道で、高校生の政治意識の向上のための副教材を文科省が作成をしたというふうにありました。当然のことだというふうに思っております。そこで以前にも提案をさせていただきましたけれども、再度提案をさせていただきたいと思っております。小さいときからの主権者教育、生きた学習という観点から、議場での継続的な子ども議会の開催をしてはどうかということでもあります。

1つ例を挙げさせていただきます。オーストリアでは2007年から選挙権年齢を16歳に引き下げたそうであります。ウィーンの子ども議会は2002年に始まったようです。小学3年生が主な対象で、現在23区ある区のほぼすべてに拡大をしているとのことでもあります。ある区の子ども議会では、校庭の花の植栽や公園の遊具の修理が実現したり、子どもたちはこの横断歩道は僕がクラスのみennaと提案したんだと胸を張り、結果が目に見えるので政治参加の実感が得られる効果があったとのことでもあります。また子どもたちは僕たちの意見が通るかどうかわかるとか、子ども議会でも変えられないこともあるので、参加してよかったというような声もあるようでもあります。

開催した地域では、若年層の投票率も高く、施設の破壊行為なども8割減ったというような報道がございました。身近な地域のこと、将来のまちづくり、声を上げることで変えられるという実感、自分が住むまちを身近に感じられること、大変大事なことだというふうに考えております。

外国と日本の学校現場の状況は違うかもしれませんが、子どもたちの心に残るもの、これに差はないのではないかとこのように思っております。

この新聞記事で幾つかの子ども議会について紹介をされていましたが、この記事を読んで子ども議会ということは、こういうことなんだというふうに思いましたので、紹介をさせていただきました。お聞きになって、子ども議会、やる気になっていただけたでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 議場で継続的な子ども議会を開催してはというご質問でございます。子ども議会についてのここでのいがかかという歴史は、この議会では長いように認識しておりますが、議場を使うとか、議会を開催するということのねらいを明確にして考えていかなければいけないかなということをおもいます。いいことだから学校教育でというふうに求めてまいるわけでありませうけれども、何でもかんでもということになりますと、教育内容を圧迫し、過剰な学習になるかなということも思います。結果的に得るものが少ないかなということになります。

学校教育では、発達段階を考慮した学習が組まれています。この議会等に関係することで申し上げますと、例えば小学校3年生では、この市庁舎、市長室を訪問する、議会を見学します。4年では長野見学、県庁、知事室の訪問、議会を見学してまいります。6年生では修学旅行で国会議事堂の参観はコースとして組まれるところであります。

このように学ぶ範囲、意識する範囲ですね、広がりや発達段階に合わせて視野を徐々に拡大していくと、地域から国への仕組みを学んでいくということに発展させています。

中学校では、3年生の公民、年間公民全体が100時間で組まれるわけでありませうけれども、現代の民主政治と社会という中では、現代の民主政治において民主主義と政治、政治参加と選挙、政党と政治、マスメディアと世論、また地方自治と私たちという節では、私たちの生活と地方自治、地方自治の仕組み、地方財政の仕組みと課題、更には住民参加の拡大と私たちというふうに学んでまいります。このように義務教育では基本的なところを学び、実践の場として学級会活動をはじめ児童会、生徒会活動の中で自由権利と責任・義務等について理解を深め、民主的な選挙について具体を通して学んでまいります。生きた学習ということでしょう。

議員おっしゃるように、新聞等でも報道されましたように、政治への参加型授業として模擬議会や模擬投票への取り組みを求めているのは、18歳に選挙年齢がなされたことから高校生の段階であります。学習の進度や発達段階からして、位置づけは適切だと思います。

そういう申し上げたその上で、早い時期にもということでしたら、青少年がこの市で行っております地域のまちづくりに参加して、その発展として議会でまちの未来を語る、そうした提案をする、そのような場づくりであるならば可能ではないかと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 今、答弁いただいた教育カリキュラムの中では大変に難しいと、しかしながらそうでないところでは可能ではないか、もう一言つけ加えていただいて、それも議場でできるのではないかというふうに言っていたらよかったなというふうに思った次第であります。

本当に1つのことを増やすということが容易なことではないということは認識をしております。しかしながら、できないというふうに決めるのではなくて、どうしたらできるかなという視点に立って、こういういろんな提案を受け入れていただければありがたいかなというふうに思っております。答弁の最後で、どうしても絶対にできないよという答弁でありませんでしたので、期待を持ちながら質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

受付番号12 新たに確認されたクルミの新病害について、受付番号13 6月以降の気象被害について。3番、横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 今日の一般質問も最後となりました。大変お疲れのところでありますので、できるだけ簡潔にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで今日は現地につぶやかれている住民の皆さんの声を2つ拾って質問をしていきたいと思ひます。

まず1つ目ですが、新たに確認されたクルミの新病害についてであります。

東御市におけるクルミの栽培は、雨が少なく日照時間が長い恵まれた気象条件の中で、古くより行われてきました。今議会の市長のあいさつでも触れられていましたが、大正の初め、天皇陛下の即位記念に特定の地域ではありますけれども、クルミの苗木を全戸配付したことがあり、これを契機に栽培が盛んになってきたということでもあります。

今年はそれから100年目で、日本くるみ会議の皆さんが記念事業を実施されているという紹介もございました。自他ともに認める全国一のクルミ産地として、栽培技術の改良から新種育成まで、多くの先人の皆さんが力を注ぎ、産地を育ててきました。しかしあるときは台風の襲来に暴風雨でかなりたくさんの方のクルミの大木がなぎ倒され、また外来害虫のアメリカシロヒトリに丸裸に食害されるなどの事件を契機に、栽培面積がかなり減少してきたことも事実であります。

最近健康食品としてのPRもテレビ等でもなされましたし、人気も出てきて、消費も拡大をしてきていることや、増加している遊休農地の活用対策に有効な作物として、更には東御市の特産ブランド品目の振興を図っていることから、植えつけが次第に進み、増加傾向にあるのではないかと、こんなふうに思っています。

そのクルミに黒色斑点の果実が各地で確認をされ、調査したところ、新たな病害として判明をし

たとのことであります。細菌が病原体ということを知っていますが、全域に発生が見られます。多少の程度はありますが、ほとんどの木に被害果があり、大きな被害になるのではないかと心配をされます。

一方、この病害に登録のある防除薬剤が現在はありません。栽培者はみんな苦慮をしている状況であります。以下3点、お尋ねいたします。

1つ、発生状況はどの程度でしょうか。

2つとして、現状の防除対策はどうか予定ですか。

3つ目、消毒薬剤の登録等の見込みはどうなっていますか。

以上、1項目めです。

2項目めですが、6月以降の気象災害についてであります。

今年の夏は高温の日が続き、暑い夏となりました。また雷とか大雨とか、ひょうなどの注意報や警報が出された日も多く、昨年も6月24日の豪雨災害がありましたが、今年もそういったことで被害の心配が絶えないところでありました。

6月23日の雨は、局地的に豪雨となり、農作物、耕地、水路、道路等で雨やひょうによる被害が発生をいたしました。6月以降、発生をした気象災害につきまして、3点お伺いをいたします。

1つとして、被害が発生した気象状況と、その被害状況はどうか。

2つ目に、復旧対策を含め、どのような対策を実施されたか。

3つ目、災害対応における今後の課題は何かであります。

以上、1回目の質問とします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号12、横山好範議員の新たに確認されたクルミの新病害についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の発生状況についてですが、昨年、従来のクルミ炭疽病と症状は似ているが、症状があらわれる時期が早すぎるといった情報が、生産者より寄せられました。このため上小農業改良普及センターから県病害虫防除所を通じて、農林水産省が所管する名古屋植物防疫所へ被害のあった果実を送り、調査を依頼した結果、本年6月に炭疽菌とは異なるザンソモナス属菌による病害であることが確認されました。

なお原因となっている細菌は、属名の特定ができただけで、更に詳しい種の特定を引き続き植物防疫所で調査しているところでございます。

この結果を受け、植物防疫所病害虫防除所、改良普及センター及びJA信州うえだと連携し、滋野及び祢津地区の65の圃場を抽出し、調査を実施したところ、すべての圃場で病害の発生が確認されました。このことから市内のほとんどの圃場で病害が発生しているものと考えられます。また隣接する小諸市、上田市でも同様の病害が発生していると改良普及センターから伺っております。

次に2点目の現状の防除対策についてですが、現在のところ細菌性病害を対象としたクルミに使

用できる登録農薬がありませんので、当面の間は感染拡大を防ぐため、発病が確認または疑われる果実、及び部位を除去し、埋設または焼却処分すること、適切な整枝・せん定、除草を行い、風通しをよくすること、苗木及び穂木は感染のおそれのないものを使用し、来歴不明なものは使用しないことをお願いすることとしています。

なお、この内容については、8月に市報へ掲載したほか、対応策のパンフレットを作成し、JAのくるみ部会等へ配付するなど、機会をとらえて周知に努めているところでございます。

3点目の消毒薬剤の登録等の見込みについてですが、先ほども述べましたとおり現在のところ炭疽病も含め細菌性病害を対象としたクルミに使用できる登録農薬がございません。農薬の登録は農薬試験及び審査を経て認可になるまでに通常3年半から4年ほどかかるところですが、今回の新病害の発生を受けて、県では緊急登録を行うべく、既に農薬試験に着手するなど、取り組みを始めております。

市としましても、関係機関と連携のもとで、一刻も早い農薬の登録に向けて積極的に働きを行ってまいります。

続きまして、受付番号13 6月以降の気象被害についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の被害が発生した気象状況と被害状況はどうかについては、平成27年6月23日に発生しました集中豪雨は、気象庁東御観測所横堰で、日雨量31.5ミリ、時間最大雨量20.5ミリ、北御牧観測所で日雨量24.5ミリ、時間最大雨量21.0ミリを記録しました。被害状況につきましては、農業用施設関係では頭首工4件、農道4件、用排水路2件、農地4件の計14件が被災し、概算復旧費用として700万円を見込んでいます。

市道については、道路側溝の越水等はありませんでしたが、復旧工事に至るまでの被害はありませんでした。

農作物の影響については、豪雨に伴い和及び祢津地区の一部にひょうが降りましたが、情報収集の結果、被害額の算定までには至らない状況でした。

そのほかとしては、和地区矢立山地籍の太陽光発電施設の建設現場から県道真田東部線への土砂流出がありました。

次に2点目の復旧対策を含め、どのような対策を実施してきたかにつきましては、まず農業関係では営農に支障を来さないよう復旧を早急に進める必要があったことから、既に作業に着手しております。また矢立山地籍においては、翌24日に県及び市並びに開発業者が連携して、土砂撤去等に当たり、通行に支障を来すようなことはありませんでしたが、今後の対策として開発に伴う協議事項の確認や雨水貯留施設等の排水設備の設置などを開発業者へ指示しました。なお先般、発電施設の建設工事の完了報告がありましたので、9月2日に関係者立ち会いの中で協議事項の履行状況等を確認したところです。

3点目の災害対応における今後の課題は何かでございしますが、市内に大規模な災害が発生した場

合、被害の拡大を最小限度にとどめるためには、速やかな災害応急対策や市民の皆さんへの情報伝達が重要となることから、被災状況等を迅速かつ効率的に収集する能力の向上が1つの課題ととらえております。市では近年の局地的な豪雨災害等に備えるため、従来の気象庁東御観測局及び県北御牧観測局に加え、田中地区、滋野地区、和地区及び湯の丸区に雨量等の観測局を設け、本年7月からは市内6カ所の地点において、降水量等の気象情報をリアルタイムに収集、集約し、市ホームページを通じて市民の皆さんに情報提供を行うことにより、減災・防災対策の向上を図りました。

また、先日の市防災訓練では、被災状況を速やかに市民の皆さんに伝達するため、市と消防団において被災状況の情報収集、訓練に新たに取り組むなど、課題の克服に努めているところでございます。

しかしながら行政だけでは限度がありますので、引き続き区、市民の皆さんのご協力をいただきながら、被災箇所等の情報収集に努め、迅速な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それでは再質問をさせていただきたいと思います。ここからは一問一答方式をお願いをいたしたいと思います。

まず新たに確認されたクルミの新病害についていくつか質問させていただきますが、昨年度生産者からの情報により、被害果実の調査をして、病原が解明しつつある、種まではわからないということだと思っておりますが、あるということでございます。被害発生状況から見て、かなり出ているということで、昨年から出たのではなくて、かなり古くから発生をしているのではないかと思います、その辺はどんなふうなお考えでありますか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の新たな病害がいつごろから発生したかということですが、日本くるみ会議の会員からは、平成23年6月ごろから今回の病害と似たような症状が出始めていたということは聞いておりますが、いつ発生したかという正確なことについては確認できておりません。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ほかの病害ともかなり状況として似通った状況もあるもので、そういったことになるかと思いますが、かなりそんなことではなくて、もうちょっと前からあったのではないかというのは、私、ちょっと見て、そんな感じもしております。ただ、今年の発生状況というのは非常に多いので、そういったところの原因というのは、どんなふうと考えておりますか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今までになく発生した原因は何が考えられるかということですが、農業改良普及センターの暫定的な見解では、今年の4月と6月は降水量が平年の倍以上であったことなど、細菌が増殖しやすい環境条件となっていたことが考えられるということですが、確たることは言えないということでした。

いずれにいたしましても現在は細菌の属が特定された段階であり、他の気候、自然条件や人為的な原因の可能性を含め、繁殖条件の特定なども未知の部分が多いため、今後の調査研究で明らかにされてくるものと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 気象条件が非常にこの細菌というものに対して大きな影響があるということでありまして、雨が降れば細菌の移動がしやすいというようなことで、雨が原因ではないかということだと思っておりますが、そういうことかなというふうな、私もそんなふうに思います。

4月中旬のちょうど開花期のころですね、降雨量が平年の倍ということなんです、実はそれをちょっと見ますと、昨年12倍ぐらい降っているんですね、4月。一昨年の6倍ぐらいというようなことで、最近の3カ年では非常に多い降水量があったというようなことが1つの原因になっているのかなということが考えられます。

調査した65の圃場すべてで病害の発生が確認されたというようなことで、ほとんどの圃場で病害にかかっているというふうに推測をされているということございまして、罹病したクルミの収穫量とか、そういった質への影響というのはどういったふうなことが見込まれるか、おわかりでしたら今の状況をお知らせをいただきたいと思っておりますし、また市内のクルミの栽培の面積とか本数とかというのは、どのくらいあるかということがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず収穫への影響についてですが、発生状況の調査の中では受粉後の結実から間もない果実の落下が平年よりも目立ち、早い段階から感染が確認されました。その中で果実への発症の程度により、基準を0から4の5段階に区分して調査を行ったところでございます。基準の中で一番病状が重いのは発生程度4で、早期の落下の可能性が高く、外皮の下の殻にまで病斑が達しているものです。今回の抽出調査をした65カ所の圃場では、全体の72%に症状があらわれていたのですが、このうち発生程度4のものが全体の3割ほどありました。しかし発生程度4のものでも、すべてが収穫できないわけではなく、このうち一部が収穫できない可能性があるとして農業改良普及センターからはお聞きしているところでございます。

発生した時期と病気の進行状況により、収穫期に発生程度の基準が0から3のものは例年どおり収穫できるものと考えておりますが、全体的な影響は収穫を待たないと正確なことはわからない状況でございます。

なお市内のクルミの植えつけ面積、本数等の中では、県のデータによれば平成22年において面積で47ヘクタールとなっておりますが、本数については不明でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 発生程度が0というのは0なので、病斑がないということだと思っておりますが、4というのは、かなりの地に達するほどの穴があいたり亀裂を生じたりというふうな表現区分をされているというふうに承知をしておりますが、これは全体の72%に発生をしていて、そのうちの3

0%ぐらいが被害果で収穫できないのではないかと、こういうふうな今、お話でありましたけれども、そうすると全体ではさんしち21%ですか、そういうふうな感じになるんですかね。

それで1から3のところは、ちょっと斑点はあったりとか、病斑があるんだけど、中のクルミまでは被害にならないということで、そういうふうな判断をしているということのようでありまして。ここら辺は収穫してみなければわからないというような状況もあるようでございますが、そういう状況ぐらいでおさまればいいかなと、こんなふうに思っていますが、またクルミの栽培面積は47ヘクタールで、通常クルミの大きさにもよりますが、矮化等で栽培している場合にはあれなんです、成木になった場合には1本で1アールというようなのが、本数の大体のあれだというふうに聞いていますので、47ヘクタールというところのくらい、4,700本ですか、その程度ですか、もうちょっとあるような気がするが、ちょっとそんな感じでありまして、そうするとかなりの15%、ないし20%ぐらいの被害が見込まれるということになるというような感じでありまして。

いずれにしてもかなりの被害が出るということなので、そのほかにもクルミミガとか、あるいはほかの病気もありますので、そういったもので合せますと今年のクルミはちょっと大変かなと、こんな感じはしております。

防除薬剤がないという中で、被害を減少させるには先ほどもお話がありましたが、木を、隔離をするという、いわゆる耕種的防除といいますか、栽培上の防除方法を徹底するしかないわけでありまして、そこが重要であるかと思っておりますが、被害果の処理をすとか、落ちた被害果の処理をすとか、あるいは収穫したクルミに病斑があるもののクルミの外皮を処理するとか、落ちた葉っぱの処理をすとか、せん定をした枝の処理をす、実際にはかなり困難な作業になると思われまして。しかしながら薬剤がない中で、来年以降の発生を減らすには、そういった取り組みをしていかなければいけないわけでありまして、栽培者には今までもパンフレット等で周知をしているということではあります、どんな反応が栽培者の方からあったのでしょうか、なかったのでしょうか、お伺いをします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 最初の、先ほどの答弁の中で、ちょっと説明が足りなかった部分がございます申しわけなかったわけですが、面積については47ヘクタールということで、お話をさせていただいていますが、これは県のデータとして出ている数字でして、我々市として認識しているのはもっとこれ以上の面積はあるだろうというふうな認識をしておりますが、正確な公表されているデータというのがございませんし、また市の方でもいろいろと調査しようということでトライはしているんですが、ご存じのとおり庭先に植えられているクルミ等もございまして、なかなか調査の仕方というのがなかなかうまくいかないというような実情の中で、実際に市内にどれだけの本数なり面積があるかという、正確なことについては把握していないということでご理解の方をお願いしたいと思います。

それでは今回の病害の発生を受けて、栽培者の反応はどうかということでございますが、市の広

報及びJA信州うえだのくるみ部会を通じて、農薬を使わない耕種的防除を周知しているわけですが、農家の皆さんは収量にどう影響するか実感できない中で、更に防除作業の負担が大きことから、積極的に取り組んでいる方は少ないのではないかと推測しているところでございます。いずれにいたしましても農家の皆さんからは、早期の農薬登録をお願いしたいという強い要望をいただいておりますので、市としては病原菌が確定しない中では今後とも機会をとらえて、耕種的防除の周知徹底を図るとともに、早急な農薬登録に向けて最大限県等へ協力してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） クルミを栽培している農家の中には、ほかの作物をつくっていたけれども、市のクルミのブランド化に向けて協力をして、ほかの作物から畑を転換して大きく栽培をしている農家もいますし、頑張っている農家がたくさんいるわけでありまして。そうした農家の多くは、この新たな病害の出現にどうしたらいいんだと、こういう戸惑いの声が聞こえているわけでもございまして、防除薬剤がない中、今、言った被害を最小限に押さえ込むためには、1軒でやってもしょうがないので、すべての栽培者の取り組みが欠かせないわけでありまして。タイムリーな情報提供を何回かしていただきながら、耕種的防除の推進に市としても力を注いでいってほしいと思っておりますし、最後に農薬の登録に向けて積極的に行っていくというような決意が先ほど述べられておりましたけれども、具体的などんな取り組みを考えておられるのか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の農薬の登録に向けて市ができる支援はどのようなことが考えられるかということでございますが、通常はこのような細菌による病状には、薬剤防除が効率的でありますので、一刻も早い農薬の登録が必要と認識しているところでございます。今回の農薬の登録は、県病虫害防除所が担当していますが、登録を行う過程においては追加での現場調査等の依頼や、農薬試験のための試験圃場の提供などが考えられますので、連絡を密にとり、情報の共有を図りながら、市としては県からの要請にはできる限り対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） クルミが日本一の産地ということでありまして、クルミの木も多いわけありますので、ただいま言われたような試験、病虫害防除所と連携をとりながら、地域の何とか、農薬の試験の圃場を提供していくということは、非常に重要なことだと思いますので、ぜひ積極的な取り組みを行っていただいて、一日も早い登録ができて、防除ができるようお願いをしたいと思います。

余計なことではございますが、私たちがちょうど成人式のころですから、かなり前になるんですが、そのころ成人式の記念樹としてクルミの接ぎ木苗を配付したんですね。それで私たちが実行委員会というのをつくって初めて成人式をやったんですが、その後もかなり何年かクルミの苗の配付をしたらしいので、それだけでもかなり多くのクルミの苗木が植栽されたという、そういう経過がある

ようでございますので、そういったものも大事にぜひしていただければありがたいと、こんなふうに思います。

それでは次に、6月以降の気象被害についてであります。6月23日の被害状況については答弁がありました。先ほどもちょっとお話ししたんですが、その後も連日のように雷や大雨の注意報・警報が発令されていましたが、そのほか、6月23日も含めてで結構なんです。現在まで集中豪雨や、あるいはひょう害等による被害の発生はあったんでしょうか。特に23日についてはひょう害については先ほどお話を、実害がなかったのかというようなお話もございましたが、その辺のところもし何かわかりましたら教えていただきたいと、思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず被害のあった6月23日から9月3日までの間の気象状況についてですが、降雨については当市への注意報または警報は計15回発令されました。そうした中で、気象庁東御観測所では8月29日の時間最大雨量14ミリ、日雨量49ミリが最大ではありましたが、数値的に災害が発生するほどではなく、また実際も被害は確認されておりません。また降ひょうにつきましては8月3日に奈良原、横堰、東西入、姫子沢、聖で確認されましたが、被害算定までは至らず、そのほかの日でも少量の降ひょうはあったとの情報はいただいておりますが、お聞きする中では調査するほどの状況ではありませんでした。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 非常に数多い警報・注意報が出されたということでありまして、今日も降ひょうがあったということなんです。被害が全体としてまとまらないというような状況のようでございますが、ただ、降ひょうのあったところというのはごく局地的でありまして、非常に打たれているんですね、リンゴにしてもかなりの被害が私はあると思いますし、そういう状況だと思います。ですから総体としては被害がまとまっていないというようなことであるかと思いますが、これはあまり被害があったということが、必ずしも販売上有利でないもので、そういうふうな状況というのは概してあるんですけれども、被害に遭われた農家というのは非常にダメージが大きくて大変な状況もありますので、ぜひその辺のところは忘れないようにしていただいて、現地を回ったときに対応をしていただければありがたいと、こんなふうに思います。

今、言ったように集中豪雨とか災害というものは非常に局地的なものが多くなりまして、大雨による被害の発生を短時間降雨量とか降り始めからの積算の降雨量である程度危険度の想定はできるかと思われ。過去の被害例等から、何かこのくらいの量が降れば、どこでどのくらいの被害が発生するかもしれませんというような、そういうような何か、そういう目安というものは何か考えている部分があるのでしょうか。あったら教えていただきたいと、思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 大雨による被害の発生の想定について、過去の例等からどのように考えられるかというご質問でございますが、大雨による過去の被害状況につきましては、台風の影響

によって日雨量については平成19年に124ミリ、平成25年には84ミリを気象庁の東御観測所で観測して、その際は床上、床下浸水の被害のほか、農地、道路側溝の溢水、倒木等の被害が発生いたしました。また時間最大雨量では平成22年の8月に34.5ミリ、平成23年の7月には16ミリを同観測所で観測し、同様の被害が発生しておりますが、最近の各地での大雨や極めて局地的な短時間の激しい雨の影響による災害の発生状況を見ると、過去の例等だけをもって災害発生の危険性を想定することは難しいものにとらえております。

短時間の大雨は狭い範囲に降ることが特徴でありますので、本年度雨量等の市内観測局を2カ所から6カ所に増やし、降水量等の気象情報の収集を開始したところであります。今後は気象庁や県からの情報に加えて、これらの観測地点ごとの情報を活用することにより、局地的な豪雨災害等に迅速かつ的確に対応していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） いろいろ気象状況なり被害の実績等を分析する中で、被害軽減対策というのを構築していくという上で、そういった分析も重要だと思いますし、気象災害は毎年発生するわけであります。そうしたデータの積み重ねは非常に膨大なものになります。そうしたものの検討というものが東御市独自の地域としての精度の高い情報を持つことにもなりますし、また効果的な対応による防災対策を実施することが次第に可能となってくると、こういうふうに考えているところであります。

今、おっしゃるように局地的な気象状況により、大きな被害が発生することが多いわけでありまして、この7月から観測地点も6カ所に増やして、観測できるようになったということは非常に喜ばしいことだと思います。そうした観測結果を十分活用して、防災に役立ててほしいと思います。

矢立山の話がございました。これは以前私も一般質問で取り上げたことがございますので、ちょっと整理をさせていただきたいと思いますが、太陽光発電のための傾斜地山林開発で、当地域では初めてのことでありました。急傾斜地の山林を広い面積すべての木を伐採する計画に、当初当該の地区では土砂崩れなどによる災害の発生を非常に心配しまして、設置業者との協議を複数回開催しまして、雨水対策を中心に対策を協議してきたわけでありまして、その結果、当初の事業計画について何度か変更していただきながら、合意をし、確約書を取り交わすことができました。この間、市の担当の皆さんには中に入って住民に技術的な助言をするなど、事業に不安内な住民にとって大きな頼りになったわけでありまして、最終確認には市も立会人として3者での協定ができたことは、今後同様のケースが発生した場合の1つの形としてできたのではないかなど、こういうふうに思いまして、よかったことだと思います。

その後、工事は進められていましたが、先ほどのお話の6月豪雨時の土砂の流出は工事完成間近に発生したものでありまして、完成後の状態ができていなかったということもあります。すぐさま地元区とか業者、市、3者の連携した早急な対応で大きな災害にならず済んだところであります。

こうした工事中に大雨による被害が発生したということは、過去にも幾つかの例があります。今

後は先ほどの事前協議、いろいろ業者との形の中でやるんですけれども、そうした工事中の対応についても明確にしておく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 開発事業等における工事中の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず太陽光発電の開発事業につきましては、市の条例に基づいて10キロワット以上の設置は届出をしていただくことになっております。その際、環境保全のため必要なときはお話がありましたように事業者と市で協定を結んでおり、開発事業に関して事業者の安全対策や保安全管理責任などを明確にしておるところでございます。

ちなみに10キロワット以上とは、電力会社との契約において全量売電が可能となる下限の発電出力になっていることから、この10キロワット以上を届出の対象とし、これにより小規模な発電施設も把握することができるようになりました。この届出と、現行行っております住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請を合せまして、ほぼすべての太陽光発電の把握が可能となっております。

事業者と結ぶ協定書には、事業実施に当たっては開発業者の責任において適切に実施する旨を明記して、事業者の責任において事業施工及び維持管理を行っていただくよう徹底しておるところでございます。

しかしながら議員ご指摘のとおり、今回のことも踏まえ、建設中も含めた安全管理についても事業者へ更に徹底をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それから被災した箇所の中には、道路の被害等があれなんですけれども、日常生活とか、農道の場合には農作業のために毎日通らなければならないという場所があるわけございまして、そういったところは早急に、すぐに復旧をしていただく必要があるわけございまして、ほかのところでは例えば被害の今後長期にわたる被害の防止をするために、ある程度恒久的な対策を考慮した予防策をしていくということで、すぐに取りかかるということではなくて、十分な設計をしながら復旧作業をしていくという、こういう場所もあるわけございまして、それぞれの状況を踏まえた、その状況に合ったメリハリのある対応が求められてきますが、そのところはそういったことでやられているかと思うんですが、どのような形で実施をしているのでしょうか、お伺いをします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 災害復旧の進め方についてのご質問であります。先ほどの答弁の中で1点ちょっと修正をお願いしたいと思います。6月23日以降の被害についての答弁の中で、奈良原等に降ひょうのあった日を8月3日と申し上げてしまいましたが、8月2日の誤りです。訂正のほどをよろしくお願ひしたいとともに、おわび申し上げます。

それでは災害復旧の進め方についてですが、日常に不可欠で密着した道路等のインフララインの

復旧につきましては、可及的速やかに対応しているところでございます。一方、農道等の農業施設、農地においても今後の営農、収穫に重大な支障を来す場合は速やかな復旧に努めているところでございます。しかし復旧工事に伴う進入路等の確保のため、かえって作物や栽培に影響を及ぼす場合や復旧工事に伴う水回し等の仮設施設が設置後、改めて被災するおそれがある場合などは、応急措置を施した上で、影響のない、少ない冬期間に復旧対策を行うなど、被災状況に合せた適切な対応に心がけているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） そうのことだと思いますけれども、実際に今回の23日の災害復旧と申しますか、復旧作業ですが、工事なんですけど、なかなか本当に荒れてしまっている農地の中の農道というのは、あまり慌てたことはないかと思うんですが、いわゆる農道については将来に生産活動に大きく及ぼすということじゃなくて、みんながつくっているわけですから、即やっただけかなければいけないというふうに思いますし、事実今回の場合でも10日もかかったところとか、10日たっても来なかったところとか、あるいは今まで、いまだに農道の修復ができていないところという話もございまして、そういったところのないようにぜひ、一番は住民からの情報提供がもとだと思いますけれども、そういったところも踏まえて、対応をお願いしておきたいと思います。

それから耕地のり面等の補修でございまして、4カ所あったというところでございまして、なかなかのり面の弱い耕地というのはいっぱいあるわけございまして、豪雨ともならない、ちょっとした大雨で毎年崩れたり、流されたりする箇所というのはあります。恒久的な対策をすればいいんですけども、なかなか高額な費用を必要とするところから、個人ではなかなか手をつけられずに毎年崩れたところを手間をかけて手補修をして、苦勞していると。また次の年も流されると、そういうような状況のところもあるわけございまして、こうしたところについて今回の4カ所のほかにも同様ぐらいの被害になったところもあるかと思いますが、そういったところも何とか市として支援をしていくことができるのかどうか、その辺のところをお伺いします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 農地災害の防止対策についてのご質問でございまして、東御市の地形は変化に富み、災害が発生しやすい地形条件の場所もありますので、用排水施設、または農用地を自然災害による被害を未然に防止することは、農業生産の維持及び農業経営の安定につながるため、大切なことと認識しているところでございます。このため農地については農地防災事業として耕作の方が公共施設や人に被害に与えるおそれのある場合は、事前の災害対策として、例えばのり面補強等の費用に対しても80%の補助をするという市の単独事業を設けてございまして、またそのようなケースがある場合についてはご相談の方をいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） そうのことですと申しますので、また皆さんにおつなぎをしながら、そういったところについては相談に乗っていただければありがたいと思います。

いずれにしても今回、今日も非常に大雨が心配をされましたけれども、何とか台風が過ぎたというように大変よかったなと思っております。これからもぜひいろいろな情報等を整理しながら、管内の災害、防災対策についてご努力をいただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は11日の午前9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時03分）

平成27年東御市議会第3回定例会議事日程（第3号）

平成27年9月11日（金） 午前9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦	選挙管理委員会委員長	池田昭雄

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

台風18号の影響による記録的な豪雨により、関東、東北地方で大きな災害が発生いたしました。被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1、一昨日に引き続き一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号14 特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、受付番号15 公共施設等総合管理計画と公共施設白書の策定について、受付番号16 女性特有のがん検診対象年齢の引き下げについて、受付番号17 若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置について。16番、依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 16番、依田政雄です。皆さん、おはようございます。

通告により4項目について質問をさせていただきます。

第1項目めでございますが、特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、お伺いをいたします。

いよいよ間近に迫ったマイナンバー制度ではありますが、新生児から高齢者まで一人ひとりにナンバーが割り振られ、10月に通知が送付されてきますが、特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、内閣府番号制度担当室が対応策をまとめました。そのうちの1つでございますが、DV等被害者、東日本大震災被災者、医療機関・施設等への長期入院・入所者等への周知、それから視覚障がい者への周知、高齢者等への周知、子どもたちへの周知であります。この特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、市の対応をお伺いいたします。

次に2項目めでございます。公共施設等総合管理計画と公共施設白書の策定について、お伺いをいたします。

昨年の26年9月議会において、私は一般質問で公共施設等総合管理計画の策定についての取り組みをお聞きいたしました。関係部署と連携し、平成28年度末までの策定に向け、鋭意取り組んでまいりますとの前向きな取り組みには敬意をいたすところでございます。

ところで議会の総務文教委員会で行政視察、神奈川県秦野市へ公共施設マネジメントの取り組みについて視察に行き、そこで公共施設更新問題への対応は、施設白書づくりからの重要な意見をお伺いいたしました。東御市においても公共施設の現状見える化のため、総合管理計画策定への取り組みの一環として、公共施設白書の作成をすべきと思うが、公共施設白書の策定について、お伺いをいたします。

次に3項目めでございます。女性特有のがん検診対象年齢の引き下げについて、お伺いをいたします。

がんは我が国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる志望者数は年間30万人を超えております。乳がんは女性で一番多いがんですが、早期発見で多くの完治ができると言われております。また最近では30歳代の罹患率が高くなってきております。そこで次のことについて、お伺いをいたします。

1つとして女性特有のがん検診、これは乳房マンモグラフィ検診対象年齢の引き下げについて、あわせて東御市の女性特有のがん検診状況について、3点目ですが、東御市の検診率向上の取り組みについて、女性特有のがん検診推進事業実施要綱の東御市版の策定について。以上4点についてお伺いをいたします。

次に4項目めでございます。若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置について、お伺いをいたします。

連合が今年3月にまとめた春季労使交渉の結果では、賃上げ率は2.43%、日本経済団体連合会、いわゆる経団連の集計でも賃上げ額は21年ぶりの高水準となっております。本年4月2日に開かれた国の政労使会議では、大企業と下請け企業の適正な取引を促すなどの支援策を行うなど合意をいたしました。そもそもこの政労使会議というのはどんな会議なのかを簡単にご説明いたしますと、政は政府、労は労働者、そして使は使用者のことを指しております。この政・労・使の3者で問題解決に向けて協議を行っていきましょうというのが、この会議の目的でございます。

国におきましては、皆様ご存じのとおり政労使会議として既に実施をされております。最近では、これは直近では、25年の9月から「経済の好循環実現に向けた政労使会議」と題して、賃金上昇に向けた取り組み、中小企業、小規模事業者に関する取り組み、非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取り組み、生産性の向上と人材育成に向けた取り組み等を協議されております。

この国の取り組みを東御市に置きかえますと、政は行政、労は労働者、使は使用者、つまり経営者でございます。この3者で東御市の今後について3者で協議を行っていきましょうというのが、この会議の目的であるわけでございます。

これからの時代は、各団体が個別に活動していくのではなく、一緒になって未来へ向けて活動をしていかなければならない、そのように私は考えているわけでございます。

そこで景気回復を地方へ波及し、地域の賃金を引き上げるため、若者の所得拡大と雇用に向けた

地方版政労使会議の設置は、地域の振興や活性化の大きな一助となると見込まれます。また経済活動などの効率性を高め、仕事を求める若者の大都市への流出を防ぐために地方、東御市で産業を育成させていくことが必要であると私は考えるわけでございます。東御市での首長、いわゆる市長と労働団体、経営者団体などによる若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置について、お伺いをいたします。

以上、4項目の質問をいたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。

受付番号14、依田政雄議員の特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知についてのご質問に、市長にかわりお答え申し上げます。

まず特別な配慮が必要な人として、住民基本台帳上の登録住所地と居住地が異なる方々がいらっしゃいます。具体的にはDV等被害者、東日本大震災被災者、医療機関・施設等への長期入院・入所者など、やむを得ない理由によって住所地でマイナンバーが記載された通知カードを受け取ることができない方々は、送付先となる居所情報、住所地でございますけれども、これをあらかじめ登録できるよう県を通じガイドラインが示されましたので、東御市では8月に入ってDV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者にそれぞれ電話連絡をして確認をしたほか、東日本大震災による被災者に対しては居所情報を登録いただくよう文書で通知いたしました。また市内の医療機関や介護施設へ長期に入院・入所されている方々には、居所情報の登録についてご家族にご連絡、ご協力をいただくよう、それぞれの施設を訪問し、施設長等に文書及び啓発チラシなどでお願いをいたしました。

視覚障がいをお持ちの方へは、通知カードの送付時に全員の封筒に点字加工が施されるほか、通知カードの送付台紙には音声コードが記載される予定でございます。

そのほか市独自に聴覚障害者協会の皆さんを対象に、この制度全般についての説明会を開催しました。

高齢者の方々へは、各地区民生児童委員の皆さんにもご協力をいただきたい旨、委員会の研修会の場で番号制度の説明をし、対応をご理解いただくとともに、高齢者の皆様方等への周知についてもお願いをいたしました。

子どもたちへの通知は、世帯主である保護者あてに郵送されますので、ご家庭で子どもたちへの理解を深めていただくほか、小・中学校でも説明等の機会を検討してまいります。

なお、これからも市民の皆さんへの十分な説明が不可欠であると考えており、広報、ホームページ等を通じて周知を図っていくほか、10月4日日曜日午前10時から、勤労者会館で住民説明会を開催いたします。更に今後地区ごとの説明会も予定してございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

受付番号15、依田政雄議員の公共施設等総合管理計画と公共施設白書の策定についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

平成25年11月に、国において策定されましたインフラ長寿命化基本計画の行動計画として、現在、全国の自治体が公共施設等総合管理計画の策定に向けて取り組んでおります。当市におきましても、平成28年度中の策定に向け、準備を進めているところでございます。

このような中で、神奈川県秦野市は全国から多数の自治体が視察に訪れる先進自治体でございます。公共施設の更新問題に対応するため、秦野市では平成20年から担当の課を設置し、取り組みをされておるといってございます。秦野市では、公共施設の更新問題に対しまして市民の理解を得られる方針や計画を策定するため、まず、どこにある、何がある、いくらかかるを明確にすることが必要不可欠であることから、まず公共施設白書を作成したとこのこととでございます。ただしあくまで公共施設白書の策定は過程でございまして、最終目的は現状の把握、分析、推察から浮かび上がる現状と課題を解決するための公共施設再配置計画の策定であったということとでございます。公共施設の現状を見える化し、今後のあるべき姿を検証することは大変重要であり、公共施設マネジメント、公共施設の管理活用においては必要不可欠なことであると認識しております。

当市におきましては、今後公共施設等の老朽化の現状や利用状況、総人口や年代別人口の推移、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費見込みとその経費への充当可能財源の見込み等を調査、分析いたしまして、効果的、効率的な公共施設の最適化の方針を定めることを目的として、公共施設等総合管理計画を策定いたします。この計画の中で、公共施設白書の内容につきまして盛り込む方向で考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

受付番号16、依田政雄議員の女性特有のがん検診対象年齢の引き下げについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の女性特有のがん検診、乳房マンモグラフィ検診対象年齢の引き下げについてのご質問でございます。市におきましては、乳がん検診による死亡率減少を目的として40歳から隔年で偶数年齢を対象に乳房マンモグラフィ検診を実施しております。これは厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施の指針」とがん予防検診研究センターの有効性評価に基づく「乳がん検診ガイドライン2013」に基づき実施しているものでございます。

この指針及びガイドラインでは、対象者を罹患率の高い40歳代としており、30歳代については自己触診の重要性及び自覚症状がある場合の医療機関での早期受診に関する指導を行うこととなっております。また、このガイドラインによると罹患のピークである45歳から49歳の罹患率は人口10万人当たり195.7人であり、これに対し30から34歳、35歳から39歳の罹患率はそれぞれ人口10万人当たり28.1人、57.5人とピークの3分の1以下となっております。また乳腺の密度が高い若い人の乳房はマンモグラフィ検診では乳腺も病変も白く写るので病変を見つけにくく、陽性の疑いと診断さ

れることが増える結果となってしまいます。このため30歳代への乳房マンモグラフィ検診による死亡率減少効果は証明されておりません。

以上のことを踏まえ、本市としては厚生労働省が推奨する有効な死亡率減少効果が認められている40歳以上の女性に乳がん検診を継続していくとともに、40歳未満の若年者へは国の動向を注視しながら、当面は30歳代のがんの発見は自己触診が有効であるということから、この検診を推奨し、しっかりと広報、周知していきたいと考えております。

2点目の東御市の女性特有のがん検診状況のご質問でございます。人間ドックを受診した方や個人的に医療機関で検診を受診している方については、把握が難しいため、該当年齢である市民の正確な受診率はお答えできませんが、平成25年に実施した保健事業に関するアンケート結果によると、乳がん検診を受けたと回答した40歳以上の女性は48.1%、子宮頸がん検診を受けたと回答した20歳以上の女性は54.2%でありました。

3点目の東御市の検診受診率向上の取り組みのご質問でございます。検診申込者へ受診券発送に加えまして、申し込みをしたにもかかわらず年度中間でまだ検診を受けていない対象者に対して、電話での受診勧奨を実施するとともに、はがきでも勧奨を行っております。また乳がん検診については昨年度から集団検診を始めたところですが、子宮頸がん検診については本年度から上田市、小諸市の産婦人科医院でも検診を受けることができるようになりました。今後も受診の機会を広げるために市民の皆さんがより検診が受けやすい環境を整えてまいります。

4点目の女性特有のがん検診推進事業実施要綱の東御市版の策定のご質問でございます。現在は働く世代の女性支援のためのがん検診、未受診者対策緊急支援事業及び「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」という名称で、女性特有のがんである乳がん検診及び子宮頸がん検診について国から要綱が示されております。この要綱をもとに市ではがん検診実施要領を作成し、がん検診の推進に当たっておりますので、別段の要綱の策定は考えておりません。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） おはようございます。

受付番号17、依田政雄議員の若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず若者の所得拡大と雇用確保に向けた取り組みとしましては、将来にわたり自立したまちづくりを進めるためにも、地域経済の活力を維持、発展させ、個々の企業の経営基盤の安定と強化を図ることがひいては従業員の所得向上と雇用拡大につながるものと考えております。そのため市では、企業の立地、増設による用地取得や建物建設、機械購入などに対する助成金制度や借入資金に対する利子補給等の商工業振興助成事業により、各企業への支援を実施しております。

若年層の雇用確保については、ハローワーク等との共同による就職面談会、企業ガイダンス、新卒者等の若年層との懇談会等を開催するなど、企業へ場の提供を行っているところでございます。

また平成27年度からは、地域創生関係の交付金を活用した新規産業の創造、創業支援等の事業を

商工会と連携し、地域産業の活性化による雇用拡大を推し進めたいと考えております。

政労使会議につきましては、国ではデフレ脱却と経済の再生のため、政府と経済界、労働界の意見交換の場として、経済の好循環実現に向けた政労使会議が開催され、中小企業の賃上げなどの取り組み等が確認され、今年の春闘では首都圏や大企業を中心に昨年を上回る賃上げが相次ぐなどの効果があらわれています。

地方版政労使会議については、地域経済の好循環を拡大させ、労働生産性の向上を図り、企業収益を拡大させ、それを賃金上昇や雇用拡大につなげていくことが重要であることから、労働団体、経営者団体との話し合いは有意義であると認識はしているところであります。今後、東御市版総合戦略を進めていく中で、賃上げまで踏み込んだ国の政労使会議とはいえないまでも、行政や経営者団体等をはじめとする関係者が集まり、地域経済の活性化や雇用の拡大などについて協議、検討する会議の設置については、現在、研究しているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。少し呼吸を整えて質問したいと思います。これより一問一答で行います。なお時間的効率を考慮して、1項目ごとの一問一答とし、何点かまとめて再質問をいたします。よろしく答弁をお願いしたいと思います。

まず特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知についてであります。内閣府はこの9月3日、マイナンバー制度に関する世論調査結果を発表いたしました。その結果を見るとマイナンバー制度の内容がわかると答えた方は43.5%という結果が出ております。過半数弱の結果であります。この調査結果からも特別な配慮が必要な人に対する周知や市民に対する説明は、私は大事であると、こんなふう思うわけでございます。また、これから10月より周知が始まり、来年1月から運用開始まで、市民への様々な対応が生ずると考えます。そこで次の4点について、その対応についてお伺いをいたします。

第1点目でございます。答弁にもありましたが、再度聴覚障がい者への具体的な市の対応について、お伺いをいたします。

2点目でございます。市では外国人への周知はどのようにしているか、また何カ国語で対応しているか、このことについてもお聞きをしたいと思います。

それから3点目でございますが、この10月に通知カードを、そして来年の1月に申請に基づき個人番号カードが発行されるようになりますが、2つの、なかなか2つ来るという中の理解がしにくい市民もおられるかと思いますが、2つのこのカードの違いについて、お聞きをしたいと思います。

それから4点目でございますが、今回東御市手数料条例の一部改正がなされ、通知カードと個人番号カードの再交付手数料が定められますけれども、個人番号カードを紛失した場合、市民はどのように対処すればよいのか、このことについて、以上4点について質問をいたします。よろしく答弁をお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○**市民生活部長（土屋一夫君）** まず1点目のご質問の聴覚に障がいのある皆さんへの対応の具体でございますけれども、東御市視覚障害者協会の要請を受けまして、8月10日月曜日でございますが、中央公民館でマイナンバー制度の概要について説明会を開催させていただきました。8名の方にご参加いただきました。説明の後、個人番号の通知方法、個人番号カードの申請方法など、ご熱心にご質問もいただいたところでございます。

今後も通訳ボランティアの皆様方のご協力もいただき、随時市民課でご相談を受けておりますので、お気軽にお問い合わせをいただきたいというふうに思います。

2点目の外国人の方々への周知についてでございますけれども、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語など、10カ国語によるマイナンバー制度の概要を庁舎窓口に着けてあるほか、英語、スペイン語、ポルトガル語は市の外国人コミュニケーターにより問い合わせを随時お受けしておるところでございます。

3点目の通知カード個人番号カードの違いですが、日本国内に住所登録をされている外国人住民を含むすべての方に付番されるマイナンバーは、まず10月中旬から通知カードとして、簡易書留で世帯全員分が世帯主あてに郵送されます。通知カードは運転免許証ほどの大きさの紙製です。表面に12けたの個人番号、住所、氏名、性別、生年月日の記載と、紙幣のようにすかしが入るなどの偽造防止が施されます。

また一方、個人番号カードは平成28年1月から任意の申請により発行される、これもやはり運転免許証ほどの大きさのICチップ内蔵のプラスチック製カードで、裏面に個人番号が、表面には顔写真と住所、氏名、性別、生年月日の記載がされるほか、偽造困難な配慮がされ、本人確認書類としてご利用いただけます。将来的には健康保険証などへの利活用も検討されているところでございます。

4点目の個人番号カードの紛失、盗難に遭った場合ですが、24時間365日開設されておりますコールセンターで対応することとなっております。また状況に応じて市役所市民課の窓口にお問い合わせいただければというふうにも思います。

以上でございます。

○**議長（櫻井寿彦君）** 依田政雄君。

○**16番（依田政雄君）** それぞれ再質問の答弁をいただきました。これは大事、ぜひこれ、もう始まっていくわけですから、待たなしの状況であるわけでありますから、市民への細かな対応というのは大事だというふうに私は認識しています。市の方でも細かな対応をしているということについては、認識をいたすところであるわけでございますが、ところでこの10月、そして1月に向かって流れの中で、市民の方々からいろんなたくさんな疑問等について、マイナンバーの制度についてのいろんな形での問い合わせがあるかと思うわけです。たくさんあるわけ、だから市民にとってどこへそのことについては聞いたらいいだろうかと、ここが非常に希望するところであるかと思うわけでありまして、市民の方々からのマイナンバー制度に対する問い合わせに対して、私は専用の窓

口や、また専用ダイヤルを設置して、市民の問い合わせに答えていくと、そういうところを設けるのも必要ではないかというふうに思うわけでありましてけれども、専用窓口や専用ダイヤルの設置についてはどのように考えているか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 専用窓口、専用ダイヤル設置のご質問です。マイナンバーについてのお問い合わせ等は開庁時間での制限はございますけれども、市民課市民係の窓口でお受けをしておるところでございます。また電話でのお問い合わせにつきましては、同じく市民課の直通ダイヤルでお受けをしております。ここら辺の部分を今後も広報で再度市民の皆様にお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 専用窓口、また直通ダイヤルの専用のところを設けるということですので、大変ありがとうございます。本当に少しでも市民の疑問に対して、答えていただける場所を設けていただくということですので、ぜひその辺のところについてはお願いをしたいと思います。

それからいろいろ答弁をお聞きして、市としてもきめ細かな対応をされているということについては、敬意をいたすところでございますけれども、私、冒頭申し上げましたけれども、赤ちゃんから高齢者まで一人ひとりにナンバーが割り振られますので、市民の皆様方へのしっかりとした対応をひとつ強く要望し、次の質問にさせていただきます。よろしくをお願いします。

2点目でございます。公共施設等総合管理計画と公共施設白書の策定についてであります。公共施設白書を作成することの大きな意義は、現在ある公共施設についてその機能や配置状況、利用状況、管理運営コスト等について実態を把握し、一元的に情報が整理された基礎資料を作成し、公共施設の姿を市民の皆様にし、市民の皆様と情報を共有し、施設類ごとの管理に関する基本的な方針を関係部署と連携し、計画を策定していくということであろうと私は思うわけでございます。

ところで白書作成は、公表することに私は大きな意義あると思うわけでございまして、答弁では個別の公共施設白書として作成するのではなく、公共施設等管理計画の中で白書の内容について盛り込む方向で考えているとの答弁でございますが、私は白書を発表するというのですか、示すということによって少しトーンが下がっているような感じがいたすわけでございますけれども、そこでこれからこの2点について質問をいたします。

公共施設等管理計画の中に白書を盛り込み、どのように市民に公表していくか、このことについてお伺いしたいと思います。

もう1点でございますが、この公共施設等管理計画は策定でよいが、白書は公表の意義があるわけでございますが、これには非常にいろいろ私、視察をしながら聞いてきたところの皆さんの自治体の中で、やはり勇気が要る、発表には勇気が要るというふうに、こういうふうにおっしゃって

たわけでありませんが、これには勇気が要るわけでありませんが、どのようにこの勇気を考えているか、そのことについてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま再質問2点について、お答え申し上げます。

1点目の公共施設等管理計画の中に白書の内容を盛り込むことについて、どのように公表していくかということでございますけれども、当市が策定する公共施設等総合管理計画は議員がおっしゃる公共施設白書の意義、意味であります人口減少及び少子高齢化並びに施設の老朽化等に伴い、真に必要な公共施設でのサービスを将来にわたり持続可能なものとしていくために、公共施設の現状を把握し、調査・分析の結果から維持管理、運営面における課題を明らかにいたしまして、公共施設等全体の将来あるべき姿を方針として示すものでございまして、策定後につきましては広報及びホームページ等で広く公表し、また市民へ説明し、理解を得てまいりたいと考えております。

なお、この計画の策定後におきましては、計画で示した方針に基づきまして、施設ごとの更新、長寿命化、再編または廃止などの計画を作成してまいりたいと考えております。

続いて2点目の公共施設等管理計画では、この管理計画について策定でよいが、公共施設白書についてはその公表に意義があるということで、公表については勇気が必要であるが、どう考えているかということについてですが、公共施設等総合管理計画につきましては、その策定が目的ではございませんで、施設を有効に機能させ、また効率的な運営をしていくということも目的としておりますので、先ほども申し上げましたとおり公共施設の現状を把握し、調査・分析の結果、見えてくる課題等につきまして、ありのままの現状を公表し、また市民へ説明して、理解をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただいたわけでございます。策定後はホームページ、また広く公表していくとの答弁であります。やはり市民には公表して、そして進めていくにはやっぱり納得していただくということが大きな要素であるわけでございます。公表していくということではありますけれども、やはりそれについては前の段階で、計画の決定前で市民の意見を広く聞き、必要に、あるいは例えば見直しをすることも必要だと思いますけれども、そういった機会はないのか、現時点の考え方について、お聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 計画が決定される前に、市民の意見を聞き、必要により計画へ反映できるような機会を考えているかというご質問でございますが、議会及び市民の皆様にも当市における現状の課題を含めた公共施設等に関する理解を深めていただくことは大変重要なことと認識しております。現時点で市民の皆様のお聞きする具体的な方法については、決定には至っておりませんが、計画案を策定した時点で広報、ホームページへの掲載、またパブリックコメントの実施、まちづくり審議会等への説明及び意見集約などが考えられるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） パブリックコメントの実施や、またまちづくり審議会への説明及び意見集約なども考えているということでもありますので、このことについては大変大事なことでありますので、その点についてぜひ実施していただけるよう思うわけでございます。

本当に公共施設等管理計画と公共施設白書というのは、本当にこれからの東御市に向けて大事なことでありますので、ただいま答弁でいただいたそのことについても実効性のある、また施策策定になることを私は強く要望して次の質問に移りたいと思います。

3点目の質問に移ります。女性特有のがん検診対象年齢の引き下げについてであります。それぞれ4点についての答弁をいただきました。女性特有のがん検診、乳房マンモグラフィ対象年齢引き下げについてであります。実は私、この質問なりに当たり実は市民の方から、先日私の方に最近30歳代の乳がん罹患率が高くなってきております、対象年齢40歳からはマンモグラフィ検診を実施しているが、30代からでもできないでしょうかとの相談がありまして、今回そのことについて取り組みをさせていただいたわけでございます。

答弁の中で、40歳未満、若年者へは国の動向を見ながら当面は自己触診による検診を推奨し、しっかりと周知していきたいという答弁でございますけれども、するかどうかという、私はそのところが大事だと思うわけですが、もっとやっぱり積極的に大事な大事な東御市の女性の方々の健康のための手立てというのは必要ではないかと私は思うわけでございます。

この問題についてちょっと私の方でもいろいろ調査したわけでございますが、お隣の上田市では30歳から乳房検診として触診と超音波、いわゆるエコー検診を実施しております。検診内容は乳がんを発見するための検診で、医師による診察と乳房の超音波撮影をしております。また乳がんの自己検診法の説明もしているそうでございます。このような検診を行っている自治体もあるわけでございますが、東御市において女性の健康を守るためにこの30歳代からの、上田は30歳から39歳でございますが、30歳から39歳の皆さん方のこのような検診というものも東御市においてもできないか、再度お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 議員ご提案の30歳からの検診につきましては、市では自らの健康は自らつくることを基本としておりますので、若年者からの健康づくりに取り組む機運の醸成を図ることとしては課題の1つと考えております。しかし現在の罹患率のピークに年代に対する死亡率減少対策を進めることがより求められていると考えております。まずは罹患のピークである45歳から49歳の検診・受診に力を注ぎ、受診率向上を一層図ってまいりたいと考えております。当面は30歳からの検診は国の動向を注視しつつ、今後の受診率の向上を見ながら研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） そうですね、しないということでもありますけれども、国の動向を見なが

ら研究するという、何でも、そういう中で答弁であるわけですが、研究していくということとはとりもなおさず、これから進めていくにはちょっと問題があるかということの中で研究していくという、するという答弁ではないと思うんですけれども、どうですね、私、これは東御市の女性の健康を第一に考えている市長でございますので、市長の方の考えを、大切な大切な女性の皆さんですから、この辺のところだと市長の考えを、市長がやると言えば進むと思うわけですが、その辺について市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） まず、がんとの国民的闘いということが今、日本の最大の課題の1つになっていると、死亡原因が1位であるということでもあります。そういう中で、女性特有のがんということに関して、1つ大きな問題はワクチンによって防げる可能性が欧米では非常に高いと言われていたヒトパピローマウイルスに対するワクチンということに関して、現在とまっているわけでありまして。そしてそれに対する次善の策というふうないうと、検診をおいてほかにないというふうに言われています。にもかかわらず先ほど発表されましたけれども、6割に満たない検診率であります。この検診率を上げていくということは、欧米と比べて極めて日本の場合は低いと言われております。つまり子どものころから検診を受けるということを徹底的にご理解していただく、そういう教育が必要であるというふうな、文科省としては今年の4月に通達を出しております。まず検診を受けるという、そういうことを子どもたちにしっかりと把握していただくということが、今、我々の最大の課題ではなかろうかというふうな考えております。

また、女性特有のがんということとあわせて、大腸がんが女性の死亡率の高位を占めているということも含めて、しっかりと検診を受けていただくということが必要であるというふうに思います。

それから30代の乳房のがんに関して、1つはマンモグラフィによる検査では40代以降が非常に有効であるというふうに説明をさせていただきました。したがってエコーによる検査ということに関しては、専門性が非常に要求されてくるということでございますので、東御市の医師会との話し合いがなされたとしても、自信を持って東御市内の医師会でエコーによる検査をしっかりとできるという体制も整っていないというのが正直なところではなかろうかというふうに考えておりまして、そういう状況下の中にあっては、現時点では検討課題とさせていただくということでお認めいただきたいというふうに思います。

ただ、東御市としては教育委員会と相談させていただいたりしながら、子どもに対してしっかりと正確にがん検診を教えるという、知らせていくということから出発しようということで、今、どのような方法をとっていくか、いつキックオフしていくかということに関して詰めておるところでございますので、そこからやらせていただきたい。東御市のがんと闘いということを出発したいというふうに決意しているということをお知らせして、私の考え方にかえさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） いろいろ市長の答弁もお聞きをしたわけでありまして、本当、私の

気持ち、願いとしてはやはりそういう市民の方、女性の方が30歳、いわゆる30、40歳以下マンモグラフィ検診、以下の人たちの罹患率が高くなってきているから、何とか乳房検診とか超音波とかありますけれども、そういうものについてもできないかということで、私の方に話があったわけでございます。その気持ちを受けて、その気持ちをお聞きしたわけでございます。検診という、まずやっぱりその辺のところから出発するところでもありますので、ぜひこちら辺のところ、考慮していただいて、できればやっぱり30歳から39歳までの皆さん方の検診ができるよう、そしてこの乳がん早期発見につながるような手立てをしていただくよう、心より強くお願いを申し上げたいと思います。

それでは次に、若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置についてでございますが、私、この冒頭申し上げましたとおり、若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置は、今後東御市を取り巻く様々な課題を諸団体が個別に検討し、解決策を模索するのではなく、課題に対して様々な立場の意見を聞き、課題解決に向け一丸となって私は取り組んでいくことであろうかと思うわけでございます。そのように考えております。そのためにもこの政労使会議は今後の東御市の発展のためにも必要な会議であると私は確信を持っているわけでございます。

政労使の設置ということで、そのことについても話し合う会議等の設置についても研究していくというような、そういう答弁でございますが、そこで私は2点について再質問をいたしたいと思えます。

1点目は、行政として若者の所得拡大と雇用に向けた取り組みとして、経営者団体もしくは労働者団体とどのような関係を築き、そしてどのような形で情報を交換し、行い、若者の所得拡大と雇用に向けた取り組みを行っていくのか、このことについてお聞きをいたします。

それから2点目でございますが、東御市として若者の所得拡大、雇用に向けた取り組み、とりもなおさずそれは地元におる、残っていくということにつながるかと思うわけございまして、また、それについても人口増加につながっていくわけでございますが、若者の所得拡大と雇用に向けた取り組みについて再度お聞きをしたいと思えます。

以上2点の質問とさせていただきます。答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 再質問のうち最初の政労使会議について、経営者団体と労働団体とどのような形で関係を築き、どのような形で情報交換するのかというご質問でございますが、現在、研究し始めている経営者団体等との話し合いの場、会議については、まだまだ詰める内容がございます。したがって現段階でお知らせするようなことは、内容はございませんが、いずれにしても市だけでは解決できる課題ではございません。経営者団体等の地域関係者が一体となって取り組んでいただき、様々なご意見をお聞きし、進める必要があると認識しております。このため議員からのご意見、ご提案も参考にさせていただきますながら、会議の設置については引き続き研究してまいりたいと考えております。

2点目の若者雇用の取り組みについてでございますが、先ほども1回目の答弁で申し上げましたように、それぞれ個々の企業の経営安定化を図ることがまず重要なことではないかなというふうに考えております。そうした中ではそれぞれの企業の経営基盤の安定化のための支援について、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきましたけれども、今回、東御市の8月31日に発表された総合戦略、東御市まち・ひと・しごと創生、この中にも東御市における安定した雇用を創出するという項目でも検討されているわけでございます。やはり東御市に雇用があれば、そこに住み続け、よそへ行かないで残るわけでございますが、それはそのまま若者が東御市の発展につながって、しょって立っていく若者でございますので、その辺のところをしっかりと、この雇用対策については格段の努力をお願いしたいと思うわけでございます。

今回、私、4項目について質問をさせていただきました。最後でありますけれども、特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、また公共施設等総合管理計画と公共施設白書の策定について、女性特有のがん検診対象年齢引き下げについて、若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置について、この4項目についての質問をいたしました。難しいような言葉だとか、そういうふうに感じられるかもしれませんが、この4項目の冒頭に「東御市の」とつけられれば皆さん身近に感じられるのではないかなというふうに思います。こういうことをいいますと、東御市の特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、東御市の公共施設等総合管理計画と公共施設白書の策定について、東御市の女性特有のがん検診対象年齢の引き下げについて、東御市の若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置について、このように冒頭つけられれば身近に感じ、今、何をなすべきか、そのことが明確にわかってくるかと思うわけでございます。

今、東御市の抱えている課題、そしてその進むべき道というのがわかろうかと思えます。先ほど1項目についてを質問させていただきましたけれども、最後に東御市、市長に対して、4項目のうち1項目についてはお聞きをしましたけれども、残りの公共施設等管理計画と公共施設白書の策定について、若者の所得拡大と雇用に向けた政労使会議の設置について、そして特別な配慮が必要な人に対するマイナンバー制度の周知について、このことについて東御のといったときに、市長自身の考えを最後にお聞きをしたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 今、日本は失われた20年から脱却して、地方の経済も活性化させつつ、なおかつ始まっておる日本の人口減少化時代をどう迎えて、それを各地方が消滅しないで、更に地域での幸せをどのように体感できる地域をつくっていけるかという極めて重要な局面に来ているというふうに自覚しておるところでございます。地方創生元年というふうに呼ばれておりますけれども、このことはこれまで合併以来東御市が歩んできた課題そのものであるというふうに認識しています。

振り返って、これまで歩んできた道をしっかりと再確認しながら、変えなければいけないことと

新たにやっつけていかなければいけないこと、また、これまでやってきたことを更に伸ばしていくべきことをしっかりと取捨選択しながら、地域住民の幸せのために議員の皆様方のいろんなご意見に耳を傾け、また、いろんな角度から市民の声に耳を傾けながら、将来をよりよいものとして切り開いていくために、市打って一丸となって努力したいということをお誓いして、答弁にかえさせていただきます。よろしく。

○16番（依田政雄君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号18 18歳からの選挙権行使に伴う市の取り組みについて、受付番号19 障害者差別解消法施行に向けて。2番、佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 皆様、こんにちは。議席番号2番、東翔の会の佐藤千枝でございます。

今朝は大変久しぶりの日本晴れで早朝よりすがすがしい朝を迎えました。しばらく長雨でしたので、庭先のコスモスにも目を向けられなかったんですけども、今日は誇らしげに咲いておりました。このコスモスを見ながら、今日も1日頑張るぞと思い、この議場で質問させていただきます。このコスモスの花言葉は、乙女の真心です。どうぞ皆さん覚えておいてください。

それでは通告に従いまして、2項目について質問をいたします。18歳からの選挙権行使に伴う市の取り組みについて、障害者差別解消法施行に向けての2項目です。

一昨日の一般質問で、同僚議員から18歳からの選挙権執行に伴う市の取り組みについて問う質問がありました。私の立場からも質問させていただきたいと思っております。

今年戦後70年を迎えました。私は今年60年を迎えます。女性の国政参加が認められたのは昭和20年です。そして選挙権年齢が25歳から20歳に引き下げられたのも昭和20年でした。しかし現在、アメリカをはじめロシア、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダなど、世界の9割を超える国で既に投票率年齢は18歳以上となっており、罰則などを盛り込んだ義務投票制を取り入れている国では、投票率が90%以上と高いようです。今回の公職選挙法の改正により、選挙権が18歳以上に引き下げられる選挙法が、今年6月に参議院本会議で成立をし、1年後の来年夏以降の選挙において適用されるというふうに言われています。

今回の18歳選挙権成立に際し、過去の国政選挙における20歳代の投票率は他の年齢に比べて低く、新たに選挙権を得る18歳、19歳も同様の傾向が懸念されることから、政府は政治や社会参加への意識を育てるために、中学校、高校における主権者教育の充実が必要として、その対応を急ぐとしています。この主権者教育にかかわる内容について、中学校の学習指導要領では社会、公民的な分野において民主主義と政治参加の中項目を設けて、主権者として政治に参加することの意義について考えさせることを主なねらいとしています。来年4月には全国で18歳、19歳の未成年年齢者は約240万人、東御市にお聞きしましたら今年7月31日現在で630人が有権者に加わるとのことです。新たに選挙権を持つ18歳、19歳にとっては初めての選挙となり、どのような行動をとるのか、投票率はどうなるのか、注目しているところです。

また、もの珍しさもあって、かなり投票率が伸びるだろうとの予測もされています。また、今でさえ若者の政治的関心が希薄化されている中で、選挙権年齢が下がることで選挙が混乱するのではないかという心配もされています。私自身も若かりしころの成人を迎えたときは、まだ学生でしたけれども、初めての選挙はこの人に政治を託そうと真剣に考え、1票を投じました。

今、文科省と総務省では、主権者教育として政治や選挙の仕組みについて基本的なことを教えるための副読本を作成中のようです。今回の18歳選挙権引き下げに伴い、市の取り組みについて次の質問をいたします。

1、過去に行われた諸選挙における投票率は男女ともに年々減少傾向にあります。今回の改正で投票率が伸び、若者の声が政策に反映されるようにという期待感が高まっています。これまで実施されてきた選挙における20歳代の投票率の状況はどうだったのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、選挙管理委員会として、これまでの選挙において投票率を伸ばすための対策は講じていただいていると思いますが、今回の改正によりどんな準備、あるいは計画を立てられているのでしょうか。

次に、今回の改正により、小・中学生という早い段階から政治について興味を持たせることや居住している地域の課題に目を向け、関心を持たせることで将来の有権者としての意識を高めていくことが大切だというふうに考えます。義務教育の中でどのように主権者教育を進めるのでしょうか。教育委員会のお考えをお聞きいたします。

次に、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことにより、長野県の教育委員会、そして長野県選挙管理委員会は、長野県における主権者教育について連携するため、6月24日に協定を締結しています。目的として県教委と県選管が各自の使命、及び役割を尊重しながら、主権者教育に関して相互に協力・連携して取り組むことで、生徒の政治意識の向上と主体的な政治参加の促進に資することというふうに目的としています。連携事項としまして、学校における模擬投票の実施、あるいは高等学校、特別支援学校高等部における選挙講座や選挙啓発等を行う、選挙出前授業の実施をすること、そして義務教育段階においては選挙の意味や政治参加についての学習をすること、そのほか本協定の目的を達成するために必要な事項に関することとなっています。7月には県内の高校を対象にした18歳選挙権に重点を置いた講座が県教委、そして県選管の主催で開催されています。

当市においても、主権者教育を進めるために教育委員会と選挙管理委員会との連携をしていくことが重要かというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。また具体的な計画があればお示しをいただきたいというふうに思います。

次に、障害者差別解消法の施行に向けた市の取り組みについて質問いたします。

障害者施策は、法において近年大きく前進してきました。特に障害者権利条約について、平成18年に国連で採択をされ、我が国は平成19年に署名をし、締結に当たっては昨年批准をしています。日本ではこの条約について障がい者団体から国内法令の整備に取り組んでほしいという指摘を受け

まして、条約批准の前提条件3本柱ということで、平成23年には障害者基本法の改正、24年に障害者総合支援法の成立、そして25年6月に障害者差別解消法が成立し、そして来年4月に施行されることになっています。

この差別解消法は、障害者施策にとって非常に重要なものというふうに考えます。障がいのある人も、ない人も、ともに住み続けやすい地域を築いていくためには、障害者差別解消法を有効に機能させ、社会全体で差別解消に努める必要があると思います。来年4月に施行されるということなので、もう1年を切っております。国や県の動きの中、東御市は施行に向けてどのように取り組んでいくのかも含めて質問をいたします。

1つに、法律の概要についてお聞きします。

次に、法律が禁止する差別とはどのようなことを示しているのでしょうか。

次に、問題が生じたとき、どのように解決をしていくのか、その仕組みについてお聞きをします。

次に、来年4月の施行に伴い、市民への理解や啓発を含めた周知等、具体的な取り組みと今後の課題についてお聞きをいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） 受付番号18、佐藤千枝議員の18歳からの選挙権行使に伴う市の取り組みについての質問でございますが、1点目と2点目につきましてお答え申し上げます。

まず1点目のこれまでの選挙における20歳代の投票率についてでございます。東御市選挙区における過去の投票率について、直近の国、県、市レベルの別で申し上げます。平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙は全体で59.18%、男60.22%、女58.18%、そのうち20歳代は33.24%。平成26年8月10日執行の長野県知事選挙は全体で44.47%、男44.25%、女44.69%、うち20歳代は25.86%。平成24年11月11日執行の市議会議員選挙は全体で68.00%、うち男66.67%、女69.27%、そのうち20歳代は40.27%という結果でございました。各選挙ともに20歳の投票率は年代別に見ても最も低い状況でございます。

次に2点目の今回の改正により、どんな準備や計画を立てているかについてでございます。これまでも主権者意識の向上や若年層の投票率向上のため、児童・生徒を対象とした選挙ポスターの募集や学校の生徒会、投票箱や記載台の貸し出しなどをしてまいりました。選挙は政治を身近に感じる機会として、将来的な政治参加や投票行動へつながるものと考えております。今回の選挙権年齢の引き下げにより、東御市選挙管理委員会としましては長野県選挙管理委員会等と連携をし、出前講座による啓発や模擬投票を体験していただく中で、主権者として自分が社会の一員であるという自覚を持てるよう、また将来的には政治や社会参加にも興味を持ち、進んで投票所へ足を運んでいただけるよう、取り組みを研究してまいりたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号18、佐藤千枝議員の18歳からの選挙権行使に伴う市の取り組

みの3点目、4点目のご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

3点目、学校教育においてどのように主権者教育を進めているかでございますが、学校における主権者教育は政治への参加意識を高めることや有権者としての自覚を養う学習でございます。学習指導要領に従い、小学校では6年生の社会科で、また中学校では3年生の社会科公民授業の中で取り扱っております。また身近な体験といたしましては、児童会や生徒会の役員選出選挙におきまして、選挙制度の仕組みや民主主義の原則を知るよい機会となっているようであります。

地域の課題や出来事に目を向け、社会に関心を持つことが主権者としての始まりでございます。小学生、中学生のころから地域への関心を高めることで将来の社会人育成や有権者意識の醸成につながるものという考え方は、教育委員会としても同感でございます。学校におけるキャリア教育のほか、総合学習、地域の行事や育成会活動への参加の中で養われていくものと考えております。

教育委員会では、このようなあらゆる場面をとらえて社会人となるための実体験を大切にすることこそ、主権者教育であるということで、そういった立場で進めております。

4点目の教育委員会との連携につきましては、児童会、生徒会の役員選挙におきまして本物の投票箱を使わせていただくなど、投票行動の重みを実感させる活動を今までもしてまいりましたし、これからも続けてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号19、佐藤千枝議員の障害者差別解消法施行に向けてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の法律の概要についてでございます。法律名は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的にしております。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること、差別を解消するための仕組み、取り組みについて、政府全体の方針を示す基本方針を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領、対応指針を作成することを定めているほか、相談及び紛争の防止等のための体制整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めております。

2点目の法律が禁止する差別とはどのようなことを示しているのかについてでございます。障害を理由として正当な理由なく差別の提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為としております。また障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことを求めており、こうした配慮を行わないことで障がい者の権利権益が侵害される場合も差別に当たるとしております。なお合理的配慮の典型的な例としましては、車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをすることや

窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段、筆談とか読み上げでござ
いますが、こういった対応をすることなどが挙げられております。

3点目の問題が生じたとき、どのように解決をしていくのか、その仕組みについてでございます。
差別の内容に応じて行政相談員による行政相談や法務局、人権擁護委員による人権相談などの既に
設置されている機関等の活用・充実を図ることとされており、相談窓口を明確にするとともに、相
談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化、専門性の向上などを図ることが求められており
ます。

また、地域における様々な関係機関が相談事例等に係る情報の共有、協議を通じて各自の役割に
応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、地域の実情に応じた差
別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を
組織することができるとされております。

4点目の法律施行に伴う市民への周知等、具体的な取り組みと今後の課題についてでございます。
法律の施行に伴う一番の課題は、まず職員が正しく理解することと考えておりますので、庁内の関
係部署との調整を行い、職員教育の充実を図ってまいります。また法律の内容を市民の皆さんに正
しく伝え、理解していただくことが重要であることから、差別の具体的な事例などの情報収集に努
め、市報やホームページ、エフエムとうみなどを通じて市民の皆様への周知を図ってまいりたいと
考えております。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時41分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それでは一問一答で質問を続けたいと思います。

ただいまはこれまでの選挙執行状況や20歳代の投票率についての答弁をいただきました。過去5
回の選挙執行状況資料、一昨日も配付されておりますけれども、によりますと20歳代に比べて30歳
代の投票率は10%から15%程度伸びておりますけれども、全体を見たときにはまだ低い状況である
というふうに思います。選挙管理委員会では、20歳代、30歳代の若い世代の投票率が低い原因をど
のように分析をし、そして今後の選挙にどう反映しようというふうにお考えでしょうか、お聞きを
いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） 佐藤千枝議員の再質問につきまして、お答え申し上げま
す。

20歳代、30歳代の投票率が低い原因はどのように分析するか、その対策はということでございますが、まず若い世代の有権者の投票率が低い原因ですが、これについては東御市に限らず全国的に課題であります。原因として考えられるのは、ほかの世代に比べて政治的な関心や投票に対する社会的な責任感が低いからと言われております。更には若い世代ばかりではありませんが、人間関係の希薄や地域におけるコミュニティ機能の低下など、以前に比べると名実ともに社会の一員であるという意識が低下していると、このような原因ではないかと言われております。

この対策の1つとして、社会参加というキーワードが挙げられております。政治の選挙の知識習得はもちろんです、ボランティアや地域活動等、実際の社会活動に参加し、体験することで社会への参加意欲や主権者意欲が高まり、結果的に政治に対する意識の向上にもつながっていくというものでございます。

この対策については、中長期的な視点が必要でありまして、選挙管理委員会だけで解決できるものではありませんが、課題の1つとして認識しているところでございます。

このほか選挙管理委員会としましては、若い世代を意識したホームページ等による啓発活動等も他市町村の事例等を参考にしながら、研究してまいりたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいまは選管長より投票率の低い原因をお示しいただきました。やはり若い有権者の投票率が低いということ、先ほどのお話でもありましたけれども、人間関係が希薄化していたり、地域のコミュニティ機能が低下、そして家族の構成員も減少傾向にあるという中で、人や社会とのかかわりが少なく、自らが社会の一員という、そういう意識が薄れてきている、いわゆる社会化、名実ともに社会の一員となることが遅れているというふうに言われています。先ほど対策としてのお話がありました。私もそのとおりだというふうに思います。やはりこれは選管だけではできないことではないというふうに思います。もちろん庁内の関係部署もそうですけれども、地域、あるいは家庭も含めた形で連携を図りながら、時間はかかっても進めていただきたいというふうに思います。

今後の計画や準備については、従来どおりこれまでと変わらないやり方で学校とかかわっていくことと、それから新たに県の選管との連携で、出前講座や模擬投票を体験し、主権者教育を進められるよう研究していきたいというふうに答弁いただきました。具体的にはこの出前講座、あるいは模擬投票を誰を対象に、どのように進めていこうというお考えなんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） ただいまの再質問につきまして、出前講座や模擬投票について、選管と連携について具体的にはということでございますので、お答え申し上げます。

県の選挙管理委員会では、県内の高校を対象に模擬投票などを通じて政治や選挙についての理解を深めるため、選挙出前授業に取り組んでおり、これについては地元の選挙管理委員会との連携に

において実施していくことになっておりまして、市の選挙管理委員会としても協力していきたいと考えております。

市内では、東御清翔高校が対象となりますが、東御清翔高校へ確認しましたところ、今のところ県の選挙管理委員会の出前授業を受ける計画はないとのことでございます。これまでも学校を単立って社会人になることに当たり、その心得などの学習を行っており、改めて検討中とのことでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 先ほどの答弁では市内地元の東御清翔高校にお尋ねをしたところ、今、予定はないけれども、検討中であるということでした。18歳、選挙権低年齢化に伴い、高校として具体的に選挙の出前授業に取り組むということについて、市の選管としても今後積極的にアプローチをしていただき、また密に連携をとりながら、具体的に進められることを希望したいというふうに思います。

今回の法改正に伴って、市内在住の高校生に対する啓発等の取り組みについては、何らかのアプローチがあってもよいのではないかとこのように思いますが、どうお考えでしょうか。そしてこの近隣市における選挙管理委員会の取り組み状況についても、おわかりでしたらお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） ただいまの質問についてお答え申し上げます。

市内在住の高校生に対する啓発等の取り組みということについて、近隣の選管の取り組み状況ということですが、市内在住の高校生はそのほとんどが市外の高校へ進学しておりますので、市内在住の高校生のみを対象とした直接的な啓発というのは難しい状況を考えております。通学、通勤時間等の駅前街頭啓発や他の年代とあわせて高校生にも啓発することは可能と考えております。今後、市報、ホームページ等における啓発において、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるお知らせは丁寧に行っていきたいと考えておりまして、ご家族の中でも話題として取り上げていただけるよう工夫していきたいと思っております。

また近隣の選挙管理委員会の取り組み状況につきましては、小諸市ではこれまでの期日前投票所の事務の補助に高校生が携わっているということで、上田市では具体的な取り組みをたいま検討中とのことでした。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 若年層の投票率をどう伸ばすかということが、やはり大きな課題ですので、そういう皆さんの投票が低い原因を今、お話しいただきましたけれど、よく加味しながら本当に丁寧にわかりやすく関心を寄せられるような啓発活動に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そしてご提案の家庭の中でティータイムに家族と話題にして時間を過ごすことも大切なことだと

いうふうに思っております。そして8月に成人式がありました。成人式の実行委員会のように、若者による若者のためのアピール活動がなされたならば、より意識向上につながるのではないかといいうふうに思います。要望して今後研究をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして教育委員会と学校との連携について、県では協定を結んで活動を始めているわけです。そういう中で東御市の選管として、今後どのように連携、教育委員会や学校との連携についてお考えなのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（池田昭雄君） ただいまの質問につきましてお答え申し上げます。

教育委員会、学校との連携について、選管の考え方を申し上げます。先ほどの答弁にもありましたが、小・中学校においては学習指導要領に従い、選挙の仕組みや民主主義の原理原則を学習されており、総合学習などを通じて地域や社会への関心を高め、体験を積んでいただく中で将来の有権者としての意識づけを進めていただいております。選挙管理委員会としましては、今後も学校において同様の取り組みを進めていただきたいと考えておりますし、主権者意識を育成する観点から、児童会、生徒会の役員選挙における投票箱の貸し出し等、選挙管理委員会としてできる部分は引き続き協力してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいまの答弁では、両委員会の連携における具体的な計画はないというふうなお話でした。政治的リテラシーを教育の課程にどう取り組んでいくのか、政治的中立性をどう保つのかを学校教育で児童・生徒に根づかせるということが、選管と教育委員会や学校の両輪となって進めていかなければならないというふうに考えます。そうした中、県の選管が県の教育委員会に積極的に働きかけ、協定書を交わすことができたということは、ほかの県から見てもすごいことだというふうに注目されているようです。ですので積極的に今後も市の選管としまして、学校の方に働きかけをお願いしたいというふうに思いますけれども、では教育委員会として選管との連携についてはどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 長野県段階におきまして、選挙管理委員会と教育委員会というそれぞれの行政委員会が協定を結び、連携するという意味は、まずは高校生が有権者になるということに関しまして、高等教育におきまして主権者教育を投票行動につなげるための喫緊の課題があるということの第一歩であろうかというふうに思います。

私ども市の教育委員会では、具体的には義務教育は所管しておりますが、先ほど選挙管理委員会委員長から話がありましたように、高校生の啓発も当然のことながらあわせて必要だと感じておりますし、その土台になるものはまさに小・中学校における主権者教育でございまして、主権者教育は今回改めてクローズアップされた言葉ではございますけれども、教育委員会とすると社会とのつ

ながら、地域とのつながり、こういったものを小学生のころからきちんと醸成し、大人になったときに社会人の一員であるということ、また有権者であり、その有権者の1票1票が社会づくりにつながるんだという意識をいつまでも持っていただきたいというような教育をしてまいりたいというふうに思います。

小学生の段階では、地域活動等に結構濃密に参加はいただいておりますが、中学生になりますと総合学習くらいに、やや薄くなりまして、高等学校になると地域とのつながりがほとんどなくなる。更に大学になりますと県外に進学等いたしますと、ほとんど縁がなくなるといった流れの中で、学校教育だけではなく、社会教育も含めた成年教育、その中で主権者教育というものも位置づけられるのだろうなというふうに感じております。

選管との連携につきましては、まだ始まったばかりではございますが、具体的には東御清翔高校の支援、連携を中心に、一緒に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいまは選挙管理委員会と、そして教育委員会の両方のお立場でお話をお聞きすることができました。平成21年には東部中学校で模擬議会が開催をされ、総括をされてきているわけですが、その後何回となくこの子ども議会の実現に向けて一般質問が行われました。あれから6年がたっているわけです。この間、子どもたちは各地区の育成会活動やジュニア野外キャンプへの参加、また小・中学校におけるキャリア教育等を通して、近年では各学校区単位のまちづくりの始まり、滋野におきましてはしげの里づくりの通学合宿を行うなど、社会参加できるチャンスを得て、多くの子どもたちがいわゆる社会体験をしてきています。先ほどの教育次長にも社会教育という言葉が出てきましたけれども、社会参加をしてきております。

9日の子ども議会についての同僚議員の質問にも、教育長より平日のカリキュラムの中では子ども議会の開催は困難であるが、しかし平日のカリキュラムの中でなければ可能というような答弁があったようなないような、あったように思いますけれども、これまで以上に教科書では学べない生きた学習を習得していくことは、やはり主権者教育そのものだというふうに私も思っています。子ども議会の開催については私からも教育長にお伺いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 子ども議会についてお答えをいたします。これまでの答弁と重なるところがあるかと思えます。

まず、この議場を使って議会開催をするという、そういったねらいを明確にして実施することが必要なと、これが一番大事だと思っております。また継続する仕組み、このことについてもその位置づけ等大切なことですので、しっかり思案した上で実施していくことが必要なというふうに思います。

これまで述べましたように、学校では基本的な学びをしておりますので、また、その実践場とし

て児童会、生徒会でしっかり投票、あるいは議事と具体的な活動をしておりますので、そういうところで学んでいる、これで中学、義務教育では十分というふうに考えております。社会へ出での準備はここですんだということでもあります。

その上で、いわゆる子ども議会が必要であるとするならば、次長が述べましたように身近なやほりまちづくり、そういったところの会に参加して、地域の課題をしっかり把握すること、自らの考え、将来像を持つこと、そういった過程を経て、その発展の場、発表の場としてこの議会で提案していくと、まちの在り方を提案していくというようなことでありましたら、有効ではないかなというふうに思います。なおかつ自然であり、無理のない継続できる方法ではないかなというふうに思います。

重要なことは、子ども議会に向けての学んでいく意識を向上するプロセスにあるというふうに思っております。決して不可能ではないということは申し述べておきたいなと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいまの答弁では前向きな答弁というふうに理解をしてよろしいのでしょうか。やはり教育委員会だけでは取り組めないというふうに思います。小さいころからお互いを尊重し、人を思いやる心を育てること、また心が育つことが主権者教育だというふうに思います。その思いを関係部署が心一つになって推進していくのであれば、将来を担う東御市の若者はすごいぞの声が多く聞かれるようになるというふうに思います。市長からもこの件につきまして、協働して進めていくということについてのお考えについてちょっと一言お聞きいただければと思います。最後によりしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

投票率が高いことは、それ自身社会への参加活動が高いということでもありますので、高いにこしたことはないというふうに考えておるところであります。中国のことわざに、馬を水飲み場に連れていくことはできるけれども、水を飲むことは強制的にはできないという言葉があります。今、投票年齢を下げることによって、投票数は上がるかもしれないけれども、投票率は逆に下がるだろうというふうに予測されておるところであります。そういう中で、小さいときから政治と自分の関係、そして地域と自分の関係を認識いただくということが、学習の場で担保されるということは重要なことではなかろうかなというふうに認識しております。

東部中学校にお願いして、テストパターンとして子ども議会ということを実験をお願いしました。強い議会の要望のもとで私からお願いして、担当の先生を決めていただいて、そのために何カ月かけて勉強を繰り返して、子どもの議員としての質疑等の準備をやって、私も答弁に立たせていただきました。結果としてプラスの面と、それに費やしたいろんなエネルギーの問題とかあって、最終結論として東部中学校では今後、今の状態では子ども議会はやりたくないという結論をはっきりと言われましたので、そのことに関して私としてよしとして、次の子ども議会に関しては断念した

という経緯があります。

したがって現時点で市といたしましては、状況がどのように大きく変わるかというところを見てまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） しっかりと前回行われました子ども議会の総括をそれぞれの立場でおやりになった中での結論だというふうには聞いておりますけれども、今、教育委員会の方でも考えられないわけではないという方法を具体的にどんな方法がよいのかということ、それぞれの部署であり、また私たち議員も必要であれば同じテーブルについて考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、どうぞ前向きによろしくお願いいたします。

では次の質問に移ります。障害者差別解消法施行に向けての取り組みについてです。法律で禁止する差別というのは何を指すのか、答弁いただきました。ただいまの答弁の中に、合理的配慮についての説明がありました。合理的配慮とは障がい者一人ひとりの障がいに応じた対応という意味の言葉です。これは2006年に国連本会議により採択された障害者権利条約の中に、合理的配慮という考えが出てきました。日本で制定された障害者差別解消法にも今回多く使われています。特に第3章に障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮提供の義務化というのが明記されています。社会的障壁は合理的配慮をもって取り除くこととされているのです。すなわち合理的配慮は差別がなく障がいのある人もない人も地域でともに生活するための大きなキーワードになるという考え方です。先ほど答弁でも合理的配慮の例が示されました。合理的配慮というのは、何が合理的配慮に当たるのかはその時々、その人々の状態によっても変わってくるというふうに言われています。周りがいくらよい配慮をしたというふうに思っている、それが本人やその家族が求める配慮と大きく異なっているということも十分あり得る話だということで、なかなか難しいなというふうに思います。

そういう意味においては、どうやって合意形成を図っていくのかが、今後の大きな課題になってくるのではないかとこのように思います。子どもも大人も差別はいけないことだと認識していますが、残念ながら差別は実際に起きてしまっています。

内閣府の調査では、約7割もの障がい者が差別や偏見を体験したと答えていました。長野県では田中県政時代ですけれども平成7年に長野県福祉のまちづくり条例が制定され、その後、更に直接的に障がい者差別禁止のための条例制定を目指す運動が、当事者の中に芽生え、県民参加による政策提言が数年続きました。その後、共生社会を実現するため、関係者の熱い思いに期待を込めて、阿部知事就任後、4年前ですね、平成23年7月に障がいのある人もない人もともに生きる社会を目指す研究会が発足し、幅広い視点から必要な仕組みについての検討を重ね、3年前に報告書ができました。

この事例公募につきましては、23年の8月から10月の3カ月の間に、約726件の事例が寄せられ、各分野ごとの差別件数も明記されるようになりました。障がい、商品に対する、サービスに対する、

あるいはアパートに住まおうという、そういう契約の上での差別も100件ほどあった、一番多いのですけれども。あと福祉施設でのサービスによる差別が85件、情報・コミュニケーションに関する差別が75件、公共施設・交通に関する差別が66件というふうに言われております。労働や雇用に関する差別も57件でした。

東御市に住まわれている当事者やご家族の方から、障がいを理由とした差別と思われる経験についての声を聞く、あるいは当事者でなくともそういう場面に遭遇したことのある市民の方々から情報をいただく等の情報収集は大切なことと考えます。建設的な対話、合意形成を実現するためにも、実際に障がいのある人がつらい思いをしたことや、何を望んでいるのか、当事者の声を聞くことが大変必要だというふうに考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

当事者の声をしっかり聞くことが必要ということでございますが、障がい者団体等との懇談会やアンケート調査の実施により、情報の収集に努めております。

昨年度市第4期障がい福祉計画を策定するに当たり、障がいのある方642名を対象にアンケート調査を行いました。その中で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか、また、どのようなときに差別や嫌な思いをしたのかという項目を設定させていただいております。また本年度策定いたします市障がい者計画では、一般市民を対象に同様のアンケート項目を入れたものを実施する予定であり、アンケート結果を踏まえまして差別を解消する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） アンケート調査によるニーズ調査は大変大事な貴重な資料だというふうに思います。また障害者総合支援法の成立に伴い、3年前から東御市においては近隣市町村の中では先駆けて身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の3団体による連絡協議会が立ち上がっておりますので、定期的な情報交換や意見交換等を通じて、連携を図っていただきたいというふうにお願いをします。

この法律を実効性あるものにするための取り組みについてお伺いをいたします。法律の実効性を確保するために努力義務とされている対応要領の作成や、地域協議会を組織して差別に関する相談、紛争の防止、解決等を推進するためのネットワークを構築することについて、障害者差別解消支援協議会を組織することができるというふうに言われています。既に国の方では基本方針が示され、徐々に法施行に向けて体制が整いつつあるようです。市においては努力義務ということになっておりますこの対応要領や対応指針を行政機関関係部署ごと、独自に作成することについてはどのようにお考えでしょうか。また民間事業者への啓発、取り組みについても今後どのようにお考えなのかをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 対応要領、対応指針でございますが、近隣市町村の動向を踏まえる中で、庁内で調整を図り、策定について検討してまいります。

事業者への取り組みに関する仕組みについてでございますが、事業者については障がい者との関係が分野、業種、場面、状況によって様々であり、求められる合理的配慮の内容や程度も多種多様であるため、各分野における主務大臣から対応指針が示され、事業者はそれを参考として主体的に取り組むこととされております。各事業者における取り組みとしては、具体的な取り組みはもとより、相談窓口の整備や事業者の研修、啓発の機会の確保も重要になります。市といたしましては国、県の情報をもとに、市報やホームページ等を活用して事業者への情報発信をしてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 対応要領や対応指針の策定に当たりは、県も、そして市町村との関係の中で取り急ぎで今、取り組まれているというふうに聞いております。近隣の動向を見つつという言葉が割と出てきますけれども、確かに作業は大変かと思えますけれども、東御市らしいものをつくっていただければなというふうに思います。

そして長野県庁で、あるいは上田市がまずは地方公務員である立場から、臨時職員を含めた全職員を対象に、障害者差別解消法の基本的な施策の方向や周知、そして研修を行い、更には全職員にアンケート調査を実施するというふうに聞いています。東御市においては職員への研修、周知、アンケート等についてはどうお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 市における職員への研修についての考え等についてのご質問でございますが、市役所の職員はこの法律、正しく理解するために準備が整い次第、職員研修、またアンケート等につきましても実施していきたいと考えております。

研修の内容といたしましては、基本研修として法律の概要ですとか、具体例などを内容とした研修会を実施し、更に応用研修といたしまして県の出前講座等を活用し、より内容を充実させた研修会を実施したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 職員対象ということは、臨時職員を含めすべての職員対象ということと理解しておりますので、特に窓口対応になる職員の皆様については、本当に周知徹底できますようよろしくお願いをしたいというふうに思います。

紛争解決機関についてなんですけれども、差別に関する相談や争いごとが起こったときの防止や解決の取り組みを進めるために、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることになっております。ネットワークができることで制度の谷間やたらい回しが生じることなく、差別解消に向けた取り組みが可能になるというふうに思いますけれども、この協議会の設置については市としてはどのようなお考えなのでしょうか、お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 協議会の設置につきましては、市で個別に設置するべきか、上小の4市町村で構成されている上小地域障害者自立生活支援センターに設置するべきか等につきまして、今後検討してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 身近な地域に相談できる機関があることは、相談者や当事者にとってはとても安心であるというふうに思います。今後の設置場所については検討課題ということですので、先ほど言いましたけれど本当の制度の谷間にいらっしゃる方、あるいはたらい回しが生じない体制づくり、あるいは紛争解決の向上機能が図られることを期待したいというふうに思います。

また条例で示されている普及啓発活動の実施について、来年の4月から施行ということになりますので、まずは法律の存在について知ってもらい、どのようなことが差別に当たるのか、どうすればお互いに尊重し合いながら暮らしていくことができるのかを考えることが、この法律のかなめだというふうに考えます。市の市報でも幅広く周知をしていただくようお願いをしたいのですけれども、単に差別をなくしましょうというような抽象的なPRだけではなく、差別をする側が何が差別に当たるのかを知り、また差別をされる側が自分の受けた対応が差別に当たるのかどうかを知ることができるよう、わかりやすく、また具体的な例示を示していただくよう要望をさせていただきたいというふうに思います。

東御市におけるこの法律の施行に伴う様々な取り組みが進み、障がいの有無によって分け隔てることのない共生社会、ユニバーサル社会の実現に向かうことを期待して質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号20 海野バイパスについて、受付番号21 市民プールについて、受付番号22 小学校の改修計画について。6番、山崎康一君。

山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 議席番号6番、さわやかな風の会、山崎康一です。今回もさわやかに情熱を持って一般質問をします。

まずは海野バイパスについてです。

私はバイパスが開通する前、し尿処理場前まで道が広がったころからよく利用していました。以前はやおふく前から大屋側に向かう場合、海野宿の中を通ると観光客が車の前を横切り、反対側から車が来るとすれ違いをするにも気を使うため、裏通りとして使われていたし尿処理場前を通り、アパート横を抜けていました。大屋側から通行する場合は、海野宿を直線で通る形をとっていました。18号線の交通渋滞を回避するための道路としての役割を果たすことが多かったと思いますが、海野宿の中を通ると危険な部分が多く、かといってし尿処理場の前を通っても使いづらい道でした。

現在では、バイパスが開通したことにより、通行がスムーズになり、海野宿内に住む皆様や観光客が危険な思いをすることがなくなり、また海野宿を観光地としてアピールする大きな扉も開かれたように感じます。

そこで2点お聞きします。1点目、3月に海野バイパスが開通し、第2駐車場も整備されたが、

海野宿への観光客の推移に変化は出ているのか。

2点目、バイパスが開通し、交通の流れが変わったと思うが、渋滞を含め問題点があるのかどうかをお聞きします。

次は市民プールについてです。

私は今年田中地区の育成協議会の会長をしていますので、峰の原で行われたジュニア野外体験キャンプ、市内2小学校4年生から6年生の約50名の引率者として参加してきました。7月18、19日でしたが、今年はちょうど台風に当たってしまい、18日の登山は中止し、体育館で大縄飛び、綱引き、ドッジボール等を行いました。時間にも余裕があり、普段あまりつながりのない小学生と話す機会が多くありました。

話をする中で一番多く話題となったことは、市民プールの流水プールとスライダープールが使えないという話でした。私が議員だということ子どもたちは知らないと思いますが、多くの子どもたちから流れるプールを使えるようにしてよとか、市民プールやめたら絶対に嫌だということを言われました。

市民プールのことに関しては、子どもたちだけでなく引率する保護者の方々の中でも話題になっていました。先ごろのニュースでは、塩尻市の小坂田市民プールが施設の老朽化や利用者の減少を理由に閉鎖が決まったと報じられ、ここ10年間で公営プールが14%減というような話もあります。

そこで2点、お聞きします。水漏れ等でスライダープールと流水プールが使えなくなり、その対応として市民プールを無料開放したが、市民の利用状況はどうだったのか。また市民プールに対し市民から具体的な意見はあったのか。

2点目、来年度に向け、市民プールの具体的な改修計画は決まっているのかをお聞きします。

次に、小学校改修計画についてです。本議会の市長招集あいさつで田中保育園の芝生が生えそろうたという話がありました。私は毎日1回は田中保育園の前を通り、園内の様子を見ます。昨年保育園新築工事が始まったときより毎日日課となりました。地鎮祭、基礎工事、建て方と進み、園児が新しい園舎に入り、楽しそうに庭を走る姿を見ると、私ももう1人子どもができれば田中保育園に入園させたいなという気持ちになります。

それと同時に、きれいな保育園を卒業した後、市内小学校に入る子どもがほとんどだと思いますが、何だかかわいそうな気持ちになります。市内に2校ある中学校はまだまだ新しく、市民の玄関口の市役所も改修され、きれいになりました。その反面、東御市には5つの小学校がありますが、30年、40年と経過し、老朽化も大分進んでいます。保育園とは違い小学校1校を建替えるだけでも東御市のすべての保育園が建替えられてしまうほどの金額になってしまい、財政的にも問題があり、長期的になるとは思いますが、子どもたちが一番長い年月を過ごす居場所として新しく整備の整った学校であってほしいと思います。

そこで2点、お聞きします。1点目、保育園で建替えが終わり、学校施設の耐震工事もほぼ完了だと思うが、小学校の改修も含め建替え計画はあるのかどうか。

2点目、仮に建替えが進まない場合、市内小学校は相当老朽化が激しく、計画をつくり、改修を進めていく必要があると思うが、具体的なプランはあるのかどうか、お聞きします。

以上3項目、6点について1回目の答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号20、山崎康一議員の海野バイパスについての質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに1点目の3月に海野バイパスが開通し、駐車場も整備されたが、海野宿への観光客の推移に変わりはあるかでございますが、本年4月から8月までの海野宿への来訪者数は9万7,500人と推計され、昨年同期より5%程度増加しております。近年海野宿への来訪者数は減少傾向にありましたが、このたびのバイパス整備や駐車場の無料化、更には来年放映されるNHK大河ドラマ「真田丸」の宣伝効果が相まって、来訪者の増につながってきているものと考えております。

今後もこれら環境整備による利便性の向上や真田一族ゆかりの里を積極的にアピールしまして、より多くのお客様に海野宿を訪れていただけるよう、市内外への情報発信と誘客宣伝に取り組んでまいります。

次に2点目のバイパスが開通し、交通の流れが変わったかと思うが、渋滞を含め問題点等は発生しているかでございますが、海野バイパスは地域住民の生活道路である旧北国街道を恒常的に国道18号の迂回路として利用している車両を減少させることにより、住民のより一層の安全・安心の確保を向上させることであります。このことにより海野宿を訪れる観光客の皆様に対しても同様な効果を期待できるとともに、大屋方面との相互交通の利便性の向上が図られることから、地元の理解と協力を得ながら平成22年度より整備を進め、本年4月に供用開始をしたところであります。

開通後は旧北国街道を通過する車両は減少しており、特に地元の皆様からは通勤時間帯における通過車両は激減したとの声も聞いております。また国道18号、海野宿入り口交差点においても、目立った渋滞は発生しておりません。長年の悲願が実現されましたが、これからは大屋海野地域道路推進協議会が中心となり、上田市側の整備を進めていくこととなります。市としましても県及び上田市と連携をとりながら、早く延伸できるよう協力してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号21、山崎康一議員の市民プールについてのご質問につきまして、市長、教育長にかわりお答えをいたします。

初めに市民プールを無料開放したが、市民の利用状況はどうだったか、また市民プールに対し市民から具体的な意見はあったかでございますが、市民プールは昭和50年の供用開始でございまして、施設の老朽化が進んでおり、ここ10年ほどはその都度応急修繕を行いながら運営してきたという経過がございます。今年春の始業前点検におきまして、一部の施設につきましては応急的な修繕では使用に耐えないことが判明いたしましたことから、流水プール及びスライダープールの使用を休止させていただき、利用料を無料として運営しているところでございます。

今年の営業期間は6月27日から8月30日までの66日間、天候不良で休業した日を除きますと、開業日は60日でした。利用者数は延べ1万1,448人、1開業日当たりの平均利用者数は190人で、昨年と比較いたしまして15%の減少という結果でした。利用者の皆様から寄せられた意見といたしましては、来年のプールの営業はどうか、また流水プール、スライダープールは修理して使えるようにしてくれるのかなど、今後の計画に対する問い合わせが数件ありました。

次に、来年度に向け市民プールの具体的な改修の計画は決まっているのかでありますが、今定例会で補正予算案に計上させていただきましたとおり、今後の体育施設の在り方、また市のスポーツ振興の方向性につきましてご意見をお聞きするため、有識者や利用者からなる体育施設の在り方についての検討会を今後開催したいと考えており、この検討会における意見の集約を踏まえた上で、施設の整備方針につきまして決定してまいりたいと考えております。

次に、受付番号22 小学校改修計画のご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

小学校の改修も含めて建替え計画はあるのか、また建替えが進まない場合、改修を進める具体的なプランがあるのかについてでございますが、市内5つの小学校につきましては全面改築から、それぞれ相当の年数が経過しておりまして、建物や設備の老朽化が進み、改修の必要な箇所が多くなってきております。この数年間は施設の安全性確保のため構造躯体の耐震改修工事及び非構造部材の耐震改修工事を進めてまいりました経過もございますことから、現段階での建替え計画はございません。また改修の具体的なプランにつきましては、来年度市が策定する公共施設等総合管理計画に基づきまして、小・中学校施設の長寿命化計画を策定する予定でございますので、この中で学校施設の目的、目標を踏まえた上で、施設・設備の整備・改修方針を定め、その後、その計画に従って順次改修を実施していくこととなります。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） ここからは一問一答でお願いします。また場合によっては項目ごとに質問しますので、よろしくをお願いします。

まずは海野バイパスの観光面での質問ですが、4月から8月までに昨年同期より5%増ということで、減少傾向にあった中で増加は非常に喜ばしい結果だと思います。ただ、3月にバイパスが開通し、駐車場も新たに整備され無料化にもなりました。5月には重伝建の全国大会もあり、今の段階ではイベント効果のようなものだと思いますので、これから先が重要だと思います。今回はバイパスの質問ですので、海野宿内に関してはあえて多くは触れませんが、バイパスを通ると新しく整備された第2駐車場が目に入ります。毎日通るわけではありませんが、私が通るとき駐車場に車がとまっている様子は見受けられません。第2駐車場がいっぱいになることはなかなか難しいと思いますが、第2駐車場はトイレも新しくきれいで、何よりも真四角ですばらしい駐車場です。せっかくきれいな駐車場があまり利用されていないので、多くの皆様に知っていただくよう違う形で利用してみたらどうでしょうか。フリーマーケットやダンスコンテスト、イベントを開いて多くの皆様に知っていただければ、駐車場も認知してもらえ、必ずプラスに働くと思いますが、どうでしょう

か。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの新しく建設されました第2駐車場を活用して、誘客的なイベントなどを開催してはどうかということでございますが、海野宿へのさらなる誘客の促進、また来訪者へのおもてなしの観点から、駐車場スペースを活用して観光案内の提供や農産物の販売、直売など、各種イベントを開催していくことも大切なことと考えております。

ご指摘のように観光を通じて地域振興を図っていくためには、何よりもそこに住む地域住民全体が観光客とお互いに交流し、ともに楽しめるような観光振興が重要でありますので、海野宿の関係者をはじめ地域の皆さんと十分にご相談させていただき中で、方向性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 地元住民を巻き込んで活性化というような答弁だと思いますけれども、私、この手のことはよく言っていると思うんですけども、駅の南口のことでも提案しましたが、使われていないのであれば少しでも活用して、市民の皆様や観光される皆様に知ってもらう必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

バイパス面での再質問をします。答弁をいただきましたが、私は今の答弁と同様、地域住民のより一層の安心・安全の確保ができ、また海野宿内に訪れる観光客にも効果が出るすばらしいバイパスができたと思います。そして今後は交通の流れが変わったバイパスに対し、将来大屋側の道も広がった場合、間違いなく交通量も増えると思います。私なりにこれから先、どんな問題点が出てくるのかを考えてみましたので、質問させていただきます。

まず1つ目としては、やおふく前の交差点です。総括質問で以前同僚議員より質問がありましたし、地元の皆様からもご意見等があったと思いますが、右折専用レーンの必要性についてです。特に朝の通勤ラッシュの場合ですが、私も独自に調べたところ、現段階では思ったほど渋滞は起きていません。ただ、大屋側まで広がった場合、交通量は激変すると思います。それに向けて交差点の改良、右折専用レーンの設置は必要だと思いますが、検討されているのかをお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。

海野宿入り口交差点につきましては、以前海野宿橋を事業化する際に、国道との協議を踏まえ、交差点改良に係る地権者との用地交渉の結果、現在の形となった経過がございます。現在の交差点の形状につきましては、あくまでも暫定形でありますから、今後再度国道協議や地権者との話し合いを進め、交差点改良に向けて研究してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） やおふくの前の交差点は、左折専用レーンと直線と右折が一緒のレーンで特殊な交差点だと思います。形状上仕方がないとも思いますが、将来的に考えて右折専用レーンは

必ず必要になると思いますので、土地交渉も含め進めていただければと思います。

次に2点目としますけれども、夜間バイパスを通るとやおふく側から海野宿入り口と、新しく開通した区間には街灯がありますが、し尿処理場あたりは街灯もなく暗い道路に感じます。車ですとライトもあり、道を通ることはできますが、仮に歩行者が夜通行する場合、確実に事故につながる危険性が高いと思いますので、街灯の設置も考えたかどうかと思います。

また、バイパスが開通し広々とした道路になったことで、車もスピードを出しやすくなり、マレットゴルフ場を横断する際、非常に危険を感じます。今の時点では「横断者あり」の反射板はありますが、早急に横断歩道の設置をした方がいいと思います。街灯、横断歩道について市ではどのように考えているか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） バイパスの街灯、マレットゴルフ場の近くの横断歩道の設置につきまして、お答えいたします。

道路の照明は、主に夜間における道路状況などを視覚情報として道路利用者に提供し、特にドライバーの運転操作の誤りを未然に防止する手段として、必要に応じて設置するものであります。海野バイパスの道路状況は2車線の改良済み、交差点の数も少なく、スムーズな通行が可能といったことから、車両の安全性は確保できておりますので、全体的に暗いとのことからは連続的な照明の設置は必要ないと考えております。

次に、マレットゴルフ場の横断歩道につきましては、現在公安委員会において設置の準備を進めているところであり、今後関係者で現地立ち会いを行った後、この秋には設置される予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 横断歩道については、要望等も出ていると思いますので、早急をお願いをします。

バイパスについて最後にもう1点お聞きします。将来、車だけでなく歩行者の流れも多くなると思いますが、現在、歩道のない部分への歩道設置、歩道が困難な場合、それにかわる安全対策が必要だと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 現在、歩行者と車は分離され、混乱もなく安全な状態になっております。ご質問は連続的な歩道がないことと理解しますが、旧道の歩道整備の状況も考慮して、推進協議会をはじめ地元説明会等を通じて、歩行者の従来どおり歩道と街灯の整備されている旧道を利用していただくことで理解をいただいているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 整備する予定はないとの答弁だと思いますが、歩行者が通るであろう部分に関しては、安全対策をしていただきたいと思います。

また、大屋側の道路が完成した場合、確実に車の流れ、人の流れが変わってきます。やおふく前の交差点、バイパスの街灯、歩行者に関しては検討課題と受けとめていただければと思います。

次に、市民プールについての再質問をします。昨年より15%減少ということでしたが、市民プールの営業中に市民病院側から何回かのぞかせていただきました。思ったほどすいている印象ではありませんでした。無料開放という形をとったので、市民の皆様にご利用していただけ、また今年も小諸市も50メートルプールが使えなかったようで、小諸市の皆様にも足を運んでいただけたのかなと思います。

そこで1点お聞きします。小学生が利用する場合、市では低学年保護者同伴としていますが、今年も50メートル中心となり、小学校側では安全対策のためすべての児童が保護者同伴になりました。それにより利用者数に影響があったのかどうかをお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 市民プールの小学生の利用につきましては、これまで低学年は保護者なし大人同伴という指導をしてまいりました。今年は流水、スライダー休止ということで、50メートルプールは深さもございますので、学校側、校長会の配慮によりまして小学生は6年生まで、できれば保護者同伴で行ってねという指導をした経過がございます。それによりまして増えたのか減ったのか、ちょっと判断ができない、来場者にアンケートをとって今年はおりませんので、ちょっとその影響があったかどうかはわかりません。

また、市民プールの利用者の多い少ないは、年によりまして相当、2倍近く開きがあります。2カ月間という中で、特に土日ないし夏休み期間に天気がどうだったかに左右されまして、実は昨年でも天気がやや悪かったので、それに比べて今年は15%減と。おとしは天気がよかったですので、それからすると減少率は更に高い数字ということでございますので、必ずしも前年比較が結果として因果関係がはっきりしているということではございません。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） わからないということですが、私はプールが営業が始まったころ、小学生の高学年の子どもたちによく聞くと、親同伴では行きたくないと、答えがたくさん返ってきました。実際に夏休みに入ると親同伴なしでプールに行く小学生が多くいたようですし、仮に高学年がルールを守っていたら、市民プールに行く小学生は相当減っていたのではないかと、そういうふうにし認識をしていただければ、それはそれで結構です。

プールの改修についての再質問ですが、今後検討委員会を開催するということですが、早急に行っていただきたいと思います。私個人としては、1年近く時間がありますので、来年の営業開始までには流水プール、スライダーともに改修していただきたいと思います。

今、東御市は高地トレーニングプール用の誘致活動を行っていますし、近隣にないようなスライダーをつくって、市外からも足を運んでもらい、「水泳のまち東御」というのもいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 先にプールの利用状況、広域的な視点からお話をしておきたいと思えます。今年東御市民プールは流水、スライダー休止をいたしました。お隣の小諸市は50メートルプールが使用できないということで休止をし、流水プールは運営したということでございまして、小諸市さんは軽井沢、御代田、東御市の子どもたちに無料券をくださりまして、その誘導もありまして、小諸市のプールは昨年よりも利用者が増えたということがあったようでございます。ちなみに数字をいただきましたら、東御市からは延べ170名ほど小諸へ行ったようであります。

一方で東御市の市民プールの利用状況につきましては、昨年アンケートをとっておりまして、2,000名近いアンケートをいただいたわけですが、それによりますと東御市民の利用は40%であったと。ちょっと意外かと思えますが、子どもも市民の利用が相当あるのかなと思ったんですが、実質的には半分以下であったと。これは何を物語るかといいますと、プールの利用、50メートル、流水に限らず、生活圏、市内だけではなく上田、あるいは佐久まで足を伸ばして行ったり来たりしているという機能、施設であるという認識を子どもも持った次第でございまして。

スライダー、流水が楽しい施設、数少ないアミューズメント施設でもございまして、子どもたちにとってはとても楽しみなものという認識はもちろん持っておりますので、それも含めまして今後の検討委員会の中で費用対効果等も含めまして、検討をしていただいて、それによりまして決定してまいりたいということでございまして、もし全面改修ということになった場合には、財政的な問題が相当ございまして。また補助金申請等考えますと、すぐに今年の来年というふうに行くかどうかはちょっと不透明だということだけ申し上げておきたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 教育委員会の考え方はわかりました。市には東部に2つ、北御牧地区に2つの温泉施設があります。主にご年配の皆様への福利厚生の意味を持つ大きな役割を果たしています。その反面、市民プールが仮になくなってしまふようなことがあれば、子どもたちにとって夏の楽しみがなくなってしまいます。海のない信州、東御市の子どもたちにとって、また家族の事情で海に行けない子どもたちにとっても市民プールは必要だと思えます。子どもたちが楽しく夏を過ごすために必ず改修し、残していくべきだと思えます。若い世代が住みやすい市をつくるのが地方消滅を防ぐことだと思えます。そのために子育て世代が使う施設はしっかり整備していく必要があります。最後に市民プールに対する市長のお考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 市では大変多くの公共施設を抱えております。更には橋、道路等、維持管理をこれからもしていかなければなりません。そういう中で、人口減少化時代に突入してきております。財政がますます厳しくなってくるということが大前提の中で、必要な施設、我慢していただく施設というものを検討していくという時期に入ってきております。学校の整備計画に関しましても、またスポーツ施設の維持管理、設置、廃止問題に関しましても、また公共施設全体の白書をつ

くって、その全体の中で今、検討を始めております。更には公共施設全体を総務関係がつかさどるのではなくて、教育委員会マターのものに関しては専門委員会等を設置して、いろんな多方面から判断いただくということになっておりますので、その結果を尊重しながら、市民への説明責任を果たしてまいりたいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 市長に答弁をいただきましたけれども、使っている市民の皆様の声をしつかり聞いて進めていただければと思います。

小学校の建替えについての再質問をします。今の段階では小学校の建替えは考えていないというのですが、中学校、保育園ときれいになりましたので、現状では小学校だけ取り残されている感じがします。小学校5校になると膨大な金額にもなりますので、難しいこともわかりますが、老朽化は日々進み、いずれ建替えしなければならない時期が来ます。先送りせずしっかりと計画を立て進めていただきたいと思っております。

次に、改修・修繕については、幾つかに分けて質問したいと思っております。私は田中小学校区域ですので、田中小学校の視点になってしまいますが、ご了承ください。

まずはトイレについてです。これは同僚議員も質問しているので、重なる部分があると思っておりますが、ご了承ください。トイレについては何度も質問して、なかなか先にちょっと進んでいない気がしますけれども、トイレのにおいのことも問題ではありますが、今回は市の教職員組合の方から要望が出ているトイレの洋式化についてお聞きします。

今の子どもたちは和式トイレを使う機会はほとんどありません。学校でも普段使い慣れた洋式トイレに入りたがり、休み時間など列をつくる状況にあると聞きました。各階のトイレに1つは洋式トイレがあると思っておりますが、子どもの人数を数えると1つでは足りないと思っておりますので、増やすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小学校のトイレの洋式化のご指摘でございます。一昨日もお答えを申し上げましたけれども、市内各小学校の施設、特にトイレが老朽化している中で、かつては全部和式でございましたけれども、現在は大便器だけで5小学校合計になります274基、そのうち洋式トイレは58基、率にして21%と、5分の1程度しかまだ洋式化が進んでおりません。そのような中で、ご指摘のように今は生活の中で洋式を使うことがほとんどでございますので、洋式化は更に進めていかなければいけないというふうに思っておりますし、各学校におきまして建物の構造にもよりますが、トイレの数が多かったり少なかったり、多すぎるということはありませんが、少なすぎる学校が1、2ございます。そこにつきましては、増設も含めて喫緊の課題であるかなというふうに思っております。特に児童の中には、学校でトイレが使いづらくて、あるいは使えなくて、あるいは混んでいて入れずに我慢する、あるいは家へ帰るまで我慢するというような話も聞いておりますし、教職員からもそのようなご意見もありますので、トイレにつきましては喫緊の課題であると

いうふうに認識をしております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 我々大人でさえも洋式トイレを選ぶ時代になりました。子どものトイレも全面洋式化をする同時に、においの問題も解決できるように取り組んでいただきたいと思います。

続いて2つ目ですが、小学校天井の塗装の問題です。給食が終わると掃除の時間になります。その際、子どもたちは天井のほこりをほうきで落としますが、軽く触るだけでも天井の塗装の粉が落ちてきます。風の強い日に窓をあけると天井の粉が舞うようなこともあるそうです。教育委員会は認識しているはずですが、塗装をやりかえる予定はあるのか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 田中小学校の教室の天井につきましては、1度改修して現状になっておりますが、その後、相当年数が経過してございまして、今、ウレタンの吹きつけプラス上塗り塗装という形ではありますが、実はそのものが劣化してございまして、風が吹いただけでも少し散る、あるいはものが当たったりするとぼろぼろと崩れるという、非常にゆゆしき状態でありまして、状況は認識してございまして、これも喫緊の課題であると思っております。くどいようですけれども、昨年から今年にかけては非構造部材の耐震補強ということで、相当の予算を投じまして、安全性確保をまず第一にさせていただいて、次にはそういった教室の状況、トイレの状況を鋭意改善してまいりたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 現状を把握した上でという答弁です、わかっているということですが、これも10年以上前から今の現状のような状態です。天井の粉に関しては体に害がないにしても、吸い込んでしまったり、目の中に入ってしまったたり、衛生上よくないことなので、早急に対応していただきたいと思います。

もう1点、最後になりますけれども、これは少し細かな部分になります。主に1年生の話になりますが、トイレに間に合わずお漏らしをしてしまう児童がまれにいるそうです。お漏らしが大便だった場合、先生方がふき取り処理するそうですが、ふき取るだけでは汚れやにおいが残ってしまい困っていると聞きました。ある先生の話では、ほかの市町村にはちゃんとしたシャワー室が整備されている小学校が多くあり、こういった場合もすぐ対応できるということです。東御市もこういった設備が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小学校におけるシャワー設備の設置のご提案でございます。実は現在、5つの小学校のうち和小学校と称津小学校にはシャワー設備がございまして、本年度滋野小学校にも設置する予定でございまして、これは実は汎用のものという意味合いではなくて、新しく入ってくる子どもたちの中に、排便、排せつが十分習熟していないといえますか、そういう児童がいた際に必要に応じて設置してきたという経過がございます。今のところ残りの2つの小学校には計画は

今はありませんけれども、これからの小学校入学のお子さん方は、ただいま保育園の中で特別に支援を要する子どもたちも極力受け入れるという方向になってきておりますし、小学校、中学校においても同様でございますので、これからは必要に応じて配備が必要であろうというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 山崎康一君。

○6番（山崎康一君） アフター面ですので、市内小学校に差があつてはいけないと思いますので、市内小学校、2つに設置があることは知りませんでした。また設置されていない小学校に関しては、早急に対応していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

受付番号23 遊休荒廃地の現状とその対策はどうなっているのか、受付番号24 有害獣対策のための電気柵の安全性は確保されているのか、受付番号25 プレミアム付商品券の発行状況とその効果についてどのように考えるのか。7番、若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 皆様、こんにちは。議席番号7番、太陽と風の会の若林幹雄でございます。

一般質問も残すところ私を含めて2名となりました。ちょうど2日目の午後ということで、一番睡魔に襲われる時期でございますけれども、どうぞ最後までよろしくお付き合いいただきたいと思います。

さて、私の今回の質問は3つでございます。すなわち第1に遊休荒廃地の現状とその対策についてでございます。第2に有害獣のための電気柵の安全性についてです。第3に、この7月に発行されましたプレミアム付商品券の発行状況とその効果についてでございます。いずれも簡潔な答弁を望みます。

さて、まず最初に遊休荒廃地の現状とその対策についてでございます。

農家の高齢化や後継者不足などによって、耕作放棄地が増大し、荒廃地化が進んでおります。荒廃地化が進みますと周りの環境に様々な影響が出てまいります。景観への影響はもちろん病虫害や鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、土砂の流入やごみの無断投棄などです。そして1度耕作をやめれば雑木が繁茂し、農地の原形を失うほど荒れてまいります。こうした遊休荒廃地対策は東御市にとっても大きな課題となっております。

そこで市議会産業建設委員会としましても、去る7月31日、農業委員会と荒廃地対策をテーマに

しまして懇談会を開催いたしました。その中で様々な意見交換が行っておりますけれども、そうした状況を踏まえまして、今回荒廃地の現状とその対策についてお尋ねいたします。

まず第1点目、市内における遊休荒廃地面積の現状はどうなっているのでしょうか。ここ10年間の推移はどうでしょうか。荒廃農地の発生に地域的な特徴はあるのでしょうか。

2点目でございます。遊休荒廃地が拡大している要因をどのようにとらえておられるのでしょうか。

3点目、遊休荒廃地対策のための施策をどのように展開しているのでしょうか。具体的な成果にどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

さて、次に有害鳥獣対策のための電気柵についてお尋ねいたします。去る7月19日、静岡県西伊豆町で獣害対策の電気柵によって、川遊びに来ていた子どもさんを含む7名の方が感電し、うち2名が死亡するという痛ましい事故が発生しました。警察の調査によりますと、電気柵の電源が近くの農機小屋の家庭用コンセント、電圧100ボルトでございますけれども、これだったことも判明しています。事故は電気柵の一部が壊れて水につかり、漏電したことによります。この電気柵は川岸にあるアジサイの花壇をシカから守るために近所の男性が設置したものとのことでございます。

この事故を受け、農水省は全国の電気柵に関する調査結果を実施しました。その結果、電気柵の7%に当たる7,000カ所で安全対策が適切に講じられていなかったことが判明しました。そこで市内における電気柵の状況についてお尋ねいたします。

第1点目、市内における有害鳥獣対策のための電気柵の設置状況はどうなっているのでしょうか。利用実態はどのようになっているのでしょうか。

2点目、市としては電気柵の安全性について、これまでどのような指導を行ってきたのでしょうか、お尋ねいたします。

次、3番目の質問でございます。プレミアム付商品券の発行状況とその効果についてでございます。

地方創生の肝いりの政策といたしまして、7月5日よりプレミアム商品券が発売されました。新聞報道によりますと、地域によっては人気を博し、一部に混乱も見られたようですけれども、当市においてはどうだったのでしょうか。

まず最初に、当市におけるプレミアム商品券はどのようなものかについて、お尋ねいたします。販売状況はどうだったのでしょうか。

次に、プレミアム商品券による地域産業への経済波及効果をどのように把握しておられるのでしょうか。

以上、最初の質問といたします。よろしくご回答ください。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号23、若林幹雄議員の遊休荒廃地の現状とその対策はどうなっているのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の市内における遊休荒廃地面積の現状はどうか、ここ10年の推移はどうか、地域の特徴はあるのかについてですが、農業委員会では毎年現に耕作に供されておらず、耕作放棄により荒廃し通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地の調査、いわゆる荒廃農地調査を実施しております。この調査は農業委員会が担当地区内を細かく全筆確認する方法により実施することとしたのが、平成24年度からであり、この結果によりますと荒廃農地は24年度が465ヘクタール、25年度が467ヘクタール、26年度が456ヘクタールで、26年度における市全体の農地面積3,255ヘクタールに占める荒廃農地の割合は14%となっています。

25年度と26年度の増減内訳としましては、新たに荒廃地化した面積が23ヘクタール、復旧した面積が22ヘクタール、転用等により除外された面積が12ヘクタール、合計で11ヘクタールの減少となっています。

ここ10年の推移については、市には10年前のデータがありませんので、現在、集計中の農林業センサスの結果により、今後一定の方向は判明しますが、近年の農業情勢を鑑みれば、このまま放置すれば拡大の一途を歩むものと認識しています。

荒廃農地の地域的特徴としては、日当たりが悪いなど収穫量が上がらない山際等の農地や、農道改良、圃場整備等が行われていない作業効率の悪い地域の農地が割合として大きくなっています。

2点目の遊休荒廃地が拡大している要因をどのようにとらえているのかについてですが、荒廃農地調査による荒廃農地の所有者への農業利用に関する意向調査の結果を見ますと、高齢化、労働力不足、農地の引き受け手がない、未整備な農地で耕作に向かないなどが要因として挙げられ、市ではその対策に鋭意努めているところでございます。

3点目の遊休荒廃地対策のための施策をどのように展開しているのか、具体的な成果にはどのようなものがあるのかについてですが、まず荒廃地の解消のための対策としましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に加え、市の単独事業である荒廃農地復旧事業及び小規模土地改良事業の補助金を組み合わせて、推奨作物のワイン用ブドウ、クルミなどの永年性作物を植えつけさせていただくことで、荒廃農地の復旧にかかる費用の農家負担を大幅に軽減する仕組みを用意しております。また、まとまって荒廃農地化している祢津御堂地区においては、地権者の了解を得ながら県営畑地帯総合土地改良事業により、復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、荒廃農地の発生防止のための対策としましては、地域住民による取り組みの支援として、中山間地域農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金により、平成26年度末時点で42団体に農地の保全に取り組んでいただいております。

また農地の引き受け手の中核となる担い手農家を育成しながら、担い手農家に農地を利用集積できるよう農地中間管理事業、農業経営基盤強化事業による利用権設定の推進、農業委員会と農業農村支援センターによる農地相談会などを実施しております。

これらの対策により、先ほどお答えしましたとおり農業委員会の調査の結果では、ここ3年間ではほぼ横ばいになるなどの効果があらわれ始めていると感じています。

今後は森林化し農地への復旧に多額の費用がかかり、現実的に復旧が困難で、かつ農道等が未整備で周囲の状況から見て継続利用することができないと見込まれる土地などは、農地以外の土地利用を図ることもやむを得ないと国でも考えております。このため市では現在、農業委員会とともに農地として保全すべき土地と、農地以外の利用を考える土地とを区分けする判断、いわゆる非農用地判断の基準づくりに向けた研究に着手したところでございます。

続きまして受付番号24 有害獣対策のための電気柵の安全性は確保されているのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の市内における有害獣対策のための電気柵の設置状況はどうか、利用状態はどうなっているのかについてですが、今回の事故を受け、国より市町村が設置した電気柵に関する調査があり、確認したところ、当市では該当がありませんでした。そのほかには農家の皆さんが個々に所有地に設置し、自己防衛を図っているものがあります。市で確認できたものは平成19年度から26年度までに電気柵の材料費に対して補助を行った48件です。

設置の状況については、主にシカやハクビシン、イノシシ、クマからの被害に対し、畑や果樹園の周囲に設置しているものが多く、踏み荒らし対策として水田の周囲に行っているものもありました。

電気柵の電源はバッテリー12ボルト用や乾電池を使用しており、家庭用のコンセントを電源とした申請はありませんでした。

利用実態についてですが、場所的には山際だけでなく、集落近くにかけて幅広く設置されており、過去に設置した方の中には追加申請の問い合わせがあるなど、電気柵は有害獣対策として有効であると認識しています。

次に、2点目の電気柵の安全性について、どのような指導を行ってきたのかにつきましては、補助申請された方は安全装置付きの製品を購入されており、メーカーの取り扱い説明書に基づいた設置と維持管理を行っていただければ問題ないと考えておりました。しかし今回の事故の報道を受け、市では改めて施設の安全確認と適正な維持管理について、対象者へ文書で通知するとともに、市ホームページ及びエフエムとうみでも同様な内容を市民の皆さんにお知らせしました。

あわせて有害獣の駆除を主体的に行っている市有害鳥獣対策協議会の構成員の方にも安全性に欠けるおそれのある施設を見かけた場合は、所有者に適切な維持管理を呼びかけていただくか、市へ連絡していただくよう依頼したところでございます。

続きまして受付番号25 プレミアム付商品券の発行状況とその効果についてどう考えるのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

始めにプレミアム付商品券はどのようなものか、販売状況はどうだったのかについてですが、当市においては1枚1,000円の商品券を中小加盟店舗で利用できる券が8枚、中小及び大型店舗両方で利用できる券が4枚の12枚つづりで1セット1万円として、1人当たりの購入限度額を5セット5万円としまして販売しました。発行総額は20%のプレミアム分を含め1億9,980万円となっております。

ります。

事業主体である東御市商工会が混乱を避けるため、初日のみ中央公民館で、また初日に購入できない方に配慮し、翌日からは商工会事務所で販売を行いました。心配された問題も起きることもなく、7月22日までに完売することができ、1万6,650セットを3,721人の方に購入していただいたところであります。

次に、プレミアム付商品券による地域産業への経済波及効果をどのように把握しているのかについてですが、商品券の利用とあわせて、商工会では抽選会の実施や個店でも独自のサービスを行うなど、個人消費の底上げや顧客の獲得に取り組んでいただいています。8月までの利用状況につきましては、限度額を5万円としたこともあり、小売業と飲食業に38%、建設・車両販売修理業に35%、大型店舗15%と、幅広い業種に使用されているとの報告は受けておりますが、現段階での地域産業への経済波及効果は把握できておりません。今後できるだけ経済波及効果を上げるためにも、今年の12月までに発行した商品券を使い切るなどの利用促進に関するお知らせを広報等をお願いするとともに、購入された方を対象とした無作為のアンケート調査を行い、どれだけの消費喚起につながったのかなどについて、検証してまいりたいと考えています。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答をいただきました。それではこれからの質疑は一問一答で行わせていただきます。

ご回答によりますと、荒廃農地は456ヘクタールとのことでした。耕地面積における荒廃農地の割合は14%、近年の農業需要からすれば荒廃農地は拡大の一途をたどるのではないかとのご指摘でございました。そして昨年新たに荒廃地化した面積が23ヘクタール、逆に荒廃地から復旧した面積が22ヘクタールということでした。これを見ればほぼ横ばいという形で受けとめてよろしいのでしょうか。関係各位の荒廃地化を防ぐための頑張りに敬意を表したいと思います。

荒廃地対策を行う場合は、その重要なことはなぜ荒廃地になったのか、その理由を探り、有効な施策をどう打つのか明らかにすることだと思えます。荒廃地化した理由について、荒廃地の所有者への意向調査では、高齢化、労働力不足、担い手がいないこと、耕作地が未整備であることを挙げられておりました。

そこで3点にわたってお尋ねしたいと思います。担い手の関係でございます。昨年1年間で高齢などで離農された方々の耕作地のうち、新たな担い手に引き継がれた割合、また引き継がれないで耕作放棄地になった割合はどのくらいだったのでしょうか。数字等を教えていただければと思います。わかる範囲で結構でございます。

2番目としまして、新たな担い手はどのような方々だったのでしょうか。従来の農業経営者なのか、あるいは新規就農者なのか、あるいは定年帰農された方なのか、この辺についてわかりましたらお答えいただきたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの荒廃農地の発生している中で、どのような状況なのかということでございますが、いずれにいたしましても荒廃地化した原因ごとの面積については特にこちらの方では把握しておりませんが、先ほど議員の方からもお話のありましたように、農業委員さんからの聞き取りでは高齢化なり後継者がいないという理由が一番であるというふうに聞いております。

また担い手の皆さんにどのような形で、どのような面積が行っているのかということについても、特に現在、資料を持ち合せておりませんので、どういうふうに行っているかというのは把握しておりません。

また、新たな担い手の農家はどんな方に行っているのかということについても、数字的には把握しておりませんが、議員からもお話のありましたように、現在、担い手農家として活躍されている方、またあるいは新規で取り組んでいる方、特にワインブドウなんかの関係ですとか、そういうところには回っているのかなというふうに考えております。

そんなことで詳細についての資料は持ち合せておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） これからの荒廃地対策を進める上で、やはり担い手の方々への的確なる支援というのが必要だと思っています。そういった点でどういう担い手の方がいらっしゃるのかということ把握するというのも大事なのかなと思っています。

最近私の身近でも、これまで県外でサラリーマン生活をしてきた若い方が奥様とお子さんを連れて戻ってこられました。それでお年を召してブドウの面積を縮めようという方のところへ入りまして、新たにブドウ栽培に意欲を持って取り組んでいらっしゃいます。結構そういう若い方々、この方はだからIターンということになるんでしょうけれども、結構まち中にも大勢いらっしゃるのかなと思っています。そういう方々の状況について、我々もきちんと把握しながら、問題、あるいは支援すべきものについての的確な支援を行っていくことが大事なのかなと思っています。

その中で、先ほどのご回答の中で担い手育成のために農地の利用集積を進めようという話がありました。あるいは農地相談会というものを持っていらっしゃるというふうなことでございます。現在のところ、そういった利用集積、集積はどのぐらい進んでいるのか、あるいは農地相談会でどんな悩みだとか要望があるのか、その辺がわかりましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 農地利用集積の状況はということでございますが、平成26年度末の利用権設定面積は442.86ヘクタールでございます。それともう1点の相談会でどのようなことをということでございますが、いずれにいたしましても農地相談会につきましてはなかなか高齢化等の理由によりまして、農地を貸したいというような方を対象に、その意向をお聞きながら、次の貸し手の方へ橋渡しをするというような意味合いで、相談会を開催しているということでございますが、状況というのですか、相談人数ですとかそういうものについては、申しわけありませんが、

ちょっと手元に資料がございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 利用集積が、利用権設定が442.8ヘクタールということでございました。農地相談会、所有者、離農される方から新たに農業に取り組まれる方への橋渡しということで、これも非常に重要な点だと思っています。このやめる方から新しい方への農地の移転が、スムーズに進んでいくということがすごく大事なのかなと思います。ただ、私も、あるいは新規就農者の方にお聞きしたんですけれども、ブドウ農家なんですけれども、自分でブドウを栽培してやっているんですけれども、一生懸命ブドウの苗を植えてきたと。ところがたまたま所有者の方から今度息子が帰ってくると、悪いんだけどちょっと農地を返してくれないかという話がございます、どうしようかということで、戸惑ってしまったという話をお聞きしました。やはりブドウなどの場合は長期に借りていくということが大事なわけですね。これは相手との関係もありますので、なかなか難しいかと思えますけれども、数年の賃貸でなくて、10年ぐらいの形で借りることができれば、経営も安定していくかなと思っています。そういった点でも今後の中でご検討いただければと思います。

更に荒廃農地の問題について、先ほど部長の方から農地以外の土地利用というお話がございました。これは荒廃農地の中で既に農地に戻すのはほとんど不可能だということについて、非農地化を進めていくということであろうかと思えます。その非農地化の判断基準をこれから進めていきたいというお話がございましたけれども、具体的にいうとこの非農地化を進めることによって、市の荒廃農地対策はどのような影響を受けるのでしょうか。それについてお話をお伺いできればと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今現在進めています農地以外の非農用地化ということでございますが、これは非農用地、そういう形に推進するという意味合いではなくて、今現在、特に山際に荒廃地化しているというよりも、既にもう山林化しているような土地がかなりの数、長年あるというふうな状況の中で、これをいつまでも放置しているという言い方は失礼なんですけれど、そういう意味ではないんですが、そのままにしても基本的にはもう農地へ復旧することは困難だという判断を、やはり国の方でもし始めている。ただ、単純にこれを農地以外の仮に雑種地ですとか、山林とした場合には、やはりただ荒れ地を増やすだけの結果になりますので、そういうことではなくして、もう少しその先も見据えた中で研究していかなくてはいけないのではないかとということで、法律的には農振法というような中での枠組みの中で、どういうふうに取り扱っていくのかとか、同じくくりで荒廃農地と言われても場合によっては都市部という言い方はおかしいんですが、町場にあるような、そういうところの荒廃地もありますので、そういうところの区分け等をどういうふうにしていくのか。また山林とした場合には、山林化していくという場合には、やっぱり山林として適切な保全、管理をできるような仕組みも考えていかなくてはいけない。そういう場合にはやはり林務部局との調整なんかも図っていかなくてはいけないということで、いろんな意味での要する

に調整がございますので、制度としては国の方でもそういうこともしてもいいよというような方針は出ておりますが、周辺を見てもなかなかそういうことで取り組んでいないという市町村がほとんどでございますので、そういう中で市としても適切な管理のもとでやはり市の土地が守られていくということを目指しながら、その取り扱いについて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 非農地化の関係についてお答えいただきました。私も今、市内にある荒廃農地、先ほど350というようなお話がございました。後楽園球場90個分ということですが、その中でも、どうしようもなく山林になっているものは山に返すということも1つの選択肢なのかなと思っています。できる範囲の経営資源を必要なところに投下していくということも1つの方向かと思っておりますので、それについてはぜひそのように進めていただければと思っています。

今、これまで荒廃農地対策についていろいろお伺いしてまいりました。一朝一夕にはなかなか難しいかと思っています。ただ、荒廃農地は先ほどもそんなに増やさないで、横ばいになってきているということはすばらしいことなのかなと思っています。今、どこでも大変な苦勞をしています。こういったことを考えてみますと、私は東御市の農業は底力があるなという感じがしています。

例えばいろんな農産物等については、八重原米だとか白土ばれいしょ、トウモロコシ、巨峰をはじめとしたブドウ、最近ではワイン用のブドウ、そして特産のクルミ、こうした価格競争に加わる農産物が広く栽培されています。担い手にしても、ブドウ農家などでは若い農業経営者が育ってきていますし、新規就農者も増えています。これからはワイン用ブドウの栽培からワイナリーを目指す若者の就農が期待されるところでございます。

一方、稲作をはじめとして農作業の委託化も盛んで、大規模農家も育ってきています。栽培した農作物の販路につきましても、道の駅雷電くるみの里などがあります。平成15年にオープンして以来、農家の皆さんが育てた野菜や果物が人気となって、多くの観光客の皆さんが訪れています。売れる農作物があります。担い手もいます。販路もあります。東御市にはこうしたほかにはない優れた経営資源があると思います。

その一方、かつての養蚕のための桑畑などが荒廃農地化しておりまして、圃場整備は行われておらず、道路が狭く大型機械が入らない、作業効率の悪い農地も残されています。こうしたことを考えてみますと、東御市における荒廃農地問題は現在ある経営資源を十分に生かし切れていないことから来ているのではないかなというふうに思っています。

そこで1つご紹介していきたいと思います。これは既に皆さんご存じかもしれませんが、荒廃農地対策について取り組んだ原口の戌立高原そばについてご紹介したいと思います。平成8年、今から19年前でございます。滋野地区の活性化研究委員会で遊休農地の活用が検討され、荒廃農地化した弁天池の下の農地2.3ヘクタールの活用に取り組みました。15名の地権者の方々と話し合い、ソバの栽培を行うことにしたそうです。作業効率のためにあぜをなくし、1枚の畑にし、大型機械が入って使えるように、それぞれの畑の境界杭を地中深く埋めたそうでございます。そしてソバ栽

培は大規模農家の方に委託し、活性化委員会の皆さんでとれたそば粉を使って道の駅と湯楽里館へ販売し、手打ちそば体験も行っています。

こうした活動が評価されまして、平成24年には農業委員会表彰を受けています。荒廃農地対策への取り組みがそばの加工販売につながり、地域の特産品を生み出し、活性化に大きく貢献するものとなりました。まさに6次産業化の典型的な事例ではないかと思います。来年はいよいよ20年目になるそうでございます。地権者との農地の賃貸契約は10年ということでもございました。ここで2度目の契約更新を迎えることとなります。そしてお聞きしましたら、11月15日には東京の銀座NAGANOで実演販売を行うというふうにお聞きしました。

こういったことから考えますと、荒廃農地対策のためにはどうしても地域との、地元との協力関係が欠かせないだろうなと思っています。聞くところによりますと、それぞれ地域の小学校区単位のまちづくりでは、地域の将来ビジョンを検討しているというふうにお聞きしています。こうした地域ビジョンの中に、こうした荒廃農地対策も入れていただいて、地域活性化のために目指して取り組んでいただけたらいかがでしょうか。ご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま議員の方からご紹介のありました原口での取り組みに関してでございますが、やはり荒廃農地対策については、基本的には土地所有者の認識を上げていただいて、どなたかに貸していただくというようなことをまずは考えていただくというようなことの啓もう活動というのが必要なのかなというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましてもそれを受け入れる態勢というのが非常に重要だというふうに考えております。その中で、やっぱり担い手というのも1つの選択肢でもありますし、今、ご紹介のありましたように地域で農地を受け入れて、耕作をしていくということも非常に大切なことだということ、そういう取り組みにつきましても市といたしましてもいろんな形で支援しておりまして、そういう中で現在、姫子沢区の方で約7ヘクタールほどだったと思いますが、クルミを栽培して、昔の要するに美しい景観に戻したいということで、法人化した団体の方で農地を借りて今年からその復旧に着手しているというふうな事例も出てきております。

また、多面的機能の支払制度の中で、取り組んでいる団体の皆さんにも、やはり農地を保全していくということに対する取り組み、あるいは認識というのも上がってきているのかなという中で、集団的に農地に戻していただくというような活動がまた伸びていけばいいのかなというふうなこともありますので、いろんな場面でこういう地域として取り組みをするような活動について、市としても十分支援していきたいなというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 担い手もそうですし、地域もそうですし、そういった意味ではいろいろな懐があってもいいのかなと思っています。地域で取り組んでいくということですけども、やはりこの間、先ほど部長も多面的機能の話をおっしゃいましたけれども、最近、今年になりまして滋野

地区では、多面的機能のお金を使って、地域をもっときれいにしていこうではないか、活性化していこうではないかという取り組みが始まっています。幾つかの区では、そこに農業者だけでなく一般の区民も含めたそういう組織をつくって活動が始まっています。これがぜひ大きな成果をおさめていくことができればいいのかなと思います。いろんな形の補助金だとか施策がありますので、相乗効果によってよりよいまちづくり、地域づくりが進んでいくことを期待していきたいと思っています。

それでは次に、有害鳥獣対策について再質問を行いたいと思います。現在、市で把握している電気柵は平成19年から26年までで補助を行った実績のあるものは48件、家庭用のコンセントを電源としたものはないということでした。お聞きいたしまして安心しました。私は電気柵で亡くなる方が出たということ自体がとてもショックでした。多少ビリっとくるかもしれないけれども、亡くなったということは驚きでもありました。今、農家の皆さんは、とりわけ果樹生産者は今、ここで収穫の秋を迎えまして、鳥獣被害に頭を悩ませているところでございます。朝行くとブドウ畑の中で袋がたくさん落ちているわけですね。朝来るカラスのしわざでございます。そうしたものだとか、それから場合によったらブドウの下ところに誰か人が食べたようにブドウの皮がたまっていると。ハクビシンなんですね。こういう事柄があちこちで見られます。

今、私の手元に東御市における平成25年の野生鳥獣による農作物被害状況があります。これは全体で1,571万8,000円でございます。その中で被害額が大きいものの第1位はカラスですね。これが687万1,000円、第2位はハクビシンで334万8,000円、第3位はムクドリなどのその他鳥類で、これが140万6,000円となっています。被害額も平成22年が1,359万7,000円、平成23年度が1,561万2,000円、平成24年度が1,577万円ということで、年を追うごとに増えてきています。ブドウやリンゴなど果樹農家にとって喫緊の課題はカラスとハクビシン対策でございます。幸い市のご尽力によりまして、大型のカラス追い機ができて、大きな成果を上げていると思います。ただ、まだまだカラスについてもハクビシンについても被害は上がってきております。

そうした中で1つ私自身の経験をお話ししながら、市の対策をお願いしたいところがございます。私、この有害鳥獣問題を取り上げるのは昨年の6月以来約1年ぶりなんですけれども、昨年5月から捕獲おりをお借りいたしまして、自分で捕獲おりを仕掛けまして、対策を講じました。結果として捕獲できたのはハクビシンはつかまらないで、タヌキが2匹でございました。やはりそこで感じましたのは、素人が捕獲おりを仕掛けるにはやはり限界があるなという感じがしています。捕獲おりの仕掛け方を教えていただいたんですけども、ハクビシンの好みだとか、日ごろはどこにいるのか、子育てはどうなのか、巣穴はどこにあるのか、行動パターンはどうなのか、こういったこと、捕獲する相手のことはなかなか私ども知らないわけでございますね。だから捕獲おりをいつ、どこに仕掛けたら有効なのかということは、やはりハクビシンの生態を熟知していないとわからないと思います。カラスにしましても、その性質や行動形態を理解する必要があると思います。そうしないと有効な対策が打てません。

そこをお願いしたいことがございます。ぜひ市としましても農協さんと協力いたしまして、有害鳥獣の生態系の調査、そして有効な捕獲おりの活用などについて研究して、普及を図っていただけないでしょうか。

先日、ブドウの専門農家の方にお話をお聞きしましたら、ハクビシンが好むブドウは巨峰とナガノパープルだそうでございます。なかなかぜいたくでございます、ナガノパープル。ところがシャインマスカットと種なし巨峰は嫌いなんですって。これは新しい品種なもので、用心して食べないのか、あるいはシャインマスカットのあの特有のにおいが嫌いなのか、ちょっとわかりませんが、こういう情報も有害鳥獣対策の重要な情報になるかなと思っています。捕獲おりを貸し出すだけでなく、有効な仕掛け方まで具体的に指導していただけると、更に捕獲実績が上がるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 有害鳥獣対策につきまして、有効な捕獲方法はないかということでございますが、私どもの方でもこういうふうにやればという方法があれば既にお知らせしているところでございますが、いずれにいたしましても実際に捕獲している方や今、議員からのお話なんかも参考にさせていただきながら有害鳥獣対策協議会の皆さんからの情報、また捕獲率の上がるような時期、有効な設置場所及び実例などを収集しまして、また農協等とも情報を共有する中で、有効な捕獲方法については引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ぜひ対応策をお願いしたいと思います。これからの時期、ブドウがあちこちたくさんありますので、多分わなを仕掛けてもハクビシンはかからないと思いますけれども、やはり今後の中で対応していただければと思います。

それでは最後にプレミアム商品券につきまして再質問を行いたいと思います。

今回のプレミアム商品券は新聞報道などでは、発行する前から過熱ぎみでございました。一部のまちということが言えるでしょうか。私もプレミアム商品券には注目してはいたしましたが、ちょうど発売日当日は市の行事と重なりまして、その後すっかり忘れておりました。その後、議会事務局に用事で顔を出したときに、いや、プレミアム付商品券が大幅に売れ残っているというお話を聞きました。せっかくの商品券なので無駄にしてはもったいないと思ひまして、商工会まで出かけていきまして、購入させていただきました。

その後も結構売れ残って、ずっと売っている時期が続きましたので、知人にも電話しまして、もったいないからということで勧めました。結局13日後の7月22日に完売したというふうにお聞きしました。新聞報道によりますと一部の市ではプレミアム商品券が余りの過熱ぎみで混乱したり、追加募集をせざるを得なくなったところもあったようでございます。それにひきかえ当市ではあまり話題にもならずといたらいいか、冷静な対応だといったらいいかわかりませんが、購入が思ったほどはスムーズに進まなかったのかなというふうに私なんか見ております。

いただいた資料によりますと、初日の販売額は3,585万円で全体の2割程度にとどまっていた。5割を超えたのは発売から5日目の7月9日でした。その後も市民の出足はあまり振るわず、また購入額も、私なんかどっちかというといっぱいっぴいの5万円、上限額まで買ったんですけども、平均的には4万4,700円ということで、限度額の5万円には届かなかったみたいですね。こういうことを言うと大勢の方が商品券を手に入れることができよかつたという見方もできますけれども、地元商工会の活性化というねらいからすれば、何か冷めているなという感じを抱かざるを得ませんでした。

そこでお伺いしたいわけですが、こうしたプレミアム商品券の販売状況を見て、どのような感想をお持ちになったのでしょうか。事前のPRが足りなかったのではないのでしょうか、あるいは購入限度額が5万円ということで少なすぎたのでしょうか。またはあえて購入するものがなかったから買わなかったということなんでしょうか。以前、今回と同じようにプレミアムをつけた地域振興券を発売したことがございました。そのときと比べてどうだったのか、ご感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回のプレミアム付商品券についての市としての感想はということですが、まず今回のプレミアム付商品券の基本的なまず考え方をお知らせしたいと思います。ご質問の中にもありましたが、21年度に行いましたプレミアム商品券、当時は地域振興券というような形だったかと思いますが、これは10%のプレミアム分で、500万円を付加して、総額は5,500万円でした。1人当たりの購入限度額を30万円としたことから、購入できた方は245人、並べられた方の多くの皆さんが購入することができない状況でありまして、したがって販売時間も1時間25分という短時間の中で終了したということになります。

その辺を踏まえて、今回の制度設計をするに当たっては、まず1人当たりの購入限度額を大きくするという事は、日ごろ買い控えている自動車の購入ですとか、住宅リフォームなど的高額な商品等に対する新たな消費喚起、拡大につながるものと考えております。一方、1人当たりの購入限度額を小さくするという事は、新たな消費喚起への効果は薄いものの、多くの皆さんに購入をいただき、日ごろの消費生活の中でも広く活用いただけることを通じて、幅広い業種の販売拡大につながるものというふうに認識しております。

このようなことを踏まえて今回、商工会と協議を重ねる中で、市民の多くの皆さんにご購入をいただくことで消費喚起ですとか、消費拡大につなげたいということで、制度設計を行っております。具体的なことにつきましては、既にお話ししておりますが、1人当たりの限度額を当時30万円を5万円に下げました。また販売方法も1日で完売することのないように、販売日を休日と平日に分け、それぞれの販売額の枠を設定したところでございます。販売額の枠につきましては、初日は日曜日とし、販売額は総額1億6,050万円のうち、1億2,000万円分とし、2日目は翌日の月曜日からとし、販売額は4,650万円としました。

今回のような制度設計の中で、少しでも多くの皆さんにご購入いただくというようなことを込めての制度設計でございますので、ある程度どんな事態になるかというのはやってみないとわからないみたいな部分もありまして、1日でずらっと並ぶのかなということも念頭にはあったんですが、当初の想定どおり多くの市民の皆さんにご購入ができたのかな、広く行き渡ったのかなというふうを考えておりますので、市としての考え方の中では思いどおりの形の中で、終了すること、まだ終わっていませんけれど、販売は終了することができたのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） なかなかこれは難しいですね、なかなか難しいのかなと思いました。ある程度多くすれば今まで買えなかったものを買おうと思えますし、額が限られてしまいますと日常生活の生活費に終わってしまうという面がありまして、その辺のバランスがすごく難しいのかなという感じがします。先ほどこのプレミアム付商品券、既に使われておりまして、バランスよい使い方ができているという話もお聞きいたしました。これからこの商品券がどれだけの消費喚起につながったか検証するということでございます。使用は今年末まで、12月末まででございますね。これを買った皆様が、市民の方々が新しい消費に使っていただいて、まちの消費を増やすためにお使いいただければよろしいのかなと思っています。

私の方からの一般質問はこれで終わりにします。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号26 第2次観光ビジョンについて、受付番号27 ひとり親家庭の支援について。1番、窪田俊介君。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介であります。一般質問の最後になりました。お付き合いをお願いします。

通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに第2次観光ビジョンについてであります。

第2次東御市観光ビジョンは、今、進められている東御市総合計画の中で、まちづくりの基本目標、地域の魅力を生かし、活力とにぎわいを生むまちに掲げる施策を具体化する個別計画に位置づけられております。難しいことを言いましたけれども、地域資源を生かして人々の交流が活発な東御市という将来像を掲げているんですが、それに向けた観光振興の面からまとめた計画が第2次東御市観光ビジョンということでございます。この間、ビジョンの素案がまとめられ、パブリックコメントが行われました。そこでその内容について幾つか質問していきたいと思っております。

最初に、第2次観光ビジョンでは、何を打ち出したのか、前観光ビジョンとの違いは何か、質問いたします。

次に、アートヴィレッジ明神館改修工事、芸術むら公園整備計画の観光ビジョンでの位置づけは何か、そしてこの計画については、利用者説明会が行われましたが、会場で出された意見と、その

受けとめはどうか、伺います。

3つ目に、今ある地域資源をどう有機的につなげていくのか、質問いたします。

4つ目、観光振興との関連で、湯の丸高原施設整備基本構想について、その中でスポーツツーリズム関連施設となる湯の丸高原荘の取り扱いはどうなるのか、質問いたします。

次のテーマ、ひとり親家庭の支援について、まいります。

今回取り上げるひとり親家庭とは、子育て世代のひとり親家庭についてであります。最近ひとり親家庭の親御さんと何件かお話しする機会がございまして、1件は保育園のお子さん、小学校のお子さんの母子家庭、もう1件は中学のお子さん2人の母子家庭、また、もう1件はかつて児童扶養手当を受けていた成人した母子家庭の親御さんと、その子どもさん、そういった方々とお話をする機会がございました。

生活の様子を伺っていると、なかなか非常に大変さがあるなと私、感じました。あるお母さんに、議員さんちょっとお話があるから、ちょっと会う機会がないかと連絡いただきまして、ではお母さんが仕事から帰ってくる時間にご自宅に行きますよということで、夜の8時ごろ伺いましたけれども、なかなかお母さんが帰ってこないんですね。しょうがないので中学生のお子さんとしばらく帰宅を待っていて、結局お帰りになったのが10時半だったという。待っている間に私もちょっとはたと気づいて、夕飯どうしたとってお子さんに聞いたら、まだだと。えっと。いつもどうしているのと聞いたら、作り置きしてあるか、お母さんは忙しくしょうがないときはコンビニだよと、そうなんだと。でもその日はたまたま僕がお邪魔していたので、食べるタイミングがずれたらしくて、申しわけないということで、作り置きを食べていました。

お母さん帰ってきてから、その親子の様子も本当に印象的でした。お子さんが今日あった1日の出来事を一生懸命お母さんに話をして、お母さんも疲れたと、正直に息子に言いながら話をして、聞いているんです。たまにお子さんがお母さん大丈夫かと、しっかりしなよと、親子がきょうだいのようにお互いに気遣い、そして支え合っている、そういう姿を見まして、ひとり親というのはこういうものなのかと感じました。皆さんご存じかもしれませんが、私は全く知らない世界でしたので。

ただ、一方で、お母さんがやっぱりそういった姿を見ていると、本当に伸び切ったゴムみたいな、もう、これ以上頑張ったら引きちぎれちゃう、そんな感じもしたのが私の感想でした。

最近の個人的な感想ではあるんですが、そうしたひとり親の家庭が東御市も増えているのかなと、そういう気がしております、今回の質問で実際はどの程度のだろうかと、そこを聞いてまいります。

ひとり親家庭が必ずしも経済的困難にあるとは限らないんですが、実際にはどうなのか、まず最初に東御市のひとり親家庭の数と、児童扶養手当の受給者数はどのぐらいあるのか、また、それぞれの動態はどうか、質問いたします。

次に、ひとり親家庭の子育て支援には現在、どのようなものがあるか、また親自身への支援には何があるのか、質問いたします。

以上、最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号26、窪田俊介議員の第2次観光ビジョンについてのご質問のうち、1点目から3点目につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、1点目の第2次観光ビジョンでは何を打ち出したのか、前の観光ビジョンとの違いは何かありますが、第2次観光ビジョンにつきましては、パブリックコメントに寄せられた意見を反映した上で、今月末までに策定していくこととしています。このたびの新観光ビジョンでは、本市を訪れるすべての皆さんに、東御市ならではの魅力に触れて感動を抱いていただくことによって、来訪者と地域の間に関情的なつながりをつくり出そうとする姿勢を示しています。前回ビジョンとおおむね方向は一緒ですが、違いとしては本市ならではの標高差1,500メートルの中に点在する観光資源を点から線へ、そして面へと広げる周遊化に取り組んでいくとしている点や、来訪者の満足度を高め、何度でも訪れたいと思ってもらえる東御市ファンを増やすための取り組みを重点化している点がございます。

次に、2点目の明神館改修工事、公園整備計画と観光ビジョンでの位置づけは何か、また利用者説明会で出された意見と受けとめはどうかありますが、新観光ビジョンではアートヴィレッジ明神館を含めた芸術むら公園を観光集客の核として方向づけ、整備を進めることとしています。具体的には芸術むら公園の持つ美しい農山村景観や浅間山の眺望など、抜群のビューポイントを生かして芸術に親しんでいただく空間をつくるとともに、新たに農業、林業の体験などを通じたスローツーリズムを体験できる拠点エリアを目指してまいります。

また、利用者説明会における意見の受けとめでございますが、説明会ではレストランの営業時間を延長してほしい、料理を改善してほしい、マナーの悪い利用者へ注意してほしいなどの意見が出されましたが、指定管理者である株式会社信州東御市振興公社と十分に協議させていただき、今後対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の今ある観光資源をどう有機的につなげるのかですが、新観光ビジョンでは今までのような観光スポットのみを見て回る通過型観光からの脱却を図り、滞在時間の延長によって地域全体へ経済効果を波及させることを目的とする滞在型周遊観光を推進してまいりたいと考えています。具体的には市内の観光資源を回る市内周遊ルートや、体験・学びができる魅力的な滞在型プログラムを開発し、旅行会社や個人へ積極的に情報提供していくなど、観光客と地域をつなぐコーディネートプロデュース機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号26、窪田俊介議員の第2次観光ビジョンについてのうち、4点目の関連する湯の丸高原施設整備基本構想について、スポーツツーリズム関連施設となる湯の丸高原荘の取り扱いはどうなるのかのご質問につきまして、市長にわりお答えいたします。

湯の丸高原荘は、学校法人堀之内学園様から寄附いただいた最大150人ほどが宿泊可能な施設で

ございます。昨年度策定いたしました湯の丸高原施設整備基本構想における湯の丸高原荘の活用につきましては、国での施設整備を要望しております高地トレーニング用プールの利用者用の合宿所として利用するものとして計画しております。現在は最小限の維持管理を行いながら、トレーニング施設の誘致活動に取り組み、国の動向を注視しているところであります。

このたび日本水泳連盟発行の「月刊水泳」7月号におきまして、鈴木大地会長から「湯の丸高原への高地トレーニング施設の整備計画を進めている。しかしながら新国立競技場問題等により、2020年の東京大会までに建設するのは厳しい状況にあるものの、長期展望に立ち、粘り強く長野県、国に要望していく」と表明されました。

また、文部科学省が主催するトップアスリートの強化活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議がこの7月に開催され、引き続き高地トレーニング施設に関しましても議題に上がっていると聞きしておりますので、市といたしましても長期展望に立ち、粘り強く誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

したがって湯の丸高原荘の取り扱いにつきましては、高地トレーニング用プール施設の設置に関する国の動向を見据え、引き続き最小限の維持管理を行ってまいりたいと考えております。ただし未利用の期間が長期化するようであれば、有効な利活用方法の検討に着手してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号27、窪田俊介議員のひとり親家庭の支援についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目のひとり親家庭の数と児童扶養手当受給者数、また、それぞれの動態についてのご質問でございます。市の18歳以下の子どもを養育しているひとり親家庭の数等、実態を把握することは難しい状況であります。福祉課で把握できる数としましては、福祉課への相談者の数、及び児童扶養手当を申請したひとり親家庭の数で申し上げますと、平成27年7月31日現在で387世帯でございます。児童扶養手当受給者数は271世帯となっております。児童扶養手当受給者の271世帯の受給対象児童数別に見ますと、児童1人が160世帯、児童2人が88世帯、児童3人以上が23世帯で、受給対象児童の総数は414人となっております。

また、福祉課への相談者の数及び児童扶養手当を申請したひとり親家庭、児童扶養手当受給者数の過去5年間の動態を見ますと、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっております。

なお児童扶養手当支給の認定要件には、ご本人の所得制限、扶養義務者の所得制限があり、すべてのひとり親世帯に支給される手当ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目のひとり親家庭への子育て支援、親への支援についてのご質問でございます。医療費の扶助としまして、母子及び父子家庭福祉医療費事業があり、そのほか児童の成長に合せて保育料減免措置や小学校、中学校、高等学校等入学した時点で祝い金が支給される母子父子家庭等児童入学祝い金事業などの制度があります。

親への支援としましては、児童を養育するひとり親の母または父並びに養育者に支給される児童扶養手当、ひとり親が看護師等の資格取得に対して支援する高等職業訓練促進教育金事業等がございます。また相談業務といたしましては、子どものライフステージに合わせて相談体制をとっておりますが、特に母子父子自立支援員を福祉課に配置し、相談業務の強化を図っております。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

一般質問を続けます。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでは再質問に入ります。ここからは一問一答ですが、ある程度まとまる内容はまとめて質問をいたします。

最初に、新観光ビジョンの打ち出しは何かと、前のビジョンとの違いについてですが、先ほどの答弁では来訪者と地域間に感情的なつながりをつくり出そうとする姿勢や、地域ファンを増やすといったことが特徴だと挙げられました。こうした内容、当然前の観光ビジョンの成果を分析して出てきた内容だと思うんですが、少し検討結果についてお聞きしていきたいと思います。

再質問の最初に、市内の観光の現状と課題について分析した結果はどうだったのか。また全国的な観光の動向、また東御市3大観光地や雷電くるみの里などを分析したようですが、その結果はどうだったのか、お聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の新ビジョン策定により見えた課題はということでございますが、全国的に団体旅行の減少傾向が続き、個人嗜好に合った旅行スタイルが定着してきている中、本市には3つの課題があるものと考えております。1つ目は地域を体験して楽しめる観光をどうつくっていくかという点、2つ目は東御市の優れた食、物産をどう観光に生かしていくかという点、3つ目は東御市を知ってもらうために、市の魅力をどう効果的に発信していくかという点であります。とりわけ海野宿にありましては、来訪者に見て歩くだけの観光地として受けとめられている傾向があることから、長く滞在してもらうための新しい魅力を見つけ出すことが課題ととらえております。

これらの課題を克服していくために、新観光ビジョンでは各地域資源を結びつけて、本市ならではの魅力に触れていただく滞在型周遊観光の推進を図っていくこととしております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それぞれ3つの課題と、滞在型観光を目指すということを検討したということでした。

2つ目の項目ですが、アートヴィレッジの方なんですけれども、最初の答弁ではアートヴィレッジ明神館を含めた芸術むら公園を観光集客の核という位置づけだということでありましたけれども、明神館にしてもこの間、お客さんは減っているという、そういう話は耳にしている中でして、これについてもどんな課題分析をしたのか、お聞きしたいと思います。この点については7月22日の明神館改修工事についての利用者説明会でも、宿泊施設の稼働率について質問が出されてきました。この課題分析はどうか、この点についてもお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回のアートヴィレッジ明神館の検討をする中で、観光ビジョンを作成する中で見えた現状と課題と分析ということですが、近年の明神館の利用者数は過去10年間で最も利用者が多かった年と比較すると、宿泊者数で3割弱、宴会利用者数で約4割弱、日帰り利用者数で1割弱が落ち込んでいますが、宿泊に関してはトップシーズンに極めて高い稼働率を示しております。そういう中では予約を断っているケースも多々あるような状況でございます。また県内の同規模施設の定員稼働率や客室稼働率の指標と比較しても、平均以上の値であり、一定の集客力を持っているような状況であります。そのため近年の農林業体験を楽しむ新たな利用ニーズもとらえる中で、地域特有の農山村環境を生かした体験、滞在、スロートーリズムの集客拠点に位置づけて活性化につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 一時期に、トップシーズンにお客さんが集中して、それを逃しているというのが明神館の宿泊についての特徴だということが報告がありました。

もう一つ、利用者説明会の関係で質問しますが、工事全体の費用にもその説明会のときに参加者からの関心が高く感じられました。ちょうど新国立競技場の建替え計画の白紙撤回もあったというのも影響しているかもしれませんが、改めてこの明神館の改修工事の事業費を確認しておきたいと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の明神館改修増築工事費についてですが、明神館は平成6年の開館から20年以上が経過しているため、施設設備の老朽化が激しく、安心かつ快適にご利用いただくことが困難な状況になってきております。そのため多様な利用者形態をとらえたバリエーション豊富な客室機能の向上とレストラン機能の強化を図ることを主眼として、施設全体のリニューアルに取り組むものであります。

改修工事費につきましては、本議会で工事請負契約の締結について議案を上程させていただいておりますが、仮契約額で2億8,436万4,000円でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 私もこの7月22日の説明会に参加していましたが、最初の答弁のとおり、工事にに関する内容よりも、確かにサービスの在り方に意見が多く出たなという印象があります。

次に、ここまで主な拠点についての課題や、また、それをどう改善していくのかというのをざっと聞いたんですが、新しい観光ビジョンではこれを点から線へ、そして面へ広げて観光スポットのみを回る通過型観光から滞在型周遊観光をつくるんだとしています。そこで具体的に何をどうするのだろうかということを見てみたいと思います。新観光ビジョンで基本方針には、地域とともにつくる魅力ある観光地づくり、地域資源をつなぐ東御市ならではのストーリーづくり、郷土愛をホスピタリティにつなげる人づくりなど、市民や地域の参画を柱にして、観光の魅力づくりをしようとしております。

最初の答弁では、市内周遊ルートや魅力的な滞在型プログラムの開発ということをおっしゃっていたと思うんですが、具体的にでは今、多分まだ検討段階だとは思いますが、どんなプラン、プログラムとかメニューを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 現在、検討している具体的な周遊プランはどんなものがあるかということでございますが、現在4プランを検討しているところでございます。具体的には、1つ目として湯の丸高原レンゲツツジの花回廊とワイナリーめぐり、2つ目としては真田氏ゆかりの海野一族の里・北国街道海野宿と芸術むらを楽しむぶらり旅、3つ目としては湯の丸高原天空トレッキングと森のセラピーウォーク、4つ目としては都心から一番近いパウダースノーエリア・湯の丸スキー場と湯めぐりなどのプランで、いずれも市内に長く滞在していただけるよう組み立てているところでございます。

また、体験・学びの魅力的な滞在型プログラムにつきましては、本市の豊かな農林業資源と食に着目し、地域の生活や産業を体験して楽しむことができるプランを検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 4プラン、言葉だけだと想像がなかなかできないなというのが正直な感想でございます。絵かなんかで見られたらなと思います。

様々なものがあるようですが、それでこれ、私の、この観光ビジョンの感想なんですけれども、この新観光ビジョンが市民と地域と一緒に魅力づくりをしよう方針を掲げているのは、結構おもしろいなと私、感じております。地域づくりをやっているところにも本当にかかわりがあるし、ワクワク感があるなど。今、小学校区単位の地域づくりが進められていますけれども、各地区で魅力再発見とか、そうした取り組みがあります。今度の観光ビジョンではそうした取り組みが東御市全体の観光振興に結びついていくのかなと、私の中ではそういうイメージをいたしました。

先ほど現段階で考えているプログラムやメニューをお聞きしたんですけれども、これが地域づくり組織などとうまく本当に連携していけば、もっとアイデアも増えるでしょうし、東御市の知らなかった観光スポットなんかも出てくるかもしれないとは思っております。

私も結構、ふと考えてみれば、この東御市、アケボノゾウの発掘調査なんかやっているところに

は山梨県とか、県外から結構来たり、長野市から化石を掘りたいと言って来ていらっしゃる方がいるんですね。どちらの生まれですかと女性の研究員の方に聞いたら、ミトコンドリアDNAは何か新潟だとか何とかと。お父さんの方は千葉だとおっしゃっていましたが、理系女という方、そういう方が来ていて、だから発掘調査が終わるとまた市内でご飯を食べていかれるんだそうですけれども。

また上田の釣り具店でバンバンというのがあるんですけど、あそこにクライミングの用具を置いているところに、東御市内のボルダリングコースが冊子になっているんですね。店員さんにこれコピーさせてよと言ったら、やっぱりそれは個人の方が開発したものですから、場所もちょっとアクセス問題とか、周辺住民の方、岩登り、勝手に登るやつなんですけれども、フリークライミングで、それがコースがあるんですよ。ちゃんとルートの難度も設定されていて、意外と東御市のところにそんな人たちが来ているんだと。

私も関係している勤労者釣りの会、東京から毎年依田川水系で溪流釣りしてくるんですけど、東京へ帰るときは東御市内のそば屋でそば食って帰る。ですからやっぱり一人ひとり市民のつながり、そういった中で、今回のこういった観光ビジョン、うまく連携していけば本当に楽しいものになるのではないかと、そう考えております。

先ほどの明神館改修工事の利用者説明会でも、参加、出席された方から、施設が新しくなっても、そこで提供されるサービスが今のままではリピーターはつくれないと、かなり辛辣なご意見があった一方で、ただ、そうおっしゃっている方自身もやっぱり来訪者へのおもてなしの心を地域で醸成しなければいけない、そんなようなことも語られていました。基本方針にあるとおり、市民参画が大きな力になると私は思っております。

観光ビジョン全体の推進への市民参画について、この点については今、具体策があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の観光ビジョンの推進の中で、市民参画についてということですが、本市に感動し、共感を得ていただくためには、自らの地域の誇りと愛着の思いを来訪者へ伝えていくことが大切であり、地域と来訪者との触れ合いがその出発点になるものと考えております。

そのためには来訪者にとって魅力的なまちは、住んでいる人にも魅力的なまちであることをきちんと認識し、共有することができる地域を育てていく必要があります。地域づくりを担当する部署とも連携を図りながら、地域のよさをみんなが再発見できる機会をつくっていくとともに、観光地に住んでおられる方、地域の住民との会話を通じて、ホスピタリティ意識の波及、醸成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今度の観光ビジョンを多くの市民と共有したら、東御市の観光振興にも地

域づくりにも、大きな力になると思っています。

そこで行く行く観光ビジョンができ上がると思うんですけども、でき上がったらぜひ地域づくり組織などに冊子なり配付して、共有するために説明をするなどの、そういう取り組みが必要ではないかと私は思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 地域づくりなどの組織に観光ビジョンの配付はということでございますが、新観光ビジョンでは来訪者との交流に当たって、この地に住む市民が自らの地域の歴史や文化、豊かな自然に誇りと愛着を持つことが必要であること、また、みんなが意識的に連携して来訪者を受け入れていく必要があることなどを明らかにしました。これは地域づくりにもつながっていく内容でありますので、様々な機会をとらえ、地域づくり組織や地域で活躍される各種団体の皆さんへ新観光ビジョンが目指す取り組みについて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでは次に参ります。観光ビジョンの質問の4項目め、湯の丸高原荘の取り扱いについてであります。

最初の答弁では、国の動向を見据えながら最小限の維持管理をしていくということでした。また長期化するようであれば、有効な利活用の方法を検討したいということでした。それを踏まえて、幾つか確認したいと思います。

湯の丸高原荘は、国有林の中にある施設ですので、堀之内学園様から寄附していただいた際に、国有林の土地利用に関する権利も譲渡されていると思います。そこはどうなっているのでしょうか。

あわせて高原荘自体の市の財産として、これはどのように取り扱われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 湯の丸高原荘の権利等どうなっているかという点でございますけれど、ご質問でございますが、最初に土地関係について申し上げます。湯の丸高原荘の敷地につきましては、国有地でございます。その使用許可につきましては林野庁の東信森林管理署より堀之内学園に対しまして国有林野使用許可がされておりました。この権利につきましては、堀之内学園から当市へ譲渡されておりました、使用許可を継承しております。

建物につきましては、登記簿上東御市へ所有権移転の手続きも完了してございまして、現在、当市の普通財産として取り扱っておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 林野使用許可も継承しているとの話でした。そこで国有林の土地利用では、自然公園法のもとで土地利用をやめる、そういった場合には原状回復の義務がございます。この場合原状回復する場合に、仮にですけれども、かかる費用は東御市が負うということよろしいでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 原状回復にかかる費用についてということですが、この堀之内学園の敷地の使用許可の条件といたしまして、原状回復義務がございまして、その義務も東御市が継承したものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 義務があるということでした。次に、この高原荘は高地トレーニング用プールの合宿所として利用するとのことですが、この施設を現状のままとするのか、改修するというのもあるんですけども、費用負担の面はどうなるのか、伺います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 湯の丸高原荘の改修の際の費用負担はどうなるのかというご質問でございますけれど、先ほどの答弁にありましてお湯の丸高原荘につきましては、誘致を進めております高地トレーニング用プールの利用者の合宿所としての利用を中心に考えておるところでございます。実際に合宿所として利用するに当たりましては、施設のバリアフリー化ですとか、2階の大部屋部分の間仕切り等の改修が必要となってきます。その費用につきましては、高地トレーニング施設と一体的な施設の整備でございますので、国にやっていただくことを見込んでおります。と、いいですか、要望しているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） この合宿所というか、この施設も改めて高地トレーニング用プールと一体的に国に整備してもらおうということを確認いたしました。

いずれにしても高原荘の利活用は高地トレーニング施設の建設そのものの有無や、また時期に左右されます。今も時期などは不透明だとは思いますが、そこで先の答弁では未利用の期間が長期化するようであれば、利用方法を検討したいとのことでしたが、この時期を見越しているのか、これは市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員のご質問にお答えします。

先ほどの総務部長の答弁に重複する点がございましてけれども、日本水泳連盟の7月号の機関誌において、鈴木大地会長、今日、閣議でスポーツ庁の初代長官への任命が承認されたようでございますけれども、中間報告という形の中で北陸新幹線、上信越自動車道の利便性と高度な医療救急体制を備えた湯の丸高原、標高1,750メートルに高地トレーニング用プールを建設すべく、長野県、国に対して強く要請しています。しかしながら新国立競技場建設の資金問題や資材高騰の折、2020年東京オリンピック競技大会までに建設するのは、非常に厳しい状況にあります。長期的展望に立って粘り強く建設を要望していきたいと考えていますということで、これまでは理事会決定であったものを全国組織にはっきりと方針としてお示しになったということで、この点から湯の丸高原が最適地であるということをはっきりと水連として発表されたということと、もう一つは東京オ

オリンピックのためだけではないんだと、どうしても必要な施設なんだと、したがってたとえ東京オリンピック・パラリンピックに間に合わないとしても、これはつくっていただきたいんだということを場所を特定し、なおかつ必ずつくってもらいたい施設であるということをしっかりと全国の組織に表明されたという点が重要なことになろうかというふうに考えております。

しかし私どもは、市としては水連はたとえ間に合わなくてもということではありますけれども、ぜひ東京オリンピック・パラリンピックに湯の丸からセンターポールに日の丸を掲げていただきたいということで、強力をお願いをしておるところでございますし、政治家の多くの先生方と意見交換をさせていただいておりますけれども、やはり東京オリンピック・パラリンピック2020を開催すればいいということではなくて、成功させなければいけない。成功させるためにはぜひメダルをとるために必要なことはやるべきだというご意見をお持ちの先生方が圧倒的だということを報告できるというふうに思っています。

加えて文科省では、これから先はスポーツ庁に一元化されるものというふうに考えておりますけれども、スポーツ青年局の中にトップアスリートのための施設整備検討委員会の2年目でありますけれども、立ち上げて結論を今年度中に出していかれるというふうに動き始めているということですので、いい結論が出てくるように、これからも運動を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 鈴木大地さんがスポーツ庁長官に任命されたんですか。閣議決定ですか。そういう人事も。状況はいろいろと動いていることはわかったんですが、この区切りの時期というのは、未使用の期間、一定覚悟はされていると思うんですが、区切りの時期は見越してはいないということですか。もう一度お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） オリンピックまでに間に合せるのか、水連としてオリンピックに間に合わなくともつくってもらいたいという要望はおろさないということで、今、説明をさせていただきました。これからオリンピックまでに間に合せるか、間に合せないかという政治的判断がされるものというふうに思いますけれども、来年の3月、今年度末には、ある程度文科省の専門家の検討委員会の中で方向性が出されるんではなかろうかなというふうに期待をしているところであります。

したがって今年度中にはどのような対応が必要になってくるかということが見えてくるというふうに、現時点では考えているということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今年のというか、3月議会でも重要な年ですよという、そういった議論もさせていただきました。そう状況はまだ変わってはいないのかなと思いますが、いずれにしてもこの施設、湯の丸高原荘も最低限の維持管理費でという点ではやっぱり費用はかかっていくと。そのところを間延びして、どうなるのかわからないということのないようにしていただきたい、その

ことを申し述べておきたいと思います。

観光ビジョンについて全体として、まとめの話ですけれども、観光ビジョン、今度の新観光ビジョンは基本方針に先ほども申しましたけれども、市民や地域の参画で、今ある地域資源を生かすことを柱にしております。これまでの行政と観光事業者が主導して、基盤整備やイベントをするような観光振興施策から転換して、地域の資源を生かして来訪者にも喜んでもらい、そしてそれを見てまた住民も元気になると、そういった流れであるとお話がありました。市民とこのビジョンを共有して、力を発揮していく、それが必要だと思います。今後そうした取り組みをぜひ強めていくことを求めまして、この観光ビジョンに関する質問は終わりにしていきたいと思います。

続きまして、ひとり親家庭についての再質問に入っております。

最初の質問に対して、ひとり親家庭の正確な実数把握は難しいということでありました。また児童扶養手当の動態についても、あまり変化はそんなにはないということでありました。

念のため、先ほどの答弁の中で確認しておきたいんですが、児童扶養手当387世帯の申請に対して、受給世帯は271世帯だということでした。この支給対象とならなかった世帯についての主な理由と、その後の対応はどうされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 窪田議員の再質問にお答えします。

児童扶養手当の支給対象とならなかった理由、その後の対応ということでございます。市で把握している一人親家庭387世帯のうち福祉課窓口での相談のみ世帯が72世帯、児童扶養手当の申請をされた世帯は315世帯となっており、うち支給対象とならなかった世帯は44世帯であります。支給対象とならなかった主な理由は、児童扶養手当の認定要件であるご本人の所得制限、扶養義務者の所得制限の超過によるものであります。その後の対応としましては、支給対象とならなかった一人親世帯にも、毎年度現況届を提出していただき、認定要件を審査し、支給の可否を判定しております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 一応フォローをしていただいているということでした。同時にやっぱり所得制限で、ひとり親家庭、児童扶養手当の対象になり得るぎりぎりのところでだめになるという、そういったところもいらっしゃるのかなと、私、思いました。

先ほど、私もこの質問をするに当たって国勢調査のデータとかそういったもので、やっぱりひとり親の数とか、経済状況なんか全部わかるものかなと思って調べていたんですけれども、やっぱりなかなか頭がついていかないのか、わからなかったんですね。一応母子父子家庭の世帯というデータもあったんですけれども、こちら国勢調査のデータですけれども、未婚、死別または離別の女・男親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯、ほかの世帯員がいないものというのが国勢調査の定義で、1人でも成人したお父さんがいるとこの分類から外れてしまうので、ちょっと実際にこの数字も見ていっても、若干児童扶養手当、東御市の受けている家庭数よりも少なくは

なっています。ただ、これも一応5年ごとのデータで、東御市のひとり親の割合、調べていくと一般世帯数全体に占める母子父子家庭の国勢調査のデータ、設定での母子父子家庭の割合なんですけど、平成7年で一般世帯に対して1.21%、平成12年で1.35%、平成17年で1.63%、平成22年で1.92%ということでした。徐々に、そんなに急激には増えていないんですけども、微増されているのかなと私は思いました。

経済状況、実際に先ほどの答弁の中で、この児童扶養手当を受けている世帯の子どもさんの数というのは414人というお子さんでした。仮に19歳以下の人口、東御市約5,300人ですから、7%から8%に当たるお子さんが、すべからず貧困状態とか、そういったことではないんですけども、なかなか経済的にも家庭の親御さんの苦勞の点でも大変なところで暮らしていらっしゃるのかなと私は思います。

ひとり親家庭、特にシングルマザーの就労率というのは世界的にも驚異的に高いものになっているそうです。皆さんご存じだと思いますけれど、80%以上です。通常の女性の就労率、年齢を横軸にした場合、M字カーブになるというのはよくご存じだと思います。家庭と仕事の両立の困難さのあらわれ、よくそういう統計調査の表現になっていますけれども、シングルマザーにはそのMがないと、そのままぼこんとへこみがない状態。ですから先ほどのようなお母さんの状態がやっぱりひとり親の家庭の親御さんの生活、結構普通にあるのかなと私は思っています。

もう一つ、では最近のお子さん、義務教育されているお子さんたちの東御市内の子どもたちの状態はどうなのかということで、いろいろわからないこと尽くしで調べて、1つは参考になるのは就学援助制度がございます。これを受けている、毎年、今回の決算書にもありますけれども、要・準要保護児童数、または生徒数という形で出ております。この数字もそれぞれ年々増加傾向であります。ちなみに平成26年度的全児童数に対するこの就学援助費を受けているお子さんの割合が9.7%、全生徒数に対する、中学ですね、割合が12.3%です。これ私、平成19年までさかのぼってグラフ化して、一応その間の勾配ですね、一次関数、 $y = ax + b$ のaの部分をもとめたんですけども、それが実は今、子どもの貧困で、貧困率が厚生労働省で発表されていて、最近、平成24年で16.3%になりましたよという数字があるんですけども、ほぼというか、傾きがこの就学援助費の増加していく傾きと同じです。ちょっとこれxでやったので、もちろん表のつくり方で数字は変わりますが、就学援助費の傾きというのが0.012、子どもの貧困率、厚生労働省の出している、これの傾きが0.0105、ほぼ同じ。ですから東御市の子どもたちもいわゆる日本全国のこの子どもの貧困と言われている同じような状況で、やっぱり所得が下がっているとか、貧困率が大きくなるということは、中央値の半分ですね、半分の貧困ラインに入っている世帯が多いということなんですけれども、貧困格差がだんだん広がってきているということがわかんと思います。

私、ちょっとひとり親世帯からこの話は始まっているんですけども、ちょっといろいろ説明が長くなって恐縮なんですけど、1つ気になったのはやはりひとり親の家庭のお母さんたちが心配されるのは学習支援、これはぜひやるべきだと思って質問しようと思ったら、昨年12月末に三縄議員

の方で教育委員会に質問しておりまして、もう既に学習支援の何か方策を検討していると、さすが東御市の教育委員会、やるのが早いと思ったんですが、私、ただ、子どもさんの貧困、もちろん世帯として全体の貧困に対してちゃんとやっていく必要があるんですけども、ただ、教育分野で何ていうんですか、貧困の連鎖をとめようとしてはいけないと最近思っております。要は社会の構造的なものからそもそも生まれたゆがみが、それをストップさせるために教育現場にしわ寄せが行っている。そこにだけ目が行ってはいけないと思って。ではどうするんだという話なのですが、こういった数字を見ていると、年々人口、この東御市も減っていくんだと、子どもたちの数は減っていきます。でも実際には母子家庭、徐々ですが増えていくと。そうなるに要するに加重平均といえますか、要するに市民全体の中で結構そうした苦しい生活の人たちがやっぱり加重を占めてくる状況になると思うんです。これは子育て世代にも子どもたちにも、今の高齢者も同じような状況が残っていると。「下流老人」という本が出まして、年金だけで暮らしている。生活保護費レベルか、もしくはその水準に陥る可能性のある、そういう所得レベルの高齢者を下流老人といいますけれども、全体に高齢者の貧困も進んできています。

そうした私たち、この議会でも人口ビジョンというものを示されましたけれども、人間の数字だけちょっと追っていると、実際の世帯の状態というものをしっかり見ておかないと、今後やっぱり世帯としてやっていけない、そういう家庭が急に増えるのではないかなということを私、心配しました。要するに日本の社会保障制度自体は家族の標準型、お父さんがいてお母さんがいて、子どもがいて、父が主な稼ぎ手で、お母さんが家族のケアをすると、そういった前提で例えば今の社会保障制度ができていて、老後の生活にしても年金というのは高齢者になったら家族と一緒に暮らして、収入入れて、そのつけ足しに年金があるんだと、そういう構造になっていますよね。だからそうした今の標準型の家庭像でやっぱり今後の、この先の東御市の人口なり政策というものを考えていくと、どこかで大きく見誤るのではないかと私は思っております。そういった状況について、ちょっと最後、話がまとまらないんですけども、市長にどうお考えか、伺いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 窪田議員の人口全体に対する貧困率が、高齢者、また子ども部分で明らかにデータ的に増えてきているという形の中で、これからの人口ビジョン、それから市の総合施策をどういうふうに展開していくのかということであります。

基本的に社会が問題としている問題が、老老介護であったり、ひとりの老人の世帯だったり、もしくは子どもの貧困ということが社会的課題になっているんですけども、更に10年後には病弱な親とそれから中年のといったらおかしいかもしれないんですけども、の子どもとの対一の世帯の貧困というようなことが極めて重要な課題になってくるというふうに言われています。これらすべてを網羅するような施策を市として展開するのではなくて、やはりしっかりとしたセーフティネットを構築していく必要があるということだと思います。

それからモデル的な家庭像という形のもので、今、壊そうとしているということに関して、お父

さんが働いてお母さんは家庭をしっかりと守ってというふうに議員言われたわけでありましてけれども、これからの日本の家庭像というのは、やっぱりしっかりと女性が働ける社会を構築して行って、それから選挙権は18歳というふうになったわけでありましてけれども、労働人口は22歳程度から75歳ぐらいまでを想定したいというような話が出てきております。そういう中で、もう一回これから先に耐え得る福祉政策と、また保険年金政策というのが、それに合せて議論されていくという可能性が極めて大きくなっています。そういう問題抜きに東御市における施策が語れないわけでありましてけれども、ただ、可能な限りそういう実態があるということ把握に努めて、現在ある施策の中なるべく施策から漏れる子どもや老人がいないように、職員ともども、また地域の皆さん方のご協力を得て取りこぼしがないように努力していきたいということを決意させていただいて、お返事にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ひとり親世帯のところから入ったんですけれども、ぜひ東御市としても、長野県が現在ひとり親世帯の調査をやっていますが、実際にはそれは児童扶養手当世帯の内容を調べているわけでして、ぜひ東御市としても実態をつかんだところに足を踏み出していきたいと思っております。

これで以上で質問を終わりにします。

○議長（櫻井寿彦君） 以上で通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時22分）

平成27年東御市議会第3回定例会議事日程（第4号）

平成27年9月14日（月） 午前9時 開議

- 第 1 議案第72号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第4号）
- 第 2 議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第80号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第15 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第16 議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定について
- 第17 請願・陳情番号の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第 72号 平成 27年度東御市一般会計補正予算（第 4号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 1 議案第 72号 平成 27年度東御市一般会計補正予算（第 4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点かお尋ねいたします。

13ページ、一番下の方に、マイナンバー制度に対応して必要なシステム整備ということで、業務委託料が計上されていますが、これに関連して、お伺いします。この業務委託の内容はどういうことでしょうか。それからこの補正で190万何がしですが、マイナンバー制度はここ2年ぐらい準備期間がありまして、各年度や補正で追加追加で費用計上がされておりまして、全体像がなかなかわかりにくい状況になっております。それでこれまでのマイナンバーのシステム整備にかかわった費用ですね、その全体が今日の時点、この補正も含めて今日の時点でどの程度になるか。かなり多岐にわたると思いますけれど、総括的に教えていただきたいと思います。

それから15ページに老人福祉施設等整備事業費で、地域密着型サービス等補助金が計上されています。この具体的な内容を少しわかるようにお示しいただきたいと思います。

それから17ページに保育園維持整備補修事業費として、100万何がし計上されまして、これは保育園の芝生用のスプリンクラーの修繕ということになっておりますが、市内の保育園、全部芝生化が進んで子どもたちに非常に喜ばれています。祢津から始まったんですが、芝の養生に随分苦労していますよね。それで現在、各保育園の芝生の状況ですね、新たに始まった田中保育園も含めて、どんなことになっているか、現在の課題はどういうことになっているかということをお示しいただきたいと思います。

それから19ページの子どものための教育・保育事業費で、認定こども園等施設型給付費負担金というのがございます。東御市には認定こども園は設置されていませんので、この費目はどのように補助をするのかということをお示しいただきたいと思います。

それから最後に21ページであります、一番最後、下の方に青年就農給付金の増額補正600万円計上されています。新規就農者に対する増額補正だと思いますが、今年度新規就農者、いくらになって、今年度の見通し、どういうことなのか、非常に歓迎すべき方向だと思いますが、実態をお示ししていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

13ページのマイナンバーに係る経費の内容、それと全体像について、総務課長からお答えを申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） おはようございます。

今回の補正の13ページ、社会保障・税番号制度関係業務委託料の内容でございます。これにつきましてはマイナンバー制度に伴い、国や地方公共団体と情報連携するために必要な環境整備を行うものでございます。具体的には国の情報提供ネットワークシステムと連携するための通信設定と、運用に必要なパソコン端末等の整備になります。

続きまして、マイナンバー制度の全体経費の関係でございます。マイナンバー制度に対応するために必要な経費といたしましては、26年度と27年度に行う市の業務システム等の改修、並びに今年度の個人番号カードの交付に関する事務の経費を合せまして、全体で約7,000万円を見込んでいますところでございます。このうち国の補助金が約5,000万円、残りは一般財源でございますけれども、一般財源の一部は交付税措置される見込みでございます。国の補助金額がまだ確定しておりませんので、金額は変動する場合がございます。7,000万円の概略の内訳でございますけれども、市の業務システムの改修等に約5,770万円、個人番号カード交付に関する事務につきましては1,172万円が内訳でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

最初に15ページ、下段の地域密着型サービス等整備事業補助金につきましては福祉課長から、17ページの中ほど、保育園維持補修事業費と、19ページの中ほどの認定こども園等施設型給付費負担金につきましては、子育て支援課長からそれぞれお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） それでは私の方から、地域密着型サービスの整備事業の補助金についてご説明申し上げます。

15ページの下段には介護施設等施設開設準備経費等支援事業補助金と、それと事業補助金ということで2本立てになっておりますけれども、その2つとも同じ事業に充てる補助金でございます。

事業内容につきましては、田中に地域密着型施設ということで、ちいさがた福祉会の方で建設を予定しております。場所については東部クリニックの跡地、そちらの方に建設を予定されておまして、定員一応25名、それと宿泊の方が6名定員という形で計画されている事業でございます。なお事業費につきましては、それぞれ定額という形になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） 17ページの保育園維持補修事業費100万円ではありますが、先ほど言われました芝生用のスプリンクラーの修繕に要する経費であります。内容につきましては和保育園に1カ所、滋野保育園の大庭に3カ所、未満児の園庭に1カ所を設置するものであります。冬期を除き毎日スプリンクラーの散水をしておりますが、風等の気候の影響で水がかかりにくい部分が実際に設置しましたら生じておりますので、そちらにスプリンクラーを設置し行うものであります。

ご質問の芝の状況はどうかでございますが、今、維持管理につきまして委託をしておまして、芝刈り、肥料、目砂、病虫駆除等の維持管理をしておまして、現在は芝につきましては良好な状況になっております。

課題につきましては、気候の変化ですとかで水をくれるのが、雨が降っているのに水が、タイマーがかかたりしますので、その辺の水をタイマーでとめるところですとか、そういうところを維持管理業者さんと相談しながらやっておるということです。

続きまして19ページ、認定こども園等施設給付費負担金644万4,000円でございます。こちらにつきましては平成27年4月から始まった子ども・子育て支援制度によって、市外の認定こども園へ保育を必要とする未満児が2名入園させたいという希望がございましたので、今回予算を計上させていただきたいと思っております。

また、今後も入園の希望があるという中で、プラス2名を計上させていただいて、合計4名の予算計上とさせていただいております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 21ページの青年就農給付金の内容につきましては、農林課長の方から説明申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは青年就農給付金の今年度の見通しの関係でございますが、青年就農給付金制度につきましては、就農後の定着を図るためおおむね45歳以下の就農者の経営が不安定な時期に、最高で5年間の所得を保障するための給付金でございます。個人型が年間150万円、夫婦型で225万円ということになっております。

今年度の青年就農給付金の予定でございますが、個人型で11名、補正分も含めてですけれども11

名ございまして、総額で1,650万円、それから夫婦型で6組ございまして、総額で1,350万円、合計で3,000万円という状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ありがとうございます。あと1点だけ追加的に伺います。マイナンバーのシステム構築その他で7,000万円ということですが、今後10月から付番が始まって、1月から個人番号カード普及というふうになります。年間の運用コストというのはどのくらい見込まれますか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 来年度以降のランニングコストのご質問でございますけれども、現在におきましては自治体中間サーバープラネットホームの整備運用に係る負担金ですとか、国の情報提供ネットワークシステムとの総合運用テスト、マイナンバー業務に必要な機器の導入等が見込まれるわけでございますけれども、具体的な金額につきましては、現在のところお答えできるような数字は持っていません。

○議長（櫻井寿彦君） 14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） おはようございます。何点かお尋ねをいたします。

まず15ページの老人福祉費であります。ふるさとの修繕に関する工事費負担金、工事費の補正ですということで、説明によりますと外構という説明がありましたが、これに対する具体的など何をどうするのかということをお聞きをさせていただきます。

16ページ、今、平林議員が保育園のスプリンクラーというお話でありました。この説明書によりますと修繕というふうに書いてあるんですね。これを読んだときに、まだ1年、2年しかたっていないのにどうしてしまったんだろうという気がしたんですね。今、説明を聞きますと増設ですよ。だからその辺もちょっと心配もしましたので、その辺のちょっと文言もきちんとしておいた方がいいのかなというふうに、今、お話を聞いていて思いましたので、今後よろしくお願ひ、修繕と増設とちょっと違うかなというふうに思います。それは答弁は結構です。

それから22ページです。温泉施設運営費の芸術むら公園の旧ガラス工房周辺整備工事費ということでありまして、今後の後利用は何か考えていないというような答弁で、整備をしたいというお話だったかと思うんですけれども、もう少し詳しく、どのような整備をするのかなというふうに思いましたので、説明をお願いいたします。

それから28ページです、ごめんなさい、29ページの方が適切ですね。体育施設費、体育施設及び中央公園等管理費、先日の一般質問等にもありましたけれども、検討委員会、今後の在り方についての検討委員会を立ち上げて、これからというお話がありました。その検討委員会のメンバーをどのように考えているのかということをお聞きをいたします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 15ページの下段ございます施設等修繕工事費、ふるさとの外構工事の関係でございますが、福祉課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） ただいまご質問のふるさとの外構工事の内容でございますけれども、ふるさとの建物が建っている北側の部分の擁壁が、ちょっと土圧で傾いてきております。その部分と、それとふるさとの南側に道路があるわけですけれども、その道路側の擁壁部分もちょっとクラックが入ってきて、危険な状態だという話なものですから、今回一応検討させていただいたんですけれども、その擁壁部分に盛り土をしまして、土圧を分散させるような工事をしたいと。それに要する経費でございます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 22、23ページの芸術むら公園管理運営費の中の工事請負費の旧ガラス工房周辺整備工事費についてでございますが、今回、前の住まれていた方と裁判の方を行いまして、基本的には明け渡しをしていただくような判決をいただいております。そうした中で、先日の説明で後利用を考えていないというようなお話だったとすると、大変こちらの方で説明不足な点がございます。基本的には今後どういうふうに使っていくかということも含めて、その前に今回整備をしながら、今、竹林等生い茂っているような部分もございまして、その辺を整理して今後使っていただく団体等と今、調整している段階でございまして、ここでどういうふうにというふうに具体的にちょっと、大変恐縮ですが、まだ調整中でございますので、お話しできませんが、そんな中では基本的には後利用を考えながら、芸術むら公園一帯をやはり景観のいい、市外からもたくさん見られるような形の中の区域に基本的には整備していきたいというようなことで考えておりますので、そんなことで後利用は基本的には考えているということで、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 29ページの体育施設のあり方の検討委員会の委員の構成でございますが、利用団体の関係者、小・中学校など保護者、民間スポーツ施設の関係者、有識者並びに施設管理者など10名を予定しております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） まず、ふるさとの擁壁ということで、わかりました。以前にあそこの建物の周りには木陰もないですし、ベンチもなかったような気がします。やはりお年寄り、外に出て休んだときに日陰があったりとかというふうなことがいいですし、太陽を浴びるということは骨の生育にもとてもいいというふうに思っていて、ぜひというふうなお話を差し上げたような記憶があるんですけれども、今回そういうことではないですが、今後の中で、今後の中といっても数年前に私、申し上げたような気がするんですけれども、やはりそういうことを考えて、健康づくりという視点からすると、そういうことも大事なのかなというふうに思いますので、木陰をつくるに

はなかなか、木を育てるにはおいそれとはいきませんけれども、ベンチがあったり、少し癒される空間を外に、景色がとてもいいですし、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。その考えをちょっとお伺いしておきます。要望というとなかなかそのままになってしまいそうなので、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それからガラス工場の件ですけれども、具体的には後利用、考えていない、イメージ的にはあるようなお話でしたけれども、私、思うにはやはり先日の一般質問にもありましたけれども、あそこには陶芸もできます。それからガラス工房、またそういうふうな利用をするという、また紙すきで竹すき、そういう施設もありますので、一般質問の中で観光的、滞在型、地域の資源を生かしてというお話があった中で、陶芸を体験していただいたり、紙すきをやったり、ガラス工房で何かをやっていただくという、そういうふうな視点に立って明神館周辺を整備していくと、多少の滞在をしていただけますし、当然そういうものは有料という形でなされるというふうに思いますので、そういうような方向を考えながら、まだ具体的にわからないというお話ですので、そういうことも考えながら整備をしていかれたらどうかなというふうに考えておりますが、その辺のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

それから体育施設のあり方検討委員会、メンバーはお話いただきました。やっぱりこういう委員会等を立ち上げるときには、市側からの要請で割と市の言うことをそのまま聞くような、そういう皆さんがメンバーになりかねない状況があるかなと感じておりまして、今、お話しいただくといういろんな方々、世代の方々、やっぱり現実的に使っている方たち、これからの人たちという方の意見をしっかり聞いて、そういうものの今後のことを考えていただきたいなと思っています。

それとこれに関連するんですけれども、お水を張ってあった岩があって、そのところがまだ今年も何もなっていないんですけれども、もったいないなと。先日も行きましたら本当に親子が楽しく遊んでいて、滑り台が新しくなったのもとても喜んでいましたし、芝生もとてもいいし、外部から来た方が本当に整備されているねと、遊具も前来たときにはちょっと古くなっていたんだけど、それもきちんとかえられていて、安全性も高く、すごく整備されているねと褒めていただいたんですね。それは本当にすごいことだなというふうに思いますが、あそこのところだけはまだそのままになっています。この夏、猛暑だなんていうと都会の方では地下から何か噴水みたいに、こう、上がって、子どもたちがすごい喜んで遊んでいるという場面をたくさん見たんですね。あんなものにもできないのかなというふうに考えます。その辺はどうでしょうか。今すぐというわけにもいかないでしょうけれども、ぜひ検討していただけたらな。やっぱりプールがないなんていうお話も先日ありましたけれども、やっぱり夏の水辺というのはとても貴重かなというふうに思っていますので、その辺はどうなんでしょうか。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ふるさとの周りにベンチとか木陰というお話がございました。ベ

ンチは置けばいいんですけれども、大きな木がないとやっぱり木陰というのは難しいなと思ひまして、経費的な面もあるわけですが、今、ふるさとでは5名の方が入所されております。そういった皆さん、また実際に外でそういう散歩とかするというような状況をご意見を伺ったり、あと状況を確認させてもらう中で、今後検討させていただきたいと思ひます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 旧ガラス工房の後利用の関係でございますが、いずれにいたしましてもせつかくある施設でありますので、有効に活用を今後ともしていきたいということで、現在、陶芸団体の方と利用について調整している段階でございますので、そういう中で今後公園全体の利用促進を図るような形で、またそういう団体とも今後協働しながら進めていきたいというように考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） プールに絡みまして、水に親しめるような場所をとということでございます。芝生広場の横の親水池かと思ひますけれども、当初は好評だったんですが、ポンプの具合ですとか水の管理が難しいということで、今は水を張ってございませぬ。実は本年度の予算で設計予算をお認めいただきまして、来年度施工予定でございまして、あの部分を手直ししまして、子どもたちが水に憩えるような親水施設、地下から水が吹き出ているとか、そんなようなものを想定しておりまして、これから設計を固めますけれども、そういった水辺、憩いの場所というのは必要だと思ひますので、考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 15番、町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 2点ほどお聞きをしたいと思ひます。

22、23ページ、観光費なんですけど、ここに大河ドラマ観光誘客事業補助金で100万円、これはどういふ内容の誘客事業に要する補助金なのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。それからその下に海野宿の観光対策事業費で20万円ほどですけども、施設修繕費として20万円ほど上がっていますが、これの内容についてちょっとお聞きをしたいと思ひますし、この駐車場、どこの駐車場なのか、ちょっとわかりませぬので教えていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、これは予算のここに出ている減額補正で1,127万円（後刻訂正）ありますけれども、ゆうふる t a n a k a の駐車場、この関係については別に問題はないんですが、以前から、この前、田中の保育園が完成したときに、竣工式に行ったときにあそこからゆうふる t a n a k a の方を見たときに、いい壁面があるんだけど、そこへ看板を出したらどうだという話が出たんですよね。向こう、駅の南側の方から見たときに一番よく目立つので、あそこへ日帰り温泉施設ぐらいの看板を出すようにというふうには、そこで話をして、地元の議員がぜひお願ひするわという話になったんですが、いまだついているような気がいたしませんけれど、ペンキでちょっとかいてもらえばいいわけですけど、看板屋にかいてもらって、大した金額はかかりませぬので、宣伝効果もねらって、「真田丸」の誘客事業に補助金を出すぐらいですから、そんな看板の費用な

んか大したことはありませんので、これは要望ですけれども、やったらどうでしょうか。

以上3点お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず22、23ページの大河ドラマ観光誘客事業補助金の100万円でございますが、これにつきましてはご存じのとおり来年から「真田丸」が放映されるということで、事前告知という関係の中で、まず銀座NAGANOの方に参りまして、真田に関するイベントの関係でまず1点進めていきたいというふうに考えております。そういう中で、東御市の食と真田と守護神白鳥神社を紹介するなどしながら、誘客を図りたいというのが1つ目でございます。

もう1点としては、NHK大河ドラマ「真田丸」の放映を契機とする集客の流れをとらえ、真田氏ゆかりの海野郷を中心に、本市の魅力的な観光素材や着地型旅行商品を首都圏の旅行エージェントに説明するためのモニターツアーを実施したいということで、そんな活動の中で本市への観光客の誘客を図りたいというものでございます。内容については、このような形になっております。

また、次の海野宿の駐車場の修繕に要する費用でございますが、これは現在、新しく開設されました新しい駐車場と古い駐車場、いずれにいたしましても無料化ということで、その管理ですね。今までは地域の皆さんが常駐していたわけですが、現在、常駐しなくなったという中で、若干修繕費が、いない間にちょっといたづらをされたりとか、そういうことで当初見込んでいた修繕費が予定よりも使われてきております。そういう中で今後もそういう壊れたときの修繕に対応するための予算を計上させていただいております。したがってどっちに使うということではなくして、そういう修繕が発生した場合には、今回の予算で対応させていただくということをお願いしたいと思います。

ゆうふる t a n a k a の駐車場ゲートシステムリース代に関係して、ゆうふる t a n a k a に案内看板というのですか、施設の看板をというお話でございますが、現在、それにつきましては検討はざっとしておりまして、いずれにいたしましても基本的に看板を設置した場合に、下に落下するというようなおそれもあつたりするものですから、その辺の安全性なんかちょっと考えながら、なかなか施設を管理していただいている振興公社の方としても、研究しているということの中で、前に現在、進んでいないような状況でございますので、また振興公社の方と話し合いをする中で、いい形でそういう看板ができるようなことを研究していきたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 先ほど質問したときに、温泉センターの減額が112万7,000円を1,120万円ほどというふうに言ったようですので、訂正をさせていただきます。

それで今、海野宿の修繕費20万円、ちょっとはつきりした答弁がなくて、何がどうなっていて、傷められたところというのはどこなのか、新しい駐車場なのか、2カ所の駐車場、どこをどういうふうになったという説明がちょっと足りないんですけれども、傷められたときのためにというよう

な説明ですけれども、ちょっとわかりません。

それからゆうふる t a n a k a の看板の件ですけれども、ペンキでかけばというふうには、看板をつけなくも、あのいい壁面があるからそこへやったらどうだということで、ペンキでかけばできることなので、看板屋にかいてもらったらどうかという提案なので。検討はもう相当、これはある議員から要望が出ているはずであります。検討にそんなに半年も1年もかかって、まだつけられないということではないと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 海野宿の駐車場の修繕費の関係でございますが、今まで新しくできた駐車場のドアが壊されたりとか、そういうケースもございます。そういう中で、当初見込んでいた予算をおおむね使い果たしてしまっているという中で、今後の要するに修繕に使いたいということでございます。そういうことでの予算でございますので、新しい20万円については、どこにどういうふうにするというのではなくて、発生したときにいずれにしても使うための備えている予算でありますので、その辺ご理解の方、お願いしたいと思います。

また、ゆうふる t a n a k a の看板につきましては、ペンキでかくというような案も確かにあるのかなという気はしていますので、またその辺については研究をさせていただくということでもよろしくお願いたします。

○議長（櫻井寿彦君） 5番、蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） まず13ページの企画費のところのふるさと納税謝礼1,150万円ですか、昨年と比べれば大分上がってきているかなと思いますが、歳入の寄附金を見ると2,300万円なので、約50%が謝礼で使われていると思うんですが、昨年よりは大分寄附が増えているということで結構なことなんですけれども、幾つかお礼の品があったと思うんですが、どの品がすごく人気があるのか、その謝礼の商品に対する割合ですか、それをお聞きします。

それと15ページの老人福祉費の中の劇団ZANGE公演会実行委員会補助金ですか、260万円。この武者さんが私なんかの世代にはすごく懐かしい名前だと思って見ていたんですが、ちょっと前まで私もこの武者さんが東御市出身というのを知らなくて、ちょっと申しわけなかったんですが、最近よく地元の新聞なんかで見るように思うんですけれども、最近はだからこの辺の地元にもちょっと密着された活動もされているように思うんですが、今後東御市としてはこの武者さんとどういうふうにつき合っていくか、またこういうようなコラボとかやられていくのか、その辺がわかるようでしたらお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ふるさと納税に係るご質問でございますが、13ページですね、どういった品目が多いかというご質問ですけれど、現在までのところ、今年度3,100件ほど寄附の申し出がございまして、そのうち約2,000件は巨峰でございます。あとシャインマスカットが500、あとチーズ、ピザというのがありまして、これが約200ほど、地ビールカレーが180ほどというようなこ

とでございます。あとほかにワインですとか、八重原米、それから最近追加しましたクルミもございます。そのほか今後もう少し種類を増やそうということで検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 15ページの中段にございます劇団ZANGE公演会実行委員会補助金につきましては、福祉課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 劇団ZANGEの公演会でございますけれども、議員の方からもありましたけれども、ブッチー武者さんの方で構成しています劇団の方で、題名については「生きる」というような舞台をやるようになっております。「生きる」の内容につきましては、実際に起こった、痴呆老人のお母さんと2人暮らしの家庭で起こった事件を題材としております。特に福祉課の方で扱うに当たって、この題名については昨今痴呆という問題については、認知症については非常に問題化されてきておりますので、その辺の題材を取り上げた映画ではなくて劇だという話の中で、訴えるものも大きいのかなと、そんなふうに思っています。そういった形で今回この公演を企画いたしました。

企画自体については実行委員会の方で行うわけでございますけれども、何分にも余り高い券ですとということもありまして、ちょっと実行委員会への方の補助金を差上げる形で公演の方を実施していきたいと、そんなふうに思っています。

なお公演につきましては、10月28日を予定しております。皆さんにもぜひ券をお求めいただいて、ぜひ見ていただければなと思っておりますので、よろしく願いをします。

今後のかかわり方等についてでございますけれども、ブッチー武者さん、先日もお話をさせていただきましたけれども、結構こういった形での社会福祉ですとか、認知症の関係について興味をお持ちです。機会があれば、この「生きる」の公演がきっかけになって、その先に進めればなというようにも考えておりますけれども、一応つながりをつけながらお付き合いをしていきたい、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） ありがとうございます。まずはふるさと納税の方なんですけれども、新しい品目もまた考えていらっしゃるということで、昨年と比べて大分確かに上がってきていると思うんですけれど、この前も新聞に載っていましたが、ただ、ほかの自治体の成功事例を見るとやっぱり何億円、10億円を超えているような寄附金があるところもありまして、やっぱりそういうところのパンフレットとかを見ると、お礼の品だけでこんな小冊子があるようなぐらいやっぱり品目がすごく豊富ということで、ふるさと納税の成功例って見ているとやっぱりクレジット、うちも今年の4月から始めましたクレジットで納付できるというのと、やっぱりお礼の品目が多いというのがポイントらしいので、ぜひ検討していただきたいというのと、劇団ZANGEに関してはブッ

チー武者さんはやはり東御市出身の数少ない著名な方ですので、ぜひ今後とも上手にお付き合いできるようにお願いできればと思います。要望です。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ブッチー武者さんのことに関して、少しだけ私の方から。

去年の9月に1週間文芸座で公演されて、非常にこの「生きる」の評価が高かったという形の中で、限られた予算の中でいったん解散はしたけれども、劇団の皆さん方がぜひ全国にもこの事実を知ってもらいたいし、この問題を考えてもらいたいということで、非常に何とかならないかという状態になっているということで、全国公演の出発として、ふるさとを選ばれるならば、ふるさととして協力したいというお話をさせていただきまして、実際に劇団員が再結集できるかどうか、また実際に全国公演をやっていくという形になった場合に、どういうことが可能か等々の検討が非常に時間がかかったりしていましたが、急きょやっていきたいということで、また会場等の、またスケジュール的な折り合いがついたということで、動き始めたということでございます。

9月5日に千曲高校でも、OBとして千曲高校のOB会で講演なさって、非常にその話が感銘的だったというふうに言われておりますので、今後違う形で彼の活動が活発化する可能性もあるので、ふるさととして応援しながら、またこの問題を原点として東御市の福祉の向上にも寄与していただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 2点ほどお伺いしたいんですが、15ページのところで生活環境費なんですが、不法投棄処理委託料ですか、これが増額補正になっているんですが、かなり最近不法投棄が多くなっているのか、どういったところで増えてきているのか、やはり周囲が荒地地とか、そういうところにはどうしても捨てられるというようなことが多いかと思うんですが、そういった実態をあったら教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、29ページなんですが、先ほど体育施設の関係でいろいろ検討されていく、有識者会議等も持たれるということなんですが、委託料に体育施設最適化計画業務委託料もあるんですが、いろいろ検討していく中で、この計画の作成が非常に大きなポイントになってくるかと思うんですが、その委託先など、どんなところをお考えなのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 1点目のご質問の不法投棄の現状等につきましては、生活環境課長からご答弁申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） それでは生活環境費の環境保全諸経費の不法投棄委託料の増額につきまして、内容についてご説明を申し上げます。

本年1月に、市内の畑地帯に1,000本以上のタイヤが不法投棄されたところでございます。至急

上田警察署におきまして捜査が開始されたということですが、投棄者の特定が困難となっております。このままでは撤去処分しなければさらなる不法投棄が予想されるという事態になっているところでございます。また関係区長、地権者からも市の方へ協力要請があったところでございまして、撤去処分費用は100万円を超える見込みでございまして、地権者だけでは負担が困難なことから、関係法令、それから条例等に基づきまして、地権者、市それぞれの責務によりまして作業費、運搬費は地権者で、それから処分費等については市で負担するというところで、今回予算では不足する52万1,000円を補正させていただいたということでございます。

今、市の廃棄物の関係のパトロールもやっておりますし、そんなに大きく、今までのように増えているということはありません。今回このような特殊な案件がありましたので、今回補正をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 29ページの体育施設最適化計画の業務委託でございますけれども、検討会での議論の進み具合によりまして、そのまとめとして施設改良であれば当然経費のことも含めまして、これまでの改修経過、あるいは今後の経費の見込み等を含めまして、それを業者に委託するための経費でございます。委託先につきましては、予算をお認めいただいた後、業者は決定したいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 不法投棄についてはわかりました。それから体育施設の方については、それでは有識者会議の検討を踏まえて、その意見集約というような段階で委託したいと、こういうことですか。わかりました。

○議長（櫻井寿彦君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは私からは3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず13ページのところでございます。財産管理費の中で財産管理諸経費で浅間山麓総合開発株式会社出資金1億8,300万円ということで計上されています。これについては全協でご説明いただいたわけですが、やっぱり市民の方々にも知っていただくという意味で、ここで改めてご説明いただければというふうに思います。

それから2点目としまして、21ページの点でございます。農業総務費の中で農業振興施設管理運営費で、施設等修繕工事費で437万4,000円、雷電くるみの里の施設修繕というふうに載っております。この内容についてお尋ねいたします。

それから同じページの下のところにあります、先ほども同僚議員から質問がありましたけれども、青年就農給付金でございます。先ほどの話で個人型で11名、夫婦型で6組ということでお話がございました。非常に就農される方にとってはこうした給付金があるということは非常にありがたいですし、生活を支援していただくという点では、就農がしやすくなるという点ではすごくいい制度だと思っております。実際にこの方々が携わっていらっしゃるどのような種目、農業、米なのか、野菜

なのか、果樹なのか、それについてお尋ねしたいということと、これ5年間ということになっていきますけれども、始めてからもう5年たったのかどうなのか、ちょっとわかりませんが、実際にこれによって生活が安定して、更に経営規模を拡大していくという形になっているのかどうか、その辺の評価についてお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 補正予算書の13ページの浅間山麓総合開発株式会社出資金1億8,300万円の内容についてご説明を申し上げます。

浅間山麓総合開発株式会社につきましては、東部湯の丸インターチェンジの建設資金約13億9,000万円ほど、これを捻出といいますか、返済をするために設立された、主な目的として設立されてきておりましたが、今年度中にその建設資金に係る借入金はすべて完済する見込みができてきたということでございます。

こういう中で、この会社の一定の役割がもう果たした段階になってきているということの中で、今後この会社について整理をしていきたいというふうに考えておまして、そういう中でまずは東御市が今、株主、民間ですとか、市町村、県等12団体でございますけれど、こちらの皆さんが持っております株式を東御市ですべて取得をして、次の段階に進めていきたいということでの予算化でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 21ページの農業総務費の中の雷電くるみの里の修繕工費の内容と、同じページの青年給付金の受けている農家の皆さんがどのような作物をつくっているかということにつきましては、農林課長の方から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは21ページの施設修繕工事費の関係でございます。内容的には、雷電くるみの里の空調設備、これは暖房に係る部分ですけれども、この部分の修繕、それから施設の周囲を囲みます木柵、木の柵があるわけですが、その部分に係る修繕ということで、その部分の補正ということで見込んでおります。

次に、青年就農給付金を受けている方の、どんな作物に取り組んでいらっしゃるかという内容ですけれども、取り組みの作物としましては、まずブドウに取り組んでいらっしゃる方、これは個人の方で3名、それから夫婦の方で4組ございます。それと野菜に取り組んでいらっしゃる方、これにつきましては個人の方で3名、それから夫婦の方で2名ということでございます。そのほかとしましてはイチゴ、夏秋イチゴの関係ですけれども、それに取り組んでいらっしゃる方、それから加工ブドウ、加工用のブドウに取り組んでいらっしゃる方、また花きの方、それからリンゴの方というような状況になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 私の方から若干補足させていただきますが、今の新規就農者のついている方、給付を受けている方の中で現在、経営状態としてどんなふうになっているかということでございますが、いずれにいたしましてもなかなか厳しい内容の方もいらっしゃるの事実でございますが、中には今回の青年就農給付金の関係の資金融資制度がございまして、その融資制度を活用して農機具ですとか、それぞれの経営に必要な機械を購入されるなどの経営規模の拡大につながるような形で資金を調達されている方もいらっしゃいますので、基本的には経営のいい皆さんの中にはかなり更というふうな形の中で、安定化に向けて就農されているのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答いただきました。それでは再度お尋ねしたいと思いますが、先ほどの浅間山麓総合開発株式会社の関係なんですけれども、東御市発展のためにインターチェンジが必要だということで13億9,000万円のお金が必要だったということで、そうした意味では浅間山麓の役割が終わったということは、1つの区切りになったのかなと思っています。これまでの市の発展にとって、これからも非常に重要な点なのかなということで、借金が完済したということに対しては非常に喜ばしいことなのかなと思っています。

それからこれに当たって民間の方も含めて多額の株式を引き受けてくださった周辺の市町村さん、あるいは民間団体の方々に対して本当に敬意を表したいと思います。

この今回の整理について、市としての出資金といたしますか、貸付金がまだ4件があるわけですね。この処理と、それからその後の、浅間山麓さんの整理については振興公社さんと合併するというふうにお聞きしているんですけれども、振興公社さんと合併するに当たってのメリット・デメリット、私なんかどちらかという土地開発公社さんの方が業務が近いのかなと思ったんですけれども、それについてご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから先ほどの雷電くるみの里の関係なんですけれども、内容の点については了解しました。1点お伺いしたいのは、道の駅さんからのこれに対する負担というものもあるのでしょうか。それについてお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 浅間山麓総合開発株式会社に関する再質問について、お答え申し上げます。

浅間山麓総合開発株式会社と信州東御市振興公社については、今後合併する方向で協議を始めるということで双方の会社で、取締役会で決定はしておるところでございます。浅間山麓の今まで担ってきた役目といたしまして、借金の返済ということもございまして、あと市全体の開発という

ことも定款にございまして、振興公社にも似通った内容がございますので、その業務を一緒にしまして、東御市の今後の発展に使っていただければということで考えているところであります。

市とすると第三セクターを2つ持っていて、効率化するというこの中で1つの方向にしていこうということが1つメリットになるかと思えます。それから土地開発公社との合併につきましては、法律的には土地開発公社は単独の法律で設置されているものでございますので、浅間山麓総合開発株式会社との合併は考えられません。

あと済みません、浅間山麓総合開発株式会社が現在、市から4億円借りているということでございます。この返済につきましては、今般の補正予算の中で2億円の返済がございます。残りの2億円ということでございますが、現在、不動産の賃貸収入がございますので、これを使うことによって何年後かには完済が見込めるということが考えられるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 道の駅の修繕に関しまして、雷電くるみの里側の負担はあるのかというご質問ですけれども、この修繕工事に関してはくるみの里の負担はございません。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 浅間山麓さんの関係について、もう一度お尋ねしたいと思います。今回、上川原工業団地の土地の売却があったということで、その資金を使って東御市から借りているお金を返済して、それを株式の購入に充てるという話を聞いております。それで今後の中で、それにしても残りの2億円の借金は継続するわけですね。振興公社と合併することによって、振興公社の経営だとかそういったものに影響を与えることはないのかどうなのか、それによって振興公社自身が2億円の借金を抱え込んでくるわけですね。その辺についてはどのような判断をなさっているのか。何かこれまでの浅間山麓さんの収入があるからというお話もお聞きしましたけれども、それについて具体的にお話をお聞かせいただきたいと思えますし、それから返済にどのぐらいかかりそうなのかということも含めて、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 今回の補正の中で浅間山麓から2億円返ってくることにしましては、浅間山麓の中での内容でありますけれども、中古車リサイクルセンターの今まで貸し付けた用地を中古車リサイクルセンターさんがお買い求めいただけるということになりまして、それについてはそこから約2億円ほどであります。浅間山麓総合開発株式会社はその土地代の収入があるというわけですね。そういうものもございますので東御市へ2億円返すことができるということになります。

現段階では、浅間山麓総合開発としますと年間約1億円の賃貸料収入がございます。そのうち地代として約5,800万円ほどが市に賃貸料を支払っております。残り約4,000万円ということになりますので、簡単に言いますと約4,000万円が毎年黒字になっていくということでございます。そう

いった金額も今後振興公社と一緒になりますと、振興公社の経営基盤にも安定化に寄与するというふうを考えられますし、また、その中で市への2億円の残りの返済ですね、これについても計画的に可能だろうというふうに考えています。何年後に完済になるかにつきましては、今後の経営状況によりますので、現段階でお答えすることはできません。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかによろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第73号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結について

(質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第78号 明神館改修増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第80号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第5号）

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第80号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第80号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成27年東御市議会第3回定例会議案（第2号）の一般会計補正予算書の1ページを開き、お願いいたします。

議案第80号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度東御市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出686万円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億3,591万8,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

3ページから5ページにつきましては、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款19繰越金項1繰越金686万円の増額は、純繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

款6 商工費項1 商工費目7 温泉施設運営費380万円の増額は、農林業体験交流施設建築に係る工事請負費の増額補正でございます。これは6月議会で補正予算をお認めいただきましたが、長野県との協議及び詳細設計実施に伴いまして、増額させていただくものでございます。

次に、款11災害復旧費項1 農林水産施設災害復旧費306万円の増額は、平成27年9月9日の豪雨によりまして被災した農業施設2カ所の復旧に伴う農業施設災害復旧事業補助金の補正でございます。

以上、議案第80号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから質疑を行います。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは今、上程された議案のうち、農林業体験交流施設建設工事費の補正についてお尋ねしたいと思います。

6月議会、確かに通っているんですけども、たしかコテージ2棟でしたか。それで380万円の補正というと、結構大きな額に見えるんですが、具体的にもう少し細かくご説明いただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの農林業体験交流施設建設工事の増額分の内容でございますが、先ほども提案説明の中で申し上げましたとおり、今年の議会においてお認めいただいた予算でございます。その後、いただいた中の設計委託料を活用しまして、その設計に着手するとともに、県と内容について調整を図ってまいりました。このたび県との調整がおおむねまとまってきましたが、当初予定していた内容と差異が生じたことから、また、今回の割り当ての補助金は国は平成26年度繰越予算のため、平成28年度への繰越ができなくなり、年度内完了をさせる必要があるから急ぎよ補正予算をお願いしているものでございます。

内容といたしましては、県との調整した結果、当初打ち合せでは県産材の使用率を50%以上とされていましたが、最終的には80%以上にするよう求められました。したがって2棟における県産材の使用体積が1.5立方メートルほど増となっております。内容といたしましては、構造材部分、あるいは造作材部分という内容となっております。

また、実施設計を進めるために現地調査を行いまして、施設の設置場所を当初現在あるコテージの中に予定しておりましたが、その中には史的な場所もございまして、それを避ける必要が生じたこと、また景観のよい、見晴らしのよい奥の北側の池沿いに設置することで、土地所有者である地元の皆さんと協議がまとまりました。

これらの変更によりまして、給排水設備工事ですとか、電気設備の工事が延長増となりまして、合計で今回の380万円ほどの予算の追加をお願いすることになったものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） ほかによろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。よって、自己所属委員会の担当部門にかかわる議案の質疑については、原則として委員会でお願ひすることが例となっておりますので申し添えます。

◎日程第 5 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは、この条例についての基本問題について、何点か伺ってまいります。

この条例は番号制度発足に伴って、東御市で個人番号、特定個人情報、特定提供等記録等個人情報に対し適正な扱いを確保し、そのために必要な改定を行うということでもあります。マイナンバー、近々本格的に動くということですが、1つそれぞれの持つ番号にかなり広範な情報がひもづけされていく、見方によってはその人の人生丸々とらえられちゃうというようなことを表現する人もありますが、市民生活に非常にかかわりが深いものとなります。本条例はその個人情報、マイナンバー、そこに伴う個人情報を東御市が扱う基本的な条例、初めての制定というふうになります。それだけに市民生活に非常に深いかわりがある条例の規定だけに、初めに手続き的なところを伺いますが、

現存の個人情報保護法で対応するのか、影響が大きい大量の情報を扱う、今後扱っていくということに鑑みて、個別の個人情報保護、マイナンバー施行に伴う個別の条例をつくるべきではないかという意見もあったように聞いています。いろいろ論議になっているようですが、東御市の場合、既存の条例の改定で対応しようというふうになったご判断、どういうことであるかというふうにお聞きしたいと思います。

同時に2番目に、市民生活に非常にかかわりが深いだけに、その規定について市民の理解を広げるといのは当然なんです、条例の制定についても市民に周知し、パブリックコメントを求めると市民参加で体制を整えていくということが必要ではないかというふうには私は思ったんですが、ほかの市町村を調べてみますと、かなり多くのところでパブリックコメントを実施しております。かなりその提出された意見については、今、言われているセキュリティの問題とか、プライバシー保護の問題とか、様々なことが提示されておまして、東御市でもやるべきではなかったかなと思いますが、実施されませんでした。それについてのご見解を伺ってまいりたいと思います。

それと今議会では、本条例が提案されたんですが、更に12月議会では仮称で東御市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例というのが準備されていると思います。これより具体的な運用についても規定がされると思うんですが、同じ考えで市民生活に深いかかわりがあるということで、あらかじめ市民に示して、パブリックコメントの対象にすべきではないかというふうには思うんですが、最初、手続き上の問題として伺っておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問につきまして、総務課長からお答えを申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例の関係でございますけれども、国の方では番号法の関係で第29条の方で、特定個人情報、いわゆる個人番号を含む個人情報を区別いたしまして、新たに特定個人情報という形で取り扱いを行っております。国については個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律等の中で、いわゆる読みかえ規定を定めておまして、特定個人情報の取り扱いにつきましては、今回お示しいたしました目的外利用ですとか、外部提供、開示、提示、利用、提出等につきましては、法律の中で読みかえ規定がございます。

ただし地方公共団体におきましては、この読みかえ規定の適用がされませんので、既存の個人情報保護条例の中で、既存の個人情報と今回新たに制定いたしました特定個人情報をより厳格に区分いたしまして、それぞれの項目につきましての適用につきまして、条例の一部改正という形で東御市については改正するという方向で決定いたしました。

なおパブリックコメントにつきましては、あくまでも法律の読みかえ規定というようなことで、国の読みかえの部分で地方公共団体の方に適用するという趣旨でございましたので、パブリックコメントにつきましては今回実施はいたしませんでした。

なお12月の改正の関係につきましては、今後のこともございますので、改めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 国の制度だからということではありますが、そのとおりなんです、情報を扱う実施主体は市町村になりますよね。だからその実施についてきちんと情報管理をして、セキュリティ、プライバシー保護、いわゆる個人情報をきちんと保護できるように担保するというところで、市の責任になりますので、そういう重きを持ったものだということ、私は市民によく周知して、意見を求めるという手続きをとった方がいいのではないかとこのように思います。

条例改定で対応できることはできるんですから、それで十分に用をなすということだったら、よく情報を整備してやるということも1つの方法だとは思っています。ただ、事柄の大きさからして、やっぱり単独条例ということは考えるべきではなかったかなということ、今、ここに至っていますから、私の意見として申し上げておきます。

12月議会に提案予定のより具体的な規定がある条例については、早めに整備して、市民によく示して、ぜひパブリックコメントの対象にさせていただきたいというふうに思います。

それでは具体的に4点ほど伺ってまいります。いろいろ世上キャンペーンが行われているんですが、まだまだ「個人ナンバー制度って何」という多くの疑問があるのが現状だろうと思います。

「広報とうみ」で4カ月連続で紹介して、ぜひ理解いただきたいということで努力されているので、そのとおりだと思います。しかしそれでもなお身近な問題としては、なかなか感じられない方が多いのが現状だと思います。

この4カ月連載の中でも、あるいはホームページでも、個人情報の扱いについては慎重を期して安全でございますと、年金問題があつて、セキュリティ問題が非常に関心が高いんですが、大丈夫なシステムになっていますというふうに言っているんですが、やっぱり年金問題の印象って非常に強くて、しばらく前に報告を出されましたけれど、それ自身もかなり疑問が提示されていて、本当にこんな膨大な情報を1つの番号につけて、大丈夫なのかという疑問は絶えないと思うんです。それで制度の、国の言う、この表現を見ますと、総務省が出した文章をわかりやすい言葉で書いてるんですけども、その総務省の説明自身について多くの疑問が出されています。ですからやはりインターネット情報というのはいくらセキュリティをとっても、それを破る更に上回る技術が出てくるわけで、そういう中でリスクが伴うんだと、しかしこういう対応策をとっているというスタンスで、引き続き安全問題について懇切丁寧な説明というのが必要になると思いますが、今後、どういうふうにその辺の市民に対する説明というのを考えているか、まずお聞きしたいと思います。

それから2番目に、付番が10月から始まります。10月中旬から発送されるということでしたが、全体として東御市民約3万ちょっどですね、に行き届くようになっているかどうか。過日同僚議員が一般質問の中でも取り上げましたけれども、送達の困難者というのがかなりいらっしゃると思う

んですが、改めて困難者がどの程度いらっしゃるのか、その方に対する対応、いつまでに100%行き届くというふうな対応策をとっているか、お伺いします。

それから3番目に、1月から番号カードの発行が始まります。これは付番の通知の際にそのことも明記した呼びかけがされると思うんですが、このカード発行は任意なんですね、申請による任意です。任意なんだということをしっかり周知していただきたいと思うんですよ。要するに利便性をちゃんと理解しないで持ちちゃうと、うっかり紛失したり、どこかへ行ってしまったりということが確実に起きてくるんですよ。だからよく理解した上で活用していただくという措置をとることが必要でありまして、このことをよく明記した案内が必要だと思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 平林議員、質問の途中ですが、改正の概要の内容について、その趣旨に基づいて質問をお願いしたいと思います。

○9番（平林千秋君） わかりました。それから4番目に、個人番号で利用できる情報というのは税、社会保障、災害の3分野であります。全体として98行政事務というふうになって、かなり広い行政になっていきます。最近では消費税の何か軽減税率に活用するのは非常に適用範囲が拡大されるという動きもあって、非常に心配されています。

そこでこの個人番号では、それぞれ市町村が独自に利用を拡大できると、利用することができるという規定もありますが、東御市は現在、想定されている3分野以外で東御市独自にこの番号を活用するという構想はどういうふうになっていますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） マイナンバーにつきまして、何点かご質問をいただきました。基本的に国の制度というふうに考えております。議員からもお話がありましたように、国の分野、それからそれを具体的に使う市町村での分野ということがございますので、まずそういったそれぞれの守備範囲の違いということを押さえておきたいというふうに思っています。

具体的にご質問のカードの説明会等でございます。一般質問等でもお話をしましたように、逆にいうと10月以降お手元に届いたり、届いたよというお話の中でご質問等もあろうかというふうに思っていますので、議員さんからのご質問がありますように、まず案内をどこに集中してもらったという広報を引き続き行っていきたいというふうに思いますし、今、ご指摘いただきました広報での周知についても、これで終わりということではなくて、もっときめ細かい具体的なお質問に即したようなQ&Aみたいな形で、広報、ホームページ等で載せていきたいというふうに思っております。

あわせて、ご案内しましたように10月4日の全体での説明会も予定をしておりますし、まだ日程的に決定してなくて、ご報告申し上げられませんが、各地区に出向いてまた何らかの機会でご説明をしたいと、そのときに直接ご意見をいただきながら、安心をしていただきたいというふうに思っております。

次に、カードのまずナンバーが書かれた通知カードの発送でございます。ご指摘のとおり全国

的に一斉にということでございます。ちょっと状況は違いますけれども、準備期間、それから国等の折衝、郵便局等あろうかと思えますけれども、年賀状の発送と同じなのかな、大変なんだろうなというふうに思っておりますが、今の中では国に、どうやってもこう、いつまでに、部分的にどうだというご回答はいただけないんですけれども、11月の上旬、あるいはどんなに遅くても12月までには発送を完了するというふうに国は回答をしておりますので、東御市としてもその辺なのかなというふうに考えております。

それからご質問をいただきました周知がなかなか大変な部分、特にまた住所地と居住地が違う方につきましては、ほぼ一般質問でお答えしましたように一応お知らせ、それからDV等につきましては電話連絡で被害者にはご連絡をして、意思確認を差し上げているということですから、特に病院・施設の長期入所者については、間接的に施設からお願いをしておりますので、その辺の手当てもまた広報等でしていきたい、FMもございますので、あらゆるメディアを使って、周知をしていきたいなというふうに思っております。

それから1月以降使われます個人番号カード、これにつきましては私どもからすると申請をいただかないと発送、発行できませんよということになっておりますので、今後の広報等においてその旨、あるいは今、ご指摘のように任意ですよと、任意でありますので申請いただかないと発行できませんというような表現にもちょっと気をつけていきたいなというふうに思っております。

最後にいただきました個人利用でございます。実は内部的に検討会を部課、部署を横断するような形で委員会等を持っておりますので、そこで最後詰めていくわけですが、今のところ独自利用というところではまだ集約ができていないというのが現状でございます。12月以降また条例提案の中でお示しをしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） ほかによろしいですか。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 周知徹底というのは、いや応なしにこれ市民に対応せざるを得ないわけですから、よく理解した上で、事故が起きないようにということで丁寧な説明を引き続きやっていく必要があると思います。

それから独自利用については、今、本当に心配されているんです。どんどん広がっていく可能性があるということになっていまして、東御市で利便性があるからということで、そこに載っけちゃうと、そこから手づるで、もしものときにずっと情報漏えいの窓口になっていくとかなりかねない。よく図書館でも図書館カードとして利用しようかなんて例示に挙げられているんですけれども、本当に身近なところで使うということになると、その身近なところから、もし破れたときが、破れ口になっていくということも考えられるんですね。ですからセキュリティ問題が本当にしっかりして安全だということの上で、新しい方向というのは考えられるのではないかと思います、よっぽど慎重に対応する必要があると思います。

ただ、この問題については、問題がありまして、担当の常任委員会でしっかり審議していただきたいと思います。

以上、終わりです。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 6 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 7 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第76号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 8 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第77号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 9 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから総括質疑を行います。

14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） まず歳入、51ページです。寄附金1,467万2,000円何ぼあるわけですが、ちょっと金額が多いなと。ふるさと納税よりも約倍になっていて、篤志家さんがいらっしゃる、いいことだ、うれしいなというふうに思うわけですが、今までの寄附金ですと子どもたちの図書に使ってくださいとか、そういうふうな目的を持って寄附をしてくださる方がいらっしゃいました。今までとはそれこそ1,000万円近く多いわけですが、私でしたら、するならばふるさと納税にして、少し巨峰でももらった方がいいのかなというふうに思うわけですが、それを寄附金としてご寄附くださった。少しその中身について、お伺いできればなというふうに思いますので、お願いをいたします。

それから歳出になりますけれども、87ページになります。これは説明資料の、公用車の管理諸経費ですが、この金額がうんぬんということではなくて、何年か前からリースに切替えてきた状況があります。この何年間で要するに財政の削減、どれくらいできたかということをお伺いしているかどうか、どのくらいできたのかなということをお聞きいたします。

それから決算書のページですと347ページなんですけれども、市営住宅維持管理費、これも説明資料の90ページのところで、入居率が書いてあるわけですが、一般という中で、布引20戸に対して5、島川原12に対して7と、相当入居率が低いなというふうに思うんですけれども、この辺のことにどうのように認識をされ、どういう理由なのかということもあわせてお伺いしながら、

このことについてどのようなご見解をお持ちなのか。

3点になりますけれども、お願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 決算書の51ページの一般寄附金につきましては、企画財政課長からお答えを申し上げます。また87ページの公用車リースによる財政削減の状況について、総務課長からお答え申し上げますので、お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 決算書51ページの一般寄附金1,467万2,636円の内容について主なものを申し上げます。内容につきましては、7件の寄附をいただいておりますが、条件を付されている方もおいでですが、おいでないかたもおいでということで、条件を付されている主なものを申し上げますと、桜の養生費でありますとか、交通遺児のために、保育園の備品等、また地域づくりのために使用していただきたいという附帯条件がつけられて寄附をいただいたものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 公用車のリースの関係でございますけれども、公用車のリースにすることのメリットといたしましては、経費が平準化できるという点、また車の管理を民間会社の方に委託することによる人的、人件費の面での削減の効果が考えられまして、リース化できる車両につきましては鋭意リース化を進めておるところでございます。ただ具体的に金額的にいくらというのが、数字的なものにつきましては明確な数字は持ち合せておりませんので、後ほどお調べして出したいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 市営住宅の2カ所の入居状況につきまして、建設課長の方でお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（関一法君） 決算説明資料の90ページでございますけれども、グリーンハイム布引につきましては、やはり構造上大分結露が多いということで、ご案内はしているんですけども、そのような形で入居ができていないということです。あと島川原につきましては、部屋で単身赴任の、ワンルームということでやっぱりちょっと特質な部屋の体系ということでご案内していますけれども、入居の方がなかなかできていないという状況です。

この2つにつきましては、住宅の長寿命化計画を立てていますので、その中でまた総合的に判断していきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 寄附金については、目的をつけて寄附をしてくだっている方、いらっしゃる、それは目的に沿ってやるんだと思うんですけども、そのほかについては寄附金の使い道というのは今までも、これからもどのようにしていくのかなというふうに思いますので、その辺お

聞きをしたいと思います。

それから公用車をリースにかえていくことですが、やはり経費の削減効果をねらったリースに切替えというのが当初の考え方ではなかったかなというふうに思うんですね。それをやることによってどのくらいの経費が削減されているのかわからないということになれば、もしかしたら増えているのかもしれない。自分の車として持っていた方が得だったのかもしれないということになれば、やる必要もないだろうし、やはりそういうものについてはきちんと削減効果というのは検証するべきだというふうに私は思っています。でもこれも何年もたっていますので、やはり1度や2度はそのくらいのことはやはりするべきではないかな。そうしないと今後のことについてわからないというふうに思いますので、その辺についてはどうなんでしょうかというふうに思っています。

それから市営住宅ですけれども、長寿命化計画でやっているということですが、もう結露については何年も前から結露だから入れないんだということはあると思うんですね。では、どうして改善して、今はやっぱり民間の住宅を借りると本当に高い、いろんな状況の中でこういうことがきちんと利用できれば、こんなにあけておく必要もないだろうし、やはりもう結露という原因もわかっているにもかかわらずそのままに放置しておくというのはいかがなものかなというふうに私は思います。このワンルームもそうですけれども、なかなか利用がなければ、本当に早急に考えることなのか。これも以前からなかなか入居率が満たないという状況がありましたので、やはり一つ一つ課題についてはそれぞれの担当が真剣に検討し、考えていかなければならないことなのかというふうに思いますけれども。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 寄附金の財源充当の関係でございますけれども、指定があるものにつきましては充当先をすべて決定をしまして充当を指定のとおりしていくという形になります。ただし指定がないものについては一般財源の中で使われてしまうといいますか、振り分けられてしまいますので、どこに充当されているかということについては特定できない状況になりますということよろしいでしょうか。一般財源として使っているということです。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 公用車リースに伴う効果ということでは、これを取り入れる際にご説明いたしましたが、やはり経費の節減はあるということで進めてきております。詳細な資料は今、ちょっとまとめさせていますので、済みません。当初の段階では向こう10年ぐらいの計画の中では、毎年4、5台の更新がありましたので、それだけで年間1,000万円ぐらいですね、公用車の更新に購入費用がかかってしまうという中で、今、リースでやることによって相当な効果があるという状況であります。

それともう一つは職員のこれに係る事務が非常に軽減化されたということがございまして、従前は車検ですとか、6カ月点検等の、これに係る事務処理というのが結構ございまして、こういった

ことに関しましても相当軽減されているという状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 市営住宅の件なんです、まずグリーンハイム布引ですが、これにつきましても裏に山を抱えているようなところで、やはりかなり水が集まってくるかなという要素がありまして、以前から暗渠排水、あるいは部屋によっては湿気対策、換気扇等もつけてやってきております。しかしなかなか工事費をかけても解決に至らないのが現状であります。

そしてもう1個のグリーンハイム島川原なんです、この両方の住宅は一般住宅という位置づけで、いわゆるこの表の中で公営住宅とはまたちょっと別な形のものがあります。公営住宅の方は比較的家賃が安くて、そういう皆さんを、いわゆる低所得者ですとか、そういう皆さんを募集をかけたんですが、なかなかこの2つの今のおっしゃっていただいたアパートにつきましては家賃を極端な話安くすることも難しいというような状況もありまして。ですから一般住宅、アパートと同じ部類に入っております、民間の。ですからそのような形の中におきまして、ちょっとむやみに家賃も安くすることもできませんし、そのようなことで今後また、構造的には私どもも、ハード的には先ほど言ったような形で修繕をかけてきているんですが、なかなか難しい点がありまして、今後も研究していかなければいけないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 寄附金についてですけれども、本当に思って貴重な財源を寄附していただいています。だから一般財源ということではなくて、寄附をいただいたお金は特別な枠で、本当に市に役に立つようなものに使うというような、何か市として目的を持って使うような形の寄附金の財源というようなことができたらなというふうに思いますので、素人考えかもしれませんが、何かそういうことができればいいなというふうに今、お話を聞いて思いました。

また、公用車ですけれども、本当に軽減効果があるわけで、人的なそういうものも効果がある。財源的にも効果があると、年間1,000万円あるというふうにおっしゃいませんでしたっけ。いずれにしてもあるという中で、数字がわかりませんということではなくて、やはりきちんときちんとそういうものは出していくべきかなというふうに思いますので、今後の中でお願いしたいと思います。

それから住宅ですけれども、工事費をかけても結露は直らないんですか。何回か工事をして、結露を直そうと。何で山、だったら工事費かける必要ないですものね。やっぱり直らないなら直らないなりきの何かを考えて、このような状況をほっておくのではなくて、またそれこそわかりませんが、一般住宅という枠組みの中で家賃が安くないで、公営住宅という枠にはできないんですかねというふうに思ってもみるところなので、いろんな総合的に考えて、もったいないですから、ぜひいい方向に早急になればなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 3点お願いしたいと思います。319ページ、決算説明資料は83ページ、交通システムの関係ですが、25年度に比べて補助金額が550万円増えています。それでその中身を見ましたら、バス収入が235万円減、デマンド交通が70万円減で、利用者減のために300万円ちょっと補助金が増えています。全体で550万円だから250万円ぐらいはどのような増え方なのか、ちょっとその辺と、それから何か両方とも利用者が減っております。何かこう、どうして減ってきているかなという検証をしているかどうか。例えば定期バスの場合、24年度から26年度を見ますと約1,200人ぐらい減ったりしていますね。それからレッツ号は25年度から26年度で約5,800人ぐらい減っていますね。運転できないお年寄りとか障がいのある方たち、とてもありがたがって利用しているんですが、ちょっと人数が減っているのが気になったので、この辺検証しているか、また28年度これから予算を立てる上で何か対策を考えて立てていくのか、その辺をちょっとお聞かせください。

それから小学校の関係で379ページ、説明資料が97ページ、小学校の人数ですけれども、小学校全体のクラス数が24年度、25年度、26年度で1クラスずつ減っています。児童数もこの3年間を見たら102名も減っているということで、何か私、あれ、これすごい、少子化で子どもがいないということはわかるんですけど、3年で102名も全体で減ったということは、この先の見通しは皆さんどう考えているのか、クラスも1つの学年で2つぐらいしかない学校があります。その中で1クラスになっていく小学校がどのような感じでこれから増えていくのか、ちょっとこの3年間の決算説明を見て、何かすごい危機感を持ったんですが、1年、2年で考えられることではないですけど、10年、20年を見据えた中で、この人数減による教育体制といおうか、教育方法なども変わっていかねばいけないのかなと考えますが、その辺いかがでしょうか。

それから393ページの健康診断検査手数料のところですが、説明資料は99ページのところにあるんですが、ここのところで健康診断の中で生活習慣病だと思うんですが、その健康診断を4年生にやっています。この中で、また中学になってからもやるんですが、何か特に検査結果で問題がある、そんなような結果が出ているのか。もしそんな結果が出たら、どのような指導がされているのか、そういう悪い結果というか、要注意のことがあればどんなことがあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

以上3点です、お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 319ページの交通システムの運行費用の補助金が前年に比べて550万円ほど増額いたしているということで、その内容についてでございますが、議員からもご指摘のありましたように収入については少子高齢化等の原因によるものだという認識でございますが、前年に比べて220万円ほど減額になっております。

また一方、支出につきましては、昨年4月から消費税が増額になったということの関係、あるいは商工会の方に運行をお願いしているわけですが、その中でシステム補修等の関係で事務費の増

などがございまして、消費税で250万円ほど増額になっているということでございます。消費税の関係と商工会の関係の事務諸経費で330万円ほど増額になっているということで、合計で550万円ほどの増額ということでございます。

そういう中で、いずれにいたしましても消費税の分につきましては時代の流れと申しますか、そういうことでいたし方ない部分がございますが、利用者数につきましてはいずれにいたしましても定時定路線バスにつきましては、ほとんど利用している皆さんが小学生が主になりますので、やはりこういうところにも小学生が若干減ってきているというのがあらわれているのかなというふうに感じております。

またデマンドの利用につきましても、だんだん世代がかわってという大変ですが、今まで免許を持っていない方が高齢者としてお使いになっていたというふうな認識でございますが、だんだん時代の流れに従いまして免許を持っている方がだんだん高齢化になってきているという中で、なかなか免許を返納しないでそのまま自家用車で移動している方が増えてきているのかなと。したがって結果としてデマンドの利用率が上がっていかないのかなというふうに考えております。

そういう中で、どういうふうな対策をとるということでございますが、いずれにしても時代の流れでございますので、なかなかそれに逆らっていくということは難しいのかなと思っておりますが、いずれにしてもなるべく特にご高齢になって、免許に自信のない方についてはなるべくこのデマンド交通を使っていただいて、利用していただくようなことで、免許を返納した場合にはこのデマンド交通の利用券というのですか、それを差し上げたりというような対策もとっております。そんなような中で、なるべく利用率が下がらないような形の中で、また広報等を通じながら、利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、消費税につきましては、また更に引き上げというようなこともございますので、全体的な運行の経費ということ考えた場合については、今現在の利用料金については検討をせざるを得ない時期になってきているのかなというふうに考えております。また、それにつきましては今後いろいろな方向から検討させていただいて、市民の皆さんに不利益にならないような改正に詰めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 393ページの子どもたちの健康診断のことにつきましては、教育課長からお答えをいたします。

379ページの児童数に関しまして、少子化を迎える時代の学校の在り方、学級の在り方、あるいは教育の体制、在り方についてのご質問かと思えます。こちらは私の方でお答え申し上げます。

ご承知のように少子化が進んでおりまして、近年でも3クラスあった学校が2クラスになっている、あるいは2クラスをずっと維持してきたところも1クラスになるということが、現象として出始めてきております。従来の40人から今35人規模学級ということで、児童数を減らしてクラスをある程度維持しているわけでございますが、ここ2、3年は恐らく今とほぼ同じ児童数、ただし今の

0歳、1歳を見ますと、また急激に減る時期が3、4年後に参ります。その段階で更にクラス数がなくなるといことはありませんけれども、1クラスになるケースというのはもう少し増えてくるのかなと思っております。

これに対応いたしまして、東御市では特に小学校の場合は5地区に各1つずつ、1小学校ございまして、多いところは3クラスですが、少ないところは1クラス、この状況をしばらくは現状から少し減る程度ですので、学校の通学区、あるいは複式学級にするようなことは今、考えておりません。文科省の方で学校の規模、児童数に応じた基準というのは示されておりますけれども、まだしばらくはその範囲内であろうと。

それで児童数が減ることによりまして、頭数が減るんですけども、逆にいいますと濃密なといいますか、35人規模学級でいっても18人というようなクラスになりますので、そうなる教育自体は濃密にといいますか、目が行き届くというプラスもありますので、そういった意味で教育の在り方はプラスにとらえることでやってまいりたいと。

ただ、少子化自体につきましては抜本的に解決する手立ては必要だというふうに認識しております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） もう1点の健康診断の関係についてご説明いたします。生活習慣病という中で、血液検査をしまして、肝機能だとかコレステロールの関係、あと血糖の関係ということで検査をしております。よくいわれる中性脂肪等につきましては、何名か数値が高いということで該当者が出てございます。あと血糖の関係ですけれども、小中合せて高いという結果が出た方は1名ということでありまして、そういう結果でございます。

その皆さんに対する健康管理ということであるんですけども、今のところ学校対応の中で観察をしていただいているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 交通システムの関係は、子どももそうですけれど、高齢者、障がい者の皆さんなどがまだまだ利用されていると思います。ぜひ、さっきちょこっと値上げのなんてこともあるんでしょうか、そういうことのぜひ、ないように、交通に弱い皆さんが利用しやすい、そういうシステムの継続をしていかれるようお願いしたいと思います。

それから子どもの数が減っていく中なんですけども、もう本当に一人ひとりを大切に育てることが重要だと思います。子どもが本当に少なくなっていくので、スマホなんかばかりではなく、いろいろな実体験をして、社会でしっかり生きていける、そんな大人に育つ、そんな環境づくりがぜひ必要だと思います。また教育大綱などがつくられていくんですけども、ぜひ子どもの置かれた状況を本当につぶさに把握していただいて、子ども対策、やっていければと思います。

それから生活習慣病の関係、何か今、1名だけだと、ほっとしました。このごろあまり外で遊び歩く子どもが少ない中で、まだまだ大丈夫だということが気がつきました。だけいろいろな関係

で食育なども含めて、家庭教育、家庭の中の食育も含め、成人になってからも健康で過ごせるような、そんな適切な指導をまたやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点か。99ページの下段の方に、湯の丸高原高地トレーニング施設誘致委託業務委託料があります。昨年、一昨年度から繰越分もありますが、その成果として昨年11月に高地トレーニング用プール施設基本計画の策定がありました。それでその1年前には基本構想という形で、こういうものが発表になっているんですね。この基本構想については翌年の多分正月でしたか、広報、「市報とうみ」で概要が報告されて、いよいよ始まったなという印象だったんですが、その後より詳細設計ができ上がって、この基本計画が昨年11月に公表になりました。ただ、市民の皆さんにこの状況がどうやってお知らせされるかと注目していたんですが、「市報とうみ」を通じては紹介がありませんでした。市長が今年1月の新年のあいさつを「市報とうみ」でお書きになったときに、この構想ができましたということに触れられておられるんですが、内容の紹介がなかったんです。ホームページには掲載されていますけれど、広く市民にお知らせする点では「市報とうみ」が有力な媒体だと思うんですけども、その辺の紹介に至らなかったのはどういうことなのか、まずお聞きしておきたいと思います。

それと115ページに、その他負担金3の項目の一番下の最後のその他負担金に、中間サーバー整備運用負担金というのが98万1,000円ですか、あります。これマイナンバー制度の施行に伴う基幹的な整備だと思いますけれども、中間サーバー、あまり聞き慣れない装置であります、これはどういうものかをご説明いただきたいと思います。

それから293ページに、一番最後のところに御堂地区荒廃地復旧対策事業推進賃金とありますが、この賃金の中身をちょっとお知らせいただきたいと思います。295ページには業務委託料1,100万円ありまして、これは御堂開発の基本設計に当たる部分だと思いますが、これに基づく事業の進捗状況がどうなっているかということをお知らせいただきたいと思います。

それから335ページ、ここに市道県・東深井線に関連して用地取得費等の記載がございます。この用地取得と、それから工事で東御清翔高校に行った手前のところまで、26年度に工事が進みました。それで決算書を見ますと高校分についての用地取得費の支払いというふうになっております。それでその後の工事進捗、それから今後の見通しですね、高校にかかわる部分の見通しはどのようなふうになっているかお知らせください。

関連して、説明資料の88ページに、1の一番最後ですね、(3)の補償の一番最後のところに建物移転一式、県・東深井線という記載があります。ここの内容についてお知らせいただきたいと思います。

それから最後に、決算書の393ページです。これは2カ所記載があるんですが、その次のページにも記載がありますが、要・準要保護児童費、この中身についてですが、具体的には説明資料の99

ページと101ページにあります。これによりますと該当児童が小学校で204人、中学校で139人、小学校でいえば全生徒数の中で占める割合が12.4%、それから中学校の場合は910人中でありまして、15.2%というふうになっています。この対象児童、年々増えているようでありまして、3年前では小学校8.3%、中学校10.2%ということでありますので、かなり大きな伸びになっていると思います。この実態をどういうふうにご覧になっていますかということが1つ。それとかなり貧困化が進んでいるというふうにも見られるんですけども、こういう家庭の児童について学習の影響ということは何か考えられることはないか、あるとすればどういう対策をとっているかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 湯の丸高原の関連業務の関係については、企画財政課長からお答えいたします。

決算書の115ページにございます中間サーバー整備運用負担金にかかわって、中間サーバーとはどういうものかというご質問につきましては、私の方からお答えいたしますが、中間サーバーはマイナンバー制度に伴いまして、国と地方公共団体、全国の市町村と国との個人情報、マイナンバーを含んだ個人情報をやりとりするために必要な機械というふうにお聞きしておりますが、国と地方の間にそういった情報をそこに集めてやりとりをするという、そういう仕組みということでございます。これに係る経費、負担金でございまして、当初のセットアップの経費の負担金でございました。今後につきましてはこの運営経費にかかわる負担金はそのうち来るものと考えられます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 湯の丸高原の高地トレーニング用プール施設基本計画の公表をする、しないという件ですけれども、まずこの基本計画につきましては、この性格としましては高地トレーニング施設検討委員会の皆さん方に集まっていただいて、施設の理想的姿を目に見える形であらわしたものでございまして、当初の計画の中では運営費等についてまで実際には載せていくという予定ではございませんでした。国等への働きかけ、いろいろな機関との話し合いをする中で、運営費についての試算も必要だということで、進んでまいりまして、そういうものが入っているということでもあります。

そういう中で進めていくに当たりまして、この運営費がいくらかというものがこの中に入ってきました。ですから国と今後高地トレーニングプールを誘致を進めるに当たって、建設をしていただくに当たっての提案という形にかなりこの基本計画というものが変わってきたというところがございます。今、つくろうとしているものがこういうものだということから、国に対してこういう施設をこういう形で運営までしていくという、そういう細かいところまで入っていったのが、この基本計画の、11月3日につくり上げた基本計画というものになっています。

そういう中で、当初は国の新国立競技場等の問題がなければ、それなりの話し合いが十分に進んでいったかと思うんですけども、その後、国立競技場の問題がありまして、なかなか進まなくなったという、話が進められなくなったという状況がありまして、そういう中においては今現在、東御市としてこのプールの誘致という形を表に表面に出すということがいかなものかというふうになりました。要はプールをつくって利用したいのは水連、日本水泳連盟でありまして、日本水泳連盟の後押しをしているのが東御市という、そういう状況で一体となって連携をして進めているところでありますけれども、そういう中で進めている。そして国との関係がある中では、なかなか表面立ってそういう誘致活動を進めるということは難しい、そういう状況でありました。

そういう中で結局今の段階では大きく東御市が動く段階ではないという中で、についてはホームページには紹介をさせていただきましたけれども、説明できる面積の限定される誌面、広報誌でのものについては十分な説明ができない中で載せられなかったというのが実際のところであります。

ですから進める状況がきちんととれない中で、広報誌に載せて、また市民に対する説明、十分などといいますか、広く市民に対して説明する機会というものを今の段階では失っているという、そういう状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 293ページの御堂地区荒廃農地復旧事業の推進賃金及び次のページの御堂地区の関連事業委託料につきましては、農林課長の方から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは決算書293ページの一般賃金、御堂地区荒廃農地復旧事業推進賃金18万3,000円でございますが、これにつきましては昨年度御堂地区の復旧事業推進委員さん、地元組織につくって進めていただいた関係がございまして、会議等の出席に対する賃金ということで支出をしております。

続きまして295ページの委託料の関係でございます。御堂地区関連事業の委託料1,104万8,400円でございますが、これにつきましては県営事業として御堂地区が採択を受けるための計画概要書等の作成の委託にかかった費用ということでございます。

現在、御堂地区の進捗の状況でございますが、本年の4月に採択を受けまして、その後、本年の8月7日は関係者を集めた総会を開催いたしまして、事業の換地設計基準、それから評価基準等についての可決をいただいております。

現在、県の方では用地測量、それから地区界の測量等、また道水路の設計等の設計に入っております。

また市の方でも、地区外の排水路、それから調整池の測量設計をこのたび業務を発注したところでございます。

予定としましては、今年度中にそれらの設計等まとめて、来年度から工事の方を一部着手してま

いりたいという予定でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 決算書の335ページ、県・東深井線の用地取得に関連しまして、工事の進捗、今後の予定、それと説明資料88ページの建物等移転一式の内容につきましては、建設課長の方でお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） 現在の進捗状況ということでございますけれども、現在、長野県の方で東御清翔高校の取り壊し作業を行っております。道路につきましては、326.5メートルのうち暫定計で140メートル、残り186.5メートルをこの取り壊し作業が進んでおりますので、道路としてはあくまでも28年度中に完成をする予定ということで現在は進んでおります。

あと88ページの決算説明資料の建物等一式につきましては、決算書の335ページでございます県地区の補償費7億7,000万円と同じ意味でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 393ページ、要保護、あるいは準要保護対象児童の増加をどう見るかということでございます。就学援助費につきましては、その世帯の収入が少ない家庭に一定の基準を設けまして財政援助をするもの、それから就学奨励につきましては特別な支援を要する子どもたちの就学に対して同じく財政的な支援をするものでございまして、近年増加傾向にございます。

私どもの方で収入の状況というのは、社会状況については分析はしておりませんが、増えております1つの大きな原因は、離婚によるひとり親家庭の増加が如実にあらわれております。とりわけ母親が養育者になりまして、子どもを引き取る場合になりますと、いきおい収入が減ってしまいまして、この対象になるケースが激増しております。

これに対しまして、いわゆる学習支援、以前一般質問でも教育の貧困という問題で取り上げられましたけれども、これに対して教育委員会とすればどうするのかということでありますが、学校におきましては低所得の世帯の子どもだけ特別に学習支援とするわけにはなかなかまいらない。さすればどうするのかということでございますが、公民館等別の場におきまして、支援というものを考える必要があるということで、今、一部そういった準備をしている状況にございます。いずれにしましても教育の貧困というふうにならないように、次世代にまで影響が及ばないように学習の機会、教育の機会は均等に与えられるような社会を目指したいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点か再質問いたします。湯の丸高地トレーニングについてですけれども、私は基本構想から更に基本計画に発展した段階で、より構想が具体化するわけですから、市民の皆さんに情報提供、国に対する説明資料という位置づけというのは、そういうところもあると思いますけれども、市民の皆さんはどう具体化していくのかということに関心をお持ちなので、今、市が到

達している段階はこうなんだよという形でお示しいただいた方がよかったのではないかなというふうに思います。それからかなり日時がたっていますから、現状にふさわしい形で今、市の考えていることの到達点をお知らせした方がいいのではないかなというふうに思います。

それで今後の進捗ですが、過日のこの議場での論議の中で、当初予定していた2018年夏までにとするのはなかなか難しい状況があるだろうという見通しもされました。なかなか難しい局面だというふうに思うんです。ただ、市長がご答弁になったように、それ以外の可能性としてもできるだけ間に合わせるようにするべく努力していくという趣旨のお答えもありました。

それで3月議会で同僚議員が質問した中で、この建設に当たっては基本構想で国にお願いするという立場を表明しており、それについては変更ありませんということを申されました。あわせて施設の運営についても、少なくともオリンピックまでは国に担ってもら方がいいと思うという趣旨のご答弁がございました。それで今、時期がちょっとずれてきている中で、2つの形、建設についても運営についても、基本的な立場はお変わらないだろうと思いますが、改めて市長にお伺いしておきたいと思います。

それから中間サーバーについてなんですけれども、全国的に情報をやりとりすることも目的にして、全国2カ所に中間サーバー、設置されることになりました。そこには関連する情報、自治体、例えば東御市が集めた情報については、中間サーバーに全部つなぐことになっているんですよ。特殊な符号をつくってやっていますけれど、それが全国の自治体が一緒に利用するというシステムになっています。もともとこの中間サーバーの設置については、自治体の責任で行うべしという構想だったんですけれども、セキュリティの関係等、それから対費用効果といいますか、費用の関係で1カ所に集めようということで総務省の話があって、結局そういうふうになっています。

そこでこの「市報とうみ」等の説明では、セキュリティに関連してそれぞれの情報はそれぞれの機関で管理するから、芋づる式にとられることはありませんということで、安全性を強調しているんですが、中間サーバーで全国の情報を一緒になって1つの、1カ所のサーバーに集められるということになると、その説明もどうやら成り立たないように思えるんですけれども、その辺のセキュリティ問題はどういうふうになっていますかということが1つと、そのセキュリティについての責任、中間サーバーについては情報管理については各市町村が負うべしというふうに総務省が言っているはずなんです、本当に東御市がその責任を負うことができるのかどうか、その辺はどういう考えで対応しておられるか、お聞きします。

それから御堂については、今、ご説明があったとおり、この基本的な設計に基づいて8月7日に地権者総会が開かれました。今、地権者の皆さんの同書の取りまとめが多分進んでいると思うんですけれども、その地権総会で出て、ご発言の中で、特に安全対策については地権者の関心であると同時に地域住民の共通の関心事だと。そこでしかるべき機会にきちんとした安全対策も含めて、御堂開発がどういう構想なのかという説明をしてもらいたいというお話がありまして、その中で特に計画が決まった段階でなくて、決まる前の段階、計画の段階でぜひ市民に、地域住民に説明する機

会をつくるべきではないかという強い意見もありました。その辺はどんなふうを考えておられますか。

それと最後に、要・準要保護児童等の対応ですが、かなり配慮して対応していただいているということでもあります。今後対象が増えかねない社会的な状況がありまして、それが子どもの学習に影響を及ぼさないようにということで、引き続きご配慮をいただきたいと思います。

それで関連してですが、そういうご家庭の中の困難が広がっていく中で、給食費の滞納ということが心配されるんですが、その現状をちょっと追加的にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 高地トレーニング用プールの関係で、先ほどの答弁の中でちょっとわかりづらいことを言っておりましたので、少し補足して説明をさせていただきます。まず基本計画につきましては、先ほども申しましたけれども、基本的な考え方を示して、国に提案をしていくという中身のものでつくり上げたものであります。このものについてはホームページ等には載せてございません。ホームページに載せてございますのは湯の丸高原施設整備基本計画、今年27年3月に作成しましたものの中に、このプールの図面等については載せてございます。先ほども申しましたけれども、基本構想につきましては細かい内容が載っているということ、それによって数字がひとり歩きしてしまう危険性、そして国と話をしていく提案という中身も含まれておりますことから、現段階では扱いに対して公表はしていないということになっております。先ほども申しましたけれども、示してだけおいて、きちんと説明をしないと誤解が生まれるということでそういう取り扱いをさせていただいております。ですから数字的なものについては出していないで、あくまでも施設整備基本計画の中に載っておりますのは、検討委員会で作った、本当に提案していく案の平面図が載っているということで、このものが即できるものではないという形であります。

なお今後説明等につきましては機会が、何らかの進展がある、もしくは必要なときには市民に対して説明は必要であるというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） マイナンバー制度にかかわる中間サーバー等のセキュリティについてのご質問についてでございますが、基本的には国と地方公共団体とのそれぞれの責任がございますし、その分担、それぞれ果たしていくということがセキュリティ確保につながるというふうに考えております。

若干詳細については、総務課長から申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 議員の方でご案内のありました自治体中間サーバーのプラットフォームにつきましては、議員のご説明のとおり全国東西2カ所に拠点をつくるということでございます。こちらの整備・運用につきましては、マイナンバー法による指定業務のほかに、住基ネットやLG

WAN等の運營業務を行っております地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISの方で運用するという形で、万全を期していくということで伺っております。

また、市の方におきましては特定個人情報の取り扱いにつきましては、マイナンバーを取り扱う事務で使用する特定個人情報につきましては、インターネットに接続したネットワーク、パソコン端末、電子記録媒体等ではしないように職員に徹底いたしまして、特定個人情報の保護に市といたしましても努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 御堂地区の荒廃地復旧事業に係る排水対策の関係でございますが、8月7日の地権者の総会におきまして、一部の住民の土地所有者の方から排水対策については十分考慮して、こんな内容でやるというような説明をしてから着手してほしいという確かに要望はございました。これにつきましては、現在、設計に入ったばかりという段階でございます。土地改良事業の設計基準に基づきまして現在、設計を進めている最中でございます。排水対策についても、この基準に基づき設計を進めておりますので、今後につきましては御堂地区の推進委員会という地元の代表の皆さんの組織がございますので、そちらと打ち合せを十分させていただきながら、事業の推進は図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 給食費の滞納状況についてのご質問でございます。ご承知のように給食費につきましては、市の会計でなくて別途PTAにおきまして給食会計ということで別立てで集め、お支払いをいただいているところでございます。近年社会情勢の影響からか、小学校で若干名による若干額の滞納が発生しております。それにつきましては年度末に発生した額については、その給食会計の中でやりくりを今のところできているようでございますので、実害はないんですが、いわば滞納した人の滞納額をほかの人が補うという実態でございますので、ゆゆしい問題だというふうに認識しておりますし、県内のほぼ同規模の市においては先般訴訟に出たというような事例もありまして、これも注意しなければいけない点であろうというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 私の方から湯の丸の高トレ長水路プール検討委員会について補足説明をさせていただきます。

1つ押さえていただきたいのは、検討委員会における結論が国につくっていただくことを水連がお願いするということが、この検討委員会の中で最終確認されたということが大きいことであるというふうに認識いたしております。そういう中で、水連は現実には文科省との交渉、また組織として7月の「水泳」という機関誌で現時点の状況を全国2万の会員に明らかにされておるところであります。

そして地元として東御市は、県や国に協力してお願いしていくということと、長水路プールにお

いては湯の丸高原荘が極めて今回の計画の中で合宿所として活用できるというふうに検討委員会ではお考えいただきましたので、それへの提供を前提として市として補完していくということに関して、協力していくということでもあります。

なお長水路プールだけではなくて、高地トレーニング、市民も使えるようなランニングコースがありますとか、コンベンションホールがありますとか、またはキャンプ場等々、湯の丸整備計画の中で市がやれることに関しては、内閣府や林野庁、環境省等、相談をさせていただいているということをごさいます、全体計画に関してはパブリックコメント等、つけさせていただいたり、ホームページで公表しております。それに基づきまして予算的に、財政的に可能なものから全体の進捗状況を見ながら実現に向かって努力してまいりたいというふうに考えておりますので、そのときはまた市民の皆さんや議会の皆さん方をお願いしていくということになろうというふうなスケジュールで動いていくというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、総括質疑を続けます。

2番、佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 消防費について3点ほど質問します。

ページは355ページです。中段ですが、報償費のところですが、退団者の退職金ですね、こちら1,560万3,000円というふうに計上されております。昨年をちょっと比較しましたら800万円ほど増ということですが、去年の退団者28名でしたけれども、今回は何人ほどの方が退団なさったのか、お聞きしたいと思います。

それから次の357ページです。扶助費です。厚生事業施設利用料、以前の一般質問でも提案された福利厚生費として団員の皆さんへのお風呂券、入湯券を差し上げるということで、そのことだというふうに思いますけれども、今回1,412名の方に延べ人数で差し上げたということなんですけれども、どのような形で、回数券になっているのか、どうなのか、また、これいただいた皆さんの声なんかもしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それからちょっとページが進みますが、363ページです。消防費の非常物品備蓄事業費が91万4,187円計上されております。説明資料によりますと96ページになりますけれども、今回の防災の日に各自治区におきましても試食をされて、おいしくいただいているんですが、それも賞味期限が短いというものを試食という形で、また新たに購入というふうにお聞きをしておりますけれども、この購入状況は掲載されておりますけれども、今、実際にどのぐらいの在庫を抱えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。3点お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 3点、ご質問をいただきましたが、3点目の非常物品の備蓄事業費については総務課長からお答え申し上げます。

2点については私の方でお答えいたしますが、355ページの消防の退団者の退職報償金の関係でございますが、今年度は退職者43名ということでございます。43名分の退職報償金ということで、実際には退職者は53名ですけれど、退職報償金の対象になった方は43名ということで、昨年に比べれば15名増えているということでございます。あとこの増えた状況につきましては、人数が増えたことと、あと一律5万円増になっております、退職報償金については、それと団の役員につきまして、2年任期でありまして、たまたま任期の方がいたということで、役員の方が高額ということもございまして、トータルとするとこのような増えた状況になっているということでございます。

続いて357ページの厚生事業施設利用料でございますが、これは市の温泉施設の利用券ということでございまして、実績に応じて回数、1人当たり3枚までというようなことの中で、利用する際に無料券をお配りしているという形でございます。

その団員の皆さんからの声はどうかということですが、各部であつたり各分団単位で交流を図るときに使うというようなこともございまして、交流が図れるということで好評があるということであつたり、自分たちの地域貢献、こういう形で認めてもらっているというようなことで、意欲向上にもつながっているという話がございます。総じて大変ありがたい制度であるという感想をお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 363ページ、非常用物品の備蓄状況について申し上げます。非常食の関係でございますけれども、試食といたしまして缶詰ご飯、アルファ米、おかゆ、水不要ライス、缶詰パン等で、約5,400食、副食といたしましてクラッカー等で約360食、合計約5,800食を備蓄しております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ありがとうございます。昨年に比べて報酬、退職金が少し多いので、どうということかなということを思いまして、今、お聞きをしましたんですけども、わかりました。

それから福利厚生ということで、本当に地域のために貢献してくださっている皆さんにそのような形で入浴券が出されているということは、本当に私たちとしてもありがたいことだなというふうに思いますので、3枚ということではありますけれども、もしそれでも足りないということがあればありがたいのかなというふうに思います。実績に合せてということですけども、実績のことは、今、お話がありました実績ということについてお聞きしたいんですけども、教えていただきたいというふうに思います。

それから備蓄の件で今、お話がありましたけれども、これ各学校が広域避難所になっている関係で、そういう学校単位での備蓄の数というのは、この中には入っているのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 温泉利用券の実績に応じてと、実績の内容についてはちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

それとこの処遇改善の関係ですね、これにつきましては消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、東御市においても処遇改善に努力しているということの中でございますけれども、県においても行っているということで、先ほどちょっと申し上げませんでした、要望の中で家族も使えるような何か制度はないかというようなことがございました。ということの中で、県におきまして来年度からになるようですけど、まだはっきり制度を検討中ということですが、ものを買う際に、あるいは何か利用する際に消防団員であることで割引制度を県の方で検討しているということをお聞きしております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 災害対策用の備品の貯蔵場所でございますけれども、貯蔵場所につきましては東御署、北御牧総合支所、第2体育館、本庁舎並びに中央公民館1階倉庫に備蓄しております、避難所の方へは物資輸送班が必要数を輸送するという仕組みになっております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ありがとうございます。学校としては特に学校の中で備蓄はしていないということですね。ですので今の5,800食がもしそういう非常事態になった場合には、その学校であろうと地区であろうと供給、提供するというところでよろしいんですか。わかりました。終わります。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） これで総括質疑を終わります。

お諮りします。本案については、各常任委員会で所管事項について予備審査を行い、その結果に基づき一括して9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

本案については、9名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

続いてお諮りします。決算特別委員会委員の選任につきましては、慣例により各正副常任委員長と各常任委員会から委員それぞれ1名をもって充てる申し合せになっておりますので、各委員会条

例第8条第1項の規定により、決算特別委員に、2番、佐藤千枝さん、3番、横山好範君、5番、蓮見喜昭君、6番、山崎康一君、8番、阿部貴代枝さん、11番、長越修一君、12番、井出進一君、15番、町田千秋君、19番、清水新一君、以上9名にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員に選任することに決定しました。

決算特別委員は、別室において正副委員長を互選の上、報告願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時20分

○議長(櫻井寿彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に町田千秋君、副委員長に山崎康一君が選任されました。決算特別委員会は、本会議中に審査の上、結果報告を願います。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) 先ほどの佐藤千枝議員からのご質問の中で、厚生事業施設利用料につきましての答弁について、再度整理させてご説明したいと思いますが、この厚生事業の施設利用料については、市内の温泉施設への優待券でございますが、1人3枚ずつお配りしました。その中で1人3枚ずつお配りしますと団員数790ですので、2,370万円お配りしたわけですが、実際に使用いただいたのが1,412枚ということで、その決算として70万6,000円という内容でございます。使用率は59.6%という状況でございました。実績による枚数ということでございます。

以上です。

◎日程第10 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第10 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第65号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第11 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第11 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第66号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第12 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第67号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第13 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第68号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第14 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第14 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第69号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第15 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(質疑、委員会付託)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第15 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第70号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第16 議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定について

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第16 議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第71号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第17 請願・陳情番号の上程

○議長（櫻井寿彦君） 日程第17 請願・陳情番号の上程をいたします。

陳情第35号、小坪慎也から提出されました、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情につきましては、議席配付のみといたします。

陳情第36号、東御市教職員組合執行委員長、武舎剛から提出されました、国の責任による35人規学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書は、総務文教委員会に付託します。

陳情第37号、東御市教職員組合執行委員長、武舎剛から提出されました、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

陳情第38号、人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

陳情第39号、人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める陳情書は、総務文教委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時22分)

平成27年東御市議会第3回定例会議事日程（第5号）

平成27年9月28日（月） 午後1時30分 開議

- 第 1 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定について
- 第11 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第12 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第13 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 陳情第36号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書
- 第15 陳情第37号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書
- 第16 陳情第38号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める陳情書
- 第17 陳情第39号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める陳情書
- 第18 議員提出議案第 7号 東御市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について
- 第19 議員提出議案第 8号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 第20 議員提出議案第 9号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について
- 第21 議員提出議案第10号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について
- 第22 議員提出議案第11号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出について
- 第23 議員派遣について
- 第24 継続審査、調査の申し出

第25 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 2 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例

◎日程第 3 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例、
日程第3 議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により、ご報告申し上げます。

議案第74号 東御市個人情報保護条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第75号 東御市職員の再任用に関する条例及び東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第74号の討論を行います。

9番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

それでは委員長の報告に賛成者の発言を許可します。登壇の上、討論を願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 平林千秋でございます。

議題となった本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴って所要の改定をするものです。これは法により法定受託事務とされており、自治体などに事務処理が義務づけられます。条例案は実施機関、すなわち市長及び市の各機関がマイナンバーを含む個人情報の取り扱いを行う際の基準を定めるものであり、マイナンバー事務を実施する上で欠かせないものであります。

しかしながら施行となるマイナンバー制度は、市民にとって見過ごせない大きな問題をはらんでおります。マイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている人に漏れなく生涯変えられない原則の番号をつけ、その人の納税や社会保障給付などの情報を国及び行政機関が管理し、行政手続きに活用する仕組みであります。この準備に国費で約3,000億円、東御市でも約7,000万円という巨費を投じ、行政機構、民間事業所、そして個人にも重い負担をかけるものです。こういう多大な負担を求めながら、国民にとっては恩恵はほとんどありません。一般行政手続きで便利になるかもしれませんが、年に何回かのことですし、他の手段で代替可能なものばかりです。

マイナンバーそのものの目的は、個人の利便性の向上というところにはなく、国が国民の所得・資産を効率的に把握し、徴税を強化すると同時に過剰な社会保障給付費を受けていないかなどを

チェックし、抑制する仕組みです。しかし富裕層の資産を把握する仕組みは整っておらず、専ら監視対象となるのは国民であります。

マイナンバーにひもをつけられる個人情報は膨大です。法定されている社会保障、税、災害対策の3分野でも、98の行政事務があります。更に施行もされていないのに、特定健診情報、銀行などの預貯金口座情報が加えられ、更に年金情報も対象となります。消費税10%にかかわって軽減税率対策に利用することも検討され、子どもたちまで含め毎日の買い物で提示しなければならなくなり、厳重に管理してくださいねと言いながら、日常的にこのカードを持ち歩かなければならないということになります。

政府は医療分野での拡大、民間分野での利用加速なども検討しており、今後更に際限なく広がり、1つの番号に個人のあらゆる情報がひもづけられ、国家・行政機関の把握のもとに置かれるおそれがあります。年金情報流出事件に見られるように、こうした個人情報の固まりにつながる番号の不正利用や情報流出が起きれば、もたらされる被害は甚大です。年金事件ではいまだ防止策が明示されていません。しかもよく言われているように100%情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能、あるいは意図的に情報を盗み、売る人間がいるということが特徴です。最近の「信毎」が報じていますが、上田市はじめ多数の自治体がサイバー攻撃の対象にもなっています。

こうした問題が多いこのマイナンバー制度については、実施を延期すべきだというのが日本共産党の立場であります。しかし施行となる以上、実施機関となる市長及び各機関は個人情報の保護に責任があります。こうしたリスクが伴うことを十分認識し、運用に当たることが極めて重要です。そのために以下のことを指摘しておきたいと思えます。

第1、マイナンバー制度について市民の理解が十分進んでいないのが現実です。政府の言うままに利便性や安全性を言うだけでなく、制度の代用、リスクが伴うことを10月の付番後も引き続き丁寧に進めることが大切です。

第2、1月からのマイナンバーカードの交付は任意です。十分理解のないままの交付は紛失、盗難などの危険を伴います。任意であることを周知し、所持する際には利用方法、安全管理などについて十分注意を喚起する必要があります。

第3、ひもづけ情報は、これ以上広げないよう自治体からも声を上げていくことが大事だと思います。また、東御市における同時利用は実施しないようにすべきであります。

以上のことを求め、私の討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第4 議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長(阿部貴代枝さん) 社会福祉委員会審査報告。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日、16日及び17日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

議案第76号 東御市手数料条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

通知カード、個人番号カードの紛失等による再交付の際に、個人番号を変更する場合の手数料についての質問があり、個人番号を変更する際の手数料については、カードの再交付手数料に含むとの回答がありました。

以上、報告終わります。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第76号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第5 議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長(井出進一君) 産業建設委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日及び16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第77号 東御市営住宅に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第77号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 8 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事

業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 9 議案第 68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 議案第 71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 議案第71号 平成26年度東御市病院会計決算認定について、以上5議案を一括議題とします。本5議案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日、16日及び17日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

議案第65号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第66号 平成26年度東御市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

介護保険料の未納者の状況を把握し、不納欠損額の減少に努めてほしいという意見がありました。

議案第67号 平成26年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

貸付金元利収入について、決算数値が当初予算より大幅に上回ることが数年続いている。これまでの実績を踏まえた的確な予算作成をしたらどうかという意見がありました。

議案第68号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第71号 平成26年度東御市病院事業会計決算認定について、原案を認定すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

累積赤字が年々増加している現状の中で、監査委員の経営形態についての厳しい指摘があった。人口3万人余りの市が3つの医療機関をこのまま市で経営していくことは、一般会計に大きくしわ

寄せが出ることが懸念され、病院そのものが行き詰まるのではないかという意見がありました。また市民にとってどういう病院であるべきか、市民に役立つ病院として立ち位置をどうしていくか、皆が課題を共有し、自分たちの病院として考えていかなければならないという意見があり、次の附帯意見をつけ、原案を認定すべきものと決定しました。

附帯意見。

一般会計から経営健全化分としての繰入が前年より1億3,000万円増加した。例年1億円規模の繰入が続く中で、累積欠損金は8億9,000万円を超えている。こうした状況を踏まえ、監査委員からは経営形態の在り方などについて厳しい指摘があった。これを真摯に受けとめ、病院職員及び関係者は一丸となって市民病院としての立ち位置をしっかりと見据え、危機感を持って経営改革を進めていくことが必要である。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第65号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第65号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第66号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第66号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第67号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第68号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第71号は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第11 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎日程第12 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第11 議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第12 議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決

算の認定について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（井出進一君） 産業建設委員会審査報告をいたします。

本委員会は、9月14日に付託された議案について、15日及び16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第69号 平成26年度東御市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第70号 平成26年度東御市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案を可決及び認定すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第69号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第69号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第70号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第70号は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

◎日程第13 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案に対する委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（町田千秋君） 決算特別委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された議案につきまして、各常任委員会の予備審査結果に基づき、9月18日に審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算認定について、原案を認定すべきものと決定いたしました。なお原案を認定するに当たり、次の意見を付することいたしました。

公共事業整備の財源調達に当たっては、国、県の交付金、合併特例債をはじめとする有利な記載を活用し、市一般財源の充当を極力抑え、健全な財政運営が進められていることは評価いたします。

今後、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策の実行に当たっては、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5原則に基づき、市民と協働により策定した第2次東御市総合計画を基本として、より効果的な行政財政運営に取り組まれない。

市民一人ひとりが幸せに暮らすためには健康が第一である。高齢化が進む中で市民の健康寿命を延ばす取り組みとして、特定健診率の向上や健康マイレージ事業、けんこうとうみ+10ミニッツ運動等を更に推進し、市民の健康づくりの意識の醸成を図られたい。

東御市の主要観光地である海野宿及び湯の丸高原の整備が進み、観光客の受け入れ態勢は大幅に改善されました。来年はNHK大河ドラマ「真田丸」が放映されます。うんのわや今年度改修される明神館をはじめとする温泉施設など、様々な観光資源を有効活用し、さらなる観光客誘致に取り組まれない。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員長、着席願います。

これから議案第64号の討論を行います。

6番、山崎康一君、委員長の報告に賛成ですか、反対ですか。

○6番（山崎康一君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

それでは山崎康一君、登壇の上、討論を願います。

山崎康一君。

○6番（山崎康一君） 議案第64号 平成26年度東御市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成26年度一般会計は、当初予算148億9,500万円でしたが、その後、8回の補正を経て最終的な予算額は179億2,963万円となり、この数字は前年度対比14.3%減となりました。歳入決算額は171億8,304万円、歳出決算額は165億7,490万円と、前年までに比べ、ここ数年では比較的少額の決算額となりました。繰越財源を控除した実質収支は4億8,339万円の黒字決算で、このうち2億4,170万円が財政調整基金への積み立てがなされ、残りの2億4,169万円を27年度に繰り越しました。

平成26年度決算に関しては、厳しい経済情勢が続く中、田中保育園建設事業、給食センター建替え事業などをはじめ重点とされる事業に予算が傾注されました。また三セク債を有効に活用し、土地開発公社の業務内容に抜本的なメスが入れたことは、特筆に値するものでありました。

更に市税の収納率の向上に積極的に取り組まれた経常経費の枠配分や事業の評価など、行財政の簡素・効率化を図り、経費の節減、合理化と財源の重点的配分に取り組まれた跡が随所に見受けられました。

その結果を示す財政指数に関しては、市の財政健全化指数である実質公債費比率が9.4%、将来負担比率が73.7%、財政力指数が0.49に、経常収支比率が88.1%と、いずれも許容範囲内の数値となっており、財政の安定化は確保されたものと評価いたします。

また、常任委員会での予備審査において、一部予算執行率の低いものが見受けられるとともに、決算特別委員会においては今後の市政を見据えて3項目にわたる意見が付されましたが、総じて適切に施行処理され、きちんとした成果を上げたものと認めました。

我が国の経済情勢は、アベノミクス効果も徐々にではありますが浸透し、生産が穏やかに増加し、企業収益も大企業を中心に改善するなど、回復しつつあるとされております。しかしながら依然として厳しい経済状況が続く中で、本年度以降も地方創生にかかわる事業や東御市らしさが見受けられる大型プロジェクトが幾多にも計画されています。財政運営の事務執行に当たっては、今議会冒頭に示されました監査委員報告を再度熟読の上、引き続き財政健全性と透明性を維持し、引き続き花岡市長と職員が一丸となって、市民益にかなう市づくりを進めていただくことを切にお願いをし、私の賛成討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案は起立により採決します。本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとの決定であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（櫻井寿彦君） 起立全員であります。

議案第64号は委員長の報告とおり認定されました。

◎日程第14 陳情第36号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書

◎日程第15 陳情第37号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書

◎日程第16 陳情第38号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める陳情書

◎日程第17 陳情第39号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める陳情書

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第14 陳情第36号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書、日程第15 陳情第37号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書、日程第16 陳情第38号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める陳情書、日程第17 陳情第39号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める陳情書、以上4件を一括議題とします。本4件に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長(長越修一君) 請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日に付託された陳情について、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

陳情第36号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第37号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第38号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第39号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから陳情第36号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第36号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第36号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第37号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第37号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第37号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第38号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第38号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第38号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第39号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第39号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第39号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第18 議員提出議案第7号 東御市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第18 議員提出議案第7号 東御市議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第7号 東御市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。

地方自治法第112条及び東御市議会会議規則第14条の規定により、東御市議会会議規則の一部を改正する規則を別記のとおり提出するものとする。

平成27年9月28日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、三縄雅枝。

賛成者、依田俊良、阿部貴代枝、平林千秋、青木周次、柳澤旨賢、堀高明。

別記

東御市議会会議規則の一部を改正する規則。

東御市議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○議長(櫻井寿彦君) 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

14番、三縄雅枝さん。

○14番(三縄雅枝さん) 説明を申し上げます。

議員提出議案第7号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(櫻井寿彦君) これから提案者に対する質疑を行います。

15番、町田千秋君。

○15番(町田千秋君) 内容については、私、反対するものではありません。この書類の右側の2条の1項を加えるというところに、「2 議員は、出産のため」というふうにありますね。その次にまた「2」となっておりまして、その下に「委員」というふうに書いているんです。これは「議員」ではないでしょうか。

○14番（三縄雅枝さん） ご説明申し上げます。

84条については、常任委員会のことでありますので、「委員」でよろしいようでございます。

○15番（町田千秋君） そうですか、わかりました。

○議長（櫻井寿彦君） ほかによろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

三縄雅枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第7号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第7号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議員提出議案第8号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

◎日程第20 議員提出議案第9号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

◎日程第21 議員提出議案第10号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について

◎日程第22 議員提出議案第11号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第19 議員提出議案第8号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について、日程第20 議員提出議案第9号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について、日程第21 議員提出議案第10号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について、日程第22 議員提出議案第11号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出について、以上4件を一括議題とします。本4件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第8号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学

大臣、総務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年9月28日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、長越修一。

賛成者、窪田俊介、柳澤旨賢、清水新一。

別記

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

文部科学省は、2012年9月に平成25年度から5カ年で小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとした。平成26年度予算において、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することとなってしまった。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能となることから、山積する教育課題の解決や教職員の負担軽減を図る上で効果的である。長野県では平成25年度30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小・中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが、小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨時的任用教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。義務標準法改正により小・中学校の全学年で35人学級を速やかに実現するよう強く要請する。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして、複式学級を解消しているが地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても、ゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育をすすめるため、以下の点を強く要請する。

記

1. 国の責任において35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

2. 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議員提出議案第9号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年9月28日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、長越修一。

賛成者、窪田俊介、柳澤旨賢、清水新一。

別記

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するように強く要望します。

記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議員提出議案第10号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創生担当大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年9月28日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、長越修一。

賛成者、蓮見喜昭、窪田俊介、依田政雄、柳澤旨賢、清水新一。

別記

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書。

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するのとともに、国はその戦略に基づく事業など、“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と、各府省の地方創生関連事業補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにすること。

4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財源力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体に参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員提出議案第11号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年9月28日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、長越修一。

賛成者、蓮見喜昭、窪田俊介、依田政雄、柳澤旨賢、清水新一。

別記

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書。

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在しています。

その問題点を解決し、「地方への人の流れをつくる」には、地方においても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT（情報通信技術）の利活用が不可欠です。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になります。

そこで企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることが出来る高速情報通信回線網の充実、なかでもWi-Fi環境の整備が必要になります。よって以下の事項について要望します。

記

1. ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。

2. 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。

3. テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

11番、長越修一君。

○11番（長越修一君） 議員提出議案第8号、第9号、第10号及び第11号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

長越修一君、着席願います。

これから議員提出議案第8号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第8号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第9号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第10号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第11号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員派遣について

○議長(櫻井寿彦君) 日程第23 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程第24 継続審査、調査の申し出

○議長（櫻井寿彦君） 日程第24 継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

社会福祉委員長から、閉会中の所管事務調査として所管する関係団体との協議を実施したい旨の申出書が提出され、議長においてこれを受理しました。

お諮りします。社会福祉委員長の申し出のとおり、調査が終了するまで閉会中の継続調査を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、社会福祉委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査を行うことに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 9月定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

初めに、犠牲者58人、行方不明者5人に上る御嶽山の噴火災害が発生してから昨日で1年が経過いたしました。犠牲者の無念の思い、ご遺族の悲しみに対し、謹んで哀悼の誠をあらわし、ご冥福をお祈り申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会をし、本日まで28日間の大変に長い会期の議会となりました。9月も既に末を迎え、ここ数日は季節を飛び越したような肌寒さを感じられるようになりました。

今議会におきましては、初日に平成26年度の一般会計ほか、特別会計、公営企業会計の決算認定案件8件をはじめとして、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算案、条例の一部改正案、そのほか人事案件等を提案いたしましたところでございます。とりわけ公営企業会計の決算3件に関しましては、昭和41年以来の大幅な見直しが実施された新会計制度に基づく初めての決算認定をお願いすべく提案させていただきました。

上程となりました議案につきましては、各常任委員会、決算特別委員会、本会議の場を通じて慎重にご審議をいただき、14日の総括質疑での補正予算に加え最終日の本日、それぞれ同意、可決、認定をいただいたわけございまして、改めて厚く御礼申し上げます。

一般質問や各議案の質疑に際しましては、議員各位から様々なご指摘やご要望をいただくとともに、26年度決算の認定に際しましては、一般会計に関して3項目、加えて病院事業会計にも附帯意見をちょうだいいたしました。それぞれにご指摘をいただきました事項につきましては、今後の事務執行においてできることから速やかに適正化を期してまいります。

また、今般26年度決算に当たり、監査委員より定期監査に関して幾多のご示唆をちょうだいいた

しました。各部署における事務執行の仕組みや業務の管理監督体制の総点検をいたすとともに、改めて職員各自の自覚を促して、適正な業務遂行に努めてまいります。

私は市長に就任以来、「鳥の目と虫の足」をもって、市民の目線と声なき声に耳を傾けた市政の実践を心がけてまいりました。今後も二元代表制により、市政をお預かりする両輪として議員の皆様とともに、市民益を第一義として施策に取り組んでまいる覚悟を新たにいたしましたところでございます。

さて、安倍内閣におきましては、総理の自民党総裁への再選に当たり、すべての人が職場や家庭で活力を発揮できる「1億総活躍社会」を目指すと表明され、政権の経済施策、アベノミクスの第2ステージとして「新三本の矢」と銘打ち、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障に重点的に取り組むと訴えました。

総合戦略・人口ビジョンにつながる施策を展開するとともに、喫緊の経済対策は言うに及ばず、国民生活に直接影響を及ぼす円高の回避、雇用や地域医療対策、子育て、教育、年金改革、外交等の諸課題が山積する中、真に国民が望んだ実効性のある政策への早急な対応に期待を寄せておるところでございます。

また、阿部県政におきましては、24日に開会した県議会定例会において、木曽地域の復興支援を含む総額67億円余の補正予算案を提出、10月の策定を目指している人口減少対策を盛り込んだ県版総合戦略が大きな論点として取り上げられます。

翻って、市政におきましては、東御市版の総合戦略に関連する様々な事業展開や広域ワインバレー特区をはじめ農業の6次産業化への対応、市民病院の抜本的な改革等々、目の前に解決しなければならない問題が山積しております。こんなときだからこそ初心に立ち返り、じっくりと足元を見据えて、ずくと汗を惜しまず、話し合いを重視する中で英知を結集し、常に先を見据えた上でリーダーシップを発揮して、一つ一つの課題解決に取り組んでまいります。

文字どおり暑さ寒さを隔てると言われる彼岸も過ぎ、愛するふるさと東御もいよいよ秋色一色の時期を迎えました。会期中の20日から21日には、巨峰の王国まつりが、様々な思いを込めて中央公園一帯で開催されました。折しもシルバーウイークの初めとなった両日は、汗ばむほどの好天のもと、恒例となりました巨峰の無料配布と東日本大震災の被災地、宮城県気仙沼市の復興支援が縁となり、水揚げされたばかりのサンマの販売に長蛇の列ができるほどの大盛況、ラジオの公開生放送や盛りだくさんのステージ発表を繰り広げ、大田区からのツアーをはじめ市の内外から、2日間で約4万2,000人もの大変多くの皆様にご来場いただき、実りの季節を迎えた東御の味覚をご堪能いただくことができたものと確信しております。

一昨日の26日には、市内公立保育園での運動会が開催され、東御の里に子どもたちの元気な声がこだましました。

10月3日は「東御の日」、記念の式典に続き、フード・ワインジャーナリストとして著名な鹿取みゆき氏を講師にお迎えし、市の標ぼうする“ワイン産業”をテーマに記念講演をいただきます。

また、この日はエフエムとうみが開局5周年を迎えますが、名実ともに市におけるコミュニティ

と安心・安全をつかさどる大事な役割を發揮されるよう期待しております。

更に4小学校で運動会が予定されております。

10月4日は、「一人スポーツ運動」を実践するスポーツの祭典、総合体育大会が市内各体育施設で行われます。更に10日、11日の両日にわたって、火のアートフェスティバルが芸術むら公園で開催される運びとなっております。

加えて、大田区で開催される各種の交流イベントに関しましても、内外に東御市の名を知らしめる絶好のチャンスととらえ、積極的に参画してまいります。

また、28日には、本市出身のブッチー武者さん原作による「生きる」が劇団ZANGEのふるさと旗揚げ公演として上演されます。

秋本番は、まさに芸術、文化、スポーツをはじめとして市を挙げての各種イベントが目白押しでございます。

そんな中、3.11や御嶽山をはじめとする近時頻発する数々の災害とともに経験した者として、様々な催しが普通に、そして当たり前に行うことのできるありがたさと、被災地の一日も早い復旧と復興をみんなで願い、思いを分かち合いたいと思います。

市では、間もなく平成28年度からの実施計画の策定とあわせまして、新年度予算編成の作業に着手いたします。私にとりましては、任期最後の半年を残すだけとなりますが、第2次東御市総合計画（とうみ夢・ビジョン2014）に沿った形で、一つ一つの事業を原点に立ち返って、精査・見直し、健全財政を堅持しつつ、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市とうみ」実現のため、誠心誠意市政運営に取り組んでまいり所存でございますので、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、季節の変わり目に当たり、健康には十分ご留意をされまして、なお一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げ、9月定例会の閉会に当たり、私のあいさつとさせていただきます。

長い期間にわたりまして、本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成27年東御市議会第3回定例会を閉会とします。

長期間にわたり、ご苦勞さまでございました。

（午後 2時48分）